

第328回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 会 事
9月24日	水	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（21日間） 議案の上程46件（予算5、条例11、その他8、報告22） 提出者の説明 尾崎知事
25日	木	休 会	議案精査
26日	金	休 会	議案精査
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	議案精査
30日	火	本会議	議案の追加上程2件（条例1、諮問1） 尾崎知事 質疑並びに一般質問 森田議員 中根議員 黒岩議員
10月1日	水	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 坂本(茂)議員 依光議員
2日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西内(隆)議員 弘田議員 樋口議員 決算特別委員会の設置 委員会付託 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決
3日	金	休 会	予算委員会
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	休 会	委員会審査
7日	火	休 会	委員会審査
8日	水	休 会	委員会審査
9日	木	休 会	委員会審査
10日	金	休 会	
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	

13日	月	休 会	(祝日)
14日	火	本会議	委員長報告 採決 議員派遣に関する件（議発第2号） 採決 議案の上程（議発第3号—議発第11号） 採決 議案の上程（議発第12号） 採決 議案の上程（議発第13号） 提出者の説明 加藤議員 質疑 塚地議員 討論 中根議員 採決 議案の上程（議発第14号） 討論 岡本議員 採決 議案の上程（議発第15号） 討論 米田議員 採決 継続審査の件 閉会

第328回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月24日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
尾崎知事	7

第2日（9月30日）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
事務局職員出席者	22
議事日程	22
諸般の報告	23
議案の追加上程、提出者の説明（第25号、諮第1号）	23
尾崎知事	24
質疑並びに一般質問	
森田議員	24
1 政治姿勢（まち・ひと・しごと創生本部への今後の働きかけ、税財源確保のための政策提言）について	24
2 産業振興計画（高知おおとよ製材の原木加工量、人材や資機材の確保と今後の原木供給、木質バイオマス発電施設の整備状況及び木材の調達状況、バイ	

	オマス熱利用の促進、一般住宅や中層階ビルへのCLTの導入と普及、東京オリンピック・パラリンピック施設への活用及びそのPRに向けた現状と問題点、大川村の取り組み、はちきん地鶏の取り組みへの支援) について……………	25
3	次世代施設園芸農業 (園芸団地の整備状況と経営の準備状況、大規模化を志向する経営体とモデル事業のニーズの把握、新しい農業システムの構想と計画及び既存型ハウス経営の展望と支援、生産者側の販売力強化の考え方と取り組み) について……………	27
4	南海トラフ地震対策 (高台や浸水のおそれのない土地の計画的確保、中山間地域への都市の整備と被災後の県民の姿の想定、高台移転を踏まえた学校や保育園等の統合の進め方と組み合わせ、耐震診断後の安全な住宅対策、住宅密集地での人命救助と安全な避難路の確保、市町村の策定した避難計画の点検状況、密集集落の現地調査と結果の活用、ブロック塀の安全対策補助金適用基準の早急な見直し) について……………	29
5	公共交通の課題 (経営が厳しい地域への手厚い支援の幅の広い視点からの提案、とさでん交通の執行体制と経営方針への評価と今後の期待、支援や提言の強化、市町村の財政負担増への対策) について……………	32
6	教育改革 (高知南中・高等学校と高知西高校の統合の経緯と現時点での取り組み状況及び今後の課題、統合後の中学校の入学募集の選考と特色ある学校づくり、県立高等学校の次なる統合、さらなる学力・学習態度向上への取り組み、学力テストの結果の市町村単位での公表) について……………	33
7	災害に強い県土づくり (交通インフラの現状と今後の充実強化への展望、災害復旧工事着手の見通し、大規模造成宅地の点検・調査の進め方) について……………	34
8	観光振興 (今夏の観光の落ち込み、マスメディアを活用する誘客対策の効果と秋以降の挽回、バスの運行規定に関する法改正による影響の予測とそれに対する施策) について……………	35
9	台湾への高知県事務所の開設について……………	36
10	第3回高知龍馬マラソン (想定する参加者数及び盛り上げ方法と準備状況、龍馬マラソンの将来の姿) について……………	36
	尾崎知事……………	37
	大野林業振興・環境部長……………	43
	中澤産業振興推進部長……………	46
	味元農業振興部長……………	47
	野々村危機管理部長……………	50
	田村教育長……………	51
	奥谷土木部長……………	56
	岩城副知事……………	57
	金谷中山間対策・運輸担当理事……………	58

久保観光振興部長	58
森田議員	60
中根議員	61
1 政治姿勢（実質賃金低下のもとでの消費税増税、少子化・過疎化の原因と過去の対策、地方創生における中山間地域の重要性、抜本的な米価下落対策、地方自治に対する政府の姿勢、原発の持つ異質の危険性、福島原発事故の教訓と安全対策の徹底、新規制基準の評価、四国電力の基準地震動を超える事象の原因分析と教訓、自然エネルギーの普及に向けた投資の必要性と四国での買い取り契約の中断）について	61
2 災害対策（広島市での異常気象を教訓とした取り組み、防災行政無線の現状の検証と改善の必要性、防災ラジオの普及、がけくずれ住家防災対策事業の予算措置、住宅などの浸水対策への早急な対応、河床掘削の実施、鏡ダム操作規則の見直しの必要性、精度が高い洪水予測情報の提供などの政策提言）について	64
3 四国における鉄道の抜本的高速化（基礎調査の費用便益分析の信憑性、整備効果の検討経過、県財政への影響、在来線への影響、四国の鉄道高速化連絡会からの脱退の検討、総合的な検討の重要性）について	65
4 公共交通再編（県及び株主としての二重の意味での権限と責任、コンプライアンスの確立を目指すシステムと決意、県職員の派遣や出向の検討、新会社の経営計画、公共交通改善に対する協議機関とモニタリング会議の設置の進行状況、潜在的ニーズの把握と反映、県民の意見や要望の受けとめと評価及び今後の反映、精神障害者への割引制度適用）について	66
5 子供の貧困問題と少子化・子育て支援（貧困対策のための計画策定と実態調査に基づく改善指標の明示、文部科学省の教職員定数改善計画案、学習支援事業への国の財政支援措置、子供の医療費無料化、国保保険料の均等割見直しや軽減）について	67
6 男女共同参画社会の推進（都議会等での女性議員へのやじと人権意識の学習・研さん、こうち男女共同参画プランの総括と次期プラン策定へ向けた実態調査、配偶者への消防団員内助功労者の感謝状、県行政のかかわる制度や慣習の点検と改善）について	69
7 野中兼山生誕400年の顕彰について	70
尾崎知事	71
大野林業振興・環境部長	78
野々村危機管理部長	80
奥谷土木部長	80
岩城副知事	81
井奥地域福祉部長	84

田村教育長	85
岡崎文化生活部長	85
中根議員	86
井奥地域福祉部長	87
奥谷土木部長	87
岩城副知事	87
尾崎知事	87
中根議員	88
黒岩議員	88
1 政治姿勢（本県の経済動向、産業振興計画の本年度上半期の進捗状況、地域アクションプランの第1次製品の加工品、カツオを取り巻く現状認識と改善、地方創生の流れの中でのJAの役割・位置づけ、人口減少社会を迎える本県のあるべき姿と政策の展開、医療費の多さの現状分析と医療費抑制政策の影響）について	88
2 台風第12号、第11号の被害対策（被害の教訓の生かし方、避難勧告への生かし方、国のタイムラインや和歌山県の避難勧告の仕組み、災害状況の情報提供などの市町村との連携、市町村の小規模河川維持管理の要望への対応、災害復旧に伴う現時点の課題）について	89
3 防災・減災対策（インフラ長寿命化計画策定、橋梁やトンネルの定期点検義務づけに係る市町村の課題、路面下の空洞調査と対策、高知市の長期浸水対策の進捗状況、道路啓開計画による優先すべき道路の通行確保）について	91
4 地域包括ケアシステムの構築（取り組みの方向性と課題、超高齢社会に対応する介護人材確保、学校現場で介護職の重要性を学ぶ取り組み、社会保障教育の状況と意識向上の取り組み）について	92
5 総合学科（系列）の取り組みについて	93
6 足摺海洋館のあり方（これまでの検討の経過と海洋館が果たす役割、県民参加型公募債の検討）について	94
7 トンボ自然公園の活用（経営難への対応、幡多青少年の家の利用者による体験学習）について	95
8 とさでん交通株式会社（最大出資者としての責任・役割を果たすと表明した思い）について	95
9 ノロウイルス感染対策（高齢者介護施設における感染対策マニュアルへの対応、感染経路のわからない状況への認識と本県の実態、福山市保健所のマニュアルに対する見解）について	96
10 消費者教育の充実（消費生活センターへの相談件数やその特徴と懸念、警察本部と消費生活センターとの連携した対応、消費者教育推進計画の策定状況と市町村へのサポート）について	97

尾崎知事	97
中澤産業振興推進部長	103
野々村危機管理部長	104
奥谷土木部長	105
味元農業振興部長	108
井奥地域福祉部長	108
田村教育長	109
小島教育委員長	110
久保観光振興部長	111
大野林業振興・環境部長	112
山本健康政策部長	112
岡崎文化生活部長	113
國枝警察本部長	114
黒岩議員	115
尾崎知事	116
奥谷土木部長	116
岡崎文化生活部長	116
黒岩議員	117

第3日（10月1日）

出席議員	119
欠席議員	119
説明のため出席した者	119
事務局職員出席者	120
議事日程	120
諸般の報告	121
質疑並びに一般質問	
横山議員	122
1 政治姿勢（日本創生会議・人口減少問題検討分科会の提言、少子化対策の数値目標の設定、東京圏への一極集中是正のための政策提言）について	122
2 とさでん交通株式会社（新役員体制への期待、統合3年目の黒字化実現に向けた議論、借入金の金利軽減への話し合いと今後の対応、利用促進とダイヤ編成、バスターミナル設置の議論、路面電車の外観の工夫、産業競争力強化法の認定のメリットと国の支援）について	123
3 自然災害（土砂災害警戒区域の指定がおこなわれている原因分析と今後の指定促	

進、防災意識の向上のための市町村との連携、防災予算増額に向けた政策提 言活動) について……………	124
4 再生可能エネルギー（急加速する普及状況と新エネルギービジョン、自然景 観を守るための規制）について……………	125
5 農業振興（ことしの米の作柄の予測、農地中間管理機構における募集状況と 課題や進め方）について……………	126
6 有害鳥獣対策（被害の現状と問題点、狩猟者の負担の軽減、鹿被害特別対策 事業の広域補助）について……………	127
7 県内製造業の振興（県内企業の設備投資の現状分析等、国の新成長戦略によ る税制改正の影響と対応）について……………	128
8 外国人労働者について……………	129
9 日本一の健康長寿県構想（健康寿命の現状把握と今後の取り組み、地域医療 構想と医療費の目標設定）について……………	129
10 足摺海洋館（施設整備と運営での大阪海遊館との連携）について……………	130
11 水産振興（若手漁業者の育成、カツオ資源の現状と南洋海域での大型まき網 漁規制などについての国への働きかけ、カツオ資源を守る組織の結成、クロ マグロ未成魚の漁獲量規制による漁業者への影響と対応、県1漁協構想、「高 知家の魚 応援の店」）について……………	130
尾崎知事……………	132
岩城副知事……………	136
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	137
奥谷土木部長……………	140
大野林業振興・環境部長……………	140
味元農業振興部長……………	141
原田商工労働部長……………	142
山本健康政策部長……………	143
久保観光振興部長……………	144
松尾水産振興部長……………	145
横山議員……………	146
松尾水産振興部長……………	148
尾崎知事……………	148
坂本(茂)議員……………	148
1 政治姿勢（地方中枢拠点都市制度による自治体消滅の可能性、道州制導入の 新たな根拠を生む可能性、埼玉県のエーグルバスを参考にした取り組み、と さでん交通の国土交通省モデル事業採択、公共交通改善に対する協議会での 高齢者・障害者の意見の反映と会議の公開、県下全体を見据えた県民参加の 地域公共交通計画の策定、適材適所の交通モード選択を根底に据えた計画、	

より被災者の立場に立った被災者生活再建支援制度の検討) について……………	148
2 自転車を通じたまちづくりと交通安全政策（自転車活用計画策定などへの取 り組み、自転車コミュニティービジネスの展開、車道における自転車レーン 敷設と実現までの間の歩道上の自転車専用レーンでの規制、自転車の安全性 確保のための対策、他県でのタンDEM自転車の事故件数と事故防止観点での 議論、観光誘客面でのタンDEM自転車の走行可能性、大人への交通ルールの 教育、ハード面での環境整備、運転免許センターの技能試験コース活用の促 進) について……………	151
3 タウンモビリティ（取り組みを継続していくための支援、屋内スペース確保 の支援) について……………	154
4 防災・減災対策（地域防災計画策定主体の地域への支援、具体化に必要な財 政措置、南海トラフ地震対策行動計画における津波避難ビルの扱いと新たに 計画に位置づけられた避難場所に関する課題) について……………	155
5 公文書管理のあり方（公文書の存在意義と保存のあり方、公文書館の保管対 象とハード面の整備、専門職員の養成・確保、検討委員会の立ち上げによる 検討の加速化) について……………	155
6 給与制度の総合的見直し（人事院の官民比較調査手法についての認識、本県 での導入の考え方、本県の50歳代の官民較差、職員のモチベーションの維持) について……………	157
7 高校再編振興計画案における県立西高等学校と県立南中・高等学校の統合（関 係者に理解されていない点と計画を進めることへの支障、パブリックコメン トの意見尊重、グローバル教育の必要性の支持、進学が多様な選択肢となる 可能性、グローバル教育の優先) について……………	158
尾崎知事……………	158
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	162
岩城副知事……………	162
中澤産業振興推進部長……………	163
奥谷土木部長……………	163
國枝警察本部長……………	164
久保観光振興部長……………	165
井奥地域福祉部長……………	166
野々村危機管理部長……………	166
小谷総務部長……………	167
秋元人事委員長……………	168
田村教育長……………	169
坂本(茂)議員……………	171
尾崎知事……………	173

國枝警察本部長	174
秋元人事委員長	174
坂本(茂)議員	174
依光議員	175
1 まちづくり（都市と里山の共生、ヘリテージマネージャー養成の意気込み、 移住の取り組みが期待される集落の地籍調査、香美市の意見書への見解、香 美市及び南国市からの地区計画への対応、市街化調整区域の建物の用途変更 手続に係る相談、セットバックの要件の周知）について	175
2 農業政策（オランダを参考にした農家の経営改善、農業所得向上支援システ ムの導入状況と成果・活用方針、農家の施肥診断技術の向上対策、農地集積 に関する話し合い支援と不在地主への働きかけ）について	179
3 産学官民の連携（産学官民連携センターへの意気込み、よろず支援拠点との 相乗効果と役割分担）について	182
尾崎知事	183
田村教育長	185
奥谷土木部長	185
味元農業振興部長	187
原田商工労働部長	189
依光議員	189

第4日（10月2日）

出席議員	191
欠席議員	191
説明のため出席した者	191
事務局職員出席者	192
議事日程	192
諸般の報告	193
質疑並びに一般質問	
西内(隆)議員	194
1 教育行政（偉人伝に学ぶことの重要性、偉人伝の積極活用とそのための図書 館の環境整備、非認知能力開発に関する調査研究、幼稚園や保育所の保護者 が正しい食習慣を学ぶ機会）について	194
2 スマートフォンアプリ高知家の開発について	197
3 県道の整備（県道384号北本町領石線の旧関川邸周辺の整備予定、県道249号 木屋橋周辺の整備の現況と予定）について	198

4	自転車マナーの啓発について	198
5	認知症対策（早期発見のための検診の重要性と日程の周知）について	199
6	職員採用試験（適性や熱意を評価する選考方法への見直し）について	200
7	エネルギー植林（燃料材の利用を前提とした植林の調査研究）について	201
	尾崎知事	201
	田村教育長	202
	小谷総務部長	204
	奥谷土木部長	204
	國枝警察本部長	205
	井奥地域福祉部長	206
	秋元人事委員長	207
	大野林業振興・環境部長	207
	西内(隆)議員	208
	田村教育長	208
	奥谷土木部長	208
	西内(隆)議員	209
	弘田議員	209
1	朝日新聞の報道撤回（恣意的な新聞報道への対応と新聞報道のあり方、国際社会での日本の評価回復、高校教科書の記述訂正、高校での日本史の授業、N I E活動）について	209
2	雇用の場を守り育てること（大敷組合の法人化、企業の移転や拡大の相談への対応と支援、過疎地域の計画的道路整備、過疎地域の資源を生かした起業への指導や支援、備長炭の学校の創設、送電線整備への公金投入、災害復旧工事発注時期の調整、産業振興推進総合支援事業に係る県と市町村のさらなる連携）について	212
3	移住政策（移住後の転出の懸念と移住後のフォロー）について	215
4	過疎地の医師、看護師の確保について	215
5	高知家・まるごと東部博（（仮称）室戸世界ジオパークセンター、室戸ジオパークトライアスロンへの指導と支援）について	215
6	過疎地でのスポーツ活動（地域と学校部活動の一体化）について	216
	尾崎知事	217
	田村教育長	218
	松尾水産振興部長	220
	原田商工労働部長	220
	奥谷土木部長	221
	大野林業振興・環境部長	222
	中澤産業振興推進部長	222

山本健康政策部長	223
久保観光振興部長	224
弘田議員	225
樋口議員	225
1 地方創生（地方独自の判断による行政トリアージ、頑張る地域への優先的な 予算の投入、過疎地が納得する国の逆提案、企業などの地方分散、企業誘致 への意気込み）について	225
2 従軍慰安婦（県議会における架空の上の質疑、日本が国際的批判をされる理 由のないことの表明、間違いの記事を掲載した新聞）について	227
3 映画（「孤島の太陽」のリメイク）について	228
4 龍馬キャラについて	229
5 車の減税（高齢者の交通事故の減少のための先端技術の推進、ネーミングラ イツなどの努力による収入増）について	229
6 野菜の機能性（販売戦略への組み込み、県産農産物機能性成分評価による農 家の所得アップ、農家に対する機能性検査の支援、機能性への注目度）につ いて	230
7 県の次世代ハウス（ミニオランダ型ハウスの整備への支援、ハウスの整備・ 増収・コストダウンの具体策）について	231
8 台風と地震（同時発生のような事態への対処）について	232
9 県立安芸中・高等学校の移転（具体的に行った対策、保護者への説明、海沿 いの県立中・高等学校の生徒たちの安全確保）について	232
10 県立あき総合病院（病院東側県道への歩道と横断歩道の整備、調査結果の法的 根拠、交通事故が起きた場合の責任、信号機の設置、看護学校の設置、看 護師需要に対する供給体制、回復期リハビリの設置、より合理的な予約時間、 旧館解体時における県の管理）について	233
11 台風の河川被害（河床掘削の計画と捨て場の確保、今回の豪雨では氾濫しな かった河川の整備）について	234
12 簡易型老人ホーム（具体化の方法、介護職員不足に対する経営分析、欠員を 派遣が穴埋めすることによる介護力低下とパート職員の優遇、コストを落と す場合の経営手腕）について	235
13 移住とお墓について	235
14 認知症夫婦の自宅介護（認知症同士の夫婦の実態調査と認知症介護の対策） について	236
尾崎知事	236
原田商工労働部長	240
國枝警察本部長	241
田村教育長	242

岩城副知事	243
小谷総務部長	244
味元農業振興部長	244
中澤産業振興推進部長	245
奥谷土木部長	246
山本健康政策部長	246
岡林公営企業局長	247
井奥地域福祉部長	248
樋口議員	250
決算特別委員会の設置	251
議案の付託	251
議員派遣に関する件、採決（議発第1号）	251

第5日（10月14日）

出席議員	253
欠席議員	253
説明のため出席した者	253
事務局職員出席者	254
議事日程	254
諸般の報告	255
委員長報告	
川井危機管理文化厚生委員長	255
上田商工農林水産委員長	257
三石産業振興土木委員長	259
明神総務委員長	262
採決	265
議員派遣に関する件、採決（議発第2号）	266
議案の上程、採決（議発第3号—議発第11号 意見書議案）	266
議案の上程、採決（議発第12号 意見書議案）	267
議案の上程、提出者の説明、質疑、討論、採決（議発第13号 意見書議案）	267
加藤議員	268
塚地議員	269
加藤議員	271
中根議員	273
議案の上程、討論、採決（議発第14号 意見書議案）	275

岡本議員	276
議案の上程、討論、採決（議発第15号 意見書議案）	278
米田議員	278
継続審査の件	280
閉会の挨拶	
浜田議長	281
尾崎知事	281

巻末掲載文書

委員会報告書	283
意見書に関する結果について	288
議案の提出について	294
予算委員名簿	296
議案の追加提出について	297
議案付託表	298
議案の提出について	
議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	302
議発第2号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案	304
意見書議案の提出について	
議発第3号 浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書議案	306
議発第4号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を 求める意見書議案	309
議発第5号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書議案	312
議発第6号 社会福祉法人に対する税制上の優遇措置の継続を求める意見書議案	315
議発第7号 経度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推 進を求める意見書議案	317
議発第8号 奨学金制度の充実を求める意見書議案	319
議発第9号 米価下落から稲作農家の経営を守ることを求め意見書議案	321
議発第10号 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書議案	323
議発第11号 自然エネルギー導入促進のため、送電網整備など積極的対策を求める意 見書議案	325
議発第12号 文化・伝統について学ぶ機会の一層の充実を求める意見書議案	328
議発第13号 「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書議案	330
議発第14号 2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書議案	332
議発第15号 カジノ賭博の合法化に反対する意見書議案	334

継続審査調査の申出書	337
委員会審査結果一覧表	339
議決一覧表	342

招 集 告 示

高知県告示第537号

高知県議会定例会を、平成26年9月24日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成26年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金子 繁昌 君	2番	加藤 漠 君
3番	川井 喜久博 君	4番	坂本 孝幸 君
5番	西内 健 君	6番	西内 隆純 君
7番	弘田 兼一 君	8番	明神 健夫 君
9番	依光 晃一郎 君	10番	梶原 大介 君
11番	桑名 龍吾 君	12番	佐竹 紀夫 君
13番	中面 哲 君	14番	三石 文隆 君
15番	森田 英二 君	16番	武石 利彦 君
17番	浜田 英宏 君	18番	樋口 秀洋 君
19番	溝渕 健夫 君	20番	土森 正典 君
21番	西森 潮三 君	22番	欠 番
23番	欠 番	24番	ふあ一ま一土居 君
25番	横山 浩一 君	26番	上田 周五 君
27番	中内 桂郎 君	28番	西森 雅和 君
29番	黒岩 正好 君	30番	池脇 純一 君
31番	高橋 徹 君	32番	欠 番
33番	坂本 茂雄 君	34番	田村 輝雄 君
35番	岡本 和也 君	36番	中根 佐知 君
37番	吉良 富彦 君	38番	米田 稔 君
39番	塚地 佐智 君		

第328回高知県議会定例会会議録

平成26年 9月24日（水曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 7番 弘田兼一君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中西 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあーまー土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 吉良富彦君

38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総 務 部 長 小谷 敦君
 危機管理部長 野々村 毅君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推 進 部 長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 久保博道君
 農業振興部長 味元 毅君
 林業振興・
 環 境 部 長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土 木 部 長 奥谷 正君
 会 計 管 理 者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 田村壮児君
 人 事 委 員 長 秋元厚志君
 人 事 委 員 会 長 福島寛隆君
 公 安 委 員 長 島田京子君
 警 察 本 部 長 國枝治男君

代表監査委員 朝 日 満 夫 君
監査委員 吉 村 和 久 君
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 浜 口 真 人 君
事務局次長 中 島 喜 久 夫 君
議事課長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主任 沖 淑 子 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成26年 9月24日 午前10時開議

- 第 1 号 会議録署名議員の指名
- 第 2 号 会期決定の件
- 第 3 号
 - 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
 - 第 2 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
 - 第 3 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
 - 第 4 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算
 - 第 5 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
 - 第 6 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
 - 第 7 号 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 8 号 高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案
 - 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正

する条例議案

- 第 10 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 18 号 高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案
- 第 19 号 県有財産（情報処理機器）の取得に関する議案
- 第 20 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 22 号 平成25年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 23 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 24 号 平成25年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 報第 1 号 平成25年度高知県一般会計歳入歳出

<p>決算</p> <p>報第2号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第3号 平成25年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第4号 平成25年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第5号 平成25年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第6号 平成25年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第7号 平成25年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 平成25年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 平成25年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 平成25年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 平成25年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 平成25年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 平成25年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 平成25年度高知県高等学校等奨学金</p>	<p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 平成25年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第21号 平成25年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第22号 平成25年度高知県病院事業会計決算</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開会 開議</p> <p>○議長（浜田英宏君） ただいまから平成26年9月高知県議会定例会を開会いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">これより本日の会議を開きます。</p> <p style="padding-left: 40px;">議事に先立ちまして、去る8月の台風第12号の影響による豪雨及び第11号の直撃で被害に遭われました多くの県民の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p style="padding-left: 40px;">さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p style="padding-left: 40px;">次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。</p> <p style="padding-left: 40px;">次に、知事から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。</p> <p style="padding-left: 40px;">次に、知事から地方自治法第243条の3第2項</p>
--	--

の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき平成25年度における業務実績評価の結果の報告書が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき平成25年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る8月20日高知県で開催されました四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末283、288ページに掲載〕



新任職員の紹介

○議長（浜田英宏君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

警察本部長國枝治男君。

（警察本部長國枝治男君演壇前に進む）

○議長（浜田英宏君） それでは、自己紹介願います。

○警察本部長（國枝治男君） 警察本部長の國枝です。よろしく願います。



会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

5番 西内 健 君

15番 森田 英二 君

30番 池脇 純一 君



会期の決定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から10月14日までの21日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から10月14日までの21日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末294ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成25年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成25年度高知県病院事業会計決算」まで、以上46件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 本日、議員の皆様の御出席をいただき、平成26年9月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

初めに、平成26年8月豪雨により、広島県を初め全国でお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に対してお悔やみを申し上げます。

先月の台風第12号及び第11号により、本県の雨量も広い範囲で記録的なレベルに達し、県内の42河川の流域で浸水被害が発生するなど、近年にない大きな災害がもたらされました。本県及び全国の被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの被害に対しましては、まず道路、河川などの公共施設等の迅速な復旧に向けた対策を実施いたしますとともに、浸水被害の再度災害の防止についても、被害の原因分析を行い、必要な対策を国や市町村と連携して講じてまいります。また、土砂災害から人命を守るため、啓発の強化や避難訓練の充実などの対策を進めてまいります。

さらに、被災者の支援に関しては、被災者の皆様の生活再建を図るための支援策を講じてまいりますほか、各分野での経済被害に関しても、少しでもその影響が小さくなるよう、必要な対策を講じてまいります。

これらの対策の実施に当たっては、既存制度を活用して迅速な対応を図ることとしておりますが、あわせて新たな制度の創設や予算の増額を要するものにつきましては必要な補正予算案を提案しております。

以上のような一連の対策を通じまして、県民の皆様にも一日も早く日常の生活を取り戻していただけるよう、県としても全力を挙げて取り組んでまいります。

今月3日、第2次安倍改造内閣が発足いたしました。これまで安倍内閣は、長引くデフレからの脱却と低迷する我が国の経済再生に向けて、いわゆるアベノミクスの3本の矢を放ち、本格的な対策を講じてきたところであります。

安倍総理におかれましては、引き続き、成長戦略の着実な実行など経済の再生に強力に取り組んでいただくとともに、持続可能な社会保障制度の確立や南海トラフ地震対策の推進など我が国が直面している課題の解決に向けてリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。

中でも、構造的な課題である人口減少を克服するとともに、地方が成長する活力を取り戻すことを目指した元気で豊かな地方の創生は、総理自身が改造内閣最大の課題の一つとして掲げているところであります。国においては、総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を設置するなど、内閣を挙げてこの課題に取り組もうとされており、大いに期待するところです。

地方の創生をなし遂げるためには、国は、直面している課題に応じて地域地域が取り組んでいる施策に重きを置いて支援することが重要であります。

また、地域の企業や事業者の皆様が抱える課題はそれぞれ異なりますことから、地域の皆様の多様なニーズに対応できる総合的な施策を展開していくことも必要となってまいります。

さらには、県庁所在地などの中心都市のみならず、中山間地域にも若者が住み続けられなければ、真の創生はなし得ないところであります。

国には、地方の意見を十分に反映し、地方の目線に立った実効性のある施策を展開すること

を期待するものであります。

本県としましても、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む中、人口減少と経済規模の縮小という負のスパイラルを克服することにベクトルを合わせて、これまで、地産外商や移住促進など産業振興計画の推進、大学改革など教育の充実、高知型福祉の促進、さらには抜本的に強化した中山間対策や少子化対策などに全力で取り組んでまいりました。

今後も、県として、これらの政策に全力で取り組みますとともに、全国知事会などとも連携しながら、国に対し、引き続き機を捉え、本県の経験を踏まえた政策提言を行ってまいります。

今議会では、台風第12号、第11号被害への迅速な対応、南海トラフ地震対策のさらなる強化・加速化、経済の活性化、教育の充実と子育て支援、2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としたスポーツの振興の5つの柱に基づき、総額188億6,000万円余りの補正予算案を提出しております。

台風第12号、第11号被害への迅速な対応に関しては、先ほど申し上げましたとおり、国の補助事業や県単独事業も最大限活用し、公共施設等の災害復旧や経済被害対策のほか、被災者生活の再建支援、土砂災害対策などを迅速に実施してまいります。

南海トラフ地震対策のさらなる強化・加速化に関しては、住宅の耐震化や公共土木施設等の防災・減災対策など命を守る対策を加速化いたしますとともに、県立の特別支援学校の避難所機能の強化など応急期の命をつなぐ対策も強化することとしております。

経済の活性化に関しては、第2期産業振興計画の目標達成などに向けまして、先進的な園芸農業システムの普及など第1次産業での取り組みを強化いたしますほか、観光分野では地域博覧会の開催の支援などを進めてまいります。さ

らには、四国産業競争力強化戦略に即応した取り組みも展開してまいります。

教育の充実と子育て支援に関しては、小中学生の学力向上や高校生の基礎学力定着に向けた取り組みを強化いたしますとともに、県立高校におけるグローバル教育の推進のため、高知南中・高校及び高知西高校において先導的な取り組みを進めてまいります。

2020東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としたスポーツの振興に関しては、今後推進するプロジェクトの実施計画を策定するなど、開催を契機に本県のさらなるスポーツ振興を図ることとしております。

県の財政運営においては、県民サービスの確保と県財政の健全化をともに実現するため、中期的な収支の動向を常に念頭に置いて財政規律の維持に努めていくことが重要であります。このため、本年度も、昨年度の本県の決算状況や中期財政計画を初めとする国の動向などを踏まえ、平成32年度までの中期的な財政収支の試算を行いました。

その結果、南海トラフ地震対策行動計画に基づく建築物の耐震化や保育所、幼稚園の高台移転などの地震対策のさらなる加速化や、社会保障と税の一体改革を踏まえた今後の社会保障関係経費の増加による影響を加味しても、一定の財政調整的基金を確保しつつ、中期的に安定した財政運営を行うことができる見通しとなりました。また、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く県債残高も、引き続き抑制傾向を維持できる見通しであります。しかしながら、歳入に占める地方交付税などの割合が高いため、本県の財政運営は、国の財政健全化に向けた取り組みや税制改正などの動きに左右されます。引き続き、これらの動向を注視し、必要に応じて国にも政策提言を行うなど、気を緩めることなく、中期的な見通しに立って安定的な財政運

営に努めてまいります。

次に、台風被害への迅速な対応について御説明申し上げます。

台風第12号及び第11号による豪雨は、先月1日から10日までの間に仁淀川町などでは総雨量が2,000ミリを超えるなど、多いところで年間雨量の5割、8月平年値の4倍を超える記録的な雨量をもたらしました。この結果、県内でも多岐にわたり多くの被害が発生しておりますが、これらの被害に対しまして5つの分野ごとに対策を迅速に講じてまいります。

まず、第1の対策は、公共施設等の復旧に向けた対策であります。

今回の豪雨により、道路の被災や地すべりの発生、河川の流域での浸水被害、農地の崩壊など、多くの公共施設等の被害が発生し、また県内40カ所で道路の寸断などによって孤立地域が発生いたしました。孤立状態は全て解消いたしましたものの、現在も迂回路の通行や地すべりなどによる避難生活を余儀なくされている方々がおられます。現在、応急復旧作業を行っている県管理道路について、できる限り早期の工事完了を目指して取り組んでまいりますとともに、その他の被災箇所についても早期の本復旧に取り組んでまいります。

第2の対策は、浸水被害についての再度の災害防止対策であります。

今回広範囲に浸水した河川の流域では、これまでもさまざまな対策が講じられてきましたものの、このたびの豪雨による出水規模が各施設の計画容量を超えたことにより浸水被害が発生したものであります。このため、これらの河川における浸水被害の原因を分析した上で、国、市町村とも連携し、排水ポンプの新設など治水能力の増強を検討してまいりますとともに、その他の河川についても、今回の被害を教訓にさらなる対策を講じることいたしました。

第3の対策は、土砂災害から人命を守る対策であります。

土砂災害につきましては、県内には、地形などの特性から土砂災害が発生する可能性のある土砂災害危険箇所が1万8,112カ所あり、そのうち土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定した箇所は、先月末現在で6,756カ所となっております。土砂災害警戒区域の指定については、平成17年度から着手しており、当初は年間500カ所のペースで指定してきたものを、平成25年度からは指定箇所を倍の1,000カ所にして取り組みを進めてきたところであります。しかしながら、今回のような豪雨に備えるため、平成28年度からは、さらにその倍の年間2,000カ所の指定ができるよう対応を強化してまいりたいと考えております。

また、日ごろより住民の皆様にと土砂災害の危険性についてあらかじめ警戒感を持っていただくことが何より重要でありますことから、土砂災害の一般的な前兆現象や、土砂災害警戒情報などが発表されたときの対処の仕方などとあわせて、現時点で警戒区域に指定されていない土砂災害危険箇所についてもさらに周知していく必要があると考えております。このため、土砂災害への備えに関する冊子と危険箇所などを示したマップを作成して来年度の早い時期に県内全戸へ配布いたしますほか、土砂災害に関する学習会を開催するなど、県民の皆様にと土砂災害の危険性を認識していただく取り組みを加速してまいります。また、住民の的確な避難行動に結びつくよう、住民参加型の防災訓練の回数をふやしますとともに、その内容についても充実を図ってまいります。

第4の対策は、被災された方々の生活の再建支援であります。

今回の豪雨により、住宅の全半壊などの被害や、避難指示などが長期に及ぶ地域が生じてい

ることから、災害援護資金貸付金などを活用して被災者の皆様の生活再建を支援するとともに、教職員住宅の提供、民間住宅の借り上げ支援といった、被災者の皆様の住居確保につましても万全を期してまいります。

第5の対策は、さまざまな分野で生じた経済被害に対する対策であります。

まず、農業分野では、農作物の冠水やビニールハウスの倒壊、集出荷施設の浸水などにより24億円余りの被害が発生しております。迅速な復旧を目指して、県単独事業とともに国の制度も活用して復旧を支援してまいります。

また、林業分野では、林内作業道の崩壊や製材施設の浸水などにより2億9,000万円余りの被害が発生しており、特に木材生産全般に影響のある作業道などを優先しつつ、復旧を支援してまいります。

さらに、観光分野では、例年観光客数がピークを迎える時期に豪雨被害を受けたため、旅館、ホテルの宿泊キャンセルが相次ぎ、その数が約1万6,000泊に上るとともに、宿泊客以外の客足も遠のくなど、県経済の広範な分野に大きなマイナスの影響が発生したところであります。こうした広範な影響を補うべく、マスメディアへの情報発信などによる緊急誘客対策を展開してまいります。

続いて、平成26年度の県政運営の現状に関し、まずは南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

現在、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、避難路・避難場所や津波避難タワーといった津波避難空間の整備など命を守る対策に最優先で取り組むとともに、避難所の確保対策など応急期における助かった命をつなぐための対策についても本格的に取り組んでいるところであります。

一連の対策を進めるに当たっては、被災者が

置かれた状況をリアルに想定し、考えられる課題を常に洗い出していくことが重要であると考えております。こうした考えのもと、今年1日、南海トラフ地震対策推進本部会議において、想定される課題をさらに洗い出した結果、例えば津波避難場所で孤立した場合における通信手段の確保や医療活動で大量の水を必要とする県立病院の水の確保など、命をつなぐ視点で新たに61項目の対策を行動計画に位置づけることといたしました。

今後は、新たに追加された対策も含めまして、地震発生直後から応急期の初期段階までの対策を平成27年度までにおおむね完成させることを目指し、取り組みのさらなる加速化を図ってまいります。

昨年12月に施行された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、現在、県と市町村において南海トラフ地震防災対策推進計画の作成に取り組んでおります。

この推進計画には、地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備や、国、地方公共団体その他の関係者の連携・協力の確保といった事項を定めることとされており、県の計画については、今年8日の高知県防災会議において御承認いただいたところであります。

今後、市町村におきましても、県の計画との整合を図りながら、より具体的な地震・津波対策を実施するための推進計画が作成されることとなります。中でも、津波避難対策特別強化地域に指定された沿岸19市町村においては、推進計画の作成とあわせまして、津波避難対策緊急事業計画の作成も進められているところであります。この緊急事業計画に位置づけますことで、津波からの避難に必要な事業などについて、国の補助金のかさ上げ措置が適用されますことから、今後、できる限り早期に市町村の計画作成が完了いたしますよう、県としても支援してま

います。

次に、道路啓開計画の策定について御説明申し上げます。

地震発生直後には、救命・救護活動を行うためのルート確保に全力を尽くす必要がありますが、現実には、情報の断絶や錯綜により被災状況が十分把握できていない中で、道路の啓開作業を余儀なくされることが想定されます。

こうした制約された条件下において迅速かつ効率的に道路啓開を行うためには、優先すべきルートをあらかじめ決定し、限られた資源を集中させる必要があります。

優先すべきルートとしましては、予想される被災状況に鑑みれば、果たす役割に応じて大きく2つのタイプのルートがあると考えております。その第1は、広域的なルート、すなわち高規格道路と総合防災拠点や災害拠点病院などを結び、県外からの応援部隊や物資などを受け入れる役割を持つルートであります。第2は、地域内のルート、すなわち各地域において、総合防災拠点と病院など地域の防災拠点とを結び、負傷者の搬送、備蓄物資の運搬などの役割を持つルートであります。

現在、これら2つのタイプのルートについて、優先的に啓開できるよう関係者の皆様と検討を進めているところであります。

7月には、第1回の道路啓開計画作成検討協議会を開催し、国や自衛隊、建設業協会、警察本部などの関係者の方々と、啓開作業の手順や必要となる重機の確保など、啓開活動を進める上での課題について協議いたしました。

その後、南海トラフ地震対策推進地域本部と各市町村の連携のもと、各ブロックごとに、実際に啓開に当たっていただく建設業者の皆様と作業上の課題などについて協議を行うとともに、地域の防災拠点までの啓開が必要な道路の選定を行っているところであります。また、啓開に

要する日数の算定や啓開時間をより短縮するための対策案の検討も進めております。

今後は、啓開区間ごとに建設業者を選定し、あわせて啓開手順書を作成するなど、より具体的で実効性のある計画の策定に取り組んでまいります。

次に、産業振興計画について御説明申し上げます。

第2期計画で掲げた4年後の目標を達成するためには、3年目となります本年度の取り組みが特に重要となりますことから、これまで以上に、PDCAサイクルにより取り組み状況をきめ細かく検証するとともに、こうした検証を通じまして、必要な対策の追加や見直しを行ってまいります。

2年目の「高知家」プロモーションについては、高知家のさらなる認知度向上を図ることと、地産外商や観光振興、移住促進の面で具体的な成果に結びつけることを目的として、「おすそわけ」をテーマに掲げ、首都圏を中心にプロモーション活動を展開しております。

具体的には、首都圏などの電車や航空機内での広告、スーパーよさこいに合わせた原宿表参道でのフラッグ広告などのPR活動を展開してまいりましたほか、魅力的な食や自然、高知家の温かい人柄にスポットを当てたテレビ番組など、マスメディアによる広報も充実させるなど、切れ目なく高知家を発信しております。また、高知家統一セールスキャンペーン推進本部において、ニラや宗田節、土佐和紙など5品目を第1弾の重点プロモーション品目として選定し、その認知度向上や販売拡大といった目標達成に向けて、本県独自の技術や独特の味わいなど、各品目の特徴を際立たせたプロモーションを展開しております。さらに、これからの季節に合わせて、高知の特産品である土佐ブントウやトマト、ブランド養殖魚を新たな重点プロモーション

ン品目として追加いたしました。

今後も引き続き、関係団体などとも戦略を共有しながら、官民協働によるセールス活動に取り組んでまいります。

地産外商公社の外商部門においては、本年度は、特に大口の取引につながりやすい卸売業者の方々との関係強化に努めております。これまでの取り組みにより、大手卸売業者と生活情報誌が共同で実施しました全国的なヒット商品を発掘するプロジェクトの第1弾に本県の商品が取り上げられ、全国に向けて発信されるなど、多くの高知県産品に対して高い評価をいただきました。また、このほかにも、県内事業者が卸売業者主催の展示商談会に出展する機会が増加し、7月だけで5回の出展につながるなど具体的な成果があらわれております。このように工夫を重ねながら取り組みを続けてまいりました結果、本年度の地産外商公社の仲介、あっせんによる成約件数は、先月末までに1,022件と、昨年同時期の867件を大きく上回っております。

こうした公社の取り組みに加えまして、県では、6次産業化と地産外商の推進に御協力いただける企業との間でパートナー協定を締結し、全国で通用する商品づくりや販路拡大などを支援することとしております。

その第1弾となる協定を締結した旭食品株式会社との連携を希望する県内の食品加工事業者や農林業者の皆様を公募いたしましたところ、40社の方々の応募をいただきました。来月10日には、こうした事業者の方々と旭食品株式会社とのビジネスマッチングの場を設け、事業者同士の具体的な事業展開につなげてまいりますとともに、協定に基づく支援を行い、両者の連携による相乗効果をより大きなものにしてまいりたいと考えております。

次に、第1次産業の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、農業分野では、先進技術を活用して高品質、高収量を目指す次世代型こうち新施設園芸システムの普及に、今後、本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

本県では、これまで、全国に先んじて施設園芸の先進地であるオランダから収穫量の大幅な増加が見込まれる高軒高ハウスや環境制御などの先進技術を学ぶとともに、これを生かしつつ、農業技術センターにおいて、本県の実情に即した技術の早期確立に向けた研究開発に取り組んでまいりました。また、現場での実証も重ねてきており、重点品目であるピーマンなどの7品目について、5%から37%の増収効果が確認できたところであります。

さらに、本年度から、四万十町において、国のモデル事業を活用して大規模な次世代型の園芸団地の整備を進めますとともに、新たな担い手育成と先進技術普及の拠点として、農業担い手育成センターを隣接して開設したところであります。

このように、関連する取り組みが着実に進んできましたことから、これらの先進技術を次世代型こうち新施設園芸システムとして県内全域に普及すべき機が熟したものと考えております。

このオランダの技術を基礎とした新しいシステムは、県内農家の経営を大きく変える可能性があるものであります。意欲ある農業生産法人や農家が、早期にその経営規模などに応じた対応を図ることができるようになりますよう、ハードとソフトが一体となった支援策を推進してまいります。

具体的には、まずハード面では、規模拡大に意欲ある農業生産法人等を対象に、県内複数箇所におきまして、国のモデル事業の対象とはならないものの、本県の施設園芸の経営面積には適した次世代型ハウスのモデル整備を県単独で

支援してまいります。あわせて、先進技術の裾野をさらに広げてまいりますため、新技術の導入に積極的な農家等を対象に、既存型ハウスへの環境制御技術の導入を支援してまいります。

また、ソフト面では、県の普及指導員とJAの営農指導員の中から、環境制御技術に習熟した職員を環境制御技術普及推進員として県内5ブロックに10名配置して、推進態勢を強化いたします。その上で、次世代型ハウスのモデル整備や既存型ハウスへの環境制御技術の導入に当たり、これらの推進員などが地域や品目ごとにきめ細かな技術指導を行いますとともに、技術導入後のフォローも実施することとしております。

さらには、次世代型ハウスや環境制御技術を導入した既存型ハウスを学び教えあう場と位置づけるなど、あらゆる機会を捉えて、先進技術のノウハウや効果を農業団体や農家の皆様に普及してまいります。

林業分野については、小規模な林業活動のさらなる推進に向けまして、新たな取り組みを進めてまいります。

昨年8月、高知おおとよ製材が稼働を始め、平成27年には、低質材を中心に大量の原木を必要とする木質バイオマス発電所が県内2カ所において操業する予定であり、商品としての原木に再び脚光が当たりつつあります。

今後、さらなる原木の増産を図っていくためにも、森林組合や林業事業者はもとより、さまざまな形で小規模な林業活動を実践している方々に、その一翼を担っていただきたいと考えております。

また、このことが、中山間地域において小規模な林業活動を実践している方々のさらなる所得の向上にもつながるとともに、集落活動センターの取り組みに自伐林業を取り入れることで、

その経済的自立にも寄与するなど、各方面において大きな効果が期待できるのではないかと考えております。

これまで、県としても、小規模な林業活動を実践する方々に対して、林業技術の習得に向けた研修の開催などの支援を行ってまいりました。また、小規模な林業活動を実践する方々御自身が、高い志を持って山を守ってこられるとともに、後継者育成に御尽力されてきたこともあり、小規模林業を営む方も一定ふえてまいりました。

原木の需要が高まることによって、その商品としての価値が従来に比して高まりつつある中で、より多くの方々が小規模な林業活動に専業や副業で携わっていただくことができる環境が整ってきたのではないかと考えております。

こうした小規模林業を取り巻く環境に明るい兆しが見え始めた好機を確実に生かしてまいりますため、今後、小規模な林業活動の本格的な振興に着手することとしたいと考えております。

その第1弾としまして、まずは、同じ活動をする人々が情報を共有できる場が必要であるとの皆様からの御意見にこたえるため、情報交換の場となる推進協議会を設置することといたしました。

今後は、この推進協議会等において、さまざまな方から御意見をお伺いしながら、小規模林業の本格的な振興に向けた次なる対策を検討してまいりたいと考えております。

水産業分野については、水産物の販売力の強化と魚価の向上を図るため、大都市圏での外商の強化に取り組んでまいります。

本県の水産物の取り扱いやPRに御協力いただける大都市圏の飲食店と県内の水産事業者とのマッチングを図る「高知家の魚応援店制度」については、本年4月の事業開始以降、関東、関西を中心に既に300店舗余りの飲食店に御登録いただいております。他方、県内からも、こ

の応援の店との取引を希望する60余りの事業者に参加いただいているところであり、大都市圏の飲食店との間で水産物のサンプル出荷や取引が始まっているところもあります。引き続き、産地情報の提供を進めますとともに、応援の店などを対象とした商談会や産地見学会を開催することなどにより、大都市圏の飲食店と県内事業者との取引の拡大を目指してまいります。

さらに、来月23日には、東京築地場外市場に水産物の産直市場、築地につぼん漁港市場がオープンいたします。県としましては、これを絶好の機会と捉え、この産直市場への県内事業者の出店とイベントの開催等の外商活動を支援することといたしました。この施設には、水産事業者や飲食店などの関係者のほか、買い物客や国内外からの観光客など、多くの来場者が見込まれております。このため、出店する事業者の方々と緊密に連携しながら、こうした築地のブランド力や立地条件を生かし、この施設を首都圏における本県水産物の外商拠点とすべく取り組みを進めてまいります。

昨年度の耐震診断により補強の必要性が判明いたしました足摺海洋館につきましては、これまでの取り組みを検証するとともに、幅広い視点から今後の館のあり方について検討を進めてまいりました。

検討委員会では多くの議論を重ねていただき、このたび、最終の取りまとめをいただいたところであります。その中では、海洋館のある竜串地域について、その最大の魅力であるすばらしい海を十分に生かしながら、竜串地域全体を海の水族館と見立てた体験型総合レクリエーションゾーンとして整備すべきとのコンセプトが示されました。

今後は、この最終報告の方向性を生かして、全国レベルの知名度を持つ水族館を経営し、土佐清水市に研究センターを設置されております

大阪の株式会社海遊館との連携も密にしながら、施設の機能や規模などについて具体的に検討を進め、地方の水族館であっても全国に情報発信できる魅力的な施設となるよう取り組んでまいります。

次に、本年3月に策定されました四国地方産業競争力協議会の四国産業競争力強化戦略の取り組みについて御説明申し上げます。

強化戦略では、四国地域の産業競争力の強化を目指し、四国が連携して取り組みを進める11のプロジェクトを掲げており、本県においても、そのプロジェクトを取り入れて産業振興計画をバージョンアップするなど、それぞれの取り組みを進めております。このうち、2つのプロジェクトに関連する施策について、必要な経費を今回の補正予算案に計上し、取り組みを強化することといたしました。

第1に、紙産業など四国に集積する産業の一層の高度化を目指した、高機能素材関連産業創出プロジェクトがスタートしたことに合わせ、本県の紙産業のさらなる振興に取り組んでまいります。

土佐和紙の産地としての長い伝統とこれまでに培われた高い技術力によって、高品質の不織布や高機能紙などを製造している本県の紙産業は、本県製造品出荷額等の12%を占めており、まさに本県の製造業を牽引しております。

これらの技術により生み出された製品は、生活用品から工業製品、さらには防災関連商品に至るまで、幅広い分野で利用されており、また新たな高付加価値製品の開発などにより、医療・介護・健康分野など、さらなる成長が見込まれる分野への用途の拡大も期待されているところであります。このため、県内紙産業のさらなる振興に向け、今月11日、製紙工業会を初めとした県内外の有識者による高知県紙産業の在り方検討会を立ち上げ、本県の紙産業が目指すべき

方向性や具体的な方策について協議を開始いたしました。

来年度からは、検討会でいただきました御意見をもとに県の施策を抜本強化し、本県紙産業のさらなる技術力の高度化や付加価値の高い新製品の開発と売り込みに向け、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、県内企業の製品開発の拠点となります紙産業技術センターの早急な機能強化を図るため、企業からのニーズが高い機械設備を導入するなど、紙産業の振興にしっかりと取り組める態勢を整えてまいります。

第2に、「四国ならではの観光資源づくりプロジェクト」のスタートに合わせ、サイクリストの誘客拡大を目指した取り組みを進めてまいります。

このプロジェクトでは、海外からのサイクリスト誘客のため、サイクリングの盛んな台湾や韓国などのメディアなどを招いてPRすることや、サイクリストの安全・安心な走行のため、コースに目的地までの距離や方向を示す路面標示、いわゆるブルーラインの設置を進めていくことに、今後4県が連携して取り組んでいくこととなっております。

本県としましては、こうした取り組みに即応し、まず四国一周コースの一部であることも踏まえて、毎年3月開催の四万十・足摺無限大チャレンジライドの大会コースにブルーラインを設置してまいります。また、このような先行した取り組みに加えて、周辺地域の魅力を情報発信することによりまして、国内外にサイクリングの地としての本県をいち早くPRし、サイクリストの誘客を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

まず、保健・医療の分野では、若手医師のキャ

リア支援や奨学貸付金などによる医師、看護職員の確保対策を図るとともに、乳幼児健診やがん検診の受診促進、働き盛り世代の生活習慣病対策に加え、子供のころからの健康的な生活習慣の定着にも力を注いでまいりました。本年度、小学校から高校までの健康教育の教材が全ての学年でそろいましたことから、今後、学校現場での活用を通じ、それぞれの年代に応じた健康づくりや健康教育をさらに進めてまいります。

また、本年度から、地域地域において県民の健康づくりを支援してまいりますため、地域の薬局を「高知家健康づくり支援薬局」として認定することといたしました。今月7日には、その第1弾となる100の支援薬局が誕生したところであり、これらの支援薬局では、県が提案する健康づくりに関する活動を実施していただくこととしております。例えば、年間を通じて特定健診や乳幼児健診などの受診勧奨などを行っていただくとともに、乳がん月間などには、さらにきめ細やかな受診勧奨など、機を得た活動を行っていただくこととしております。

福祉の分野では、認知症やその疑いのある人が安心して暮らせる地域づくりに向けまして、市町村と医療・介護サービスの提供事業者などが一体となった地域の支援体制が構築できるよう、四万十市と香美市でモデル事業をスタートしたところであります。

また、「高知家の子ども見守りプラン」に基づく少年非行の防止対策に関しては、民生・児童委員などと小学校、家庭が連携した地域での見守り活動の仕組みを、県内の各小学校に普及、定着させるため、関係機関との協議を進めているところであります。昨年は高知市内の11の小学校で取り組みが始まりましたが、本年は、県内全小学校196校のうち、100校以上の小学校での実施が見込まれております。今後、養育上の支援を必要とする家庭の早期の把握と支援に取

り組むことによりまして、地域における見守り体制の整備に努めてまいります。

このほか、少子化対策の抜本強化に向けた取り組みといたしまして、この7月に開設いたしました出会い・結婚・子育て応援コーナーでは、出会いや結婚を中心に、先月末時点で106件の御相談が寄せられており、相談者へのきめ細やかなサポートや情報提供に努めているところであります。

こうした中、さきの全国知事会議においては、少子化の問題は待ったなしの重大な課題であるとの危機感を共有し、少子化非常事態宣言と一連の政策提言を取りまとめたところであります。

私は、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、この知事会での取りまとめに携わってまいりました。その中では、第1に、出生率を高めること、第2に、地方で子育て環境に恵まれた家庭を築く若者を増加させること、第3に、世代間の支え合いの仕組みを構築することという3本の柱のもとに、高齢者の資産移転を促し若者の経済的負担を軽減する税制改正など、具体的な政策提言を数多く盛り込んだところであります。

7月以降、担当大臣や政府・与党の関係者などに対し、一連の政策の必要性を訴えてきており、先月末には、全国知事会の山田会長とともに安倍総理に直接お会いし、国と地方が総力を挙げてこの問題に取り組むべきときは今においてほかにはないことなどを強く申し入れてまいりました。

また、本県においては、来年度からスタートいたします子ども・子育て支援新制度へ円滑な移行が図られますよう、幼児期の教育、保育の質の向上と量の拡充に向けた計画づくりについて継続的に議論を進めているところであり、今月16日には、第4回となる高知県子ども・子育て支援会議を開催し、計画の骨子案などについ

て議論したところであります。

さらには、結婚、妊娠、出産、子育てなどを通じた幅広い少子化対策の取り組み方針を定める新たな次世代育成支援行動計画につきましても、年度内の策定に向けまして、本格的な取り組みを進めております。

小中学生の学力向上の取り組みについては、先月公表されました本年度の全国学力・学習状況調査の結果をみますと、本県の小学生は、国語、算数ともに全国平均を上回っており、中学生も、全国との差は依然厳しいものの、全国平均正答率とのポイント差は昨年と比べて縮小しているところであります。

しかしながら、調査の始まった平成19年度から著しい伸びを示していた学力の改善状況も、ここ数年は足踏み状態にあり、特に、思考する、判断する、表現するといった能力をさらに伸ばす必要があることが明らかになってきております。これらの能力は、児童生徒が社会に出た際に真に必要なものであり、その習得、定着に向けた取り組みを一層強化する必要があります。このため、昨年度、まず数学の問題について教材を開発し、この4月から授業に取り入れてまいりました。さらに本年度は、国語につきましても、思考力や表現力の育成に重点を置いた新たな教材を開発し、授業での活用をスタートするほか、指導力向上のため担当教員がみずから授業の改善点を分析できるシートを導入する準備を進めてまいります。

今後も、有識者や県内外の教育関係者の方々の御協力のもと、課題の分析、検討を行うことにより、子供たちが大人になって力強く生きていくために必要な思考力や表現力が身につくよう取り組んでまいりたいと考えております。

高校生の学力向上の取り組みについては、学力定着把握検査などの結果をみますと、社会に出た際に求められる、思考する力や表現す

る力などが十分でないまま高校に入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な科目の学習内容を十分に習得できずに進級している生徒が一定数いるといった課題が明らかになっております。このため、高校生がこれらの基礎的な学力を身につけることができるよう、まず数学について、中学校での学習内容に立ち返りながら数学Ⅰの学習を進めることができる補助教材を本年度中に作成し、授業や家庭学習で活用してまいります。

今後は、国語や英語につきましても順次対策を進め、さらなる学力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、今後、スポーツ振興に向けたさまざまな取り組みが国を挙げて強化されることが期待されることです。

スポーツは、子供たちの知・徳・体全てを鍛え、次世代を担う人材の健全な育成に資するものであります。県としましては、改めてスポーツの意義や価値を踏まえ、まず土台となる学校や世代を超えた地域のスポーツ活動の充実に重点を置きつつ、さらにはオリンピック・パラリンピックを目指した選手育成に向けた取り組みを強化していきたいと考えております。

そのため、教育委員会を中心に、スポーツ関係者や有識者の方々にも参画いただきながら検討会を立ち上げ、スポーツの振興に向けた具体的な戦略を盛り込んだスポーツ推進プロジェクト実施計画を本年度中に取りまとめてまいります。検討会での議論を通じまして、学校教育を通じた体力づくりの推進、全ての地域において子供から高齢者までがスポーツに親しみを持てる環境づくり、質の高い一貫指導を通じたオリンピック・パラリンピックや国内外の主要な大会で活躍できるトップ選手の育成、さらにはこうした活動を支えるスポーツ施設の整備や事前合宿の招致に向けた準備などについて、明確な

目標と対策を示した計画を策定してまいりたいと考えております。

そして、この計画に基づき、官民を挙げて、スポーツの振興のための総合的な取り組みを進めてまいります。

教育委員会では、今後10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示す県立高等学校再編振興計画の策定に関しまして、統合の対象となりました各学校の関係者や県内の教育関係者の方々にも御出席いただき、本年4月から延べ14回の教育委員協議会を開催してまいりました。

その中で、御出席いただいた皆様からは、なぜ学校の統合が必要なのか、なぜこの学校なのかという疑問や、統合の進め方、統合後の学校のあり方などについて多くの御意見をいただいております。こうした御意見に対して、生徒数が今後大幅に減少する中で適正規模の学校を維持することの必要性や、統合後の新しい学校の姿、その実現に向けた具体的な取り組みなどについて、丁寧に説明を行い、意見交換を重ねてきたところであります。

高知南中・高校と高知西高校の統合の進め方に関しましては、保護者の皆様などの御意見を踏まえまして、統合の過程で下級生が長期間いないといった状態ができるだけ少なくなるよう見直しを行うとともに、両校の教育の充実策も御提案いたしました。

高知南中・高校の関係者の皆様からは、統合の進め方について、生徒へのより一層の配慮を求める声や、統合が決まった後に志願者が減ることに対する懸念などの御意見をいただきました。このような御意見に対しましては、統合までの間、教育センターと学校が密接に連携し教育環境を充実するなど、生徒一人一人の進路の実現などに向けて、教育委員会としてしっかりと対応していくことを御説明いたしました。

これまでの協議によりまして、高知南中・高

校と高知西高校、須崎工業高校と須崎高校の関係者の皆様からは、統合の必要性についておおむね御理解をいただいたところでありますが、さらに今後、教育の充実策や統合後の具体的な学校の姿などについて、節目節目で御意見をいただくこととしております。

こうした経過も踏まえた上で、今月11日には、再編振興計画の案を取りまとめ、現在、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から御意見をいただいているところであり、パブリックコメントでいただいた御意見も踏まえ、来月には再編振興計画を取りまとめたいと考えております。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

現在、本県では、集落活動センターの普及の取り組みとあわせて、6次産業化の推進や鳥獣被害対策、地域の実情に合った移動手段の仕組みづくりなど、一連の中山間対策に全力を挙げております。

今後も、こうした一連の取り組みを進めながら、国に対しましても、その施策が本当の意味での地方再生につながりますよう、まち・ひと・しごと創生本部などへ積極的に政策提言を行うなどの対応を図ってまいりたいと考えております。

こうした中、人口が約400人と、離島を除きますと全国最小の市町村となっております大川村では、村の振興計画を策定し、主要な産業である畜産業の振興と地域資源を生かした山岳観光の振興、生活交通の確保等の取り組みや、集落活動センターの開設も視野に入れた取り組みが進められております。

県としましては、人口最少の大川村での取り組みの成功は他の市町村にも大きな波及効果をもたらすとの考えのもと、大いに力を入れて支援することとし、これまでに庁内にプロジェク

トチームを立ち上げたほか、今月から同村に県職員を1名派遣したところであります。今後とも、大川村と連携し積極的に取り組んでまいります。

次に、坂本龍馬記念館の整備について御説明申し上げます。

坂本龍馬の生誕150周年に当たる平成3年に、多くの県民有志の熱心な活動により建設された坂本龍馬記念館は、県内外から多くの龍馬ファンが訪れるなど、県内屈指の集客を誇る施設となっているところであります。また、開館当初は数点であった資料も、現在では、龍馬の手紙や海援隊約規の真筆を含め1,000点を超えるまでに充実してきております。

しかしながら、現在の記念館は、資料を収蔵、展示できる博物館としての機能が十分でなく、調査研究のスペースも不足しており、県議会からも、その充実強化に向けた提言をいただいておりますことから、昨年11月に有識者などで構成いたします検討委員会を設置して、検討を重ねてまいりました。この検討委員会の中でいただきました文化・観光分野などでの幅広い御意見や、県民の皆様からの御意見も踏まえ、7月に坂本龍馬記念館リニューアル基本構想を策定したところであります。この基本構想に基づきまして、記念館のリニューアルを進めていくための基本設計などを行うこととし、そのための経費を補正予算案に計上しております。

今後は、既存館の北西側に博物館機能を備えた新館を整備し、龍馬の手紙を初めとする貴重な資料を収蔵、展示、調査研究できる環境を整えますとともに、太平洋を眺望できる雄大な景観を有する既存館とあわせ、坂本龍馬の魅力を体感できる中核施設としての機能充実を図ってまいります。明治維新150年に当たる平成30年のリニューアルオープンに向けて、これまで以上に観光振興にも寄与できる文化施設を目指した

取り組みを進めてまいります。

土佐電気鉄道株式会社と高知県交通株式会社
の経営統合につきましては、両社を中心に精力的に組織体制の検討や許認可の手續などの準備が進められ、予定どおり来月1日には新会社が設立される見通しとなっております。

去る19日には、路線の再編やサービスの充実を通して利用者の満足度を高めていくとの基本的考え方のもと、利用状況等のデータに基づく経営の徹底と、接遇の向上や安全・安心の徹底、コンプライアンスの強化を柱とする新会社の経営戦略が発表されたところであります。また、その実現に向けて、運輸事業戦略部と接遇センターが専門部門として新たに設けられるなどの組織体制の改革案も示されました。

今後は、そうした経営戦略に基づき、効率的な経営と収益構造の確立に向けて、利用促進、増収対策など事業再生に向けた取り組みを着実に進めていただく必要があります。

県としましては、最大出資者としての責任、役割をしっかりと果たしてまいりますとともに、関係市町村や事業者などしっかりと連携を図りながら、中央地域の公共交通の事業改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、バス路線の抜本的な見直しや再編を行う上では、高知市の中心部に乗りかえ拠点となるバスターミナルを整備することが有意義であると考えられますことから、高知市と連携し、まちづくりの視点も加えまして検討を進めてまいります。今回のとさでん交通株式会社の設立を契機として、県民の皆様にとって利用しやすい、そして利用しやすいがゆえに将来にわたって持続可能な公共交通が実現するよう、県としましても公共交通政策を担う立場から、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成26年度高知県一般会計補正予算などの5件です。このうち、一般会計補正予算案は、先ほど申しあげました台風第12号、第11号被害への迅速な対応などの経費として、188億6,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県税条例の一部を改正する条例議案など11件でございます。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など8件でございます。

報告議案は、平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算など22件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明25日から29日までの5日間は議案精査等のため本会議を休会し、9月30日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

9月30日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時1分散会

平成26年 9月30日（火曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 島田 京子 君
- 公 安 委 員 長 國枝 治男 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 吉村 和久 君
- 監 査 委 員 長
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成26年 9 月30日 午前10時開議

追加

第 25 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例及び高知
県婦人保護施設の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正
する条例議案

諮第 1 号 退職手当支給制限処分に対する異議
申立てに関する諮問

第 1

第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算

第 2 号 平成26年度高知県災害救助基金特別
会計補正予算

第 3 号 平成26年度高知県流通団地及び工業
団地造成事業特別会計補正予算

第 4 号 平成26年度高知県県営林事業特別会
計補正予算

第 5 号 平成26年度高知県流域下水道事業特
別会計補正予算

第 6 号 高知県税条例の一部を改正する条例
議案

第 7 号 災害に際し応急措置の業務に従事し
た者に係る損害補償に関する条例の
一部を改正する条例議案

第 8 号 高知県地方薬事審議会条例等の一部
を改正する条例議案

第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正
する条例議案

第 10 号 高知県の事務処理の特例に関する条
例の一部を改正する条例議案

第 11 号 高知県旅館業法施行条例及び高知県
暴力団排除条例の一部を改正する条
例議案

第 12 号 高知県指定介護療養型医療施設の人
員、設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例議案

第 13 号 高知県立美術館の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例議案

第 14 号 高知県営住宅の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例議案

第 15 号 高知県認定こども園条例の一部を改
正する条例議案

第 16 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例議案

第 17 号 高知県が当事者である訴えの提起に
関する議案

第 18 号 高知県公立大学法人と公立大学法人
高知工科大学との吸収合併に関する
議案

第 19 号 県有財産（情報処理機器）の取得に
関する議案

第 20 号 新図書館等複合施設電気設備工事請
負契約の締結に関する議案

第 21 号 新図書館等複合施設空調設備工事請
負契約の締結に関する議案

第 22 号 平成25年度高知県電気事業会計未処
分利益剰余金の処分に関する議案

第 23 号 平成25年度高知県工業用水道事業会
計未処分利益剰余金の処分に関する
議案

<p>第 24 号 平成25年度高知県病院事業会計資本 剰余金の処分に関する議案</p> <p>報第 1 号 平成25年度高知県一般会計歳入歳出 決算</p> <p>報第 2 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特 別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 3 号 平成25年度高知県給与等集中管理特 別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 4 号 平成25年度高知県旅費集中管理特別 会計歳入歳出決算</p> <p>報第 5 号 平成25年度高知県用品等調達特別会 計歳入歳出決算</p> <p>報第 6 号 平成25年度高知県会計事務集中管理 特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第 7 号 平成25年度高知県県債管理特別会計 歳入歳出決算</p> <p>報第 8 号 平成25年度高知県土地取得事業特別 会計歳入歳出決算</p> <p>報第 9 号 平成25年度高知県災害救助基金特別 会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金 特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 平成25年度高知県中小企業近代化資 金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 平成25年度高知県流通団地及び工業 団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 平成25年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 平成25年度高知県県営林事業特別会 計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 平成25年度高知県林業・木材産業改 善資金助成事業特別会計歳入歳出決 算</p> <p>報第16号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 平成25年度高知県流域下水道事業特 別会計歳入歳出決算</p>	<p>報第18号 平成25年度高知県港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 平成25年度高知県高等学校等奨学金 特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 平成25年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第21号 平成25年度高知県工業用水道事業会 計決算</p> <p>報第22号 平成25年度高知県病院事業会計決算</p> <p>第 2 一般質問 (3人)</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時 開議</p> <p>○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開 きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。</p> <p>去る9月24日に組織されました予算委員会か ら、委員長に溝渕健夫君、副委員長に弘田兼一 君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので 御報告いたします。</p> <p>なお、予算委員会の構成につきましては、お 手元に名簿をお配りいたしてありますので御了 承願います。</p> <p style="text-align: center;">〔予算委員名簿 巻末296ページに掲載〕</p> <p style="text-align: center;">————— ❁❁❁ —————</p> <p>議案の追加上程、提出者の説明（第25号、諮第1 号）</p> <p>○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。</p> <p>知事から議案が追加提出されましたので、お 手元にお配りいたしてあります。その提出書を</p>
---	--

書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末297ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第25号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」及び諮第1号「退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問」、以上2件をこの際日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、第25号議案は、児童福祉施設及び婦人保護施設の設備や運営に関する厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、用語の改正を行うために必要となる条例議案を提案するものであります。

次に、諮第1号議案は、元県職員から退職手当支給制限処分の取り消しを求める異議申し立てがありましたので、これに対する決定を行うに当たり、地方自治法の規定により議会への諮問を行うものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質疑並びに一般質問

○議長(浜田英宏君) ただいま議題となっている議案を、日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第24号「平成25年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成25年度高知県病院事業会計決算」まで、以上46件の議案にあわせて一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

15番森田英二君。

(15番森田英二君登壇)

○15番(森田英二君) おはようございます。お許しをいただきましたので、自由民主党を代表いたしまして、順次質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

今月3日に発足した第2次安倍内閣は、安倍首相を先頭に地方創生に全力を挙げていく姿勢を力強く表明されました。あわせて、今後の日本の成長戦略は、女性の活躍こそが鍵を握るとの認識を示し、先日の国連演説でもこのことを広く世界に宣言しました。また、昨日開会の臨時国会でも、安倍総理は、その所信表明で、地域の活性化と人口減少に対処するために、地方創生に全力で取り組む決意を示されました。日本の地方の隅々までをも元気にし、女性が生き生きと輝く社会、これは今、私たちに最も身近なキーワードであります。

そこでまず、地方の創生についてお聞きいたします。

政府は、元気で豊かな地方の創生に向けて、まち・ひと・しごと創生本部を設置しました。ここで注目すべきは、自民党幹事長であった石

破議員を地方創生担当大臣に充てていることであります。このような実力者を大臣に起用したことは、地方を本気で活性化させたいという総理の強い思いのあらわれでもあります。安倍政権は、アベノミクスを全国津々浦々に広げていくためにも、また喫緊の人口減少に対応していくためにも、地方の創生、つまり地方を新しく作り直すことがどうしても必要だと考えたのであります。

一方、尾崎知事は、就任当初から、人口減少が進んでいる高知県で、いかに経済を活性化させ、県民の生活を守っていくのかという重い課題に対し、正面から全力で取り組んで来ております。今、安倍内閣も同じ認識を持たれたのであります。本県も今こそ、この国の動きと連動しなければなりません。また、先月の27日、知事は、山田京都府知事とともに、全国知事会を代表して安倍総理に少子化対策の抜本強化などについて直接要請をされました。知事会を代表して、少子化や人口減少という国レベルの壮大な課題に率先して行動される知事の姿は、非常に誇らしく、大いに期待をしているところであります。

そこで、知事にお聞きいたします。国のまち・ひと・しごと創生本部の活動には、全国知事会などと一体感を持って参加していくと同時に、本県は本県なりの事情を踏まえた政策提言を積極的にここに持ち込むべきだと思いますが、今後どのように地方創生本部に働きかけていくのか、御所見をお伺いいたします。

そこで、さらに地方の創生を一層進めていくためには、まずは、その原資となる財源がどうしても必要となります。地方がみずからの創意と工夫でその地域に合った施策を進めるためには、自由に使える自主財源がどうしても必要であります。

例えば、若い人材が流入してくる都市部と若

者が出ていってしまって人口の少なくなった地方とでは、住民サービスに係るコストは相当違います。躍動感のあるメリットを受ける都市部と高齢化、過疎化などそのしわ寄せを食う地方、こうした偏在の解消には、やはり国がもっと本気になってこの格差の是正に取り組んでもらわなければなりません。交付税制度によって税の再配分が行われていることも、またそこに地域事情を反映して傾斜的な配分が行われていることも知っていますが、それにしてもここまで拡大した都市と地方の格差は、もう看過できません。

昨日召集された臨時国会では、地方創生関連法案が提出され、今後は地方創生本部などで新たな交付金制度についても議論が進められていくと聞いております。

そこで、地方創生本部ができた今こそ、都市と地方の間に生じたこの大きな格差の解消のために、十分な税財源の確保を一段と声高に政策提言していく必要があると考えますが、県としてこれまでどのような提言を行ってきたのか、そして今後はどのように進めていくおつもりなのか、お聞きをいたします。

次に、中山間地域の活性化につながる林業政策について、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

本県の山に蓄積された豊富な森林資源は、ずっと宝の山と言われてきました。一方、本県の大きな課題の一つである中山間振興は、その宝に埋もれたまま、これといった打開策もなく、冬眠状態にありました。

その山が今、いよいよ産業振興計画によるさまざまな取り組みによって動き出そうとしています。いわゆるおおとよ製材の政策の的の中が、こんなにも幅広い経済の連鎖をつくり、实体经济を動かすのかと、目をみはる思いで注目しております。この高知おおとよ製材の成功が、

林業を活気づけ、山間地域に再び活気を取り戻すことを心から願っています。宝の山からその宝の材木が切り出されることで、木材の生産はもちろんのこと、運輸業や加工業など、関連する多くのサービス業が中山間の地で胎動を始めます。この、木の切り出しから始まる雇用の連鎖は、必ずや中山間の振興に大きな貢献をすることになるでしょう。

そこで、お聞きしますが、この1年間を振り返って、高知おおとよ製材の原木加工量はどのように推移をしたのか、目標は達成できたのか、反省や成果についてお聞きをいたします。

また、原木の切り出しや運搬に要する人材や資機材は、質・量ともに十分に確保できていたのか、さらに、原木の供給というサプライチェーンが安定しないと、製材工場の稼働はもちろん、その後続くバイオマス発電事業なども深刻な影響を受けかねませんが、今後に不安はないのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、木質バイオマス発電についてであります。

時代は今、循環型社会を志向しており、森林はCO₂の吸収源としてその価値が見直されています。

本県も早くから木質バイオマスの利用に積極的に取り組んできた結果、園芸用のボイラーを中心にその普及が進んできました。このことは、重油などで使われる燃料費が県外や海外へと流れ出るのを、わずかとはいえ、阻止しています。そのことによって、今、県内で使われている数十億円とも言われる加温用の燃油経済は、今後、県内の山間部を経由する経済循環へと置きかわり、中山間での生活が成り立つ構造へと変わっていきます。そして、化石燃料を木質バイオマスに転換することで、本来の加温効果とはまた別の、県内の経済の流れまでをも変えてしまう大きな政策効果を生もうとしております。

こうして県産材が園芸用ボイラーや高知市と宿毛市の発電事業に使われることになれば、これまでは捨てられていた低質材までもがお金にかかわることになり、山の所有者や林業関係者に還元されていくこととなります。この2カ所の発電所で燃料に使われる、いわゆるC材の量は、年間20万立方メートルと言われております。この量が順調に消費され続ければ、山の活性化に大いに貢献することとなります。

そこで、高知市仁井田と宿毛市平田にそれぞれ整備が進められている木質バイオマスを利用した発電施設は、予定どおりに進捗しているのかどうか、またそこで使用される原材料の切り出しや運搬計画のほうも、所期の計画どおりに進捗しているのかどうか、お聞きいたします。

また、園芸施設のほかにも高齢者の福祉施設や公共の施設などにおいて、このバイオマス熱利用が普及すれば、木材のさらなる利用拡大につながると考えますが、こうした分野への今後の利用促進をどのように取り組まれているのか、あわせてお聞きいたします。

最後に、今後の木材の抜本的な需要の拡大は、やはりCLTの普及にかかっていると言っても過言ではありません。しかし今のところ、本格普及までには建築基準法やCLTに関する法令の整備、さらには技術の向上など、乗り越えなければならない高いハードルがまだまだ幾つかあるようですし、一般普及までには課題も多そうであります。

その一方、高知おおとよ製材の社員寮は、既に実証的に建築もされ、私はその資料映像を拝見しました。しかし、せっかく木造建築を売りにして建てているのに、肌で感じる木のよさが余りなくて、納得がいくものにはなっていませんでした。おまけに、建築単価もこれまでの建て方に比べ割高ということでありました。

今後のCLTの普及には、まだまだハードル

が高いと思い知らされたわけですが、今後の一般住宅や中層階ビルへの導入と普及について、現在どのような取り組みで進められているのか、また今後の見通しについてお聞きいたします。

あわせて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの施設への活用やそこでのPR効果なども考えておられるようですが、現在の状況や問題点などについてお伺いいたします。

次に、産業振興計画のコンパクトな成功事例とするためにも、大川村での土佐はちきん地鶏の取り組みについてお聞きいたします。

大川村は、日本で一番小さい村と言われ、その人口は今、400人を切る状態となっています。以前は銅山の採掘などで大変にぎわい、ピーク時には4,000人を超えていた時期もありました。しかしその後、鉱山の閉山に加え、早明浦ダムの建設に伴い多くの集落が水没し、村が寂れました。大川村は、そんな気の毒な歴史を持つ村でもあります。

そうした中であっても、村は何とか人口減少に歯どめをかけようと、鉱山施設の跡地で謝肉祭や黒牛の繁殖などに取り組み、村の活性化に向けて精力的に行動し、存在感を示してきました。また、村では、平成25年に大川村振興計画を策定し、400人台の人口を維持すべく、その取り組みが進められてきたところであります。

その中で今、村が力を入れている産業の一つに、土佐はちきん地鶏の飼育、生産があります。この、かみ応えがあって、しっかりとしたおいしさのブランド鶏肉は、シャモをベースにしており、県の畜産試験場と民間のノウハウを合体させて、品種の改良に成功したものであります。

このはちきん地鶏、知事の熱い思いもあって、産業振興計画に沿う形で取り組みが進められ、今やっと商業ベースに乗ろうとしております。そうした努力が次第に実り、また龍馬が食べ損なったシャモという売り込みもあって、非常に

人気の高い、高知県の有力ブランド商品になろうとしています。この養鶏生産がこの先うまく軌道に乗れば、大川村内だけでなく、本県をもリードするブランド商品になることも期待されます。

そこで、大川村はもう一段の産業化を進め、現在の5万羽から10万羽へと増産を目指しているほか、村内での加工と味つけ、さらには消費者に商品を直接出荷することにも意欲を燃やしております。

しかし現状は、加工施設がないことから、生産鶏を素材そのまま、まちに出荷しています。

村を挙げて取り組むこの事業が村の構想どおりうまく進めば、知事がいつも言われる1次産業から加工を経て6次産業化までをも一気になし遂げる、まさに完結型のモデルともなります。産振計画のバイブルでもあります、素材は産地で加工してから出荷するという意味でも、産地の大川村で加工することには大いに意義があります。また、そうすることで付加価値がつき、若者の雇用につながり、山での定着にもつながります。そして、それが本県のブランド品になれば、この一連の流れは、まさに知事が目指されてきたモデルケースとすることができます。

そこで、まず知事に、先日の知事提案の中でも少し触れられておりましたが、産振計画を着実に実践する大川村のこうした取り組みについての御所見をお聞きいたします。

次に、ここまで順調に伸長しつつある大川村のはちきん地鶏の熱心な取り組みを何らかの形で支援する方法はないのか、必要ではないかと思うんですが、産業振興推進部長にもお聞きいたします。

次は、次世代型こうち新施設園芸システムについてお聞きいたします。

去る7月、私は、オランダの園芸施設を研修してきました。そこには、トマトやパプリカ、

ユリの球根や菊など、目をみはるばかりの集約化された大量生産システムがありました。重労働などは全くなく、全てが機械化された流れ作業のシステムでしたので、農場も農作業の人たちの表情も非常に明るく、農家の概念までもが変わりました。もちろん面積当たりの収量も、本県などとは格段の開きがあるようでした。

今、四万十町では、そのオランダと同様な規模や規格の高軒高ハウスが、4.3ヘクタールもの規模で建設が進められています。県内では四万十みはら菜園に次ぐ2カ所目の大規模な施設となりますが、そこではあのオランダのシステムが高知の自然条件や今の栽培品種などに応用できるかどうか、使いこなして進化させていくことが課題であります。また、同時に導入される炭酸ガス施用の環境技術の活用も大きな鍵を握っています。

本県は、これまでも他県に先駆けて天敵農法などのIPM技術の導入や木質ペレットによる加温など、先進的に取り組んできましたし、これからも園芸王国の名にかけて、一歩先を行かなければなりません。

加えて、オランダの農業は、施設面だけでなく、経営手法においても多くの学ぶところはあるようでありました。そんなすぐれたノウハウも積極的に取り入れることで、さらに収益性の高い高知の園芸にしていきたいものであります。

そこでまず、窪川で建設されている施設の進捗状況と、これからの経営に向けた準備状況について農業振興部長にお聞きいたします。

これからの本県農業は、海岸沿いの温暖で低平な土地を使うだけでなく、津波の危険性が全くない高台での営農にもシフトしていくべきではないかと思いはじめています。これこそが農業の究極のBCP、つまり経営の存続になるのではないかと考えるんです。

しかし、本県では、農家も高齢化してきたこ

ともあって、今後も現在のような小規模な施設園芸農家がほとんどであり、さきのような先進技術を導入した高軒高ハウスなどの大規模農家と既存のハウスを利用する農家に分かれていくのではないかと思われま。ですから、当面はそれぞれへの対応が農業面で必要になるものと考えます。

今議会には、次世代型施設園芸モデルの補助金などとして2億3,000万円が予算計上されていますが、このような大規模化を志向するのはどのような経営体なのか、またそうしたニーズをどのように把握したのか、まずお聞きいたします。

さらに、世界的なTPPの流れに対応していくためにも、本県農業も国際競争力のある生産性の高い、強い農業を目指していくべきだと考えますが、そのためにも、こうした新しい施設園芸システムが一日も早く一般対策として国の補助事業となって動き出すことを期待をしております。

そこで、今後の本県の新しい農業システムについて、どのような構想や計画を持っておられるのか、また一方で既存型のハウス経営の将来をどう展望し、どのように支援していくのか、あわせてお聞きいたします。

農業の最後に、販売力の強化についてお聞きいたします。

生産については、さまざまな補助や支援の制度がありますが、私は、もっと生産者側が販売力の強化や消費量の拡大に努力をすべきだと常々考えております。

そこでお聞きしますが、もっとあらゆる手段を使って販路や販売力の強化に官民挙げて取り組むべきだと考えるんですが、どうでしょう。

市場の購買力は景気に任すにして、それでも生産者側に力強い販売力があれば、産地のほうはひとりでに力強くなっていきます。

私が課題と考えるのは、その販売力の強化についてであります。その考え方と取り組み方法をお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震についてお聞きいたします。

まずは、将来を見据えた移転計画とまちづくり構想についてであります。

海岸沿いの浸水が想定されている地域では、今、若い人たちを中心に安全な土地に移り住む人がふえていっています。その一方では、移転したいが、経済的な負担などから諦めているという人の声も聞きます。しかし、高台や浸水のない土地に行くのが最も望ましい姿であることに間違いはありません。避難路や避難場所は命は救えるかもしれませんが、一切の財産がなくなります。

しかし今、移転先としてちょうどいい高台や浸水の危険のない広い土地に発電用のソーラーパネルが次々と建設され、既に稼働している施設も多いようであります。移転したい人や被災前の復興用住宅用地などとして最適の土地が、ソーラーパネルの設置によってどんどんなくなっていっています。この発電設備、環境に優しい社会づくりにはかなっていませんが、一度建設されてしまうと、もうほとんど雇用を生みません。

そこで、津波で甚大な被災が想定されている今、平地の少ない本県は、命を救うことと被災後の就業を頭に置いた土地の活用を優先的に扱っていくべきではないかと考えるんですが、どうでしょう。

資源小国の我が国で独自のエネルギーを開発すること、またその姿勢には全く異論はないんですが、この今、本県での土地の使い方の優先順位としてはどうなのかと考えさせられます。

4万2,000人ものが死ぬかもしれない。また、県内の人口の3分の2が被災をして、住む家や仕事を失うことが近い将来に予想されているん

です。

そこで、高台の平地や浸水のおそれのない一団の土地などは、移転を希望する人や被災後に県民が住むための用地などとして、あるいは企業が事業継続をしていくための用地や農業用の土地などとして計画的に確保するという視点を持つべきだと思うんですが、どうでしょう。危機管理部長にお聞きいたします。

さらに、神戸市や南三陸町でも、被災地域周辺に住宅や雇用が十分に確保できなかったことから、人口も減り、産業活力が落ち、かつてのにぎわいがなかなか戻らないという話をお聞きしました。

そこで、県内の香北町や本山町、土佐町、佐川町や四万十町など、浸水に対して安全で、ある程度のまち機能があるところに、3万人から5万人程度の人口規模のまちを計画的につくってはどうか。仕事はもちろん、医療や福祉、エネルギーや教育など、他の地域に依存しない形の自己完結型の地域都市をつくることで、被災時に人口の県外流出を食いとめることができると思うんです。

中山間地域に安心して居住でき、かつ雇用能力もある、ある程度の都市を整備すれば、被災者の県外流出が防げます。今から真剣に構想を練り、対策を講じていくべきではないかと考えます。またそうなれば、本県課題の中山間対策としても究極の抜本策にもなり得ます。県は今、被災後の県民の姿を、人口や仮住まいなどをどのように描き、想定しているのか、あわせて知事にお伺いいたします。

次に、浸水想定区域内にある学校や保育園等が高台に移転する際の考え方についてお聞きいたします。

高い津波が想定される海岸沿いの地区などでは、特に少子化が進み、園児や児童が急激に少なくなっているといっています。しかし今、行政はそ

それぞれの学校や保育園を、それぞれ個別に高台移転を検討し、用地の確保や建築計画を進めています。今でさえ複式学級のある学校でも、そのまま個別の移転をしようとしています。私は、この際、一定の区域内にある小規模な学校や保育園等は、統合も検討した上で移転したらどうかと考えます。そうすることで、自治体の負担も小さくて済みますし、適正な生徒数による教育も復元できます。

去る7月の教育再生実行会議においては、学校が地域の核としての存在感を発揮しつつも、適正な規模での学校運営によって教育効果を高めていくべきだとの第5次提言を示し、必要な財政支援も視野にあるようです。

そこで、教育長にお伺いいたします。

私は、津波浸水区域からの移転に際しては、子供たちの教育環境の向上を最優先に考えて、学校や保育園等の適正な統合を早急に進めるよう各自治体に働きかけるべきではないかと思えます。

高台移転を踏まえての統合の進め方についてどのように考えているのか、また浸水を想定した県下の高台移転の動きの中で、今、統合が考えられる組み合わせなどはどのようになっているのか、あわせてお聞きいたします。

既に県下の各地で個別に高台移転が検討されていますので、早急に県としての姿勢を示すべきだと思います。

次に、住宅耐震補強工事への支援についてお聞きいたします。

この9月議会にも、地震対策への抜本強化と加速化に向けた1,600万円余りの予算が提出されています。その中に、住宅の耐震化を促進する市町村に支援をする事業があります。昨年度、行政が戸別訪問によって耐震診断を促した結果、受診率が大幅に上がったとのことから、この取り組みを他の市町村にも広げようとするもので

あります。大変意義のあることだと思います。

しかし、私は、この診断を促すだけでは十分ではないと思っています。それは、耐震診断の結果、強度不足が判明した建物などについて、補強工事への支援がまだ十分ではないからであります。県や市の補助金制度を活用しても、まだかなりの自己負担が必要だそうで、年金生活などの方の中には、経済的な事情から工事ができない人も多くいらっしゃるかと推測します。そうした人に県や市の公営住宅が優先的に割り当てられることもありませんし、今から行政の手で事前復興の住宅を建てるとも聞いてはいません。

では、そうした自己資金を構えられない人どのように支援するのか。実際、私の住む新居や宇佐地区の農漁村の集落などでは、お年寄りのひとり住まいや年金生活の老夫婦が多くいらっしゃると思います。危険と診断されても、耐震補強さえできない家や手の施しようのない危険な住宅なども多くあります。もちろん転居や建てかえるなんてことはできっこありません。そして、日増しに高まる巨大な津波の恐怖におびえています。

南海トラフ地震が発生するまでの残り少ない時間のことを考えますと、診断後の安全な住宅対策について、今からさらに取り組みを強化すべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、廃屋等の倒壊防止対策についてお聞きいたします。

耐震診断の結果、強度が著しく不足した家やブロック塀などは、公のことを考えて早急に補強するか取り壊してもらわないと、地区の大切な避難路が塞がれてしまいかねません。私の住む新居や宇佐地区は、住宅が密集し、その上路地も非常に狭く、そこに強度不足の住宅や空き家やブロック塀などがひしめき合って建ってい

ます。

そこで、避難路の重要性から、その整備も多少は進められていますが、危険な状態などは今も余り変わりません。このままでは家の周りの狭い路地は、恐らく倒壊物で塞がれてしまって、使う段にはなりません。若い元気な人でも通れる状態にはなく、ましてや夜間の地震だったら、恐らくほとんどの人が家から身動きができないんじゃないでしょうか。今の状態を抜本的に改善しなければ、密集地の中心部の人家は、言い方が適切ではないかもしれませんが、蒸し焼き状態になりかねません。せっかく整備された立派な避難路や避難場所がすぐ近くにできているのに、そこまでたどり着けない状況であります。新居や宇佐地区のような古い住宅密集地は、高知市などの新しい住宅団地を想定した対策では、とても対応できません。全く様相が違う住宅区域なんであります。

そこで、狭く入り込んだ路地の中の住宅密集地の人命救助は、どのようにお考えでしょうか。危険な住宅やブロック塀などの崩壊防止対策とあわせて、安全な避難路をどう確保していくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、市町村が策定する避難計画の進捗状況について、危機管理部長にお聞きいたします。

市町村が策定した今の避難場所は津波が到達するまでに本当に逃げられる計画になっているのかどうかについて、県のチェックは今どこまで進んでいるのでしょうか。国の緊急防災・減災事業債や県の加速化交付金の終了年限が近いことを考えると次の対策を急ぎ講じなければなりませんので、いつごろそのチェックは完了するのか、また、その際の脱出時間の計測には、倒壊で塞がれた狭い路地の状況などはどのように反映されるのか。

さらに、県のチェックでは避難が難しいと思われる超密集集落などを現地調査されるのかど

うか、また、その結果は路地の避難路の整備にどのように生かされるのかどうかについても、あわせてお聞きをいたします。

次に、狭い路地を通して避難する際に、最も障害になると思われるブロック塀の安全対策についてお聞きいたします。

先ほどから述べていますように、狭い路地には、さらに危険なブロック塀までもがひしめき立っています。しかし、路地や道路に面したブロック塀などの安全対策は、あくまでも他人様の避難路の確保のためにする工事であって、現状を放置していても、本人への危険は余りありません。年金生活などでぎりぎりの生活をする高齢者たちにとっては、多額の自己資金の足しが必要になるブロック塀の倒壊対策は、そういう意味で無理ですし、大変お気の毒であります。ですから、現状の制度ではもうこれ以上進まないんじゃないでしょうか。

今のブロック塀の安全対策補助金は、限度額が20万円ありますが、その補助金をもらうにしても、見積りの工事費の提出、自治体の登録工務店からそれをとらなければならないなどの、ハードルが高い決まりが多くて、制度の活用を断念する方も多いと聞きます。実は私も補助申請を試みましたが、取り壊しの基準が細かい上に、見積りの手続や下請、労務管理などで建設業者も難色を示したため、利用を断念せざるを得ませんでした。実際には個人請けの左官さんや大工さんで十分できる仕事であります。

1基1億円もする避難タワーの建設などに比べましたら、この20万円程度のブロック塀の対策であります。命を救う費用対効果で言えば、十分大きな意義を持っています。この制度の適用基準をもっと現場の実態に合ったものに改善して、施工のスピードを上げるべきだと考えます。

そこで伺いいたしますが、この制度をどん

どん活用してもらって、狭い路地の安全対策をもっとテンポよく進めるためにも、適用基準などを早急に見直すべきではないかと思うんですが、土木部長にお伺いいたします。

次に、公共交通の課題についてお聞きいたします。

大都市と地方との格差については、これまでも申し上げましたが、公共交通の分野でも、運賃や運行の便数などで相当大きな開きがあります。

例えば、名古屋市においては、65歳以上の高齢者は、少し前まで市営のバスとか市営の地下鉄は無料でしたし、現在でも1,000円程度の負担で1年間乗り放題の敬老パスがもらえます。その一方で、地方では、運行会社も自治体もそうした体力はありませんので、高齢者はもちろん、子供たちの通学費も相当な負担があります。利用者数が低迷している要因の一つには、そんなこともあるのではないのでしょうか。

それよりも、都会でただで乗り放題の運賃を支えているのが地方の出身者であって、反面、その都会で働く若者の父母や祖父母は地方で高い運賃を支払い、またまばらな便数で不便を強いられているのはまことに理不尽に思われてなりません。国土のどこに生活しても格差を感じさせないというあの全総の考え方は、一体どこに行ってしまったのでしょうか。

そこで、企業努力の限りを尽くしても、その経営が著しく厳しい地域については、国に対してそうした実情を訴えることで、もう一段の手厚い支援を求める必要があると思うんですが、どうでしょう。その際には、交通政策の面だけでなく、高齢者のひきこもり防止とか医療や買い物などといった基本的な生活の維持、さらには教育や福祉も含めて、もっと広い別の視点からこうした実情を訴えていくべきではないでしょうか。そして究極は、若者を地方から流出させ

ない、もっと言えば地方の人口をふやすという視点も含めて、公共交通の支援を幅広く提案していくべきだと考えますが、知事のお考えをお聞きいたします。

数十年来の懸案課題でありました中央地域の公共交通の再構築に向けた協議がやっと調い、いよいよあす、土佐電鉄と高知県交通が経営統合し、とさでん交通という新しい会社になります。

ここに来るまでには関係する12市町村の全ての議会で、新会社への出資に関する予算が深い理解のもとで議決されてきました。その後、7月16日には新会社の設立委員会を立ち上げ、先日、新会社の執行体制や経営方針が公表されました。新会社では、心機一転、経営者も社員も一丸となって奮闘してくれることを県民は期待しております。

この内容について、5億円もの出資をした県としては、どのようにこれを評価しているのか、またどういった点を重視し、今後にどのようなことを期待しているのか、県としての見解を設立委員会の委員でもあります副知事にお聞きいたします。

次に、新会社の電車、バスの運行に対する今後の支援についてお聞きいたします。

私は、行政の支援のあり方としては、赤字を補填するにしても、それ以前にもっと利用者を増加させ、収益を改善するような仕組みづくりにこそ力を入れるべきだと考えます。企業の側は、潜在的な利用者を掘り起こす意味でも、県民から広く声を聞き取るなどして、例えば停留所の位置とか最終便の時刻などまで、もっともっと目線を下げた細かな配慮をすべきだと思います。

あすからは第三セクターになり、路面電車も路線バスも同じ会社が経営することになります。これまでは路線が競合するなどで難しかった点

も、新たにチャレンジできることがたくさんあるのではないかと思います。

そこで、県としても、新会社に対して支援や提言を強化する必要があると思いますが、今後どのように取り組んでいくのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたします。

最後に、今後の取り組みが成果を上げることで、公共交通の収益が改善され、安定経営に向かうことを望むわけですが、その一方で、今後も県内の人口減少が見込まれることなどから、サービス水準を維持するためには、今後もある程度の行政負担は見込まざるを得ないのではないかと考えます。運行に関係する市町村では、現在でも公共交通の維持に要する財政負担が大きくなっていることから、今後のさらなる負担増加に対する不安の声も聞こえてきています。

こうした状況の中で、県は今後どのような対策をしようと考えているのかについても、この際あわせてお聞きをしておきます。

次に、高知南中・高等学校と高知西高校の統合について、以下、教育長にお聞きいたします。

両校の統合話は、将来の生徒数の減少を見越して、適正な学校規模での教育環境を保障することや、南海トラフ地震の津波浸水想定区域から脱出して、生徒たちの命を守ることなどの観点から始まったものと認識しております。

しかしながら、南中・高校の生徒や保護者にしてみれば、春先の県教委の発表は余りに唐突な話であり、混乱された心境はよくわかります。一方で、その後、県教委の話聞けば、将来を見据えて教育力の向上を目指し、また子供たちを津波から守ろうとしたのはもっともなことであります。そのような意見の対立から始まって、その後の県教委の真摯な説明や要望に対する互いの柔軟な姿勢が理解を深め合うことになり、現在までに大まかな合意ができつつあると伺っております。

これまでの経緯と現時点での統合に向けた取り組みの状況、そして今後に残る課題について、まずお聞きをしておきたいと思います。また、今後に残るデリケートな課題についても両校の関係者と真摯な対応を期待するものですが、この点もあわせて伺っておきます。

私としては、津波の心配のない西高の土地に移転統合されることは、大切な生徒の命を守るという点で安全面が確実に保障され、大変望ましいことと考えます。また、そのことに加えて、これまでの西高の英語科と南高の国際科という特色を持った2校が統合することで、県内では初めて世界を視野に入れたグローバル教育がいよいよ始まるという大きな期待感もあります。そして、西高において中高一貫教育が始まることで、県下の保護者たちから新しい進学拠点校として今後注目されるのではないかと感じています。

その際には、拠点校にふさわしい入学者の資質を備えていることを見抜くという意味で、中学校の入学募集においても、学力を含めてしっかりとした選考をすべきだと考えますし、そのことを踏まえてどのような特色のある新しい学校づくりに取り組むのか、お聞きをしておきます。

生徒数の急減は待たなしの状況でありまして、教育環境の質について議論を急ぐべきだと考えます。他県や諸外国における学力や進学への熱心さ、真剣さを知るにつけ、将来の高知県の振興、発展を考えれば、今回の南中・高の反省や経験の上に立って、できるだけ早い時期に次の統合も考えていかななくてはなりません。

そこで、次なる統合についてどのように考えているのか、この際あわせて伺っておきます。

さて次に、知事が就任以来6年半、ずっと力を入れ続けてきた生徒の学力についてであります。

ことし4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、小学生の全国順位は昨年並みの上位を維持したものの、中学生は全ての科目で全国平均には及ばず、全国順位は44位から46位にとどまりました。知事着任当時の小中学生の全国順位がともに全国最下位クラスであったことを思えば、この間の県教委や市町村教委の努力は大いに評価されますし、全国全ての自治体が血眼になって学力向上に取り組んできた中での結果ですので、この健闘にはそれなりの評価をしなければなりません。

しかし、ことし小中学校ともに昨年よりさらに正答率が下がっており、ここ2年の低迷状況を見ると、もう少し何とかならないものかと考えています。高知市でのできが、生徒数の多さから、高知県の平均点を加重平均的に押し下げています。それを改善しようと、県は平成21年から、高知市の放課後学習などへの支援を続けてきました。この5年間に、高知市に対して4億5,000万円の県費が充てられています。さて、高知市は、この間にどのような取り組みをしてきたのか、またその結果、どのような改善が見られたのか。県も県教委も、これまでの手法と効果を市町村別にしっかり分析することで、学校以外の課題などにも正面から取り組まなければ、真の学力対策にはならないと考えます。

また、学テと同時に進められている学習状況調査の分析によれば、スマホにさわる時間の長さや学力の高さは反比例していることが分析されました。であるとすれば、どちらかといえば1日の3分の2を過ごす家庭や地域での学習環境のほうに問題があることが浮き彫りになったのではないかと考えます。これまで先生や学校関係者が努力してたどり着いた結果が今のピーク、いわゆる踊り場だというのであれば、この先は家庭や地域などの徹底した協力がないと、この上は達成できないと認識しなければなりません。

ここにしっかりと焦点を当てて取り組まないと、この踊り場から脱出することはできない予感もいたします。

そこで、今回の学習状況調査の結果を市町村別に詳しく分析した上で、さらなる学力や学習態度の向上を望むものですが、今後の取り組み方についてお伺いいたします。

また、今回の学テの結果は、せめて市町村単位では公表すべきだと思いますが、県教委はどのように考えているのか、あわせてお聞きいたします。

次に、災害に強い県土づくりについてお聞きいたします。

先月初旬に相次いで襲来した台風は、全国各地で大きな爪跡を残し、県内でも、住宅の床上・床下浸水を初め、崖崩れや道路橋梁などの崩壊や流失、そして園芸施設の損壊など、甚大な被害が発生しました。少し時期を逸しましたが、被災されました多くの県民の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の台風で、本県の交通インフラの脆弱性が図らずも露呈しました。航空機の欠航から始まり、瀬戸大橋やJR、高速道路や2桁国道など、県外から高知にアクセスする全ての基幹的交通インフラが、一時的であったとはいえ、断続的に長時間途絶えていたのであります。私の友人も、ちょうどそのとき旅行先の大阪から帰る途中で、全ての交通手段を絶たれ、土佐市まで帰り着くのに4日間もかかったとあきれていました。結局最後は西条からタクシーで帰ったといいます。こんなにも貧弱で選択肢のない本県の交通インフラの現状を知事はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

産業振興や移住促進に向けた取り組みも進められていますが、もっと力強い、そしてもっと快適なインフラを整備しなければ、企業や若者

から魅力を感じてもらえる県にはなれません。災害時などには複層的に対応できるインフラも考えておくべきでしょうし、せめて世間並み、他県並みの生活基盤が欲しいものであります。

そこで、知事にお伺いいたします。本県の交通インフラの現状をどのように感じ、今後の充実強化についてどのような展望をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次は、129億円余りの災害復旧予算を計上して、被災復旧に向けた準備が進められている件についてお聞きいたします。

高齢化が進んだ農家などでは、余りにも甚大な被害に再開の意欲がそがれ、離農者がふえるのではないかと、また土木施設の復旧では、短期間に多くの工事の発注が重なることで、復旧のテンポがおくれるのではないかなど、心配は尽きません。とはいえ、県民生活の一刻も早い安定を図るため、速やかな復旧を願うものであります。土木建設業の技術者が不足している、そうした状況もあり、今後、工事のおくれなどから県民生活や産業振興計画への影響が長引くことなども懸念されます。

そこで、今回の災害復旧工事に素早く着手できるのか、その見通しについて、土木部長、農業振興部長、林業振興・環境部長にそれぞれお聞きいたします。

先月、広島市北部の住宅街を中心に大規模な土砂災害が発生しました。連日のテレビ報道では、弱い地盤と急峻な山と想定外の豪雨という不利な自然的条件が重なったことで大災害になったとしきりに説明されていました。しかし、私は、それ以上に人間の、危険を顧みない傲慢な開発こそが本当の原因だと感じています。

本県でも、8月の豪雨の際に、土佐市の宇佐地区で、不法、違法な開発での土砂などによってできたダムが決壊する事故がありました。その下流では、避難指示に従ったお年寄りがタク

シーを呼んで避難していました。ここは確実に人災でありました。

本県もこれから順次、大規模な造成宅地について点検を進めるとお聞きしており、安心しておりますが、県民が活動する範囲には多くの危険箇所があります。

不法、違法な開発が危険な状態のまま放置されることがないように強く願うものですが、今後の点検、調査の進め方について土木部長にお聞きいたします。

次に、観光の振興についてお聞きいたします。

ことしの夏は、ちょうどよきこの時期に台風の襲来や大雨が降ったことで、高知市内の宿泊施設ではキャンセルが相次いだと報道されていきました。そのほかにも宴会や日帰りの客、そして観光バスなどを含めましたら、大きな打撃があったのではないかと思います。関係者の方々にお見舞いを申し上げます。

そこで、この時期の観光の落ち込みをどのように把握しておられるのかを観光振興部長にまずお聞きいたします。

そして、その観光客の減少に対して、県は、この9月補正で、緊急の誘客対策として2,000万円を超える予算を計上しております。

マスメディアを活用した本県への誘客発信が柱だとお聞きはしておりますが、こうしたツールでの啓発に果たしてどのような効果を期待しているのか、また、この取り組みで夏の落ち込みを秋以降にどのように挽回できると考えておられるのか、お聞きをいたします。

さらにもう一点、遠距離バスの事故の多発を受けて、バスの運行規定に関する法改正があったと聞きます。距離と時間の併用運賃となることや、実車距離に応じて交代運転手が必要になるなど、貸し切りバス料金は大幅に上がることが見込まれ、本州方面から本県など、遠方への泊まり旅行は宿泊数が減らされるのではないかと

と心配の声が上がっています。

そこで、本県が取り組んでいる県の東部や西部などへの誘客施策に対して、どんな影響がいつごろからあると予測されているのか、またこのことに対して県では今どんな施策を考えているのか、あわせてお聞きいたします。

次に、台湾への高知県事務所の開設についてお聞きいたします。

本県は、平成8年にはシンガポールに、そして平成15年には上海に、それぞれ海外事務所を開設しました。それらの事務所は、高知県産品の外商戦略や観光などの情報拠点として、その使命を立派に果たしてきました。

ところが、上海事務所につきましては、中国との貿易に関心を持つ企業が少なくなってきたことや、費用対効果などを総合的に踏まえて、ことし3月末で県独自の上海事務所を閉鎖しました。中国の人口や今後の経済発展を考えますと、これほど大きな可能性を持った商圏からの撤退は、大変残念なことではありますが、今の互いの国情を考えると、いたし方ありません。

そこで考えるべきは、2,300万人もの人口を有する台湾との交流であります。台湾は、日本による50年間もの統治時代があったとはいえ、今も非常に親日的であり、東日本大震災の際には、他国をはるかに上回る額の義援金を国民からの自発的な意思により送られてきました。また、本県のよさこい踊りは、台湾最大の行事であるランタンフェスティバルに毎年参加しており、今では現地で絶大な評価を受けるまでになっています。また、チャーター便による互いの観光交流や経済視察なども次第に交流の幅を広げ、互いの信頼関係を深くしてきたところであります。今まさに、海外事務所開設の機運が熟したとも言えます。

そこで、観光から経済まで、台湾との幅広い交流をさらに深めていくべきだと考えるんです

が、どうでしょう。知事にお考えをお聞きいたします。

最後は、龍馬マラソンのことでお聞きいたします。

来年2月には、第3回目の龍馬マラソンが予定されています。回を追うごとに参加者がふえ、盛況になり、高知を代表する観光資源にまでなりそうな勢いがあります。

そこで、今回はどれだけの参加者を想定しているのか、また、その大会には埼玉県庁の川内優輝さんを招待されているそうですが、どんなコンセプトで、どのように盛り上げようとしてしているのか、まず教育長にお聞きいたします。

次回からは、高知城が見える県庁前の電車通りからのスタートとなり、また「県庁おもてなし課」の映画に何度も出ていたあの仁淀川の河口大橋を渡る大変眺めのいいランニングコースができ上がりました。この龍馬マラソンがこの先しっかりと定着すれば、観光の閑散期である冬場に多くの宿泊客が見込め、よさこいにも匹敵する大きな観光資源になるかもしれません。そして、そこに高知の春のおきやくなどをセットすれば、また新しい高知県のおもてなしにも育っていきます。選手の方は、事前にも走りに来ますし、試合後には家族ぐるみで高知観光のリピーターになってくれるかもしれません。これまでの参加者は約6割が県外客であり、日本の各地から訪れてくださっています。選手の方たちには、走るコースの景色のすばらしさだけでなく、沿道の応援にも、ボランティアにも、そして滞在中の食べるもの、接するもの全てに少しでもいい印象を持って帰っていただきたいものであります。

この先は、観光の要素ももう少し加えながら、県を挙げて万全の準備で高知県の好印象を焼きつけていこうじゃありませんか。そして、埼玉県庁の星に加えて、高知県庁の星でもある尾崎

知事にも選手として参加していただいて、大いに盛り上げるというのはどうでしょう。

そこで、来年開催の準備状況につきまして、教育長から御答弁をいただき、知事にはこの龍馬マラソンを将来どんな姿に仕上げようとされているのか、お伺いをいたしまして、第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 森田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後、国のまち・ひと・しごと創生本部にどのように働きかけていくのかとのお尋ねがございました。

国におきましては、総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、国と地方が総力を挙げて地方創生に取り組むための指針である長期ビジョンと総合戦略の策定を年内に予定するなど、積極的に地方の創生に取り組もうとしております。

私は、今回の国の取り組みに大いに期待をしております。大いに期待するがゆえに、国におきましては、第1に、直面している課題に応じて地域地域が取り組んでいる施策に重きを置いて支援をすること、第2に、地域の企業や事業者の皆様が抱える課題はそれぞれ異なっていることを踏まえ、地域の多様なニーズに対応できる総合的な施策を展開していくこと、第3に、中心都市のみならず、中山間地域にも若者が住み続けられるような施策とすること、この3点を基本に、地方の目線に立って、これまでの施策の延長線上にはない異次元の施策を展開していただきたいと考えております。

このような思いから、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、高齢者の資産移転を促し、若者の経済的負担を軽減する税制改正など、抜本的な少子化対策を安倍総理などに訴えますとともに、CLT

の推進を起爆剤とする林業の再生や集落活動センターを中心とした中山間地域での小さな拠点づくりなど、本県の経験を踏まえ、地方創生につながると考えられる取り組みにつきまして、関係者などに政策提言を行ってきたところであります。

こうした中、全国知事会におきまして、去る22日、私も含め13道府県知事で構成します地方創生対策本部が設置をされました。速やかに国の動きに対応するための体制が整えられてきております。

今後とも、体制が強化されました全国知事会とも連携をしながら、国の動きにおくれることなく、スピード感を持って、地方創生に向けた骨太の政策提言を行ってまいりたいと考えております。あわせまして、引き続き本県独自の政策提言を積極的に行うことなどを通じまして、本県の取り組みを後押しする地方創生の施策が実現されますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、十分な税財源確保のための政策提言についてお尋ねがありました。

人口減少や高齢化が全国的に進む中で、各地域がそれぞれの実情に応じた課題解決のための取り組みを積極的に進めていくためには、依然として存在する地域間の財政力格差を是正するとともに、必要となる地方の税財源をしっかりと確保していくことが重要であります。この点は、特に歳入に占める地方交付税の割合が高いなど、本県のように財政力の弱い団体にとっては、極めて重要な問題であると認識しております。そのため、本県としましては、これまでも地域間の財政力格差の是正や地方の税財源確保に向けた政策提言を国に対して積極的に行っているところであります。

具体的に申し上げますと、まず地方交付税につきましては、地方公共団体の財源の不均衡を

調整するという本来の機能が十分に発揮されま
すよう、毎年、全国知事会などを通じまして、
必要となる総額の確保について繰り返し訴えて
きております。

また、国の経済対策に伴う交付金などにつ
きましては、例えば有効求人倍率の低い地域など、
経済活性化の必要性が高い地域に手厚い配分
になりますよう、具体的な算定方法について本
県独自に政策提言をしてきており、これまでも
幾つか成果が上がっておりと考えております。

さらには、本年4月からの消費増税に伴い、
地域間の財政力格差のさらなる拡大が懸念さ
れましたことから、地方税源の偏在是正措置が
確実に講じられるよう、昨年度、四国知事会を
通じて、政府及び与党関係者に緊急提言を行
ってきたところであります。

このようなこれまで本県が行ってきた地方
税財政に関する政策提言につきましても、国の
制度にも一定反映されてきていると認識いた
しております。

今後、まち・ひと・しごと創生本部では、
人口減少の克服と地方の創生に向け、地方交
付税制度などについてさらに検討を進めること
とされております。また、年末の税制改正に
向けまして、消費税率10%段階での地方税
源の偏在是正措置などについて議論が行われ
る予定です。

本県としましては、引き続きこのような
国の動向を注視しつつ、地域間の財政力格差
の是正や地方の税財源確保のための十分な
措置が確実に講じられますよう、他の地方
公共団体とも連携を図りながら、機を捉え、
国に対して、より積極的に政策提言を行って
まいりたいと考えております。

次に、産業振興計画を着実に実践する大
川村の取り組みについてお尋ねがございました。

離島を除いて人口が全国最少の自治体である

大川村では、人口維持を目標に掲げた振興
計画に基づいて、地域資源を生かした1次
産業や観光振興の取り組み、集落活動セン
ターの開設も視野に入れた取り組みなどが
活発に進められており、私としても敬意を
表すものであります。

県としましても、この大川村での取
り組みの成功は、同じ課題を抱える県内の
他の市町村に大きなプラスの波及効果をも
たらすものと考え、これまでに庁内に産
業振興推進部長をトップとするプロジェ
クトチームを立ち上げましたほか、村の
取り組みの牽引役として県職員1名を村
に派遣するなど、積極的に支援している
ところであります。

この振興計画を進めるに当たっては、
従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想
で村内の人や物を最大限に生かすという
考え方に立ち、小さな村だからこそ
できる、行政と民間事業者、村民が
総ぐるみとなった取り組みとすること
を村とともに進めていきたいと考
えており、考え方を共有しておると
考えております。

こうした基本的な考えのもと、議員
のお話にもありました土佐はちきん地
鶏や山岳観光などと、その関連産
業の振興や自助・共助の視点も
入れた支え合いの仕組みづくり
など、振興計画の実現に向けた
具体的な行動計画づくりを大
川村の皆様とともに進めている
わけであります。

本県のように、全国に先駆けて
人口減少や高齢化が進む中山
間地域の活性化をなし遂げる
ためには、地域地域で取り組
んでいる産業振興による事業
の拡大がさらなる雇用を生み
出し、それによって新たな定
住者の増加につながるという
ようなプラスのスパイラルを
機能させるよう取り組むこと
が特に重要と考えますので、
土佐はちきん地鶏の振興につ
いても、この目指すべき方
向を常に意識しながら、村
とともに取り組みを進めて
まいりたいと考えております。

また、こうした中、国では、まち・ひと・し

ごと創生本部を設置し、内閣を挙げて地方創生に取り組むこととしております。既に御紹介もしてまいりましたが、大川村の取り組みについて、必要に応じて情報提供し、ぜひ有効なる政策、こちらをかり取ってまいりたいと、そのように考えておるところであります。

次に、南海トラフ地震対策に関連して、中山間地域への都市の整備、また被災後の県民の姿についてのお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生すれば、県民の皆様の生命や住居に大きな被害が発生をし、多くの方が避難所での生活を余儀なくされることが想定をされます。また、東北3県を見ましても、もともと人口が減少傾向であったところに震災の影響によってさらに人口が減少し、いまだ震災当時の水準まで回復をしていない状況があり、沿岸部に居住地域が多い本県においては、より深刻な人口の減少が起こるのではないかと懸念もあります。

こうした状況を考えましたとき、確かにお話のありました中山間地域にあらかじめ居住場所などが確保された都市を整備すれば、被災者の県外流出防止、さらには中山間対策の強化にもなると思われまます。

他方、人々の暮らしやまちというものは、長年の歴史の土台の上に立ち、また何よりその土地に根づいて形づくられてきたものでありますことから、仮に県が意図的に時間とコストをかけて新しいまちをつくったとしても、中山間地域に居住を希望される方がどの程度いらっしゃるのか、都市が形成できるほどの方が移転するのかという問題がありますし、またそもそも南海トラフ地震対策としては、次の地震に整備が間に合うのかといった課題もございます。

県としては、事前の高台移転という点では、まずは特に人命にかかわる被害を最小限に食いとめるため、早急に実施すべき保育所や幼稚園

の移転に対する支援を行いますとともに、黒潮町の出口地区のように、集落の高台移転に関心のある地域での検討を支援していきます。

また、被災後の一時居住場所の確保策として、速やかに応急仮設住宅の確保ができるよう、供給体制づくりの検討も行い、速やかな復興に向けてあらかじめ取り組むことで、被災者の県外流出防止にもつなげていきたいと考えておるところです。

県としましては現在、以上のような形で発災直後から応急期までの対策に全力で取り組んでおります。

ただ、あわせまして、被災地に学びながら、復旧や復興のあり方についても、復興地のまちづくりをどうしていくのかといった点も含めて検討を始めたところでもあります。検討を深める中で、被災後に人口や経済の重心を移すことが適当だと明らかになる地域も出てくるものと思われまます。こうした地域では、例えば老朽化などによりまして公営住宅を新築する必要が生じた際、あらかじめこうした検討をもとに他の地域に移しておくといった対応を図ることが有効である場合も出てくるものと思われまます。このように、保育園の高台移転といった、まずは緊急に求められる対応を図りながら、あわせて復興後の姿をあらかじめ想定し、検討していく中で、その検討により次第に明らかとなる設計図に基づき、まちの姿を徐々に変えていくとの対応を図っていくことも必要ではないかと考えているところでもあります。

さらには、そもそも中山間地域の活力を維持することが、移転も含めた将来の復興を速やかに行うための前提となるものと考えまます。防災の観点からも、集落活動センターの設置など、中山間地域の生活を守り、産業をつくる取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。

次に、耐震診断後の安全な住宅対策について

お尋ねがありました。

南海トラフ地震での死者を限りなくゼロに近づける上で、安全な住宅対策は極めて重要であります。そこで、住宅の耐震化の加速化に向けまして、まずは耐震改修の入り口となります耐震診断の実施率向上のため、特に効果の高い市町村による戸別訪問などの取り組みを支援いたします。

戸別訪問は、耐震化の重要性や支援制度の周知に加えまして、耐震改修に係る費用などの情報を提供することにより、加速化の課題の一つである費用に対する不安を解消することにもつながるものと考えておりまして、耐震改修の実施率向上に全体として効果があると考えております。

さらに、耐震改修を行う住宅所有者の経済的負担を軽減することも、御指摘のとおり、非常に大きな課題だと考えております。耐震診断士や工務店などに対し、既存の天井や床を壊さないうで補強する工法や外壁から補強する工法など、従来の工法に比べて7割から8割程度の費用でできる低コストの工法の普及啓発を強力に進めていきたいと考えております。加えまして、初期の費用負担を大幅に抑えるため、補強工事を分割して実施できる仕組みの検討を行いたいと、そのように考えております。

現在研究開発が進められております部分耐震技術の活用についても、引き続き検討しますとともに、経済的な理由によってどうしても耐震改修ができない住宅所有者への支援の一つとしまして、公営住宅などへの住みかえについても、市町村と連携して取り組むことができないものか、検討していかなければならないと考えております。

南海トラフ地震のリスクに直面する本県として、少しでも早く全ての住宅が地震に対して安全となるよう、引き続き全力で取り組んでまい

りたいと考えています。

次に、公共交通の経営が厳しい地域への手厚い支援について、国に対して交通政策の面だけでなく、幅広い視点から提案をしていくべきではないかとお尋ねがございました。

日常生活や社会経済活動を行う上で、鉄道やバスといった公共交通機関は重要な役割を担っておりますが、人口減少やモータリゼーションの進展などに伴う利用者の減少から、地方における公共交通を取り巻く経営環境は年々厳しさを増しており、多くの事業者が御苦勞をされておるところであります。採算のとれないバス路線などを多く抱える地域では、事業者の負担はもとより、路線維持を支援する地方公共団体の負担も大きくなっておりまして、そのことがさらなる路線の減便や廃止につながり、サービス水準の低下を招くなど、住民生活や経済活動に影響が生じてきております。

こうした状況を受けまして、地方の公共交通についての国の方針は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正趣旨に見られますように、公共交通を民間事業者任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が積極的に関与する必要があるという方向に変化してきております。

今後は、地域の公共交通の維持、存続にこれまで以上に行政のかかわりが求められてくるといった大きな流れになると思いますが、地方公共団体がそうした役割を担っていくためには、財政的な負担が問題となっており、さらなる国の支援が必要な状況にあります。

現在、国においては、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、人口減少克服、地方創生といった構造的な問題に正面から取り組みますとともに、それぞれの地域特性に即した課題解決を図ることを目指す取り組みが強力に進められようとしております。

公共交通ネットワークは、産業経済活動はもとより、教育や福祉等のサービスを支える不可欠な基盤であり、その維持、整備は、地方が成長する活力を取り戻し、地方への人の流れをつくり、定着を図っていく上で重要なポイントとなるものであります。

県といたしましては、今回の国の動きを捉え、地域が活力を取り戻すために必要な基盤として、公共交通の確保、改善に積極的にかかわって対策を行う地方公共団体の支援が充実されますよう政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、本県の交通インフラの現状と今後の充実強化についてどのような展望を持っているのかのお尋ねがございました。

先月の台風12号、11号の豪雨によりまして、他県と連絡する交通インフラにおいて、空路では延べ34便が欠航し、JR土讃線の阿波池田―土佐山田間では、約11日間にわたり不通となりました。道路においても、雨量による事前通行規制などにより、国道32号では239時間、本四高速の神戸淡路鳴門自動車道では37時間、高知自動車道の高知一川之江間でも61時間の通行どめを余儀なくされました。これらの交通の断絶が、例年観光客数がピークを迎えるよさこい祭り前からお盆の時期と重なりましたため、この時期の土讃線の利用客数は前年度比33%減、高知自動車道の利用台数は約20%減となるなど、県経済にとって大きなマイナスとなりました。また、議員御指摘のように、多くの方々に大変な御不便をおかけいたしましたところであります。

このような異常気象時に平時と同様の交通機関の運行や通行を確保することは、安全性の面から難しいことでもありますし、そもそも四国が島国であるゆえに、地勢的に災害時の交通ネットワークが弱いということもありますけれども、改めまして本県の交通インフラの脆弱性を思い

知らされたところであります。

そうした中にありまして、高知自動車道は、土讃線や国道32号などと比べ通行どめの時間が短かったことや、今回の豪雨においても大きな被災がなかったことから、やはり高規格道路は信頼性の高い交通インフラであると、こういうことも実感をいたしました。

高規格道路である四国8の字ネットワークが整備されますと、複数ルートによる県外とのアクセスが確保されることとなりますので、雨量による通行どめが発生しましても、長時間にわたり県外との交通が断絶するおそれは極めて少なくなります。災害時には命の道となり、平時には産業や経済を支える道となる四国8の字ネットワークの早期整備に向けまして、県議会や市町村の皆様、関係する地域の方々と一体となって取り組みを進め、早期完成を目指してまいります。

あわせて、直轄国道や鉄道の防災対策につきましても、国や鉄道事業者に働きかけを進めてまいりたいと、そのように考えています。

次に、台湾への本県事務所の開設に関連したお尋ねがございました。

まず、本県と台湾との経済交流につきましては、これまでに築いてまいりました現地の量販店や貿易商社との良好な関係をもとにして、平成23年度から毎年開催しております高知県物産展に加えまして、本年度は新たに現地の貿易商社との商談会を開催するなど、県産品の販路開拓に幅広く取り組んでいるところであります。

また、観光面では、台湾のランタンフェスティバルと本県のよさこい祭りを通じた交流が年々活発になってきている中で、高松空港に台湾との定期便が就航したという機会を捉え、最優先市場としてセールス活動を精力的に行ってまいりました結果、台湾から本県への観光客数は、この4年間でおよそ3倍にふえてきております。

この4月には、台湾の大手企業が加盟しております中華民国三三企業交流会の定例会に出席する機会を得ることができました。この絶好の機会を生かして台湾との交流をさらに発展させるため、県内の観光、工業、食品の各業界から合わせて22社の参画を得て、高知県台湾販路開拓経済ミッション団を編成し、私が団長として台湾を訪問いたしました。

訪問の際には、三三会の定例会の場において、本県が誇る食材などの観光資源や防災関連産業などを紹介しますとともに、現地企業を招いての商談会もあわせて開催をいたしました。この商談会をきっかけに幾つかの商談が始まっていますし、台湾との取引に意欲を示される県内事業者もふえてきておりますので、今後の観光客の増加や貿易の拡大に手応えを感じているところであります。

こうしたことから、今後、台湾との経済交流の一層の促進や、さらには台湾をゲートウエーとした中国本土への輸出拡大を狙いとしまして、新たな戦略とそれを実行する体制について、本年度内に検討を進めていくこととしております。検討に当たっては、事務所の開設など現地にサポート拠点を設けることも視野に入れまして、さまざまな選択肢について検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、高知龍馬マラソンを将来どのような姿に仕上げようとしているかとお尋ねがございました。

高知龍馬マラソンは、過去2回の大会におきまして、参加していただきました多くの皆様から御好評をいただいております。各種ランニング専門誌に紹介されるなど、全国的に注目される大会に育ってきていると受けとめております。

参加者も、第1回大会の3,500人から、第2回では5,000人に増加をし、今回の第3回大会は7,000

人を目標に取り組みを進めているところであります。そして、次回の第4回大会では、節目となる参加者1万人規模の大会を実現したいと考えております。

そうしたことも視野に入れながら、今大会ではインターネットによる先着順の参加申込方法を導入しますとともに、仁淀川を渡るコースを加えた、より魅力のある走りやすいコースに見直しを行い、そして日本を代表するトップランナーである川内優輝選手を招待選手として迎えるなど、全国に向けた情報発信も強化したところであります。

今後、1万人規模の大会に大きく育てていく中で、まず県内の皆様には、今までスポーツにかかわりが少なかった方にも、スポーツや健康づくりへの関心を高めるきっかけにさせていただきたいと思っておりますし、より多くの皆様にランナーとして参加していただきたいと思っています。

加えまして、ボランティアや応援などさまざまなスタイルで参画していただくことも含め、日本一の健康長寿県構想に掲げる、生涯を通じた健康づくりの推進につながる大きな機会としていきたいと考えております。

また、県外からお越しいただくランナーや応援の皆様には、龍馬が育った高知県の風土や歴史、食や文化を存分に味わっていただくことができる大会づくりを心がけ、高知家ならではの温かいおもてなしを充実してまいります。

こうしたことによりまして、高知県のファンをふやし、大会後も繰り返し本県に足を運んでいただきますよう努めてまいりたいと考えておりますし、またそうなりますように具体的な取り組みとして、ことしもそうでありましたが、龍馬パスポートなどをうまく活用していく、そういう取り組みを進めていきたいと、そのように考えておるところであります。

本県には、高知龍馬マラソン以外にも地域の

特色を生かした個性豊かなマラソン大会が数多くございますし、大会が開催される2月は、観光開きの時期でございます。こうした大会やイベントとも連動を図りながら、全国のランナーがぜひ高知県に行きたいと思うような大会を目指していきたいと考えております。今後も関係者の皆様の御協力を得て、真夏のよさこい、早春の龍馬マラソンと、全国的にも認知されるよう大きく育ててまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 林業振興と中山間振興についての一連の御質問にお答えします。

まず、高知おおとよ製材の原木加工量の目標達成はどうだったか、反省や成果についてのお尋ねがございました。

高知おおとよ製材が昨年8月に稼働を開始してからほぼ1年が経過しましたが、初年度の目標原木加工量5万立方メートルに対して、9,000立方メートル少ない4万1,000立方メートルの実績となっております。

この要因といたしましては、操業開始時の加工機械の初期調整や従業員の習熟に時間を要したこと、また11月に工場内で労働災害事故が発生し、安全総点検を実施するため、工場の操業を一時停止したことなどが考えられます。

現在では、従業員の習熟度も向上し、また労働安全衛生面の改善により加工体制が整ったことから、月産4,000立方メートル余り、年換算にいたしますと5万立方メートルと、当初に目標とした水準で稼働しております。3年目の年間10万立方メートルという目標に向けて、さらなる増産の取り組みを進めているところでございます。

成果といたしましては、高知おおとよ製材の本格的な稼働により、原木に対する需要が高ま

り、原木価格の下支えに寄与したことで、再び林業の将来に明るい兆しが見え始め、原木生産に携わっている方々の木材増産に対する意欲の向上と増産に向けた体制の構築が進み始めたということではないかと思っています。

次に、人材や資機材の確保と原木の供給に関するお尋ねがございました。

県では、県木の増産、安定供給に必要な担い手の育成確保を図るため、林業に関する知識や技術を習得していただくための研修を実施するなど取り組んできました。その結果、林業就業者については、近年増加傾向で推移してまいりましたが、昨年は建設業などへ人材が流出したことから、60名程度減少したものと思われま

しかし、林業就業者が減少する一方で、昨年度の原木生産は、一昨年に比べ3万立方メートル増加していることから、高性能林業機械の導入が進み、労働生産性は向上しているものと考えています。特に高性能林業機械の導入台数は、北海道、宮崎県に次いで全国第3位と高水準にあるものと考えています。

今後は、高知おおとよ製材の本格的な稼働や木質バイオマス発電施設の整備により、原木のさらなる需要が高まりますことから、生産性の向上に不可欠な事業地の集約化や作業システムの効率化に向けた作業道の整備を進めてまいりますとともに、高性能林業機械の稼働率を向上させることにより労働生産性を向上させ、さらなる原木増産を図ってまいります。

一方で、担い手の確保については、当面厳しい状況が続くものと思われま

これらの取り組みにより原木生産に要する人材の厚みを持たせることで、原木の安定供給が可能となり、バイオマス関連施設への供給も滞りなく行えるものと考えています。

次に、県内2カ所の木質バイオマス発電施設の整備状況と必要な木材の調達状況についてお尋ねがございました。

2カ所の木質バイオマス発電施設については、平成27年の操業開始を目指し、施設の整備が進められており、夏場の豪雨や台風の影響で部分的には数日のおくれは出ているものの、ボイラーやタービン、発電機など主要な設備の設置が終わり、年内には施設が完成する予定となっています。

また、この木質バイオマス発電に必要な木材を確保するため、土佐グリーンパワー株式会社では、森林組合連合会と原木の安定供給協定を結び、各共販所ごとに原木供給量の積み上げを行い、計画的な原木の収集ができるよう取り組みを行っています。

他方、株式会社グリーン・エネルギー研究所では、幡多地域の森林組合等と安定供給協定を結ぶとともに、地域の素材生産事業者と協力関係を取りつけることで、原木確保に取り組んでおります。

双方とも取引に係る受け入れ基準や価格等が既に示されており、稼働に向けて関係者による供給の準備が本格的に進み出したところでございます。

固定価格買取制度による木質バイオマス発電では、間伐材など燃料の由来によって売電単価が異なるため、木材供給の際には、林野庁の定めるガイドラインに基づいて、その木材の由来の証明を行う必要がございます。

このため、この制度の取り扱いや運用などについて、林業関係者への周知を行ってまいりました。この制度では、例えば県森林組合連合会

の構成員である各森林組合は、団体認定を受けることでガイドラインに沿った証明を行うことができます。しかし、自伐林家などについては、こうした団体の認定を受けることができませんので、県として、国と協議した上で、市町村による証明の代行という仕組みをつくり、それを活用することで、多様な事業者から適正に証明された原木の出荷が確実に行われるよう対応を進めております。

一方で、これまでにない大量の低質材を集めることが必要となりますため、伐採事業者が事業地を確保するのに必要な森林資源情報の提供による計画的な調達の推進、県内にある森林組合連合会の共販所や発電事業者が確保したストックヤードの活用、自伐林家等の小規模事業者向けの身近な中間土場の整備などにより、低質材を出しやすい環境を整えるとともに、機械装備の支援を行うことで個々の供給事業者の生産力を強化してまいります。これらの取り組みを発電事業者や供給関係者と連携して進めることにより、必要な木質バイオマス燃料の確保につながるものと考えています。

次に、木質バイオマス熱利用として、施設園芸以外の木質バイオマスボイラーの普及の取り組みについてお尋ねがございました。

これまで本県では、重油使用量が多い施設園芸を中心に、木質バイオマス利用の拡大と木質燃料の供給体制の整備を進め、エネルギーの地産地消に取り組んできたところです。この結果、平成25年度末までに208台の木質バイオマスボイラーが導入されています。

お尋ねのありました公共施設での木質バイオマス熱利用につきましては、平成22年10月に施行されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に、木材利用促進とともに木質バイオマスの利用促進が明記されており、本県においても、高知県産材利用推進方針の中

で木質バイオマスの利用を掲げて取り組みを進めてきました。

県有施設におきましては、あき総合病院や牧野植物園で木質ペレットボイラーの導入が図られ、市町村におきましても、梶原町や田野町、佐川町などで庁舎や高齢者福祉施設の冷暖房や給湯システムが導入されているところです。

木質バイオマスの熱利用につきましては、都市部ではスペースの問題や排煙などの課題があり、導入できる場所は限定されますが、今後も県みずから導入に取り組むとともに、各市町村においても、木質バイオマスを利用することでコストパフォーマンスが見込まれる施設については、更新の際などに国の事業を活用しながら積極的に導入を働きかけてまいりたいと考えています。

加えて、公共施設以外でも食品加工業や製紙業など、重油等の化石燃料をたくさん使用している事業者も多いことから、木質燃料の供給体制を整えながら、このような施設での利用拡大を進め、持続可能な木質バイオマスエネルギーの地産地消を進めてまいります。

次に、CLTの導入と普及について、現在の取り組み状況と今後の見通し、また東京オリンピック・パラリンピックに向けた現在の状況や問題点についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えします。

CLTは、飛躍的な木材需要の拡大が期待できることから、本県が全国のトップランナーとして、その実用化に向けた取り組みを進めるとともに、国に対してCLTの早期普及に向けた政策提言を行ってまいりました。こうした中、本年6月に公表された新しい日本再興戦略においても、林業の成長戦略の主要施策にCLTが位置づけられました。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける関連施設にCLTが採用され

ますと、今後の普及に一層弾みがつくと考えています。そのため、JOCを初め国や東京都知事、施設が集中します江東区長などにCLTを積極的に活用するよう提案活動を行ってまいりました。

その中で、CLTによる施設の木造化については、総じて好意的に受けとめていただいておりますが、一方、耐火や耐震などの建築に関する基準が現時点では整っていないことや、CLT建築物に対するコストが改めて問題となりました。

このため、今後のCLTの普及に向けて、まずはCLTに関する基準の整備が必要であることから、国におきましては、CLTパネルの強度確認や耐火に関する試験を実施するなど、より多くのデータ収集を進めています。

本県におきましても、国と連動してCLTパネルの強度や耐火試験を行い、データを国に提供するなどして、CLTに関する基準づくりの促進につなげていくこととしています。

また、日本の気候風土に合った設計、施工に関するノウハウの確立や対応できる人材の育成につきましては、高知県森林組合連合会ビルなど現在進めている4件の建築プロジェクトを進める中で明らかになった知見やノウハウを活用し、今後の人材の育成や設計、施工に生かしてまいります。

さらに、まとまった需要に対応できるCLTパネルの供給体制の整備につきましても、市場ニーズの把握などの調査を行い、CLT加工施設の規模の見きわめや先進国のノウハウの集積に努めているところです。

こうした取り組みを進めることで、CLTが競合する鉄筋コンクリート工法と変わらないレベルに建築コストを持っていけるものと考えており、施設の整備を行う事業者に丁寧に説明し、理解を求めていきたいと考えています。

いずれにしましても、オリンピック関連施設へのCLTの活用を一つの目標として、引き続き国などへの要望活動をし、本県が先頭に立って着実にCLTの普及拡大に取り組んでいくことが必要であると考えています。このことによって、CLTの普及による木材需要を大きく飛躍させ、森林資源の活用が都市と地方の新たな関係を築き、中山間地域における雇用の創出や地域経済の活性化など、持続可能な取り組みになると考えています。

次に、災害復旧工事に素早く着手できるのか、その見通しについてお尋ねがございました。

今回の台風により、林業関係では、林地崩壊や地すべりなどの山地災害、林道や作業道の路側やのり面の崩壊など、約650カ所、51億円余りの被害が発生いたしました。このうち山地災害では、再度災害を受けるおそれがあり、緊急を要する箇所については、災害関連緊急事業として国へ要望し、迅速な復旧に努めているところです。また、市町村が管理しております林道につきましては、11月初旬から国の災害査定を予定しており、現在、その準備を進めているところです。

林道災害復旧工事の実施に当たっては、国の補助指令前工事着手制度や繰越制度の活用による前倒し発注や柔軟な工期設定により、緊急度に応じて施工時期を分散するなどの対応をしていただくよう、関係市町村に対し要請してまいりたいと考えています。

なお、作業道につきましては、作業道を管理します森林組合や林業事業者が復旧工事を行うものが大半ですので、技術者不足への影響は少ないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後の原木生産への影響を極力少なくするよう、早期の復旧に努めてまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 大川村の土佐はちきん地鶏の熱心な取り組みに対して何らかの支援が必要ではないかとお尋ねがございました。

土佐はちきん地鶏を活用した畜産業の活性化につきましては、平成21年度の産業振興計画の策定当初から嶺北地域の地域アクションプランに位置づけられておりますし、大川村振興計画においては、村の命運を担う基幹産業と位置づけられており、大川村の振興を実現する上で特に重要な取り組みであると認識をしております。

大川村では、平成20年度から本格的に土佐はちきん地鶏の生産・販売に取り組まれております。これまでの関係者の御尽力によりまして、脂肪分が少なくヘルシーであることや、適度な歯応えがあり、消費者にも受け入れられやすいといった肉質の優位性を確保することで、知名度も高まり、市場からは生産の拡大を期待する声も多く聞かれますなど、今後の生産拡大によるさらなる売上額の増加が期待されているところです。

一方で、現状の生産体制における収支の改善や生産羽数の増、生産から加工・販売までを一貫して取り組む体制の確立といった将来に向けての課題もあると認識をしております。そのため現在、農業振興部を初めとする県の関係部と副村長ほか村の担当課が互いに協力をして、村の基幹産業となることを目指した事業計画の策定に向けて、具体的な検討を進めております。

今後、村の御意向を踏まえつつ、専門アドバイザーの助言なども参考としながら、具体的な事業計画づくりを支援してまいりますとともに、計画の実行につきましても、産業振興推進総合支援事業費補助金など県の支援施策の導入等を通じまして積極的に支援をすることで、村とともに計画の実現を目指してまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、四万十町に整備を進めております園芸団地の建設の進捗状況と、これからの経営に向けた準備状況についてのお尋ねがございました。

次世代施設園芸団地につきましては、平成28年8月からの営農開始に向けて、計画的に整備を進めているところでございます。本年度は、ハウス建設の前提となります基盤整備を行うこととしておまして、これまでに、この団地で必要な用水量の調査などを行うとともに、この10月からは既存施設の撤去や圃場の整備に着手いたします。年度内に完了する予定となっております。

また、ハウスや集出荷場などの施設につきましても、9月17日に実施設計に着手し、事業主体となる農業法人3社の方々と協議を行いながら、施設本体や附帯設備などの具体的な仕様を固めていくこととしております。工事は、現在のところ平成27年度当初に発注し、28年3月に完了する計画となっております。

次に、経営開始に向けた準備状況でございますが、事業主体となる法人3社の経営が順調にスタートを切るためには、人材の確保と事前の技術習得、そして販売先の確保が重要だと考えております。

まず、人材の確保と技術習得についてでございますが、作物の生産や経営の中心的な役割を担ういわゆる幹部候補生につきましては、国の地域人づくり事業を活用して、各社が数名程度を雇用し、27年2月から営農開始までの約1年半、県内で先進的な取り組みをしている法人や農業担い手育成センターなどで実践研修を行うこととしております。

一方、団地全体で60人から80人の雇用が見込まれる従業員につきましては、四万十町においては企業誘致などによる人材不足が懸念される

との情報もございますので、町内にとどまらず、県内外からの従業員の確保に取り組む必要があると考えております。そのため、四万十町や県などで構成する雇用対策プロジェクトチームを立ち上げまして、県内外での人材募集や移住対策のための住居の確保などにも取り組むこととしております。

また、販売先につきましては、法人3社が中心となりまして、これまでの取引先との関係などを通じまして、その確保に努めているところですが、より有利な販売につながるよう、県としても引き続き支援を行ってまいります。

なお、この団地は、県が進めている次世代型こうち新施設園芸システムの拠点となりますことから、事業の円滑な推進はもとより、事業主体の経営安定に向けて、県、市町村、JA、そして民間企業などから成るコンソーシアムにおいて、各方面からの支援を行ってまいります。

次に、次世代型こうち新施設園芸システムにおいて大規模化を志向するのはどのような経営体なのか、また次世代施設園芸モデル事業のニーズをどう把握しているのかのお尋ねがございました。

今回補正予算に計上しました事業を組み立てるに当たり、対象としては、将来にわたり安定した生産と販売が確保されており、雇用就農を含めた新たな雇用の創出が見込まれる一定規模以上の経営体で、具体的には雇用労働力を活用した企業的経営を実施している農業生産法人、あるいはそうした農業生産法人を志向する意欲的な経営体を考えております。

また、日ごろからの経営体とのおつき合いの中で、あらかじめ経営の意向を把握していた方々、具体的には四万十町のモデル団地に参入を検討していたものの、立地条件などから断念した方々や、規模拡大の意欲を持っているものの、既存の事業では補助要件等の制約があつて

施設整備に踏み切れずにいた方々などに直接あるいは間接的に紹介するなどいたしまして、今回の事業のニーズを把握しているところですが、それ以外にも意欲をお持ちの方々がおいでのもと考えております。

このため、事業の実施に当たりましては、10月中旬から下旬にかけて、4カ所で5回の説明会を開催いたしますなど、広く周知を行いまして、これまでに把握できていなかった方々にも積極的に事業参加していただけますよう努めてまいります。

次に、次世代型こうち新施設園芸システムの構想や計画、また既存型ハウスの将来展望と支援策についてのお尋ねがございました。

本県の施設園芸の現状は、農業者の高齢化の進行などによりまして、産地は縮小傾向にあります。この状況を打破し、安定した出荷量を将来にわたって維持・確保していくことが重要な課題となっております。

そこで、県としましては、オランダの環境制御技術の理論を本県の気象条件や農家の経営規模に応じた技術として確立し、県内の主要品目に普及を図ることで、品質や収量の向上につなげていくことを目指して、農業技術センターで試験研究を行ってまいりました。

昨年11月からは、生産現場の既存ハウスにおきましても、ナス、ピーマン、ニラなどの7品目について、炭酸ガス施用の実証を行いましたところ、15の全ての圃場で5%から37%の増収効果が確認をされました。特に12月から3月の品薄で高単価の時期に10%から42%の増収効果があり、生産者の高い関心が寄せられております。こうした結果を踏まえまして、この秋からの栽培にその成果を反映させるため、今回必要な予算を計上したところでございます。

具体的には2点ございまして、まず1点目が、県内の大半を占める既存型ハウスへの炭酸ガス

施用技術等の普及を加速化することを目的に、機器の導入を支援することといたしました。

2点目は、規模拡大に意欲のある農業生産法人等を対象に、今後の施設園芸のモデルとなる環境制御技術を標準装備した次世代型ハウスの整備を支援することといたしました。これにつきましては、当面県内で5カ所程度を考えております。

また、ハード整備の支援とあわせまして、ソフトの取り組みも重要でございます。そこで、技術を速やかに普及いたしますため、環境制御技術に習熟した環境制御技術普及推進員を県内5ブロックにJAと連携して10名配置し、次世代型ハウスのモデル整備や既存型ハウスへの技術導入において、きめ細かな技術指導や導入後のフォローなどを実施することとしております。

さらに、今回の事業により環境制御技術を実践する圃場を学び教えあう場として位置づけ、現在の17カ所から平成27年度には106カ所に拡充いたしまして、現地検討会などのあらゆる機会を捉えて、技術のノウハウや効果を産地の皆さんと共有してまいります。

こうしたハード、ソフト一体となった支援によりまして、次世代型こうち新施設園芸システムが本県施設園芸の標準技術として普及、定着することで、将来にわたって出荷量の維持・拡大、そして市場への安定供給が可能になるものと考えております。

次に、園芸品の販売力強化と消費拡大に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

本県園芸品の販売に関しましては、流通の大半を占める市場を通じた家庭での消費を念頭に、環境保全型農業の先進的な取り組みや本県園芸品のすばらしさを伝えるための拠点として、パートナー量販店を関東や関西などに6社設けております。ここでは園芸連などと連携した高知県青果フェアに取り組んでおり、平成25年度は53回、

延べ817店舗で開催をいたしました。本年度は東北と中京エリアでさらにパートナー量販店を拡大して8社にいたしますなど、取り組みを強化してまいります。

また、県を挙げて取り組んでおります「高知家」プロモーションと連動して、販売促進を図ることとしております。具体的には、ニラを手始めに、野菜の包装資材に高知家のロゴマークを表示し、高知の野菜に対する認知度を高めることによりまして、家庭での消費に対する販売力の強化に努めることとしております。

一方、国内の園芸品の消費動向を見ても、家庭での消費の減少と外食や総菜加工等のいわゆる食の外部化が進行しておりまして、加工用・業務用ニーズへの対応が課題となっております。そこで、本年度から新たに外食産業等のニーズを熟知した卸売会社と連携いたしまして、外食業者などへの販路開拓に取り組んでおります。例えば、生鮮食品の通販実績でトップのウェブサイトを使った園芸品の売り込みや大手外食チェーンとタイアップしたメニューの開発や高知県産フェアの展開などを行っていきたくております。

さらに、鮮度や品質、栽培方法にこだわった野菜、果実の展示商談会、こだわり青果市を、本年度は東京、大阪に加えて高知でも開催し、大阪では魚の商談会とセットで行うことにより、相乗効果を出していきたいと考えております。

先般、東京や大阪で本県の園芸品を取り扱っていただいております卸売会社の方々との意見交換の場に参加する機会がございました。その席上、卸売会社の方から、高知の園芸品の品質はいいので、「とにかく量を確保してもらいたい」、「送ってもらった品は市場が責任を持って売り切るから」との本県園芸品に対する高い評価と期待が込められた力強い言葉をいただいたところでございます。

先ほど来、御説明をいたしました次世代型こうち新施設園芸システムの普及により、供給量の増加に努めることとあわせて、取引の実態に応じた販売対策を強化することによりまして、全国トップのシェアを誇りますナス、ニラ、ショウガなどにつきましては、さらにそのシェアを拡大し、そこまでは至らないにしても、市場において重要な位置を占めておりますその他の品目につきましても、市場での存在感を高めることができますよう、引き続き関係団体や生産者とともに全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、災害復旧工事に素早く着手できるのか、その見通しについてのお尋ねがございました。

台風第12号及び第11号により、農地では、畦畔、あぜの崩壊や土砂の埋没など約600カ所が被災をし、農業用水路や農道などの農業用施設では588カ所が被災するなど、24億円余りの被害が発生をいたしました。

農地、農業用施設の災害復旧につきましては、比較的手厚い国の補助事業がございりますが、被災原因の調査や復旧工法の妥当性など、国による査定を受けることが必要でございます。今回の災害に対する国の査定は、11月上旬から12月中旬まで行われる予定で、現在査定に向けた準備に事業主体となります市町村と連携して取り組んでいるところでございます。

災害復旧工事につきましては、通常、査定後に着手することになりますが、そのまま放置すると被害が拡大するおそれがある場合や農産物の生産に支障を来す場合などの応急工事につきましては、国の承認があれば、査定前であっても着工が可能でございまして、今回の災害におきましても、高知市や四万十町などでそうした手続を経て対策を行っているところでございます。

また、事業に対する補助金や事業費が確定する前でも、県が承認をすることで本工事に着手することが可能ですので、こうした手続を積極的に活用していただき、迅速な復旧に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策に関しまして、まず浸水のおそれのない土地を計画的に確保する視点を持つべきではないかとお尋ねがございました。

浸水のおそれのない土地に住居や事業所などを事前に移転することは、生命を守るだけでなく、財産や生活、産業の基盤も守ることができる大変有効な対策であると考えており、可能なところから取り組みを進めています。

例えば、新たな工業団地の開発については、地元合意が得られたところから、必要な土地の確保を含め、市町村と連携して取り組んでおります。さらに、集落の高台移転については、沿岸市町村と高台移転に活用できる制度について理解を深めるための勉強会を開催いたしますし、黒潮町出口地区においては、総事業費や個人の負担の目安といった具体的な検討に必要な資料の提供も行っております。また、社会福祉施設や幼稚園などの個々の施設の高台移転につきましても、独自の制度を創設し、積極的に支援しているところです。

他方で、高知市に代表されますように、本県においては、最大クラスの津波の浸水区域に県民の約半数が居住していることから、全ての方の居住地を浸水区域外に確保することは被災後であっても困難であると考えております。

そのため、被災後の復興のまちづくりについては、地形や人口、産業の構造などの状況を踏まえて、例えば、山が海岸に迫り平地が少ない集落で、その大半が被災した地域は高台へ移転

する、広い海岸平野にある市街地で、海岸堤防と道路盛り土の2種類の防護で安全な居住地を確保する、また浸水深が浅い地域では土地のかさ上げを行うといった、さまざまな土地利用の考え方やその組み合わせを事前に検討していくことが重要になります。

事前に復興に向けた土地を計画的に確保するのであれば、こうして検討されたさまざまな土地利用の考え方について、市町村と地域の皆様、事業所などで合意しておくことが必要であります。迅速な復興のためにも、まず被災地の土地利用も含めた復興計画や住民の合意形成、計画を進める上での課題など、東日本大震災の被災地からできるだけ多くの情報を収集し、復興のまちづくりの考え方を整理したいと思っております。

次に、入り組んだ路地の中の住宅密集地の人命救助をどう考えるのか、また危険な住宅やブロック塀などの崩壊防止対策とあわせて、安全な避難路をどう確保していくかのお尋ねがございました。

津波が想定される地域での人命救助につきましては、まず率先して救助に当たる消防団員でさえ、みずからの避難と住民の避難誘導を優先するといった考え方が消防庁から示されており、特に津波の到達時間が短い地域では、救助に当たる時間的な余裕はないものと思われま

す。また、狭い路地が入り組み、住宅が密集した地域における避難につきましては、避難路に出るまでの路地を拡幅することは大変困難であり、現状では安全性の確保といった点で課題があると認識しております。そうした地域では、お話にありました住宅の耐震化や老朽化した空き家の除却、またブロック塀の撤去といった対策を地域の皆様に着実に進めていただくしかないと考えております。

今後、地域本部が市町村や自主防災組織と連

携しながら行っていく避難路の現地点検においては、住宅密集地内の路地などの点検も行いますので、そうした機会を通じて、住民の皆様へ安全な避難に必要な対策についての御理解をいただきますよう取り組んでまいります。

次に、県が実施している津波避難計画の点検状況と密集集落における現地調査についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

県では、沿岸19市町村で策定した508地区の津波避難計画の図上点検を7月より実施しております。この点検は、計画が県の指針に基づいてそれぞれの避難場所にどこまでの範囲の方々が逃げられるか、昼間と夜間の避難に加え、要配慮者と同行した夜間の避難という3つのパターンを地図上に描き検証するものです。10月末の完了を予定しております。

特に昼間でも避難が困難な地域では、新たな施設の整備を早急に検討する必要があるため、昼間のパターンの点検結果については、今週中には全ての市町村にお示しすることができます。

なお、津波避難対策等加速化臨時交付金を活用し、新たな施設整備を行う場合は、本年度中に予算化したものが対象となりますので、市町村にはその旨お伝えしているところです。

図上点検の完了後は、順次避難路の現地点検を実施することとしています。現地では、古い家屋やブロック塀、耐震性の確保されていない橋など、避難の妨げとなるおそれのあるものも確認してまいりますし、その際には避難路に出るまでの路地についても同様に点検することとしております。

なお、この点検は、2,000カ所を超える避難場所へ向かう避難路や路地が対象となり、全てを完了するまでには相当な期間を要しますので、狭い路地が入り組んだ住宅密集地区につきましては、優先的に実施してまいりたいと考えてい

ます。

こうした点検結果をもとに、先ほどもお答えいたしましたとおり、集落内の安全な避難に必要な対策について、市町村とともに住民の皆様と協議してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、南海トラフ地震対策として、津波浸水区域からの移転を契機とした学校や保育園等の適正な統合の進め方についてどのように考えているのか、また浸水を想定した県内の高台移転の動きの中で、統合が考えられる組み合わせなどは今どのようになっているのかとお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

南海トラフ地震による津波の浸水予想区域内に位置している県内の保育所や幼稚園は122園、小中学校は96校ございまして、津波から子供たちの命を守るための対策が求められておりますが、高台移転はその根本的な対策ともなる有力な手段であると考えております。また、その際には統合とあわせての検討もあり得るものと考えております。

そうした中で、保育所や幼稚園につきましては、自力での避難が困難な幼い子供たちの命を津波から守る観点から、平成25年度に県独自の高台移転の施設整備に対する補助制度を創設し、高台移転に向けた市町村等の取り組みを積極的に支援してまいっております。その結果、現在、土佐清水市と宿毛市で高台移転に向けた施設整備が始まっており、室戸市など他の市町においても、移転に向けた具体的な検討が進められているところです。保育所等は地域性が強いいため、広域での統合が難しい側面もございまして、少子化が進行する過疎地域等では、土佐清水市のように高台移転に当たり3つの保育所を1つに統合し、保育環境の充実を図っていくとする事例もございまして。

県といたしましては、今後とも高台移転を円滑に進めるための助言や情報提供を行ってまいりますとともに、将来にわたって安心・安全で充実した教育、保育の場が確保できるよう、こうした地域の主体的な取り組みに対して支援を行ってまいります。

また、小中学校につきましては、まず地震の揺れから命を守るために校舎等の耐震化を行うとともに、津波から迅速に避難できるよう、避難訓練や防災教育の徹底、高台への避難路の整備といった対策を最優先に取り組んでいるところでございます。

津波浸水区域にある小中学校について、高台に移転することや、それにあわせて統合を行うということも有力な選択肢だと思っておりますが、広い面積を備えた適地の確保や地元合意の問題などがありますので、まずはそれぞれの市町村において十分に議論を尽くしていただくことが必要になります。

学校施設の高台移転については、国において、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく有利な支援制度が今年度創設されておりますが、制度の活用には集団移転が前提となるため、現実には学校施設整備に対する通常の補助制度を活用することが多くなってまいります。一方、小中学校の統合に対しましては、これまで以上に手厚い支援策が検討されているところでございます。

県といたしましては、小中学校の高台移転やそれに合わせた統合を検討している市町村に対しまして、こうした国の支援制度の活用などについて適切に助言を行いますとともに必要な予算の確保に努めるなど、しっかりと支援してまいります。

次に、高知南中・高等学校と高知西高等学校の統合の経緯や課題、また今後の対応についてお尋ねがありました。

県立高等学校再編振興計画につきましては、平成25年12月から教育委員協議会の場で、県民の皆様幅広く議論の状況を公開しながら、県立高等学校の今後のあり方について検討を重ね、本年1月27日に県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方と高知南中・高等学校と高知西高等学校、須崎工業高等学校と須崎高等学校の統合を含む前期実施計画の策定に向けた、たたき台を公表いたしました。

このたたき台につきましては、統合対象となる学校関係者の皆様などから、なぜ統合が必要なのか、なぜこの学校なのかなどの多くの疑問の声をいただきました。このため、今年度から統合の必要性や統合後の学校の姿などについての、より具体的でわかりやすい資料をお示しし、統合の対象となった学校関係者や県内教育関係者から御意見も伺いながら、14回にわたって丁寧な協議を重ねてまいりました。その中で、高知南中・高等学校の関係者の皆様から、当初のたたき台では統合の過程で下級生がいない期間が4年間と長く続くことへの強い懸念が示されたため、統合後の中高一貫教育校への高知南中学校の生徒の進学の方を工夫することで、下級生がいない期間を2年間に短縮する案に見直しを行うとともに、統合までの間の両校の教育の充実策もお示したところでございます。

このようなこれまでの協議によりまして、両校の関係者の皆様からは、統合の必要性についてはおおむね御理解をいただいたものと受けとめております。

現在、パブリックコメントを通じて広く県民の皆様から御意見をいただいているところでございますが、今後この計画を実施していく上で、募集停止となる高知南中・高等学校の教育を充実させることや、本県におけるグローバル教育の拠点校となる新たな中高一貫教育校を円滑に立ち上げていくことが重要な課題と考えており

ます。

高知南中・高等学校においては、新たな中高一貫教育校への統合を円滑に進めることや、平成33年度から募集停止となり、統合までの2年間、下級生がいなくなることへの対応として、教育センターと密接な連携のもとに探求型学習や英語教育のプログラムを開発、実践するなど、教育環境の充実に努めてまいります。こうした取り組みを通じて、将来の統合への不安を払拭し、これまで以上の志願者を確保できるよう努めてまいります。

また、新しい中高一貫教育校を円滑に立ち上げていくという観点では、グローバル教育をリードする国際バカロレアの導入を視野に、しっかりと探求型学習などのプログラムを開発することや、そのプログラムを実行するための高い指導力を備えた教員の育成や確保、また中高の連携に配慮した教育環境の整備などが必要です。さらに、新たな中高一貫教育校の魅力を小中学生や県民の皆様にも広く知っていただくことも重要となってきます。県立高等学校再編振興計画の策定後、グローバル教育に関する有識者や高知南中・高等学校及び高知西高等学校の関係者の御意見を伺う場も設けながら、こうした課題に対応してまいります。

お話にありましたデリケートな課題としては、校名等の取り扱いがございます。この問題につきまして、統合までには一定の猶予期間がございますので、来年度以降、両校の関係者の御意見をお聞きする場を設け、県民の皆様のお意見もお伺いしながら、県教育委員会において責任を持って決定することで御理解をいただいているところでございます。

今後、教育の充実策や統合後の具体的な学校の姿などをお示しするとともに、節目節目で両校の関係者の御意見をいただく場も持ちながら、真摯な対応を引き続き行ってまいります。

次に、拠点校にふさわしい資質を備えた生徒を選考できる適性検査にすべきと考えるが、どのような特色のある新しい学校づくりに取り組むのかのお尋ねがありました。

新たな中高一貫教育校は、グローバル教育を教育活動の柱に位置づけ、みずから課題を発見し判断する探求型学習や高度な英語運用能力を養う教育活動を実施するとともに、国際バカロレアの認定に向けた取り組みも取り入れるなど、本県のグローバル教育のトップ校、大学進学の実績校を目指します。

併設中学校に入学した生徒は、基本的にグローバル教育科に進学し、その中にはバカロレアコースを選択する生徒も含まれていることから、高度な英語運用能力とともに、高いレベルの論理的思考力や課題解決能力、コミュニケーション能力などを身につけることが求められます。そのため、中高一貫の6年間でこうした学力や能力をしっかりと身につけることができる適性と意欲を持った生徒に入学してもらうことが必要となってまいりますので、中学校の入学募集についても、それにふさわしい適性検査が必要になると考えております。

今後は、他県の事例も研究しながら、単に知識量をはかるのではなく、新たな中高一貫教育校の求める論理的思考力や判断力、表現力を備えた生徒を選考できる手法を検討するとともに、開校する平成30年度に向けて、募集のあり方の見直しについても検討を進めてまいります。

次に、県立高等学校の次なる統合についてお尋ねがありました。

現在、パブリックコメントを行っております県立高等学校再編振興計画案では、平成26年度から平成30年度の5年間の前期実施計画において、高知南中・高等学校と高知西高等学校、須崎工業高等学校と須崎高等学校の4校の統合案をお示ししております。

あわせて、今後も生徒数の減少が見込まれる東部地域の中芸高等学校、安芸高等学校、安芸桜ヶ丘高等学校の3校については、学校のあり方を検討する必要があること、また幡多地域の宿毛高等学校、清水高等学校については、南海トラフ地震への対応のため、適地への移転の可能性も含め、将来の学校のあり方を検討していく必要もあるといった考え方もお示しているところです。

計画策定後は、前期実施計画で位置づけております学校の統合を円滑に進めるとともに、後期実施計画の策定も視野に入れながら、こうした検討課題についてもしっかりと対応してまいります。

次に、今回の学力・学習状況調査の結果分析を受けた今後の学力向上に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

本県の児童生徒の学力の状況は、ここ数年は足踏み状況が続いているものの、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度からは著しい伸びを示しております。この背景には、学力調査の分析結果を踏まえ、課題解決に向けた的確な対応策を考え、学力向上に取り組む中で、学習意欲が向上してきたことや家庭学習時間などの学習習慣が改善したことなどが挙げられます。

また、市町村ごとの状況について、県では、それぞれの学力状況の経年変化を把握しているところであり、そこから見ますと、学力調査の結果分析を確実にを行い、具体的な目標を掲げながら実効性のある取り組みを進め、常にチェックを行っている市町村は成果が上がっているということが明らかになっております。

そのため、今後、こういった成果事例を紹介することとあわせて、個別に市町村を訪問し、分析結果の共有や取り組みについての意見交換を行い、地域や学校の実態に応じた指導を行わなければならないと考えております。

一方、県全体を見ますと、共通する課題として、児童生徒の思考力や表現力に弱さがあることや、また中学校の学力が全国平均を下回っている状況にあることなどがあります。その中で、思考力や表現力を高めるためには、質の高い授業づくりを行うことがベースにあると考えており、そのための教材開発や教員研修をさらに充実してまいります。

また、中学校の学力を定着させるために、学校経営や教科指導に実績のある退職校長をアドバイザーとして全ての中学校へ定期的に派遣し、また課題の大きい学校には集中的に訪問を重ねるなど、中学校の組織的な学力向上の取り組みを支援しているところです。

今後、将来に向けて、本県の児童生徒の学力をより高いレベルに引き上げていくためには、児童生徒が課題を見つけ、その解決に向けて主体的に学習に取り組む課題探求型の学力を育む授業の構築、お話にもありました本県の厳しい経済状況にも影響されている家庭や地域の教育力を高めていくこと、さらに、厳しい条件、環境にある子供たちの学習意欲や学力の問題、中学校進学の際に私学を選択する割合が全国と比較しても高い状況にある本県の公立中学校の学力問題などが大きな課題であると捉えており、これらの問題に腰を据えて取り組んでいく必要があると考えております。

そのため今後は、学力に関して全国的な知見を持った大学教授等の有識者や教育関係者の方々とともに教育懇談会を立ち上げ、こういった課題を丁寧分析し、改善に向けての検討を行っていくこととしております。こうした結果を来年度に予定しております教育振興基本計画重点プランの見直しや、地方教育行政法の改正により新たに策定することとなる教育の振興に関する施策の大綱に反映させていきたいと考えております。

次に、今回の学力・学習状況調査の結果の市町村単位での公表についてお尋ねがありました。

全国学力・学習状況調査の結果については、地域の教育行政の責任を担っている市町村教育委員会が公表する、しないを主体的に判断すべきものですが、住民の皆様への説明責任をしっかりと果たしていただく観点から、積極的に公表していただきたいと考えております。

また、本調査も悉皆調査としては今回で5回を重ね、本県の学力については、子供たちや教職員の努力が成果となってあらわれてきておりますが、ここ数年は改善状況が足踏み状態にあり、学校質問紙調査における就学援助を受けている児童生徒の割合と学力の関係など、子供を取り巻く環境の厳しさもクローズアップされてきております。

こうした中で、各市町村教育委員会においては、結果の分析結果を効果的に授業改善に生かしていただくとともに、学力を支えている家庭での学習時間や自尊感情、規範意識、生活習慣などの学習環境についてもきちんと分析し、改善に向けた取り組みを進めていただくことが必要となっております。

こうした取り組みを着実に進めていくために、保護者や地域の方々にも全国学力・学習状況調査で明らかになった学習環境の課題についても関心を持っていただき、学校と家庭、地域が一体となった取り組みを推進していただくことが重要です。そうした観点からも、市町村教育委員会には積極的に公表していただくことを期待しております。

最後に、第3回目となる高知龍馬マラソンについて、参加人数や大会の盛り上げ、また準備状況についてお尋ねがございました。あわせてお答えいたします。

過去2回の大会は、全国各地から参加いただきましたランナー、沿道の応援やボランティア

の方々サポートなど、多くの皆様に支えられまして、盛大に開催することができております。

本大会をさらに充実した大会として盛り上げていく上での基本的な考え方として、スポーツの多様な魅力が味わえる大会とすること、スポーツに参加する機会を広く提供すること、本県の魅力を県内外に発信すること、官民協働の連携によるスポーツの振興を図ること、そしてスポーツツーリズムの推進を図ることを主な目的として捉えております。

第3回目となる高知龍馬マラソン2015では、さらに多くの方に参加をいただき、全国に高知県の魅力を強く発信するとともに、参加者1万人の大会に向けて着実にステージを引き上げていくことを目標として捉え、新たに3つの取り組みを行うこととしております。

1つ目は、より多くの皆さんに参加していただくために、参加申込方法の見直しを行いました。今回は前回大会を約2,000人上回る7,000人程度の参加者を目標としておりまして、そのためインターネットによる先着順の方法を取り入れました。9月17日から受け付けを開始し、9月29日現在で、前回大会を上回る5,000人程度の申し込みをいただいております。

2つ目は、スタート位置を高知県庁前に移動するとともに、新たに日本一の透明度を誇る清流仁淀川を渡るコースを加えるなど、より魅力ある走りやすいコースに見直しを行いました。市街地から始まり、のどかな田園風景、雄大な太平洋、そして仁淀川と山々が織りなす美しい景観など、高知の豊かな自然を楽しめるコースとなっております。

そして、3つ目は、全国的にも知名度の高い公務員ランナーの川内優輝選手の参加です。日本を代表する現役トップランナーと一緒に走る喜びや間近で見られる楽しみが加わり、市民ランナーや応援の皆様には貴重な体験ができる大

会として喜んでいただけるものと思います。また、川内選手が土佐路を駆け抜ける姿を全国に発信することで、広く全国の皆様に関心を持っていただけるものと考えております。

こうした取り組みを通して、高知龍馬マラソンの魅力を県内外に強くPRするとともに、今まで以上におもてなしの心が感じられる工夫を細部に凝らしまして、全ての参加者に満足していただくことができるよう、関係者が一団となって準備を進めてまいります。

現在は、実行委員会を中心に、協賛いただく企業への協力依頼、県警察と連携した7,000人を想定した警備計画の策定、陸上自衛隊第50普通科連隊の協力による物資の運搬方法の検討、さらにコース管理や医療関係などに携わっていただくボランティアスタッフの募集など、円滑で安全な大会運営に向けた準備を進めているところであり、来年1月末には準備を完了し、万全な体制で大会に臨んでまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 狭い路地の安全対策をもっとテンポよく進めるためにも、ブロック塀の安全対策補助金の適用基準などは早急に見直すべきではないかとお尋ねがありました。

ブロック塀の安全対策に係る補助制度については、平成24年度に創設し、平成25年度末までに125件の活用実績があります。

この補助制度は、ブロック塀が避難路などの沿道に位置していることに加えて、建設業者または県に登録された工務店によって行われるなどの要件を設けております。左官や大工などの個人事業主の方も耐震診断士が所属する建築設計事務所と連携することによって、登録工務店となることができます。

この登録の方法について、関係者への周知が不十分であったため、今後は市町村、建設労働組合、建築関係団体と連携して、地域の個人事業

業主の方々に対し周知を徹底してまいります。

加えて、まだ補助制度を設けていない市町村に対し、制度の創設を働きかけるとともに、住宅の耐震診断を加速させるための戸別訪問の際に、ブロック塀の安全対策についても啓発することにより、事業が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、今回の災害復旧工事に素早く着手できるのか、その見通しについてお尋ねがありました。

今回の台風第12号及び第11号による豪雨では、道路の損壊や地すべりの発生、河川の流域での床上浸水など、多くの被害が発生したところです。このうち、公共土木施設の被害状況は、県工事、市町村工事合わせて1,000件を超え、被害額は約184億円となっております。

被災した地域の皆様には、日常生活に多大な御不便や御心配をおかけしております。このため、道路の寸断など県民生活を維持する上で緊急を要する箇所については、一日も早く日常生活が回復できるよう、応急的な復旧工事の早期完了に努めているところでございます。

引き続き、被災箇所の調査や測量設計を行い、10月下旬から11月下旬に予定している国の災害査定を受けた後、設計、積算や入札、契約などの事務手続を迅速に進め、早いところでは年内に本復旧工事に着手できる見通しとなっております。

工事の発注に当たっては、建設業者の手持ち工事の状況を踏まえ、技術者を効率よく配置できる複数工事箇所をまとめた発注、人手や資機材の調達に要する期間なども考慮した十分な工期の確保、市町村の発注状況も踏まえた発注時期の設定、災害復旧に係る発注見通しの迅速な情報提供など、受注しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、大規模な造成宅地の今後の点検、調査

の進め方についてお尋ねがありました。

先月、広島市において、豪雨に伴う住宅背後地からの土石流により甚大な被害が発生したことを踏まえ、今回、大規模盛り土造成宅地について、台風第12号及び第11号による豪雨の影響調査を緊急的に行うことにしています。県内の大規模盛り土造成宅地は、高知市が把握している389カ所、高知市以外で県が把握している38カ所、合わせて427カ所あります。

県は、把握している38カ所について、現地で溢水の痕跡やのり面の変状の有無などを調べ、変状があった場所については、さらに詳細な調査を実施する予定です。この調査結果から、災害が発生した場合に相当数の居住者や道路などの公共施設に被害及ぶおそれが大きいと判断された箇所については、対策の実施者や費用負担等を含め、今後の対応を検討していくこととしています。

さらに、調査結果につきましては、当該市町村に周知し、大規模盛り土造成宅地における災害の未然防止や被害の軽減につなげたいと考えております。

なお、高知市内の389カ所については、市が県の調査方法を参考に、優先順位をつけ、調査すると聞いております。

このほかの開発については、網羅的に調査することは困難であるものの、河川や道路の占用等の許可申請があった場合については、安全に十分に配慮された計画となっているか、また現地が許可条件どおりに施工されているかをチェックし、開発事業者を指導監督してまいります。

また、お話のありました土佐市の事例のように、開発が市町村の管理している河川や道路などで問題となる場合につきましては、市町村と十分協議しながら、問題の解決に向けて連携して取り組んでまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) とさでん交通の執行体制や経営方針についてどのように評価しているのか、またどういった点を重視し、今後どのような期待をしているのか、お尋ねがございました。

とさでん交通では、今後の経営戦略として、路線の再編やサービスの充実を通して、利用者の満足度を高めていくとの基本的な考え方のもと、公共交通の利用状況などのデータに基づく経営を会社全体に徹底させるとともに、接遇の向上や安全・安心の徹底、コンプライアンスの強化を柱とすることを強く打ち出しております。また、その実現に向け、運輸事業戦略部や接遇センターの設置などの組織体制の改革を行うとの考えが示されました。

事業再生に向けては、専門的なノウハウを必要とする諸課題に対して、引き続き専門家からの法務・財務面に関しての指導のもとに進めていくほか、先進的な取り組みを行う公共交通事業者との連携なども検討しているとの報告も受けており、着実に事業再生を行い、持続可能な公共交通の実現に向けた運営を行っていただける体制が整いつつあると受けとめております。

とさでん交通が目指す持続可能な公共交通の実現のためには、いかに利便性を高め、利用促進や増収対策につなげていくかがポイントとなります。そのためには、広く意見や提案も求め、具体的な取り組みに反映させていくという姿勢が重要となってまいります。

県としましても、県民の皆様から寄せられた多くの声を今後の交通政策に生かしていけますように、関係市町村とともに公共交通事業の改善を協議する場を設け、今後の取り組みをサポートしてまいりたいと考えています。

とさでん交通は、県民の会社として大きな期待を受けて、あす出発することになります。健

全な事業運営に向けて、効率的な経営と収益構造の確立を図り、利用促進・増収対策などの事業再生の取り組みが着実に進むことを期待しております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) まず、県として、新会社に対しての支援や提言について、今後どのように取り組みを行うのかのお尋ねがありました。

とさでん交通につきましては、事業再生計画を実現するためにも、利用促進や増収対策など経営改善に向けた積極的な取り組みが求められております。会社では、利用者目線をキーワードに、利用促進につながる利便性の向上策を運輸事業戦略部を中心に検討を進めることとしておりますし、あすからはそうした取り組みの一環として、系統番号化の導入や200円均一エリアの拡大、乗り継ぎ割引ポイントの増設など、サービスの拡充が図られることとなっております。今後も採算性や経営への影響などを検討する中で、さらなる利便性向上策やサービスの拡充が図られますことが期待をされております。

公共交通の利用を喚起してまいりますためには、お話にありましたように、利用者目線に立って広く意見や提案を求め、具体的な施策に反映していく姿勢が重要になってまいります。

県といたしましては、会社に対して、そうした取り組みを強く求めてまいりますとともに、中央地域の公共交通の事業改善を協議する場にも積極的に参画し、交通政策上の観点から助言や提案をしてまいりたいと考えております。そうした取り組みを通して、効率的で利用しやすい路線やダイヤ編成など、利用者の増加につながる効果的な取り組みが実現されますように、県としてもサポートしてまいりたいと考えております。

次に、今後のさらなる負担増加に対する市町村の不安への県の対応についてお尋ねがありました。

将来にわたって持続可能な公共交通の実現を図ってまいりますためには、とさでん交通の公共交通部門の収益改善をいかに図っていくかがポイントになってまいります。このたび会社からは、経営戦略の柱の一つとして、データに基づく経営を徹底するといった方針が示されました。まずはそうした方針のもとに、事業再生に向けて、路線ごとの収支を詳細に把握することや、利用促進や増収対策を着実に実行することによって収益性を高めるなど公共交通部門の経営の健全化に向けた取り組みを徹底していただく必要があると考えております。

他方で、今後も公共交通を取り巻く外部環境の厳しさは増していくことが想定され、そうした状況のもとでは、さまざまな対策を講じて、なお採算のとれない路線が生じることは、一定見込まざるを得ない状況にあります。

今後、地域の公共交通の維持、存続には、これまで以上に行政のかかわりが求められてくる、そうした大きな流れにあると考えております。将来にわたって持続可能な公共交通を実現していくためには、事業者と行政、利用者がそれぞれの役割を果たしていく必要があります。同様に、行政の負担のあり方については、このような視点に立って、路線の利用状況や地域の実情や課題などを十分に踏まえた上で、県民生活に必要な公益性が高い路線は守るとの基本的な考えのもとに、県と市町村との負担のあり方などを含め、今後の補助制度のあり方について協議を進めてまいりたいと考えております。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) まず、ことしの夏の観光の落ち込みをどのように把握しているのか、また9月県議会に提案をしております緊

急誘客対策の効果についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

本年7月までの県外観光客の入り込み数は、主要道路の交通量や公共交通機関の利用状況などから推測しますと、過去2番目となります407万人の入り込みがあった昨年をやや上回るペースで推移をしておりました。しかしながら、8月に入り、2つの台風や大雨により直接被害を受けました観光施設もありますし、高速道路や国道の通行どめ、さらにはJRや高速バスの運休による観光客への影響もありました。報道等によりますと、お盆期間中における県内のインターチェンジの降車台数は前年より18.9%の減少、JR土讃線では、高知一窪川間の利用客が前年より40%の減少となっております。

また、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合からは、8月上旬だけでも1万5,000人泊を超える宿泊のキャンセルが発生し、宴会のキャンセルと合わせると1億7,000万円を超える大きな経済的被害が生じたと同っております。この中には、浸水や道路が寸断された県内の様子が繰り返し全国で放送されたことなどによりまして、台風、大雨の影響がよさこい祭り期間中も続いているとの誤解を生み、キャンセルされた方もあったとお聞きをしております。

県としましては、こうした観光へのダメージを極力少なくするために、これまでできることから速やかに対応してまいりました。

まず、よさこい祭り本祭の前日に旅行会社や首都圏を初めとするマスメディア約400社に対しまして、台風の関係でおくれていましたよさこい祭り開催決定のリリースを決定直後に行いました。あわせて、観光特使の皆様にはフェイスブックなどを使った高知県観光のPRをお願いしたり、首都圏や関西圏で行っていますイベント等で高知をPRするなど、できる限りのツールを

使いまして、全国の皆様にごふだんどおり高知においでいただきたいというメッセージを発信したところです。

また先日、県内の旅館、ホテルの皆様や高知市と連携し、関西の大手旅行会社の主要店舗において、本県への誘客のための観光キャンペーンを実施いたしました。官民一体となったこうしたキャンペーンは大変評判もよく、旅行会社はもとより、一般のお客様にも本県の現状をお伝えすることができたものと考えております。

加えて、この9月県議会には、今回の台風、大雨等による観光客の落ち込みを補うため、10月から12月に集中して行う誘客対策として、大きく2つの事業をお願いしております。

一つは、大手旅行雑誌の調査で、「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」部門で、2年ぶり5度目の1位となりました機会を捉え、観光客の皆様から評価の非常に高い高知の食を中心に、テレビや雑誌に情報発信することで、本県へ旅行に行きたいという方を確実にふやしてまいりたいと考えております。

もう一つは、個人旅行者に向けてインターネットで宿泊販売を行う旅行会社と連携し、予約サイト上で高知県の特集ページを組んだり、団体旅行者向けには旅行会社のパンフレットや新聞広告で本県旅行商品の露出強化を行い、誘客の拡大に努めてまいりたいと考えております。

このように、台風を受けての即座の対応とこの秋から年末にかけての集中的な誘客策を通じまして、本県への旅行需要を喚起し、実際の旅行につなげることで、夏の観光客の落ち込みを挽回し、昨年に引き続き400万人観光の達成を実現してまいりたいと考えております。

次に、貸し切りバスの交代運転手の配置や料金制度の見直しによる県内観光への影響と対応策についてお尋ねがありました。

国においては、乗客の安全性の確保とバス事

業者の経営や労働条件の改善に向けて、運転手の配置基準や料金制度の見直しを行いました。

まず、昨年8月に施行されました貸し切りバスの運転手の配置基準では、1人が1日に運転できる距離を短縮し、原則として昼間は500キロメートルまで、夜間は400キロメートルまでとし、これを超える場合には交代運転手の配置が必要となりました。このことにより、本県では、特に足摺地域において貸し切りバスの旅行に影響が出ているとお伺いしております。

さらに、ことし3月には、従来の運転距離に応じた運賃に加えて、乗務時間に応じた運賃も加味した新たな貸し切りバスの料金制度が公示されました。この制度では、発地から遠くなるほど値上がり幅が大きくなるため、本県のような大都市から離れた地域では、今後の観光誘客において厳しい状況が予想されております。ただ、新たな料金制度への移行には経過期間がございますので、本格的に影響が出るのは来年4月以降ではないかと予想をされます。

こうしたバス料金の値上がり対策として、各旅行会社においては、旅行先の近距離への変更のほか、時間短縮のための立ち寄り場所の見直しやJR等他の移動手段への切りかえなど、バス料金の軽減を図る一方、旅行代金の値上げに見合う旅行内容の充実など、さまざまな検討がなされているとお伺いしております。

今後、こうした旅行会社等の動向を踏まえ、JRや航空機など公共交通機関を利用した商品の旅行会社への提案を初め、県内のMY遊バスやしまんと・あしずり号、周遊タクシーなどの二次交通の利便性の向上など、旅行会社や受け入れサイドの観光関係者の御意見もお伺いしながら、バス料金の値上がりへの対応策を検討してまいります。

○15番（森田英二君） それぞれ皆さんに御丁寧な、また前向きな御答弁をいただきまして、ま

ことにありがとうございました。

また、知事のまち・ひと・しごと創生本部への取り組みの意欲、非常にしっかりと伝わってまいりましたし、我が意を得たりの心境ではないかなと。これまでも霞が関方面から見るだけの地方への思いやり施策、いろんな政策があったわけですが、私たちの提言が1.5車線の道路、あるいは命の道構想、高知県からしっかりと執行部が練り上げた政策が具体的に動いた、そういった事例もこれまでもありますし、どうか執行部の皆さんで知恵を結集して、しっかりこれから、まち・ひと・しごと創生本部に提言をしていく、大いに期待をしたいところでございます。質問ではございません。

その次に、もう一点、私の友人が仙台空港のすぐ南、宮城県亘理町にありまして、執行部の皆さんに関連する話になりますが、そこから津波による非常に厳しい内容の話が、メールで1週間前に来ました。防犯のことでございます。

行政機関に、我々も委員会出張でいろいろな市町村を調査してまいりましたが——震災後に片づけボランティアと称して地域に入り、日中ぶらぶらしながら物色をする、レアな話ですけど、本当に遺体から、指からちぎってとっていくのを目の当たりにした——我々の調査でもそんなことはありましたが、貴金属泥棒、金庫解体泥棒、あるいはバッグ泥棒。被災後に、我々被災者はそういうところに当然まだ思いがいかず、自衛隊の中からも私も聞きましたが、今回の友人の話の中にも、そういったもう無法地帯になったときのいわゆる民生の構え方、そういうところは我々も県の政策の中でなかなか聞き届いていないところです。泣きっ面に蜂というようなことが、本当に翌日から起こるといようなことを聞きまして、なおかつ具体的に言いましたら、海岸沿いの漁民の人たちは、たんす預金をしていたと、それも5,000万円。書いてあつ

たメールの内容ですが、5,000万円、1億円のたんす預金の方も幾らもいて、泣きっ面に蜂と。私は銀行の回し者じゃありませんが、ぜひとも、金融機関に預けるとか、貸し金庫とかトランクルーム、そういうところもしっかりと頼りにしながらやってほしいと、こういうことが書いてありました。

また、海岸からは20トンブロックがかなり上流まで当たって、コンクリートの壁なんかも壊していたというようなことも、なかなか行政同士の話の中で上がってこない。海岸沿いの生の声を聞きながら、県民の備えを、今後とも全部局共通でぜひともしっかりと南海トラフ地震対策に備えてほしいという要望をさせていただいて、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 暫時休憩いたします。

午後0時35分休憩



午後1時30分再開

○副議長(桑名龍吾君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

36番中根佐知さん。

(36番中根佐知君登壇)

○36番(中根佐知君) 日本共産党を代表いたしまして質問を行います。

まず、政治姿勢についてです。

4月に消費税が増税をされ、個人消費や住宅建設が大幅に落ち込み、7月になっても低迷が続いていることが8月29日に発表された政府の経済指標で明らかになっています。GDPの約6割は個人消費です。総務省が発表した家計調査によれば、7月の消費支出は実質で5.9%の減

少、4月から4カ月連続の落ち込みです。家庭用耐久財など家具・家事用品が14.6%減、洋服など被服及び履物が7.4%減、教養娯楽9.6%減の落ち込みが顕著です。住宅建設も、国土交通省が発表した住宅着工統計で、7月は前年同月比14.1%の大幅減となっています。

深刻なのは、アベノミクスによる異次元の金融緩和、円安誘導により物価が上昇し続けていることです。全国消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数で前年同月比3.3%の上昇と14カ月連続上昇です。一方、家計調査で見た勤労者世帯の実収入は、実質6.2%減と10カ月連続の減少です。

政府は、求人がふえたと言いますが、中身が問題です。総務省の労働力調査では、安倍政権発足前の2012年は、平均で正規雇用3,340万人、非正規雇用1,813万人でしたが、この7月の数字は、正規3,307万人、非正規1,939万人となっています。ふえたのは非正規であり、正規は33万人も減っているのです。

安倍首相の経済ブレーンで内閣官房参与を務める本田悦朗静岡県立大学教授でさえ、9月1日のロイターのインタビューで、増税による景気下揺れは想定外に大きかったと認め、消費税率10%への引き上げに懸念を表明しています。8%増税を決定したときの年率は、瞬間風速でプラス3%台でした。その後、急落しますが、その瞬間風速でもって消費税増税法の附則第18条、いわゆる景気条項を適用しない判断をしました。しかし、4月から6月期の成長率は、年率でマイナス7.1%という想定外の結果となっています。

この間、私たちは、県信用保証協会、県園芸連、県商工会議所、県漁連、経営者協会を訪問し、消費税問題で懇談を実施してきました。「天候不順、燃料高騰、そして消費税で園芸は大変な事態」、「アベノミクスの効果は感じられない。

県経済にとって深刻なのは、倒産件数もそうだが、休業、廃業がその五、六倍の規模に広がっていること。信用保証した資金額も減っている」、「一部の企業は業績が上がっているかもしれないが、高知県はほとんどが中小企業、余り効果はない。賃金が上がっている状況ではない」と厳しい声ばかりです。

私たちは、応能負担の原則に逆行する消費税増税、大企業減税の財源に使われてきた消費税そのものに反対ですが、少なくとも附則第18条に基づき増税を中止するのが筋だと思います。

実質賃金、可処分所得が連続して低下しているもとの、消費税増税の環境にはないと思いますが、いかがでしょうか、知事にお聞きいたします。

政府は、政権最大の課題として、元気で豊かな地方の創生を掲げました。地方は、人口減少や高齢化などに直面をし、日本社会にとって死に至る病とも例えられる状況にあり、その打開の手だてをとることは待ったなしの課題です。しかし、原因をしっかりと分析しない限り、政治がつくり出した構造的問題を解決できません。輸入自由化など農林漁業を切り捨ててきたことと大型店舗の出店自由化など、地域経済の破壊、結婚や子供を産み育てることができない非正規雇用の蔓延、高額な医療の窓口負担や教育負担など、OECD諸国で最低クラスの所得再配分機能がもたらした生活の安定の破壊などが過疎化と少子化の原因ではないでしょうか。

地元紙も社説で、「死に至る病がそう簡単に完治するはずはない。竹下政権時の「ふるさと創生」を持ち出すまでもなく、過去には同様の取り組みで十分な成果を出せなかった例が多い。(中略) 国の政策が、なぜ成功しなかったのか。過疎対策に本気で取り組むというのなら過去の取り組みを検証し、その轍を踏まないよう教訓を生かすことから始めなければならない」と指

摘をしていますが、当然の声です。

まず、少子化、過疎化を生み出した原因と過去の対策が成功しなかったことへの認識を知事にお聞きいたします。

出てきている対策では、地方拠点都市を重点的に整備し、人口流出を防ぐとか、過疎地でも中心的な集落に必要な施設を集約するなど、過去に成功しなかった政策の焼き直しでしかありません。政策の基本が、地方では人口の大幅な減少が避けられず、各地域が自立するのは困難であることを前提に、コンパクトとネットワークでどう対応するかにとどまっていることが最大の問題です。

食や水、空気の提供、国土保全などで重要な役割を果たしている中山間地域の重要性をしっかりと位置づけ、その地に若者が定着し、住み続けられる状況をどう築き上げるかの視点を欠いては、地方創生はあり得ないと思います。所信表明でも述べられていますが、再度、知事の認識をお聞きいたします。

国が地方創生を掲げるなら、直ちにとるべき課題があります。各地のJAが発表した米の価格も異常な低下、過去最低が相次いでいます。前年を2,000円から3,000円も下回り、1俵1万円を切る事態が続出しています。高知県も例外ではありません。天候不順の影響で1等米が少ないことが追い打ちをかけています。農水省が試算する1俵の生産費1万6,000円には遠く及ばず、「米つくって飯が食えない」状況です。放置するなら米をつくる農家がいなくなり、地域経済、地域社会の崩壊に至る極めて深刻な状況にあります。

政府がことしから経営所得安定対策、10アール当たり1万5,000円を半減させ、米価変動補填交付金も事実上廃止したことが事態を一層深刻にしています。米価下落の要因は、過剰米がふえて米価が下落することを承知しながら政府が

対策をとらなかったことにあります。5年後に需給調整から撤退する方針も価格下落に追い打ちをかけています。また、機会の提供にすぎず、全量輸入が義務づけられていないMA米を毎年枠いっぱいの77万トン輸入し続けていることも昨今の米価下落の大きな要因となり、農家を苦しめています。

地域経済、地域社会を支える基幹産業である農業を守るにふさわしい抜本的な米価下落対策が必要ではないかと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。

地方創生というなら、政府には地方の声に真摯に向き合う姿勢が不可欠です。その点で、地方政治にかかわる者としても極めて懸念する事態が生まれています。

沖縄では、辺野古新基地建設反対の意思が、昨年、県議会や全市町村首長、議会によるオール沖縄の建白書として政府に提出されました。それが昨年末、知事が県外移設の公約を投げ捨て、埋立承認をすると、そのことをもって工事がどんどん強行される。その事態に対し県民の8割が反対し、県議会も反対の意見書を可決、地元名護市長も反対していますが、この圧倒的な反対の声を無視し、内閣はこの9月に、もう過去の問題だと発言しました。県民が、地元自治体が、県議会が反対をしているのに、事業を進めていく、沖縄だけの問題ではありません。地方自治に対する政府の姿勢が問われています。

住民や議会、地元自治体の意思を無視して政府が事業を強行することは、地方自治の軽視、無視ではないか、知事にお伺いをいたします。

次に、原発問題について伺います。

8月26日、福島地裁は、原発事故で避難を強いられ、自殺した女性の遺族が起こした損害賠償訴訟で、東電に約4,900万円の支払いを命じました。判決は、展望の見えない避難生活への絶望と生まれ育った地でみずから死を選んだ精神

的苦痛は極めて大きいと、因果関係を認定。その上で、住民は避難を余儀なくされ、ストレスで自死に至る人が出ることも予見できたと東電の責任を厳しく指摘をしています。福島県では、自殺に追いやられた人は数十人に上り、その人の数が年々増加をしています。

5月21日、大飯原発の運転差し止めを命じた福井地裁判決は、人格権という「この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」と指摘をしましたが、ふるさとを丸ごと奪ってしまう異質の危険性を持っていることを司法の場が連続して断罪したものとと言えます。

原発の持つ異質の危険性についての認識を知事にお伺いいたします。

福島原発事故に最前線に対応した吉田元所長の政府事故調査委員会による聴取記録が公表されましたが、極めて重要な問題が明らかになっています。2号機の水圧が高く、注水できない状況について、「我々のイメージは東日本壊滅ですよ」、「完全に燃料露出しているにもかかわらず、減圧もできない、水も入らないという状態(中略)ここで本当に死んだと思ったんです」と語っています。本当に危機的な状況だったわけ

です。この事態が避けられたのは、2号機の格納容器底部が小さく損傷し、結果として安全弁と同じような役割を果たし、圧力が低下し、注水が可能となった幸運、4号機の機器仮置きプールにもふだんはない大量の水がはられて、その水が使用済み燃料プールに偶然にも流入し、暴走が食い止められた幸運が重なったものです。こうした幸運がなければ、東日本壊滅は現実のものとなっていたことを改めて真剣に受けとめなくてはなりません。

改めて、事故の教訓と安全対策の徹底につい

て知事の決意を伺います。

ところが、新規規制基準は、欧州などで採用されているメルトダウンを防ぐためのコアキャッチャーも、航空機事故に対する格納容器の二重化も採用されていません。電源も欧州は独立4系統を確保していますが、規制基準は2系統です。避難計画も規制基準の対象になっていません。以前よりは対策は進みましたが、とても世界の基準ではありません。

津波・地震大国である日本で世界の基準は最低限の条件ですが、最先端の対策さえ求められていない事態をどう評価しているのか、知事にお聞きいたします。

四国電力が基準地震動を570ガルから650ガルに引き上げることを明らかにしています。基準地震動については、この10年間で基準地震動を超える事象が5回観測されており、その原因として、過小評価する計算方法になっていることをこれまでも指摘をしてきました。

四国電力は、基準地震動を超える事象が頻発している原因をどう分析しているのか、また、その教訓をどう生かしていると説明をしているのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

また、原発は安価でないことも日に日に明らかになっています。先日、エネルギー問題の調査機関として実績のある米国企業系ブルームバーグ・ニュー・エナジー・ファイナンスが、原発電力は風力の約2倍、太陽光と同レベルであることを示しました。また、この電力自由化で電気料金の引き下げ競争が進むと原発が成り立たなくなるため、原発で発電した電気に一定の価格を決めて電力会社の収入を保証する制度の検討が経産省で始まったことも、そのあかしです。異質の危険性を持ち、安価でもなく、核のごみの処理方法もない破綻したビジネスモデルです。

自然エネルギーの普及は、第1次産業と関連

性が強く、売電収入など地域活性化に欠かせません。

先日、九州電力が、送電網の容量不足を理由に自然エネルギー買い取り契約の中断を発表しましたが、自然エネルギーの爆発的な普及に向けた投資こそ必要ではないか、また四国で中断という事態は起きないのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、災害対策について伺います。

ことし6月の集中豪雨、8月の台風12号、11号と連続した風水害は、高知県にとっても甚大でした。特に、広島市では時間雨量101ミリに達する雨量で、想像を超える災害を引き起こしました。後日、防災科学技術研究所は、国交省のレーダーの観測データの分析から、今回の異常な大雨を降らせた原因について、広島市で線状降水帯が長時間停滞したのは、バックビルディング型形成によって線状降水帯が形成されたためと考えたと発表しました。集中豪雨のメカニズムについて研究している気象研究所の加藤輝之室長が、条件がそろえば日本のどこでもバックビルディング型形成による線状降水帯形成は起こると考えられると述べているように、このような現象は今後も起こることを想定しなければなりません。

本県としても今回のような異常気象を教訓とした取り組みが求められますが、知事のお考えをお聞かせください。

災害に強いまちづくりについて何点か伺います。

まず、命を守るための情報提供です。

市町村は、防災行政無線システムで住民に防災情報の提供を行っています。最近では、携帯電話によるエリアメール、テレビによるテロップ等による提供も行っているところですが、しかしながら、今回台風11号のような暴風雨が吹き荒れている中では、屋外に設置した外部スピー

カーでは情報伝達は十分機能しません。今回、広島県で起きた集中豪雨で、時間雨量が急激にふえた時間帯は午前2時から午前4時の間で、深夜住民が寝静まった後での集中豪雨と避難勧告に、住民はその状況を十分に知り得ないでいた可能性があります。

今紹介した2点の問題に関して、防災行政無線の現状を市町村と連携し、検証し、改善する必要があるのではないかと、危機管理部長の考えをお聞かせください。

高松市では、地震や台風などの災害時に緊急放送が自動で流れる防災ラジオを製作し、購入費の一部を市が負担して、市民に格安で提供しています。このラジオは、待機状態にしておけば、緊急時に自動でスイッチが入り、FM高松を受信する仕組みになっていて、緊急地震速報や市が発令する避難勧告などが最大音量で放送され、他局の放送を聞いていても、緊急時には割り込み機能がついています。

この防災ラジオの普及を本県でも検討できないかと、危機管理部長にお聞きします。

次に、土砂災害の防止についてです。県内でも土砂災害から人命を守る目的で、県独自のがけくずれ住家防災対策事業などの事業を行っています。高知県のように森林面積が84%の地形では、住宅の裏は崖が多く、特にこの事業が必要です。

がけくずれ住家防災対策事業では、住民の要望に対して五、六年待ちはざらで、10年目にやっとできたとの県民の声をこの間聞いてきました。市町村と連携をとって、十分な予算措置が早急にとられるよう、県としても取り組む必要があると考えますが、土木部長に伺います。

次に、住宅などの浸水対策についてです。対策として、知事提案説明にも、市町村と相談しながら排水ポンプの新設を検討するとあります。浸水を経験した県民にとっては、喫緊の要望で

す。早急の対応が求められますが、改めて知事の考えをお聞きします。

関連して、河床掘削の実施ですが、住民からの要望も数多く出され、今議会でも補正予算に含まれているところです。引き続き、今回のような集中豪雨に見合う取り組みが必要ですが、土木部長の考えをお聞きします。

鏡ダムの操作について、土木部長に伺います。8月5日、高知新聞が「鏡ダム越流をギリギリ回避した高知県職員 豪雨の中で放流量を巧みに操作」との記事を報道しています。現場職員の必死の対応に心から敬意を表するものです。同時に、今紹介したような記録的、ゲリラ的な集中豪雨が頻繁に発生する可能性が強まっています。またさらに、異常な豪雨によっては、鏡川の越流による浸水地域の大幅拡大が予想されるとの研究報告がされています。今後、職員の経験の蓄積と危機対応能力の一層の向上が求められるとともに、今日の異常気象に対応する鏡ダム操作規則の見直しが必要ではないかと考えます。

例えば、洪水期間を7月1日から9月30日までとしていることや、その洪水期間の制限水位を7月と9月21日から30日の期間は標高68メートル、8月1日から9月20日までの期間は標高63メートルとしていることなどを見直すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

また、国などに対して、12から24時間先の精度が高い洪水予測情報、メッシュ情報の提供、局地的豪雨に係る観測、予測の精度向上、高度化を働きかけるべきだと思いますが、お聞きいたします。

次に、四国における鉄道の抜本的高速化について知事にお伺いします。

四国4県とJR四国が費用負担をして基礎調査を行い、4月18日にフル規格新幹線整備の妥当性を確認したとの発表を行いました。そして、

四国の経済活性化や国土強靱化の名のもとに、新幹線の整備計画への格上げに向けた動きを加速させようとしています。しかし、さまざまな問題があり、また四国に暮らす住民の願いと合意に基づくものとは言えず、新幹線整備ありきで進めることは決して認められるものではありません。

まず、基礎調査の結果についてです。

今回の調査結果の最大の目玉とも言える費用対効果を評価するとされる費用便益分析において、ケース3、四国新幹線と四国横断新幹線を結んだケースで初めて1を超え、1.03としていますが、その根拠が示されていません。しかも、北陸や北海道新幹線の1.1よりもまだ低い。また、16年後の2030年の開通、それから50年間の運行期間、70年先までの試算としています。

一体どれほど信憑性、科学性があるのでしょうか、お伺いいたします。

主な整備効果として、山陽新幹線の代替機能、四国のイメージアップ効果、新幹線沿線地域の人口減少傾向の抑制、経済活性化に寄与などを列挙していますが、一つ一つ真剣に科学的に検討しているとは全く思えません。先日の四国観光議員連盟総会の講演での、JR四国元社長、日本観光振興協会四国支部長の、新幹線が通過するところは全部栄える、開通したところは間違いなく発展しているとお話には、全く驚きです。

整備効果についてどのように検討、検証してきたのか、お聞きします。

費用の点でケース3は、建設費が1兆5,300億円との想定ですが、事業費はさらに増額することも十分予想され、莫大な税金投入となることは明らかです。また、地元負担が3分の1求められることになり、厳しい地方財政状況の中で、県民負担の増大や財政運営の一層の困難を招くこととなります。

高知県の財政負担、また県財政への影響をどのように試算し、考えているのか、伺います。

最も重要な地域住民の移動権、交通を保障する在来線に影響を与えることは必至で、重要な問題です。2012年3月、JR四国社長はインタビューに答えて、「在来線はだいたい第3セクターがやる。都市間の輸送は新幹線で、都市圏内、地域圏内は在来線だと役割分担」と述べています。そして、各地でも新幹線建設に伴い、在来線の第三セクター移管が起きている。先日、九州新幹線の調査に伺いましたが、在来線からのJRの撤退、特急の減便、廃止、料金的大幅な値上げ、騒音・振動被害など、深刻な課題が山積していました。

結局、在来線は切り捨て、自治体などに丸投げして、莫大な補助金、税金投入を押しつけることになり、新幹線整備という大規模な公共事業によって地域住民の日々の足が奪われることになるのではありませんか、お伺いいたします。

この計画は、1969年の新全総、日本列島改造論を反映し、1973年に基本計画が決定されて以来、調査が行われてきましたが、事業のめどが立たない中で、2008年度予算の執行を中止してきたものです。

今後、財政負担が一層求められ、また新幹線整備ありきで進む四国の鉄道高速化連絡会からの脱退を検討すべきだと考えますが、見解を伺います。

少なくとも高速バスや高速道路、航空機など多様な代替交通機関と比較することや総合的に検討すること、新幹線導入のプラス面だけではなく、費用面や移管される在来線などマイナス面も提示して議論を行うことが大切だと考えますが、いかがですか。

次に、公共交通再編について副知事にお伺いいたします。

土佐電鉄111年、高知県交通70年の歴史に幕を

閉じ、あすから新会社とさでん交通株式会社がスタートすることになりました。県民の会社として、住民の交通権を保障する役割を果たすことが強く求められるとともに、県行政の権限と責任は一層重大になっていると考えます。

公共交通に責任を持つ県として、また2分の1の出資金を保有する株主として、二重の意味での権限、責任をどう受けとめているのか、決意とあわせてお聞きいたします。

この新会社が県民から大きく変わったと信頼されるためには、何よりこの間の暴力団問題を初め、明らかになったコンプライアンスとコーポレート・ガバナンス欠如への厳しい検証、反省とコンプライアンスの確立等を目指す仕組みと不断の努力が問われると思います。しかし、今回もこれまでと同じような県警察OBなどを監査役に据えるなど、何も変わっていないのではないかなどの県民の声が上がっています。

コンプライアンスの確立を目指すシステムと取り組みへの決意について伺います。

新会社は、出資金は全額自治体負担で形は公設民営ですが、名実ともに県民の会社です。県は、その半分を負担しており、会社の運営、経営そのものに責任を持つ上でも、必要な執行部署に県職員を派遣、出向させることも検討してはどうかと考えますが、伺います。

次に、6月議会で副知事は、「今回の再構築スキーム案は、事業者の経営努力や増収対策により一定の収支改善が見込まれており、両社がそれぞれ単独で事業を行うケースと比較して、行政経費は抑制される計画となっております」と説明されています。

スタートする新会社に具体的にどのように計画されているのか、また今後の見込みについて改めてお伺いいたします。

次に、関係機関との連携強化として、公共交通改善に対する協議機関とモニタリング会議の

立ち上げ、設置が提案をされています。その進行状況についてお聞きします。

同時に、県民の会社というものの、構成メンバーに県民、利用者の参加が保障されていません。少なくとも県として、あるいは市町村と連携して、県民、利用者の意見を反映する場を持つこと、県民参加を保障することが必要だと考えます。

県民の交通権を保障すること、そして利用を促進することが経営改善、増収に直結するのであり、県民のニーズ、また現在余り利用していない人も含めた潜在的なニーズをリアルに掌握し、反映することが決定的に重要だと考えますが、見解を伺います。

この8月から9月に新日本婦人の会が公共交通アンケートを実施し、回答が寄せられています。意見では、公共交通機関は本数が少なく、料金も高いので利用しなかった、利用したくても目的地までの便や本数がないので車を使うことになる、バス停の停留所に自転車置き場があると、もっと利用しやすいと思う、65歳以上の老人は子供並みの半額料金にすれば、利用者は多くなるのではないかと、電停に柵がなく危険、障害者がもっと利用できるよう低床電車をふやしてほしい、車椅子利用時に段差があり自力で乗車困難なのでスムーズに乗れるよう工夫してほしいなど、たくさん寄せられています。

これらの意見、要望をどう受けとめられるのか、またこうした県民の取り組みをどう評価し、今後反映していくのか、お伺いします。

公共交通を利用する際、障害を持っている人のうち、精神障害の皆さんに障害者割引が適用されていません。知的障害や身体障害と同じく割引適用の制度をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、子供の貧困問題と少子化、子育て支援について伺います。

昨年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律がつくられ、その基本理念には、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」、また、「子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない」とされています。

2013年の国民生活基礎調査を見ると、1世帯当たりの平均所得は537.2万円で、2003年の調査と比較すると、42.5万円も少なくなっています。貧困率は16.1%、子供の貧困率が全体の貧困率を上回り、過去最悪の16.3%となりました。中でも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%で、世界的に見ても極めて高く、今の日本経済を子供の貧困の観点から考えると、親や大人の雇用状況の悪化や生活状況の悪化が子供の貧困に及んでいます。子供の将来を危機から救うためには、子どもの貧困対策推進法に基づき、国、自治体での具体的取り組みを進めることが緊急に問われています。

先日8月29日、政府は、子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定しました。社会経済情勢の変化や子供の貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとをめどに見直しを検討するとし、2017年7月ごろには対策法の成果を反映した子供の貧困率を厚労省が発表する予定としています。が、残念ながら大綱の中に子供の貧困率をゼロにするための数値目標が示されていません。推進法の第9条では、都道府県は子供の貧困対策の計画を定めるよう努めるものとするとして記されており、高知県としても緊急の取り組みが求められています。

計画の策定を急いで行うべきだと思いますが、県としてどう取り組み、対策を具体化するために計画をどうつくっていくのか、お聞きします。また、現在、各都道府県別の子供の貧困率という統計は出されていません。少なくとも県ごとの実態を明らかにし、改善の数値目標を示す必要があると考えます。貧困の概念は幅広いものです。高知県の子供の実態調査を行い、いろいろな角度から改善する指標を示すことができるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか、あわせて地域福祉部長に伺います。

文部科学省は、所得の低い家庭が多い公立小中学校の教員を来年度からの10年間で2,000人増員し、塾に行けない子供に放課後補習を行うことで貧困の連鎖を断ち切ることを狙いとして、来年度の概算要求に200人分の4億円を盛り込むと報道されています。

教員の増員について、高知県では該当する学校が何校あるのか、10年間の教員配置を国にどのように要望していくのか、教育長に伺います。

一方で、これまで貧困の連鎖を断ち切る重要な手だてが学習支援であるとして、全国94自治体で実施されている厚生労働省のセーフティネット支援対策等事業である無料塾は、来年度から新たに実施される生活困窮者自立支援法の枠組みに移り、これまで全額国の負担であったものが2分の1の補助になってしまいます。関係者は、財源をどこに求めるのか当惑しています。

高知市を初めとする実施市町村のこの間の取り組みが評価され、県も実施市町村を拡大するとしてきました。国に対し、これまでと同様の予算措置を求めるべきだと思いますが、地域福祉部長に伺います。

少子化への対応と子育て支援も急ぎ手だてが必要です。知事会が7月15日に少子化非常事態宣言を発表し、今こそ思い切った施策を展開し、

国、地方を通じたトータルプランに総力を挙げて取り組むときであることを宣言したのは記憶に新しいところです。高知県も努力を重ねてきていますが、多面的な取り組みが必要で、中でも働き方の改善と子育て・教育費用の思い切った軽減なしに少子化を解消することはできません。最近では、社会を支える国民を育てる観点から、大学卒業までを見通した支援策が必要だとの議論も起こっています。

子育て支援への本気度を財政的にもどう示していくかという点で再三取り上げていますが、子供の医療費助成を県として中学校卒業まで所得制限なしで無料にすることは、大きな子育て支援につながると考えます。自治体間の制度格差が広がり、人口の多い市レベルでは、助成の枠が十分ではありません。非常事態宣言を実効あるものにするためにも決断のときだと考えますが、以下、知事に伺います。

子供の医療費無料化を国に要望することはもちろんですが、国が施策として実現するまで、県が子供の医療費無料化の拡充を一日も早く行うべきだと思いますが、いかがですか。

また、国保の保険料の均等割についても、子供の数が多ければ多いほど重い負担となり、国保世帯にとって深刻な負担となっています。少子化対策や子育て支援に逆行するものです。国に対して保険料の子供の均等割の見直しや保険料の軽減を提案すべきではありませんか、お聞きいたします。

次に、男女共同参画社会を推し進める立場から、男女共同参画推進本部長の知事に伺います。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、女子差別撤廃条約が国連で1979年に採択されて35年、日本が批准したのは1985年ですから、29年が経過しました。男女平等社会実現の流れの中で、1999年に男女共同参画社会基本法が制定されて、ことしで15年になります。

先日の東京都議会や国会での女性議員へのセクハラや発言のてんまつに、国際的にも驚きを持って報道され、日本社会の人権意識もこれくらいのものかとひんしゆくを買ったことは、この間の「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と男女共同参画社会基本法第3条に明記し、努力してきたことが、まだまだ不十分であることを突きつけられた思いです。

人権意識と啓発活動がいかに大切かを感じますが、本部長として、こうした事例をどのように感じているのか、またどのように学習や研さんを広げていこうとしているのか、お聞きします。

安倍政権は、女性の活躍を掲げ、女性が輝く日本を目指すとうたい上げています。しかし、男女共同参画は進むどころか、正規労働者の長時間過密労働や非正規雇用やパート等、女性が担ってきた不安定雇用が男性にも広がり、ブラック企業やカローシ、ワーキングプアの言葉が蔓延する事態になっています。ワーク・ライフ・バランスの実践を意識できず、家庭さえ維持できない中で、労働環境を整えないまま男性並みの就業率にしていこうとするのは、結局、豊かな男女共同参画社会から遠くなってしまいます。政権が女性の労働力に焦点を合わせているときこそ、高知県の男女共同参画社会づくり条例に基づくプランを進め、豊かに生きていくために必要な女性の声を施策に生かせるよう、参画率も上げていかなければなりません。

昨年末、こうち女性団体ネットワークの皆さんが、働く女性の実態と改善を求めるアンケートに取り組み、県内28市町村217人から回答が寄せられました。年齢、家族、雇用形態、年収、

仕事を続けられるか、結婚、出産、介護などで退職したことがあるか、働き続けるにはどのような施策が必要か、昇格の要請があればどうするか、不安要因は、などなど、回答をまとめています。

まとめでは、「アンケートを集約していく中で、あらためて高知県の女性の働く環境の厳しさを実感することができた」、「女性の賃金の低さが浮き彫りとなった」、「女性がその能力を生かし、意欲を持って働き続けるためにも、労働条件や環境の改善、子育て支援や高齢者の介護支援の充実などの施策が急がれる。女性が出産や育児で退職せずに働き続けられるように、公的支援だけでなく、企業、職場の意識改革も求めたい」と結んでいます。

2011年から2015年のこうち男女共同参画プランの実践も残すところあと1年です。この間の総括をどのように行い、次のプランに臨もうとしているのですか。今の課題を明らかにし、プランを実効性の高いものにしていくためにも、審議会の議論のもとになる高知県の女性の実態を男女共同参画社会づくりの観点で調査すべきときではないかと考えますが、いかがですか、あわせて伺います。

男女共同参画社会基本法第4条には、「男女共同参画社会の形成に当たっては、(中略)社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」とし、慣習の中にも男女共同参画社会づくりの風を入れていく必要が述べられています。この慣習の中の意識改革こそ社会づくりにとって大切だと考えますが、まだ古い慣習のまま改善されていないことが目にとまりました。

どの自治体でも同様に、多くの皆さんの努力や栄誉をたたえて表彰が行われています。その中で、知事から消防活動に25年以上尽くされた

消防団員の妻に消防団員内助功労者の感謝状が贈られています。消防活動は、危険を伴い、災害のときに飛び出していく大変な任務ですから、その家族の支えについて感謝することに異議があるものではありません。ただ、内助の功とは、家庭において夫の外部での働きを支える妻の功績の意味であり、消防の感謝状も団員に妻がいなければ、父や母や子供がいても、その家族に感謝状が贈られることはありません。

他県では、妻も含めた家族に贈る感謝状に変えているところが多くあり、男女共同参画推進本部長の知事名で内助の功と書かれた文面が感謝状として贈られることに違和感を覚えるものです。直ちに改善すべきだと思いますが、いかがですか。

また、他の分野でも県行政のかかわる制度や慣習の中に配慮すべきものはないか、職員が意識を持って点検に心がけ、改善すべきだと思いますが、いかがですか、お伺いいたします。

最後に、野中兼山生誕400年の顕彰について伺います。

野中兼山は、江戸時代初期の土佐藩家老として27年間在任し、米の生産向上を図るために、堰やかんがい用水などの農業土木施設を建設するとともに、上方との海上交通の安全を確保するための港湾施設を建設しました。吉野川、物部川、仁淀川、四万十川の後川、松田川につくられた堰は13、堰から13本の用水路が伸びて、農地を潤し、運河として高知城下への物資の輸送に使われています。また、浦戸湾、手結、室津、室戸津呂、佐喜浜の港は、位置の選定や港口の向き、波や砂の対策、規模など、すばらしいものです。その偉業は卓越した先見性と計画性に見ることができる画期的なものだと高く評価されています。今でも小学生の社会科の地域教材として、身近な地域の堰や用水路、掘り込み港湾が兼山の取り組んだ事業として紹介、学

習されています。

兼山が生まれて、来年は生誕400年です。これまで野中兼山や野中婉を顕彰し、その偉業を文化遺産として次の世代に渡していくために努力を続けているボランティア団体の皆さんや研究者の皆さんから、功績を顕彰する行事ができないかとの声が上がっています。

この声に応え、ぜひとも400年の歴史に合わせて文化遺産を学び、またとない高知県をしっかりと見る機会を逃すことなく、県もこの取り組みに支援を考えてはと思いますが、いかがですか。文化生活部長の御所見を伺って、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、消費税増税についてお尋ねがございました。

従前より申し上げておりますとおり、確実に進行する少子高齢化などの社会情勢の変化に対して、しっかりと財源に裏打ちされた持続可能な社会保障制度を確立するために、消費増税は必要であると考えております。

他方、7月の全国の有効求人倍率が1.10と高い数字を引き続き維持するとともに、7月の現金給与総額も前年同月比で2.4%増となっているものの、個人消費については、さまざまな経済指標を見ましても、4月の消費増税や天候不順などの影響もあり、伸び悩んでおります。政府が発表した9月の月例経済報告でも、5カ月ぶりに景気の基調判断を下方修正しております、消費増税の時期を来年10月からとするかどうかについては、引き続き経済状況を見きわめていく必要があると思っております。

安倍総理も、これまで経済状況などを総合的に勘案して年内に判断する旨の発言をされておりました、総理には適切な判断をお願いしたい

と考えております。

次に、少子化、過疎化を生み出した原因と過去の対策が成功しなかったことへの認識についてお尋ねがございました。

まず、少子化の進行につきましては、直接的には子供を産む年代の女性の数の減少と出生率の低下が原因でございますが、その背景には、経済的な問題に加えて、国民のライフスタイルの変化、出生率の低い大都市圏への若者の流出など、さまざまな要因が重なり合っているものと考えております。

また、過疎化につきましては、そもそも高度経済成長に伴い、第1次産業を中心とする農山漁村地域から、第2次・第3次産業を主な産業とする都市部に向けて、若者を中心として大きな人口移動が起こり、その後も働く場所や収入の問題などから、過疎地域に若者を呼び戻すことができなかったことが主な原因だと考えております。

国におきましては、こうした問題に対応するため、少子化対策ではエンゼルプランや次世代育成支援対策推進法、過疎対策では、過疎地域に関する特別措置法の制定などを通じて取り組みを進めてまいりましたが、過疎地域における道路の整備など一部に効果は見られましたものの、抜本的な解決には至っていないものと考えております。

このことは、例えば一言に少子化対策と言っても、地方では結婚支援、都市部では待機児童の解消といったように、重点的に取り組むべき課題が異なっているにもかかわらず、地域の実情に応じた政策が十分でなかったこと、結婚や出産、子育てに対する経済的負担の軽減が十分ではなかったこと、企業の地方移転や過疎地域での若者の雇用、収入の増加につながるような産業の育成など、東京一極集中の回避に向けた抜本的な対策が十分でなかったことなどが要因

ではないかと受けとめております。

国におきましては、今回の地方創生を進めるに当たりまして、地方の目線に立つとともに、これまでの施策の延長線上にはない異次元の施策を展開していただきたいと考えております。

先ほど申し上げました3点について、知事会とも連携をし、政策提言を行ってきておりますが、その政策提言を通じて、国においても一定の理解が図られてきておると私としては考えているところがございます。地方目線に立った施策の展開を引き続きお願い申し上げたいと、そのように考えております。

次に、地方創生に関して、中山間地域の重要性についてお尋ねがございました。

中山間地域の農業産出額は、全国の算出額の35%を占めており、中山間地域の農業が衰退すれば、国民の食、生活に多大な影響が生じるなど、中山間地域の果たしている役割は大きいものと考えておまして、中山間地域が消滅すれば、都市部自体も存続が危ぶまれるのではないかと考えております。

こうしたことから、今回の地方創生をなし遂げるためには、中山間地域の重要性をしっかりと位置づけた上で、都市部と中山間地域が共生できるような対策を進める必要があります。その際、本県が進めております集落活動センターのように、意欲のある方々が中山間地域の活性化に向けて頑張っていくための拠点が必要だと考えています。

国におきましては、こうした視点に立って、都市部だけでなく中山間地域にも若者が住み続けることができる地方創生を実現していただきたいと思っておりますし、県としましても、中山間総合対策本部を通じて全庁を挙げた政策を展開するとともに、全国知事会とも連携しながら政策提言を行っていききたいと考えております。

次に、米価下落対策についてお尋ねがござい

ました。

本県における平成26年産の米価の状況は、時期や品種により価格差はありますが、例えば最も生産量の多いコシヒカリは、60キログラム当たり9,600円と、これまで最も低かった平成22年産を下回るといったかつてない低い価格となっており、こうした米価の状況は、本県に限らず、全国でも同様となっております。このような米価の状況について、県内の稲作農家の方からは、この米価だと肥料代や機械経費などの生産費を賄うことができなくなるといった声も上がっており、稲作農家の方にとりましては大変厳しい状況であると認識しております。

米価下落の背景としましては、人口減少や少子高齢化、食生活の多様化などによって米の消費量が減少し続けている中で、ここ数年、米の需要に対し過剰な作付となっているため、恒常的な米余り状態となっていることなどが考えられます。

今後もこうした米価の下落傾向が続けば、特に生産コストが高く、小規模農家の多い中山間地域を中心に、離農する農業者や耕作放棄地がふえるのではないかとといったことが懸念をされます。

県としましては、このような懸念が現実のものとならないよう、まずは需要に応じた米生産を行うことが最も重要であると考えております。このため、国の水田活用の直接支払交付金を最大限に活用しまして、主食用米から飼料用米を中心として非主食用米への転換を推進してまいります。また、主食用米に対しては、国の米の直接支払交付金や、収入が減少した場合に一定の補填が受けられる収入減少影響緩和対策への加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。こうした取り組みを市町村やJAなどの関係機関と一丸となって進めていくことにより、今後とも稲作農家の方が安心して農業を続ける

ことができるように努めていかなければならないと考えておるところであります。

次に、普天間飛行場の辺野古周辺への移設に関して、住民や議会、地元自治体の意思を無視して政府が事業を強行することが地方自治の軽視、無視ではないかとお尋ねでございました。

一般論として申し上げます、地元自治体が反対しているにもかかわらず、国が事業を強行するといったことが望ましくないのは言うまでもありません。沖縄県には在日米軍の専用施設の74%が集中するなど、その負担は大変大きなものがあり、沖縄県民の中に普天間飛行場の辺野古周辺への移設に対する不安があることや、移設反対を訴えて当選された名護市長が受け入れを拒否されていることも承知しております。

一方で、沖縄県知事は苦渋の決断であったと察せられますが、普天間飛行場周辺の県民の皆様の安全確保のために、関係法令に基づき埋め立てを承認しています。

既に沖縄県知事の承認があり、事業が進められている中で、私から申し上げるべきことはありませんが、いずれにしても政府におかれては、沖縄県民の皆様の不安な声を踏まえ、丁寧な説明を繰り返していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

次に、原発問題に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、原発の持つ異質の危険性に対する認識についてお尋ねがありました。

福島原発の事故は、我々がこれまで経験したことがないほどの大規模な原子力災害であり、事故による直接的・間接的被害は広範囲かつ長期に及んでおります。被災地では、今もなお多くの被災者がふるさとを追われ、働くこともままならない厳しい生活を強いられており、こうした現実に胸の痛む思いがしてなりません。

本県におきましても、一たび伊方原発で事故

が起これば、その影響を直接的、間接的に受けるおそれがあることから、伊方原発の安全確保には非常に強い関心を持っており、福島原発のような事故は絶対に起こしてはならないという強い思いを持っております。

次に、事故の教訓と安全対策の徹底への決意についてお尋ねがありました。

今回公開された政府の事故調査・検証委員会による聴取記録からは、原子力安全に対する過信から、過酷事故に対する事前の防止策、防災対策、事故発生後の被害防止策について十分な対策がとられておらず、原子力に対する国民の信頼を揺るがすほどの深刻かつ大規模な事故になったことが改めて明らかとなり、このことは教訓として我々は決して忘れてはならないと認識しております。

こうした事故の教訓を踏まえ、新規制基準では、多層の対策を用意する深層防護の徹底や安全確保の基礎となる電源の信頼性の強化、地震や津波などの自然現象等の想定的大幅な引き上げと防護策の強化に加えて、設置の許可を得た原子力施設に対しても、最新の規制基準への適合を義務づけるバックフィット規制も導入されています。

国は、新規制基準に基づいて、安全対策についてさまざまな角度からの検証を徹底していただき、基準に該当しない、安全性の確保のされない原発は稼働させないとの姿勢を堅持していくべきだと考えています。また、電力会社においては、安全対策に終わりはなく、一層の安全対策を追求していくとの不断的努力が必要だと考えています。

本県としても、四国電力に対して、勉強会などを通じて南海トラフ巨大地震による影響なども含めた安全対策について詳細な説明を求め、徹底した安全の確保を行っていただくよう、今後とも強く要請を行っていきたいと考えていま

す。

次に、津波・地震大国である日本において、世界一の規制基準は最低限の条件であるが、最先端の対策さえ求められていないことについてどう評価しているかとお尋ねがありました。

新規制基準は、福島原発事故の反省や国内外からの指摘を踏まえて、大規模な自然災害への対策強化に加えて、重大事故対策を規制の対象とし、新しい基準を既存施設にさかのぼって適用することを法的に義務づけるなど、常により高いレベルの安全対策を追求していくものとなっています。そのため、技術の進展に応じて電力会社が最新の技術を選択することを妨げないように、特定の技術を指定せず、安全対策に必要な機能や設備の性能を規定しているものと認識しております。

御指摘のありましたコアキャッチャーを例に申し上げますと、基準ではコアキャッチャーの設置を義務づけるかわりに、この施設が果たす原子炉内の溶融した核燃料を受けとめ、冷却水等で冷却する機能が果たされる対策が講じられていけばよしとしているところです。

また、原子力規制委員会における審査の状況や資料も原則公開のもと実施されており、審査に係る資料等もホームページ等で誰でも閲覧できるようにしており、より透明性が高いものとなっています。

一方、避難計画につきましては、国が一方的に実効性のある、なしを審査するのではなく、関係自治体と一体となって国として取り組んでいくことを表明しており、内閣府に原子力災害対策担当室を設置し、現在、関係自治体と連携をとりながら、既に企画立案に当たっております。また、来月から現在の担当室を廃止し、新たに原子力防災の専門部署を設けることとしており、支援体制の充実や原子力防災体制の一層の強化が期待されるところであります。

いずれにいたしましても、原子力規制委員会も電力会社も福島原発事故の教訓を忘れることなく、安全対策には終わりはないとして、新たな知見に基づく不断の努力を続けていただくことが原発の安全性を確保する上で極めて重要であると考えています。

新規制基準についても、常に新たな知見を得れば、それを取り込んで進化していくという、そういう姿勢で国はあり続けてもらいたいと考えているところでございます。

次に、広島市で起こったような異常気象を教訓とした取り組みについてお尋ねがございました。

今回、広島市では、いわゆるバックビルディング現象などによる異常な降雨により、大きな被害をもたらしましたが、こうした集中豪雨は、日本全国で起こり得るものだと思います。本県でも、今回の台風第12号、第11号による豪雨では、嶺北地域などで1時間の最大雨量が100ミリを超えるとともに、仁淀川町などでは総雨量が2,000ミリを超えました。また、過去にも98高知豪雨や平成13年の西南部豪雨などが発生していますので、今後においても県内のどこでも集中豪雨が発生し、大きな災害が起こり得るという危機意識を持たなければならないと考えております。

従前より、高知地方気象台から気象情報を随時入手し、県民の皆様や市町村、関係機関に向けて早目早目に注意喚起を行ってまいりましたが、引き続きこうした対応の充実を図ることが大事だと思っております。

先月の広島市での土砂災害では74名の死者、昨年伊豆大島では39名の死者、行方不明者、本県においても、昭和47年の繁藤災害では60名の死者を出していますように、大規模な土砂災害は多くの人命にかかわる被害を出してまいりました。

県民の皆様には、集中豪雨や土砂災害に対して日ごろから警戒感を持っていただき、強い雨が降る予報が出た場合には、テレビやラジオ、インターネットなどでその後の気象情報を確認していただく必要があります。このため、県のホームページのうち防災情報では、気象情報のほか河川の水位や土砂災害に関する情報など、災害に関するさまざまな情報を提供しているところです。引き続き、こうした点について広報、啓発を徹底していくことで、県民の皆様が早目早目の対応がとれるよう努めていきたいと考えています。

また、集中豪雨の発生が少しでも早く予測できれば、県や市町村は事前の対応が可能となり、県民の皆様の早期の行動にもつながることとなりますので、国に対しましては、ゲリラ豪雨など突発的、局所的な自然災害に対する予測技術の開発に取り組んでいただくよう、政策提言を行いたいと考えているところであります。

次に、住宅などの浸水対策について、早急な対応が求められるのではないかとのお尋ねがありました。

台風第12号及び第11号により、本県の雨量も広い範囲で記録的なレベルに達し、約2,000戸の家屋の浸水被害が発生をしました。この被害に対しましては、これから実施する浸水被害の原因分析に基づき、河川改修などの治水対策を早期に実施してまいります。

特に今回、多くの家屋浸水が発生した日高村の日下川流域、いの町の宇治川流域、四万十町の吉見川流域につきましては、河川改修だけではなく、内水を排出するためのポンプの整備や流域の保水・遊水機能の確保など、国や地元自治体と連携した総合的な治水対策を講ずる必要があります。このため、9月1日に、国、県、地元自治体をメンバーとする日下川浸水対策調整会議及び宇治川浸水対策調整会議を開催し、

再度災害の防止に向けて協議を始めました。また、四万十町の吉見川についても、協議会の設置に向け準備を進めているところであります。これらの協議会におきまして、流域の特性に応じた効果的な治水対策を検討するとともに、それぞれの機関が役割を分担した上で、早期に効果が発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、四国における鉄道の抜本的高速化について、基礎調査の費用便益分析の信頼性や整備効果の検討経過についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

四国の鉄道高速化の検討の背景には、全国で新幹線の開業、延伸が進む一方で、四国だけが新幹線の空白地帯となっていることから、他地域と比べて相対的に交通利便性が低下し、地域間交流が阻害され、四国の一体的発展が危惧されているとの状況があります。

今回の基礎調査は、新幹線の導入について、関係者間での議論の基礎とするとともに、機運の醸成を図ることを目的に、四国4県、四国運輸局、四国経済連合会、JR四国等で構成する四国の鉄道高速化検討準備会が昨年度に鉄道等の公共交通機関に関する調査実績がある一般財団法人運輸政策研究機構に委託して実施したものであります。費用便益分析につきましては、国土交通省作成の鉄道プロジェクトの評価手法マニュアルに基づいて算出されており、現在、国の基本計画にとどまっている四国新幹線のうち徳島―松山間と四国横断新幹線の岡山―高知間をルートの工夫も加えて同時に整備した場合に、社会的観点から費用対効果を評価した費用便益比が1を超える結果が得られたとしたものであります。また、新幹線導入による整備効果として、経済波及効果や時間短縮効果などが定量的に示されております。

費用便益分析や整備効果の信頼性、科学性についてのお尋ねでございますが、今回の基礎調

査は、あくまで次の段階の検討に入っていけるかどうかを判断するための調査で、現時点で想定されるデータ等に基づき試算されたものと受けとめておりますし、その調査方法につきましては、国のマニュアルや国が他の整備新幹線の収支採算性等を検討する際に用いた手法や事例等を参考に試算、検討されたものであり、信頼できるものと考えております。基本計画にとどまっている四国の新幹線計画の整備計画への格上げの段階で必要となる、法に基づく国の調査を求めていくに足りる内容となっているとの受けとめもいたしているところであります。

次に、県財政や在来線への影響、四国の鉄道高速化連絡会との関係、さらにはプラス面、マイナス面の幅広い検討の必要性などについてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

新幹線が整備、導入されますと、各都市間の移動時間が大幅に短縮されることなど、地域経済の活性化等が期待されますが、新幹線の具体的な検討を進めるためには、まずは国による地形や地質や供給輸送力、建設費用などの調査が必要となります。そのため、本年4月に基礎調査の結果が発表されて以降、四国知事会や四国4県議会正副議長会、四国鉄道活性化促進期成会などにより、国土交通省に対して、基本計画にとどまっている四国の新幹線の整備計画への格上げに向けた調査研究を行うよう、提言や要望活動などの取り組みを行っているところであります。

今回の基礎調査で示されました整備事業費は、他の線区の所要額をもとに算出されたものでございますので、今後、国が調査を実施するといったことになれば、精査されていくものであります。現時点では、地方負担やそれに伴う県財政への影響などをお答えできる段階ではございませんが、整備事業費の負担や並行在来線の問題

などは、新幹線の整備に当たってクリアすべき条件に挙げられている重要な課題でございますので、今後検討を進める中で議論が深まっていくものと考えております。

今後に向けては、四国の鉄道高速化連絡会などを通じて国の動きを注視しますとともに、他県や関係者団体との連携を図ることが重要だと考えており、県としましては、今後とも県議会や県民の皆様方、経済界などからも広く御意見をいただきながら、他の3県やJR四国と連携し、プラス面、マイナス面ともに検討を深めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、四国における鉄道の抜本的高速化に向けた取り組みは意義ある取り組みだと考えており、ぜひとも検討段階を前に進めていくべきものであると考えているところであります。

次に、子供の医療費無料化についてお尋ねがありました。

子供の医療費につきましては、子供が生まれ育った環境によって左右されず、全国どこでも治療費を心配することなく安心して医療を受けられるよう、社会全体で支えていく必要があると考えております。私といたしましても、全国知事会のプロジェクトチームリーダーとして、次世代を担う人づくりに向けた少子化対策の抜本強化に取り組んでいく中で、新たな子供の医療費助成制度の創設につきましても提言しているところであります。

県内の多くの市町村では、ここ数年の間に医療費助成制度の拡充に取り組んできており、中学校卒業まで医療費の無料化を実施している市町村は、所得制限等も含めると、この10月には30カ所となり、さらに来年度中にも幾つかの市で拡充されるとお聞きしております。

県による助成制度の拡充を行うと、毎年およそ12億円が必要と見込まれますが、ほとんどの

市町村で既に中学校卒業まで医療費の無料化が実施されていますので、市町村での財源の振りかえになるだけでは本当の意味での子育て支援策の充実にはつながらないのではないかと考えております。

このため、国への政策提言を引き続き積極的に行うとともに、次世代を担う子供たちの健やかな成長と発達、少子化対策としてどのような支援策が最も効果的であるのか、十分な検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、国民健康保険料の子供のいる世帯への均等割の見直しや保険料の軽減について国に提案すべきではないかとお尋ねがありました。

国民健康保険料は、医療給付に要する費用を賄うために被保険者に負担をお願いしているものであり、所得や資産といった能力に応じた負担だけでなく、子供を含めた全ての被保険者に保険給付による受益に応じた負担をしていただくこととされております。子供の多い世帯ほど負担が増加することとなっております。

しかし一方で、我が国の少子化の現状は、全国知事会が非常事態宣言を出さざるを得ないほど危機的な状況にあり、将来にわたって国や地方が活力を維持していけるよう、若い世代が安心して結婚し、子育てを行うことができる環境を整えるために、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠となっております。

このような状況から、全国知事会としては、特に税制について、子供が多いほど有利になる制度や子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設などの検討を国に対して要請を行っているところであります。

御提案のありました国民健康保険料の子供の均等割の見直しや軽減については、子供の多い世帯の負担軽減を図るために大事なことではあります。見直しに伴い減収となる保険料にか

わるべき財源をどうするかといった課題もあります。両面で検討していくべき必要があるものと考えているところであります。

次に、先日の東京都議会や国会での女性議員へのやじの事例をどのように感じているのか、またどのように人権意識に関する学習や研さんを広げていくのかとお尋ねがありました。

今回の東京都議会等における女性へ結婚、出産を強要するような一連の発言はセクシュアルハラスメントであり、こうした女性に対する人権侵害の発言がされたことは、非常に残念であると感じております。男女平等の大原則に立ち、さらには男女共同参画社会の実現に向け、今後とも粘り強く意識啓発に取り組んでいく必要があるものと考えております。

高知県では、こういった啓発は幅広い年代に向け、かつ多くの機会を通じて取り組むことが必要と考えておりました。こうち男女共同参画センターや人権啓発センターにおける講演会の開催や、市町村や団体、学校等教育機関が行う研修会への講師派遣、また、さまざまなメディアを通じた広報などに取り組んでおり、今後ともさらなる内容の充実を検討してまいりたいと考えています。

次に、こうち男女共同参画プランの総括と次期プラン策定に向けて実態調査をすべきではないかとお尋ねがありました。

現在のこうち男女共同参画プランにつきましては、男女共同参画社会の実現に向け、計画期間が満了する平成27年度末における目標値やモニタリング指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行いながら取り組みを進めております。

現時点の進捗状況としましては、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる次世代育成支援企業の認証企業数や女性が農業経営へ参画することを牽引する農村女性リー

ダーの認定者数の増加、またプラン策定時に男性のみであった高知県防災会議委員に7名の女性委員が加わるなど、着実に進んでいるものもある一方、県の審議会等の委員の男女構成比など、進捗が十分でないものもあります。こうしたことから、全体として取り組みが前進しているものの、さらなるスピードアップが必要な状況であると受けとめているところであります。こうした中、本年度より、女性の活躍の場のさらなる拡大に向けて、高知家の女性しごと応援室の開設などの新たな取り組みも始めているところであります。

これから来年度にかけましてプランの改定作業に取り組んでまいります。本年度は県民意識調査を行うこととしておりまして、男女平等や性別役割分担意識といった経年変化を把握するための項目のほか、女性が働きやすい環境づくりに関する新たな項目もお聞きをし、本県の女性の実態把握を行ってまいりたいと考えています。

来年度は、この意識調査の結果やこれまでの取り組みや本年度の新たな取り組みの成果と課題をしっかりと分析いたしますとともに、さまざまな分野の委員から構成されますこうち男女共同参画会議での御議論や、パブリックコメントなど幅広く県民の皆様の御意見を賜りながら検討を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

消防団員内助功労者への感謝状についてお尋ねがございました。

消防団員は、消火活動や河川氾濫時の警戒、土砂崩れが発生した際の人命救助など、昼夜の別なく危険と隣り合わせの現場で、地域の防災力のかなめとして地域住民の生命、財産を守る活動を行ってくださっています。団員の皆様が長年にわたりこうした消防団活動を行うには、御家族、特に配偶者の理解と協力は欠かせない

ものであり、その御労苦に報いるため、消防団員内助功労者として感謝状を贈呈しているものであります。

この感謝状は、妻に限らず、夫も含めた配偶者を対象としており、そのことは市町村や消防関係者に定着していますが、内助という言葉は、一般的に妻が家庭において夫の働きを助けるという固定的な性別役割分担を連想させますことから、感謝状の趣旨が伝わるような表現を今後検討したいと考えております。

最後に、県行政のかかわる制度や慣習の中に配慮すべきものがないかを職員が意識を持って点検に心がけ、改善すべきではないかとお尋ねがありました。

男女共同参画社会をさらに推進していくためには、県行政に携わる職員一人一人が日ごろから男女共同参画の視点や人権意識を持って業務を進めるとともに、気づきがあれば速やかに改善、改革に取り組んでいく姿勢が重要であるとと考えております。このため毎年、全庁を対象に男女共同参画、女性問題に関する研修を実施しておりますほか、新規採用職員の研修やそれぞれの職場での人権研修などを通じて、個々の職員の男女共同参画に対する意識を高めていくよう努めております。

今後は、職員が感性を磨き、時代や環境の変化を敏感に捉えるための研修、既存の制度や枠組みにとらわれず、さまざまな視点から物事を考えるための研修、みずから改善すべき点や課題を見出して業務を進めるための研修などを一層充実することで、男女共同参画の意識も十分に備えた職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 原発問題についてお答えします。

まず、四国電力は、基準地震動を超える事象が頻発している原因をどう分析しているのか、その教訓をどう生かしていると説明しているのかとお尋ねがありました。

御指摘のありました、全国の原発施設のうち4つの原発に5回にわたり想定されていた基準地震動を超える地震が到来していることについて、大飯判決では、「地震動を推定する複数の方式について（中略）選択の誤りがあったのではないか等の種々の議論があり得ようが、これらの問題については今後学術的に解決すべきもの」としています。現在、原子力規制委員会で実施されている新規制基準による原発施設の審査において、基準地震動の設定に多くの時間が費やされていますが、学術的に最新の知見に基づいた審議が行われていると認識しています。

御質問のありました伊方原発の基準地震動については、これまで四国電力から、発電所の立地する敷地に最も影響を与えると予想される地震として、敷地近くを通る中央構造線断層帯をリストアップした上で、地震断層の長さや断層面の傾斜角度などを揺れが大きくなる厳しい条件で想定して、発電所における地盤の揺れを評価し、さらにそれを上回るよう、余裕を持って設定しているとの説明を受けています。

また、これまで570ガルとしてきた基準地震動について、北海道留萌地震を、震源を特定せず策定する地震動として考慮することとし、その結果、620ガルの地震動を追加したとの説明を受けたところですが、さらに、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動についても、計算手法の見直しや計算結果に余裕を多くとることなどにより650ガルに引き上げ、現在、原子力規制委員会において、新規制基準適合性に係る審査を受けている最中であると認識しています。

いずれにしましても、基準地震動については、現在、原子力規制委員会において、こうした四

国電力の考え方を含め、慎重に審査を進めているところであり、今後、結果が明らかになった時点で四国電力から詳しい説明を求め、その内容についてしっかりと確認を行ってまいります。

次に、自然エネルギーの普及に向けた投資の必要性や四国で買い取り契約の中断が起きないかについてお尋ねがございました。

自然エネルギーの普及につきましては、本県は豊富な森林資源や全国トップクラスの日照時間など、優位な自然条件を有していますことから、新エネルギービジョンを策定し、官民協働で太陽光発電事業を行ううち型地域還流再エネ事業や木質バイオマス発電などに取り組んでいるところです。しかしながら、電力需要の少ない中山間地域を多く抱える本県は、電力会社の送電網が脆弱であり、接続可能量に限界があるため、これまでも一部の地域では接続問題で発電施設の導入を断念するケースが起こっており、導入促進を図る上で大きな課題となっています。

一方、国の新たなエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、2013年から3年程度、導入を最大限に加速していくとしており、再生可能エネルギーの導入促進を加速させるために、送電網の整備等について早急に道筋を示すよう、国に対して要望を続けてまいりました。

議員よりお尋ねのありました自然エネルギー買い取り契約の中断につきましては、四国電力管内においても太陽光発電の導入が急速に進み、昼間の電力需要と供給のバランスに悪影響を及ぼすおそれがあることから、再生可能エネルギー設備の接続可能量等について早急な検討を行うため、10月1日以降、住宅用など余剰買い取りとなる10キロワット未満の太陽光発電を除いて、新たに受け付ける送電網への接続に係る契約の申し込みについて、接続の可否についての回答を保留すると、本日、四国電力は発表いたしま

した。これにより、現在、県内で進められています民間等の事業計画にも支障が生じ、順調に進んできた普及拡大の動きにブレーキがかかるのではないかと懸念しておりますので、今後の見通しなどについて、四国電力からしっかりと説明していただく考えです。

いずれにしましても、送電網の強化は必要ですので、引き続き国に対して送電網の整備等について要望を行ってまいります。御指摘の一つにありました自然エネルギーの爆発的な普及を実現させるためには、安定した出力を確保するための蓄電技術の開発や低コスト化など、本格的な対策に取り組んでいく必要があると思います。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 災害対策について、防災行政無線の現状や改善の必要性についてお尋ねがございました。

市町村が整備、運用している防災行政無線は、専用の周波数を用いて、屋外スピーカーなどにより避難勧告などの緊急情報をいち早く住民の皆様へ伝達するものです。

防災行政無線で使うスピーカーの設置に当たっては、一般的に周辺の雑音や人家の分布状況、地形などを考慮し、十分に聞き取れる位置に計画されていますが、気象状況や家の構造などによっては聞こえにくいこともあります。そのため、県内の市町村では、屋外スピーカーだけではなく、放送が始まると自動的にスイッチが入る戸別受信機を各家庭に配付しているところもあります。

災害時の緊急情報は、住民の皆様へ確実に伝えることが重要ですので、県内の27市町村では防災行政無線、8つの市町村ではケーブルテレビ等の既存ネットワークを活用した有線放送、そのほか全ての市町村で携帯電話の緊急速報メールやテレビによる緊急速報を活用するな

ど、さまざまな手段を用いて伝達されています。

県では、昨年度、県下に現在設置されている屋外スピーカーの設置時点の計画を点検いたしました。放送が届かないと思われる地域もありましたので、屋外スピーカーの増設など防災行政無線の充実を初め、さまざまな伝達手段の組み合わせによって、そうした地域をなくすよう市町村と協議をしていくこととしております。

次に、本県での防災ラジオの普及についてのお尋ねがございました。

議員からお話のありました高松市の取り組みは、防災行政無線の戸別受信機にかわるものとして、高松市に放送エリアが限定されているラジオ局を通じて、専用のラジオから住民の皆様へ緊急情報をお知らせするものとお聞きしており、災害情報を伝達する新たな手法と思っております。先ほどお答えしましたとおり、屋外スピーカーの放送が届かない地域の解消に向け、市町村と協議を行うこととしておりますので、緊急情報の伝達手段の一つとして、高松市の取り組みを情報提供してまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) がけくずれ住家防災対策事業の予算措置についてお尋ねがありました。

がけくずれ住家防災対策事業は、市町村が行う事業で、県は、この事業の促進のため、事業費の2分の1の額を補助しています。

8月の台風第12号及び第11号による災害を踏まえ、県では、市町村に対して、がけくずれ住家防災対策事業の必要な箇所についてヒアリングを実施しました。この結果、市町村が要望する全ての箇所を採択し、事業の実施に必要な県負担分2億6,800万円を今回の補正予算案に計上しているところです。今後とも必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、河床掘削に関して、引き続き今回のよ

うな集中豪雨に見合う取り組みが必要と考えるがどうかとのお尋ねがありました。

今回の台風第12号及び第11号では、県内の河川において異常な土砂の堆積などが多数発生し、緊急に対応しなければならない箇所から順次、河川掘削などを実施しています。しかし、限られた予算の中でこれら全ての箇所を実施するのは困難ですので、緊急を要する箇所の対策の実施に必要な補正予算を今議会に提出しています。残りの対策が必要な箇所についても、次年度以降、順次実施してまいります。今後とも河床掘削など河川の適切な維持管理のために必要な財源の確保に努めていきます。

次に、今日の異常気象に対応する鏡ダム操作規則の見直しが必要ではないかとお尋ねがありました。

現在の鏡ダム操作規則は、限られたダムの容量の中で、ダムに水を貯留して上水道などに安定供給する利水と、空き容量を確保して洪水を調整する治水の相反する2つの目的を達成するために定められています。その中で、ダムの水位については、夏場は洪水に備えて低く、また冬場は渇水に備えて高く設定しています。

現在の鏡ダム操作規則は、ダムへの最大流入量を毎秒1,450トンとする計画に基づいて定めています。夏場の8月1日から9月20日までの間は、治水容量を最大に確保するために、ダムの水位を63メートルに制限しています。今回の台風第12号はこの時期に襲来し、ダムへの最大流入量は毎秒1,422トンでしたので、現在の操作規則に基づき洪水調節を行うことができました。

このような出水が今後季節外れの時期に発生したとしても、現在の操作規則に定められている予備放流を適切に実施し、洪水の前にあらかじめダムの水位を63メートルに下げる放流を行うことで、夏場と同等の治水機能を最大に確保することが可能となっております。これらのこ

とから、現在の操作規則を運用していくことが適切であると考えています。

次に、国などに対する精度が高い洪水予測情報の提供、局地的豪雨に係る観測・予測精度向上、高度化の働きかけについてのお尋ねがありました。

ダムを適切に操作するためには、事前の降雨予測が重要ですので、その精度の向上が必要であると認識しています。

国においては、台風、集中豪雨などに対する防災情報の強化に向け、新たな気象衛星の打ち上げや気象情報の処理システムの強化などに既に取り組んでおり、事前の降雨予測の精度の向上が期待されているところです。こうした取り組みの成果の一つとして、降水域の分布をより詳細に予測する高解像度降水ナウキャストが本年8月7日に公開されております。こうした国から得られる情報を有効活用し、より一層適切なダムの操作に取り組んでおります。

今後も国による降雨予測の精度の向上、高度化の取り組み動向を注視しながら、必要に応じ関係部局と連携し、政策提言を行ってまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 公共交通の再編に関しての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、公共交通に責任を持つ県として、また2分の1の出資金を保有する株主として、二重の意味での権限、責任をどう受けとめているのか、決意とあわせてお尋ねがございました。

あしたからとさでん交通としてスタートすることになりますが、これまで中央地域における公共交通の再構築に向けた取り組みについて検討が進められる中、関係各方面から、土佐電鉄や高知県交通の事業運営や経営面、さらには行政としてのかかわり方等について、数多くの御意見をいただきました。県としましては、そう

した御意見や御要望を正面から受けとめ、今後の会社の取り組みに対し、指導、助言をしっかりと行う必要があると考えております。

県は、これまでの交通政策を担う立場に加えて、とさでん交通の最大株主としての立場も有することとなります。そのため、中山間対策・運輸担当理事を非常勤取締役として経営に参画させることとしております。また、事業再生計画を検証するモニタリング会議の場においては、進捗状況等について確認を行うとともに、必要な意見を申し述べることとしております。

これまでの交通政策を担う立場としては、利用者目線に立った路線再編や利用促進・増収対策などの事業改善に向けて、交通事業者や関係市町村などともに、当事者の一人として、県民の皆様からの御意見や御要望を施策に反映することとしております。将来にわたり持続可能な公共交通の実現に向けて、会社の健全な経営基盤の確立を図ることで、県としてしっかりと、その責任と役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、コンプライアンスの確立を目指すシステムと取り組みへの決意についてお尋ねがございました。

とさでん交通では、コンプライアンスの確立、強化を経営方針の柱の一つに位置づけており、現在の土佐電鉄の体制や取り組みをベースとしながら、内部統制やリスクマネジメントの観点も含めて、コンプライアンス体制のさらなる充実強化に取り組んでいくとの方針が示されております。

申し上げるまでもなく、コンプライアンス体制の確立は、現代の企業経営において不可欠なものとなっておりますが、とりわけとさでん交通は、自治体が全額出資する形で公共交通事業を営む会社であり、会社の成り立ちや事業内容の面から見ても、より高い規範意識が求められ

る会社と言えます。そのため、県民の信頼と協力のもとに事業を展開していくためには、社員一人一人が、経営方針に掲げたコンプライアンスの確立・強化や接客・サービスの向上、安全・安心の徹底に向けて、たゆまぬ努力と強い決意を持ち続けていただくことが重要となってまいります。

県としましても、とさでん交通に対しましては、不断の取り組みによりコンプライアンス体制のさらなる充実を図ることを期待し、また求めてまいりたいと考えております。

次に、とさでん交通への職員の派遣についてと公共交通改善に対する協議機関とモニタリング会議の進行状況についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

持続可能な公共交通を実現していくためには、事業者の経営努力はもとより、行政を初め関係者がそれぞれの役割を果たすと同時に、多くの県民の皆様との協力が重要となってまいります。県としましては、会社の業務に直接従事する形となる職員の派遣は考えておりませんが、公共交通事業の改善策を協議する場に積極的にかわることで、県の役割を果たしていきたいと考えております。

その協議のメンバーとしましては、関係する自治体ととさでん交通に加え、学識経験者などを想定しており、事務局は会社内に設置することを予定しております。その役割は、路線再編に向けた検討のほか、路線バス、路面電車の利便性、収益性の向上を図る具体策の検討などを行うことを予定しており、県としましても、しっかりとかわっていくことで、交通政策上の課題等を協議の場に反映させていきたいと考えております。

また、事業再生の進捗状況をチェックするモニタリング会議が四半期に1度開催されますの

で、県としましても、内容を十分に確認し、必要な意見を述べていきたいと考えております。

公共交通事業の改善を目的とした協議会、モニタリング会議ともに、現時点では具体的なスケジュールは確定しておりませんが、早急に体制を整えるよう準備を進めているというふうにお聞きをしております。

次に、事業者の経営努力による収支改善や行政経費の抑制が新会社でどのように計画されているか、また今後の見込みはどうかのお尋ねがございました。

事業者の経営努力や増収対策による収支改善につきましては、再構築検討会で示されました利用促進・増収対策のロードマップをもとに、随時、改善、充実を図り、各種の増収施策を実施することとしております。

増収施策としては、わかりやすく使いやすい路線再編やダイヤの改正、さらには乗り継ぎ割引制度の充実など、利便性の向上を図り、増収につなげていくことが柱となっており、10月からは路線バスの系統番号化の導入のほか、まだ一部分ではありますが、地元から要望が寄せられていた路線の新設や、200円均一エリアの拡大、乗り継ぎ割引ポイントの増設など、サービスの拡大、充実を図ることが先日発表されたところです。

また、経費削減につきましては、統合効果として、組織構造の効率化、燃料など各種コストの見直し、子会社の費用構造の見直しなどを見込んでおりますが、これまでの取り組みの結果、おおむね計画どおり進めることができていると報告を受けており、今後も着実な取り組みを期待しているところです。

今後も事業再生計画のもとに、県民の皆様の御意見や外部環境の変化を分析しながら経営改善を行うことで、目標である3年目の単年黒字化、実質債務超過の解消が図れるものと認識を

しております。

次に、県民の潜在的なニーズを掌握し、反映することへの見解についてお尋ねがございました。

公共交通を取り巻く経営環境は、人口減少の進展などにより、今後さらに厳しさを増すことが想定をされております。経営の健全化のためには、現在利用されている方や観光客に対する利用促進策はもちろんのこと、現在利用されていない方々のニーズを酌み取り、それに応え、新たな利用の喚起につなげていくことが重要であると考えております。

県外のバス事業者では、収集・分析したデータに基づき、路線の見直し、停留所の新設、ダイヤの見直しなどによって潜在需要を掘り起こし、利用者の増、ひいては収支の改善につなげた事例もございます。

とさでん交通からは、データに基づく経営を経営戦略の柱として、他県の成功事例なども参考にしながら、県民の潜在的なニーズを把握し、それを具体的な施策に展開していくとの考えが示されておりますので、そうした取り組みに大いに期待をしておりますし、またサポートもしてまいりたいと考えております。

また、利用者目線に立った取り組みを進めていくためには、新たな体制のもとで公共交通事業の改善策を協議する場が設けられますので、そうした場では広く利用者の声や潜在的なニーズを酌み取ることができるよう、工夫もしていく必要があると考えております。

次に、県民のさまざまな意見、要望をどう受けとめ、どう評価し、今後反映していくのかのお尋ねがございました。

利用者目線に立ったサービスを徹底していくためには、まずは広く利用者や県民の意見に耳を傾けることから始めることが必要だと思います。いただいた意見に対して、効果や採算性、

実現可能性、優先度など、さまざまな角度から真剣に検討を加えるなどの姿勢を期待しております。

先ほど議員からお聞かせをいただいたアンケートに基づく御意見等につきましては、それぞれ実体験等に基づくものだと思いますので、公共交通の利便性向上策の検討の際には参考にさせていただきたいと考えております。

最後に、精神障害のある方への割引制度の創設についてお尋ねがございました。

精神障害のある方への運賃の割引制度については、現在、県内の乗り合いバス事業者14社のうち、7社が精神障害者保健福祉手帳による運賃割引サービスを実施しており、鉄道では、土佐くろしお鉄道が同様のサービスを提供しています。

平成24年度には、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款に、運賃割引の対象として、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が追加されたことを受け、県としても県内の交通事業者などに対して、精神障害のある方への割引サービスの創設を要請したところですが、割引サービスの実施は減収となることから、これまで土佐電鉄や高知県交通では厳しい経営状況を理由に実施されていなかったというふうに承知をしておりますが、県としましては、未実施の事業者に対しまして、改めて割引サービスの創設を要請してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 子供の貧困対策についての計画をどうつくるのか、また計画策定に当たり、本県の子供たちの実態調査を行い、独自の改善すべき指標を示すべきではないかとお尋ねがありました。

全ての子供たちが家庭の経済環境などに左右されず、夢と希望を持って育つことのできる社会をつくるための子供の貧困対策に関する計画

づくりは、本県の将来を支える人材の育成にもつながりますことから、早急に取り組むべき重要な課題だと考えています。

先月閣議決定されました国の大綱では、生活保護世帯の子供の進学率や就職率などの25項目の指標を設定し、その改善に向けて、教育、生活、保護者に対する就労、経済的支援の主に4つの分野で、政府が今後5年間に重点的に取り組むべき40の施策が示されたところです。

今後、県におきましては、大綱で定められた4つの分野を中心に、教育委員会を初めとする関係部局との連携も図りながら、子供の貧困対策を総合的に推進するための具体的な取り組みについての検討を進めていく必要があるものと考えております。その際には、現状で本県と全国を比べますと乖離の見られる改善すべき指標もございますので、関連する分野の有識者などからの御意見をいただくなど、本県の実情に沿った実効性のある計画となりますよう留意してまいります。あわせて、議員のお話にもありました本県の子供たちの実態調査に基づく独自の改善すべき指標の設定などにつきましても、計画づくりを進める中で、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供の貧困問題の解消は、国と地方が連携して、早急に社会全体で取り組まなければならない大きな課題だと認識をいたしております。

次に、県下で取り組みが進んでおります学習支援事業への国の財政支援措置に関するお尋ねがありました。

県では、これまでも生活保護受給世帯の子供たちをその主たる対象とする学習支援事業に取り組んでまいりましたが、1町2名の実施にとどまっておりました。

今年度からは、こうした子供たちを含め、生活困窮世帯の子供たちがその対象となる生活困

窮者自立促進支援モデル事業による取り組みへと変更したこともあり、現在、3町1村の教育委員会との調整が整い、支援の対象となる子供たちが69名へと拡大をしております。

来年度からの生活困窮者自立支援法施行後の学習支援事業につきましては、生活困窮者を支援するための取り組みの一つとして、国の補助率が2分の1とはなりますものの、一方でセーフティネット支援対策等事業費補助金につきましては、ここ2年間、国の財源不足による別財源での手当てを余儀なくされるなど、不安定な予算措置のもとでの事業実施となっていたという経緯もございます。

今後は、法律に基づく補助事業として位置づけられ、安定した財源の確保が図られますことから、その面では各自治体におきまして、学習支援事業のさらなる拡大に向け、安心して取り組むことが可能になるものと考えております。

いずれにいたしましても、県といたしましては、低所得の家庭の子供たちが十分な教育を受けられず、結果として貧困が世代を超えて連鎖するという事に陥らないよう、少しでも多くの子供たちの教育の機会均等を図ることにつながりますこうした取り組みの拡大に向けまして、町村の教育委員会などとの連携を図ってまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 文部科学省の概算要求で示された貧困対策に係る教員の増員についてお尋ねがございました。

文部科学省は、平成27年度の概算要求において、今後10年の新たな教職員定数改善計画の案を発表しました。その中には、お話にありましたように、家庭環境や地域間格差による教育格差の解消に向けて、10年間で2,000人の教員を配置するという内容が含まれていますが、この計画は、今後財務省との予算折衝などを経て決ま

るものであり、まだ確定したものではありません。また、具体的な配置基準についても示されておらず、現時点で該当する学校や加配教員数を想定することは困難でございます。

一方で、本県は、全国と比較しても就学援助率が高く、経済的にも厳しさを伴い、教育環境が整わない家庭も数多くあり、こうしたことが児童生徒の学びに影響してきている状況もございます。こうした課題に対応し、全ての児童生徒に学習習慣を定着させ、基礎学力をしっかりと身につけさせるため、本県では、これまで独自に中学校の学力向上に向けた教員の加配措置や学習支援員の配置に努めるとともに、国に先駆けて少人数学級編制を実施してきました。また、国に対しても、こうした教育課題の解決を図るための教職員定数の充実と拡大を提言、要望してきたところでございます。

今後も予算の編成に向けた国の動向を注視してまいりたいと考えておりますし、さまざまな機会を捉えて、国に対し本県の実情を説明しながら、教職員配置の充実を図ってまいりたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 地域で検討の声が上がっております野中兼山生誕400年の取り組みに対する県の支援についてお尋ねがございました。

歴史上の人物に関係の深い市町村や地域の皆様が、それぞれの思いで節目に合わせ、その功績をたたえ、広く知っていただくさまざまな取り組みを行うことは、地域の魅力の発見や発信、地域の活性化にもつながりますことから、大変素晴らしいことであり、県といたしましても歓迎するところでございます。

県では、このような県民の皆様が行うさまざまな文化芸術活動に対し、名義後援や広報への協力といった支援を行ってきておりますので、

お話の取り組みに対しましてもこうした支援が可能であると考えております。また、本年度から、県民の皆様が主体となつて行う地域の魅力を引き出し、地域の活性化につながるような文化芸術活動に対して、公募形式で財政的支援を行う高知県芸術祭、KOCHI ART PROJECTSを新たに実施しております。

このような情報を提供することで、地域の皆様が行う多彩な取り組みについて支援をしてまいりたいと考えております。

○36番（中根佐知君） どうもそれぞれに御丁寧
にありがとうございました。

それでは、第2問をさせていただきます。

一つは、子供の貧困の問題です。

先ほど、計画づくりに取り組んでくださるというお話がありました。知事も知事会の中でなど大変頑張っていらっしゃることは承知の上ですけれども、子供の貧困の問題っていうのは本当に日本社会のひずみそのものでして、そうした点では多方面で多岐で、そして思い切った応援が必要だというふうに考えています。ですから、再三ですけれども、子供の医療費の問題や、また国保の問題なども出させていただきました。

思い切った対応をしなければ、この少子化問題や子供の貧困の問題も、つい最近から言われている話ではありませんので、そのあたりでは国もさることながら、高知県の実態、計画をしっかり作りながら、思い切った対応、独自の改善点を行っていくという地域福祉部長のお話は大変心強く思いました。

同時に、その心強い思いをスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思いますが、そのスピード感のあたりを一言ちょっとお願いしたいと思えます。地域福祉部長にお願いします。

それから、災害について伺います。

今回いろいろ挙げさせていただきましたけれ

ども、土木部長にお願いいたします。バックビルディング型降水現象、私たちも本当に雨が降るたびにどきどきするという状況になっています。この間、高知に降った雨の中にもこの型があるように思います。そういう意味では、先ほど来のポンプの問題もそうですけれども、これまでの排水量では十分ではない状況がたくさんあるように思います。

そういった点では、今大丈夫だからではなくて、想定外を想定するという意識でこれから取り組んでいただきたいのですが、決意を伺います。

それから、精神障害者の割引の問題をさっきお答えいただきました。

これ、何度か議会でも取り上げさせていただいています。県が出資をする県民の交通機関になったということであれば、これは実施をする方向で検討しますというふうにお答えになったのかどうか、そのあたりもう一度、副知事にお願いいたします。

最後ですが、男女共同参画の慣習の問題です。

先ほどお答えいただきまして、改善を検討しますというお答えでした。

実はこの慣習の問題、意識の変化の問題、本当に難しい問題ですよ。県庁前に今、高知市の観光協会が大きな看板を立てていまして、そこに一方では「活きのよさ 笑顔も味も 土佐ごころ」という観光のキャッチフレーズと、もう一方に「ありがとう 内助の妻と 土佐めぐり」というふうな標語を掲げてあります。私、最初にそれを見たときに、余り気持ちがよくありませんでした。何と男性目線で土佐の観光を語るんだらうかと。

ちょっとしたことなんですけれども、そうしたことがやっぱり意識をつくり、社会をつくっていくという点で、知事に最後に、しつこくして申しわけないですけど、研修をどうやって職

場の中や地域の中で生かしていくかというのがとても大事だと思うので、その点をちょっと所見をお聞かせください。

○地域福祉部長（井奥和男君） 議員の御質問にお答えいたします。

子供の貧困問題につきましては、特に生活保護世帯の進学率とか、ひとり親世帯の支援とか、非常に大きな課題を抱えた、全国的な数字と比べましても本県特有に非常に数字的にも厳しいような状況もございます。そういうことも反映しまして、関係部局、特に教育委員会の教育支援策とか重要なものが幾つか考えられておりますけれども、そういうところと連携を強化して、課題意識、そして議員おっしゃったスピード感を持って取り組みをやってまいりたいというふうに考えております。

○土木部長（奥谷正君） 降雨につきましては、想定外を想定した対策が必要じゃないかといったお尋ねでございますけれども、もちろんこういった想定外を想定するということは、災害を考える上で非常に重要な観点でございます。

しかしながら、これをハード整備で全て行うということにつきましては、相当なお金、それから長い期間かかるということから、私ども、ポンプだけではなくて、河川の整備あるいはダムについても確率降雨というのも一定定めまして、それもしか段階的に、それに達するように、長い時間かけながら少しずつでも改善していくと、こういった対応をとっております。その間につきましては、やはりハードだけではなくて、ソフトな対策と申しましょうか、災害についての住民の方そもそもの危険の認識、災害に対する認識、こういったものもあわせて、決して人任せにしないというふうなことで、住んでおられる方がまず認識をしていただいて、例えば避難の行動、こういったものを迅速にさせていただくとか、こういった活動のほうもあわ

せまして、ハード、ソフト両面達成していくことによって、こういった防災・減災のほうを進めていくというふうな考え方に立ってございます。

以上でございます。

○副知事（岩城孝章君） 精神障害者の方々に對する割引ですが、これは最終的には、割引をするかしないかということは、会社が判断することでございます。県としましては、先ほどお答えしましたように、未実施の会社に対しては、しっかり割引をとることを要請はしてまいりましたが、あしたからとさでん交通という新しい会社も発足いたします。これを機会に、とさでん交通を初め、未実施の会社に対してしっかりと要請をしていきたいというふうに考えております。

○知事（尾崎正直君） 例えば、消防団員の配偶者の方に対する内助の功感謝状であります、最初はこれは善意で始まったことでありまして、配偶者の方に対する感謝の意も公に示すべきであろうということでもやり始めたものであろうかと思っております。まことに気持ちは善意として始めたものであります、ただ時代の流れに応じて、やはりそういう中でこれを見て不快に思われる方も出てくるということ、そういうことには思いをいたさなければならないのだろうと、そのように思います。

こういう形で、多くのことが時々の時代の状況に応じて、善意であったものが残念ながら今の時代にはそぐわないというようなことも出てくる。これはやはり時代の流れに応じた見直しというものを不断に続けていくということが大事だろうと、そのように思うわけでございまして、やはりこういうことは不断にそういうことに気をつけるという感覚を持っているということがもう基本の基本だというふうに考えているところでありまして、県行政なんか最たるも

のとしてこういうことに気をつけていかないといけないのだろうと、そのように思います。

我々として、まず県職員に対してしっかりこういうことについての意識啓発しますとともに、より一般の啓発についてどうあるべきか、新しい参画プランを考えていく中で、より強化した啓発方法などについてちょっと考えてみたいと、そのように考える次第です。

○36番（中根佐知君） どうも御丁寧にありがとうございました。

先ほどの内助の功を辞書で引きますと、もう今はせつかくの言葉だけれども、男女共同参画も進んできて、余り使われなくなっているという注釈までついております。難しい問題ですけど、男性も女性も頑張れる時代を目指して、ぜひ計画のほうもよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時32分休憩



午後 3 時50分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

29番黒岩正好君。

（29番黒岩正好君登壇）

○29番（黒岩正好君） 私は、公明党を代表して、知事並びに関係部長に質問をいたします。

さらなる飛躍への挑戦を続ける第2期高知県産業振興計画ver. 3がこの7月に改定をされました。これらの産業振興計画を着実に進め、県勢浮揚を図っていくためには、何といたっても景気回復や国の経済対策の後押しが欠かせません。

内閣府が発表した4月から6月期の国内総生

産の改定値は、年率換算で7.1%減との報道がされております。これは消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動との見方もありますが、本県の今の経済動向をどう認識しているのか、知事に伺いたいと思います。

先日開催をされました第1回産業振興計画フォローアップ委員会で議論をされました本年度上半期の進捗状況についてどのような認識を持たれているのか、知事に伺います。

また、地域アクションプランに関連する第1次産品の加工品の開発、販売の状況や実績はどうか、それは地域のビジネスとして育っているのか、評価と課題について産業振興推進部長に伺います。

高知といえばカツオ。県外から来る観光客の多くは、高知でカツオを食べたい、高知のカツオはおいしいと評価をしてくれております。しかし、ことしは打って変わって日本沿岸でのカツオの不漁が話題となりました。原因は明らかではありませんが、南方海域でのまき網船のとり過ぎではないかとも言われております。

先日、カツオ一本釣り漁業の現状について伺うと、本県のカツオ船は全盛期の4分の1に減っています。原因として燃油価格が13年前から比べると約2.5倍に上がっていることが考えられ、カツオ船の燃料費は経費の半分程度を占めており、船主の経営を圧迫しています。一方、魚価は38年前からほとんど変わらない状況となっております。

また、石油の高騰、魚価の低迷、カツオ資源の減少が言われている中であって、本県の水産業の主要魚種であるカツオを取り巻く現状をどう認識し、改善を図るのか、知事に伺います。

ことしは国連が定めた国際家族農業年となっております。これは家族農業や小規模農業が持続可能な食料生産の基盤として、世界の食料安全保障などに大きな役割を果たしていることを広

く世界に周知するためのものです。

本県は、家族農業が主体であり、専業農家だけでなく、他の収入を得ながら家族農業による兼業農家が多い実態となっています。本県を初め地方では、こうした家族農業が中心となって、農産物の生産とともに、水路、農道、里山等、地域農業の生産基盤、農村社会を維持しています。これは病院、学校、商店など、社会インフラもそれによって維持されていることとなります。本県に見られるような小規模な家族農業を支えている総合事業を営むJAの役割は大きく、本県の農業振興政策を進めていく上でのパートナーともなっています。

今、政府が進める規制改革では、JAの改革議論が進められておりますが、政府が進める地方創生の流れの中で、本県におけるJAの役割、位置づけについて知事の見解を伺います。

本県の将来の人口推計は、2020年が69万3,000人、2025年が65万5,000人、2030年が61万6,000人、2035年は57万6,000人とされています。そのうち、生産年齢人口もほぼ5割強とされています。国も本格的に少子化対策に取り組んでおり、知事も内閣府の子ども・子育て会議の委員をされております。

本県も少子化対策の抜本対策や移住対策を進めてきておりますが、本格的な人口減少社会を迎えるに当たり、10年後、20年後の高知県のありべき姿をどのように描き、どのように政策を展開していくのか、知事に伺います。

政府は来年度から医療費の抑制のために都道府県別に目標値を設定し、医療費の抑制を目指すとの報道がされています。人口の高齢化、医療の高度化等が医療費を増大させる要因とも言われています。

本県は、1人当たりの医療費、入院費が全国第1位となっていますが、改めて本県の医療費の多さの現状をどのように分析をしているのか、

また今後、医療費の抑制のためにこれらの政策が導入された場合の本県への影響についてどのようなことが想定をされるのか、あわせて知事にお伺いをいたします。

8月に発生をした台風第12号と第11号の影響により、県下各地で記録的な大雨による河川の氾濫、床上浸水、土砂崩れ、通行どめ、交通機関の運休など、さまざまな被害を受けました。

公明党県本部は、県下の被害調査を行い、関係者からの要望等をお聞きしてまいりました。

安芸市穴内の漁港海岸では、防波堤の2カ所が162メートル以上にわたって決壊し、沖の離岸堤も破損するなど、国の財政支援の要望がありました。

北川村では、山肌の崩落で発生した道路の決壊により、国道493号が通行どめになり、今後の復旧作業が長期化するため、代替の道路の要望を受けました。

大豊町では、地すべりの危険地域を対岸から視察し、その後避難しておられた大平地区の皆さんをお訪ねしました。避難している皆さんからは、一分一秒でも早く安心した生活に戻りたいとの強く熱い要望を受けました。

大規模な土砂崩れが発生した高知市鏡的湊では、24時間の監視体制が継続されるなど、12世帯34名がいまだに避難を余儀なくされております。一日も早い避難解除が望まれています。

同じく、高知市宇津野地区の名切川では、土石流の影響で河川の側壁の崩れや一帯の田畑が大量の土砂に埋もれるなど、砂防堰堤の要望を受けました。

日高村では、トマト選果場の選別機が浸水したため、11月下旬以降の出荷に対応できないのに加え、安定したシュガートマトのブランドを守るためにも、国、県の支援をとの要望を受けました。また、選果場の周辺ハウスのトマトをつくっておられる農家の方は、トマトの苗を

植える準備ができ、これから植えようとする段階でハウスが浸水し、汚泥が多く入り、また一からやり直さなければならぬし、病気が心配だと苦悩の思いを語っておられました。さらに、床上浸水のお宅を訪問すると、日下川放水路ができたので安心していただいていたのにとの思いを吐露しておられました。

四万十町では、雨量が940ミリを超え、水位の上昇した四万十川から流れ込んだ水で、町中心部の278世帯が床上・床下浸水に見舞われ、ビニールハウスなどの農業被害も施設と合わせて約4億9,300万円にも上り、10年前と同じ被害に遭い、排水ポンプをふやしてほしいとの要望も受けました。また、ショウガ畑で川からの流入物を必死に除去しておられた農家の方は、「ショウガを6町歩つくっているが、5町歩が水につかってしまった。何とか10月までもってくれたらいいが、病気が心配。昨年もひでり状態が続いたため、2年連続天候に左右され、困っている」と語っておられました。その後、お聞きすると、病気が蔓延し、ショウガが全滅したとのことでもあります。

四万十市西土佐の長生沈下橋は、橋桁の流出とずれによる被害、愛媛県との県境にある西土佐大宮地区の県管理の目黒川の深田堰が決壊し、農業用水路が機能しない状態になり、地元住民からは一日も早く復旧し、使えるようにしてほしいとの要望がありました。

また、四万十市伊才原の国道439号では、地すべりにより道路に大きな亀裂と段差が生じ、通行どめ。富山地区397世帯789名が孤立状態となっており、山道を長時間かけて来られた地区の代表十数人の方々からは、とにかく通勤、通学、買い物等が大変不便になり、生活に支障を来していると切実な要望を受けました。その後、幡多土木事務所や四万十市の取り組みにより、仮橋による人の往来ができるまでになっていま

す。一日も早い車での通行ができる復旧を願うものであります。

四万十市安並では、県管理の八宗田川が氾濫し、地域一帯が浸水、いざというときの避難施設となっている老人ホームが孤立状態、国管理の八宗田排水機場の能力以上の雨量により、地域住民からは河川のしゅんせつとポンプ機能の充実の要望を受けました。

須崎市では、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤の要望を受けました。

今回、県下地域を回る中で、近年の気象の変化による極端な集中豪雨など、予測しなかった対応を余儀なくされることへの不安を多くの県民の方が感じておられました。また、農家の皆さんの年齢によっては、生産への意欲の減退や廃業への足がかりになるのではと危惧もしており、ソフト面への対応も重要と感じております。

8月26日には、知事は、復旧に向けた対応と今後のさらなる対策について記者会見で表明され、素早い対応を示してくれました。

そこで、知事は被害現場の視察もされておられますが、今回の台風被害における教訓をどう今後に活かしていくのか、お伺いをしたいと思います。

今回の記録的大雨により、行政区全域に避難勧告を出して警戒を呼びかけた市町村もありましたが、避難する時間帯や地域によっては危険を伴う場合も考えられます。一方で、広島市の対応の遅さが指摘されるなど、避難勧告の発令のあり方が課題となりました。

今後、避難勧告等のあり方について、今回の教訓をどのように活かしていくのか、危機管理部長に伺います。

国土交通省は、台風が近づく段階から、あらかじめ時間軸に沿って必要な対策を定めておくタイムラインと呼ばれる行動計画の普及を進める考えを強調しています。

また、避難勧告のあり方について、和歌山県では、従来、市町村長が必要があるときという抽象的な基準で、防災担当者が発令のタイミングを決めており、県はこれを改め、累積雨量が400ミリを超え、30ミリ以上の雨量が予測されるなどと数値で基準を具体化するなど、防災担当者の経験だけに頼らない客観的な発令基準を市町村に促し、担当者が人事異動でいつかわっても対応できる仕組みへと改善をしています。

そこで、国や和歌山県の事例についてどのような見解を持たれるのか、危機管理部長に伺います。

また、先日の高知新聞には、馬路村議会の執行部答弁で、「8月の台風11号では県道の土砂崩れで村が一時孤立し、村民の問い合わせが多くあった。県安芸土木事務所などから入る情報が十分でなく、場合によっては二転三転し、村民への情報伝達が不十分な点もあり、迷惑を掛けた。今後は早く正確な情報を伝えてもらえるよう、県土木部に強く要請した」との記事が掲載をされていました。

今後、情報提供などの対応について市町村とどのような連携を図っていくのか、土木部長に伺います。

また、市町村管理の小規模河川の維持管理についても要望を受けました。8月の豪雨により、市町村管理の河川、水路に土砂が堆積し、水路断面を阻害したため、田畑に越流し、道路が冠水しています。公共災害復旧では、採択要件を満たす河川はなかなかなく、市町村単独予算で取り除いているのが現状です。また、通常での河川や水路についても、現在県単独事業等もなく、いずれも単独予算で行っており、苦慮している状況です。

そこで、これらの要望に対して、県として何らかの対応策を考える思いはないのか、土木部長に伺います。

今議会には災害関連事業費として約130億円の補正予算が計上され、速やかな復旧への対策がとられておりますが、災害復旧への対策を進める上で現時点での課題は何か、土木部長、農業振興部長に伺います。

ことし6月、国土強靱化基本計画が策定され、巨大地震などの大規模な災害が発生した場合、壊滅的な被害を免れるため、防災・減災の取り組みが本格的にスタートしました。

本県においては、インフラ長寿命化計画の策定を進めておりますが、現状と課題についてどのように考えているのか、土木部長の所見を伺います。

また、国からは、道路を管理する全ての地方自治体に対し、橋梁やトンネルの定期点検の義務づけがされました。しかし、県下の市町村は、財源や技術者不足などの課題も指摘されています。県としてどのような対応を図る考えか、土木部長に伺います。

東日本大震災の際、仙台市内の幹線道路で地震の揺れと繰り返し続く余震の影響で、約100メートルにわたり大規模な路面の陥没が発生し、道路の大渋滞や沿道の市立病院への出入りができなくなり、救急体制に大きな支障が起きたと伺いました。また、緊急輸送路や避難ルート、重要港湾岸壁などで陥没が多発し、被災地での救援・復旧活動が妨げられる状況となっております。

ことし4月、マイクロ波を活用した新技術スケルカによる路面下の空洞のサンプル調査が高知市内の県道と市道で行われました。世界初の高速・高解像度マイクロ波探査車で、時速60キロで走行する車から、路面にマイクロ波を照射して、地中を透かすように計測する技術で、人間の体内の異常を発見するCTスキャンのように、道路下の空洞や橋などの劣化箇所を発見するものであります。開発業者に協力をいただき、

4月のサンプル調査では、県道1.7キロ、市道1.1キロを走行し、県道で2カ所、市道で1カ所の空洞が確認をされ、その後の開削調査で実際に空洞が確認をされています。

社会基盤の老朽化が進む中で、表面的には損傷のない箇所においても老朽化の危険は高まっており、一たび道路や港湾施設に陥没事故が発生すれば、人命にかかわる事態となり、救急活動や経済活動に大きな影響が考えられます。

そこで、県管理の道路や港湾の岸壁における路面下の空洞調査と対策をどのように考えて取り組んでいくのか、土木部長に伺います。

また、8月の集中豪雨により、高知市の県道北部環状線において、イオンモール高知の北側付近など数カ所で道路冠水が発生し、中久万や一ツ橋、秦南町でも浸水し、複数箇所で行き止まりになっています。この道路は、広域消防の拠点となる高知市北消防署や災害拠点病院に指定されている日赤病院の予定地と隣接している道路であります。このことを考えると、南海トラフ地震の地盤沈下等により浸水するエリアでは、いかに速やかに排水等を行い、消防署や病院などの拠点施設の業務機能の確保を行うかが重要となります。

その排水等の対策として、高知市とも連携をしながら、県都の長期浸水対策を進めていると聞いておりますが、その進捗はどうか、土木部長に伺います。

また、県下に点在する防災拠点を連絡するための道路の確保に向け、現在策定を進めている道路啓開計画では、発災時に優先すべき道路の通行確保に向けた取り組みをどのように考えているのか、土木部長に伺います。

公明党地域包括ケアシステム推進本部は、7月、田村前厚生労働大臣に対し、高齢者に医療・介護・生活支援サービスなどを一体で提供する地域包括ケアシステムの全国的な構築に向けた

政策提言を行いました。

提言では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に備え、現在安定的な社会保障財源の確保を目指して社会保障と税の一体改革が進められていることに言及し、消費増税による財源を活用して社会保障施策の充実を進める一方で、持続可能な制度とするためには、給付の重点化、効率化も避けて通れない課題と指摘をしています。

その上で、超高齢社会に対応する地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者自身が必要な支援、サービスを選択し、利用しながら要介護状態にならないための予防や能力の維持向上に取り組むことが特に重要と強調をしています。地域の医療・介護の体制整備とともに、自助や互助を含めた同システムの構築に向けて、国民運動を展開することが必要と指摘もしています。

今年度は、市町村の第6期介護保険事業計画の策定の年でもあり、地域に密着した医療・介護等の一体的、安定的なサービスを提供していく必要が求められています。しかし、求められるサービスの形態は、市町村によって千差万別となっています。ゆえに、県の役割がますます重要となってまいります。

それぞれの地域の実態を踏まえ、県として、地域包括ケアシステムの構築に向けどのように取り組んでいかれるのか、またその際の課題等についてどのように認識をされているのか、知事の所見を伺います。

これらの事業を推進するためには、何といたっても人材の確保が求められます。しかし、介護現場で働く職員の離職に歯どめがかからないと言われていています。公益財団法人介護労働安定センターが8月に公表した2013年度の調査では、介護職員の離職率は16.6%、全産業平均14%台よりも依然高い状況にあります。政府の試算によると、介護職員は、団塊の世代が75歳以上となる2025年度に、今より100万人多い約250万人

が必要と見込まれています。新たな担い手を確保するとともに、介護職員の職場定着への取り組みを強化しなければなりません。

高い離職率の要因は賃金の低さなどが言われており、介護職員の一層の処遇改善が望まれています。今後、超高齢社会へ対応するための人材の確保をどのように進めていかれるのか、地域福祉部長に伺います。

また、介護職のイメージは、夜勤があり、きつい仕事など、マイナスイメージが上位に挙げられています。

安定的な人材を確保するためには、学校教育の現場で介護職の重要性やとうとさを学ぶ場を設けるなど、多くの人が興味を深める取り組みが求められますが、教育長の所見を伺います。

またあわせて、社会保障はなぜ必要か、公的年金はどんな仕組みか、年金、医療・介護など社会保障について、次世代の主役となる子供たちが当事者意識を持ち、的確な知識を得るために、社会保障教育の重要性が指摘をされています。厚生労働省は、社会保障の教育推進に関する検討会で議論され、報告書として公表をされています。

社会保障について報告書は、「正しい理解に基づく情報と、そうではない情報が世の中に混在して流れており、ともすれば後者の情報の方が広く常識として信じられている」と指摘し、的確な教材によって正しい事実や大切なことを教師や生徒に伝える必要性を強調しています。現在、高等学校で社会保障に関連する内容は、公民科と家庭科で学習されており、授業時間は3年間で2こまから3こまと少なく、現場では、制度の説明に偏り、考えさせる授業の展開が難しい、ほとんどの生徒が社会保障に対して関心、興味がない、教師もよく知らない場合が多いとも言われています。今後、こうした現状を打開していくために、中央教育審議会等で議論が深

められると思います。

全国に先行する超高齢社会を迎える本県にとって、若い人材の育成が欠かせません。本県における学校現場での状況や意識向上を図る取り組みの必要性について教育長に伺います。

本県では、平成9年度より室戸高校を皮切りに総合学科が設置され、県下各高校で学科再編の取り組みが行われてきました。

文部科学省のホームページには、山口県立防府西高校の校長先生の、総合学科の課題についてのインタビューが掲載をされています。その内容は、「科目選択に当たり、2年次から使用する教科書の選定・採択及び需要数報告の時期が問題になる。報告の時期から考えると、1年次の10月には次年度の選択科目を決定しなければならない。生徒は入学後にいろいろな体験等を通して進路選択ができると期待しているが、実は1年次の秋には進路の方向性を決定しなければならず、時間的な制約が発生している。更に、講座開設の可否やそれに伴う教員配置の問題等により、途中で科目の選択希望が変わってもなかなか対応ができない。総合学科の良さが、総合学科以外のところのルールで縛られてしまっている。(中略)「高等学校で学ぶ中で将来のことを考える」ということを期待して総合学科に入学しているにもかかわらず、実際は「時間的余裕が少ない」という、期待と現実が裏腹になっている部分がある問題が大きくしているように思われる」と語っています。

そこで本県の状況を調査すると、本県の場合はさらに早い7月にはコース決定をしなければなりません。入学してわずか3カ月での2年次からのコース決定に対して、保護者からは決定時期の変更の要望も出されています。また、生徒からも、系列決定の時期が早過ぎるとの主張も多く、入学当初から明確に希望系列を決めている生徒はいいとしても、決めていない生徒に

としては考える時間が少ないのではないかと危惧をするものであります。

さらに、インタビューには、「産業社会と人間」は、教員全員で取り組まなくてはならない。また、自分の専門以外の部分が中心になるので、教員が負担に感じるのは事実である」と語っております。

現場の先生から現状をお聞きすると、「定期試験の実施回数が少なく、生徒個人の学力等の十分なデータがそろわないまま系列選択の指導をしなければならない」、「生徒が安易に科目選択をするのを避けるため、自由選択科目を少なくし、系列の特色をより明確に打ち出したカリキュラムになっている。そうなると、総合学科本来の自由な科目選択が極端に制約されることになる」、「来年度の教科書の需要数を7月に出さなければならないのは承知しているが、9月ごろにでも変更する機会があればいい」との意見を伺いました。

本来の総合学科の特色のよさが失われているとの意見が多く聞かれました。要は、子供たちが将来に向け、目標や希望を持って勉学に励めるような環境をいかにつくっていきけるかにかかっています。現状をどう認識し、これらの意見に対してどのような改善策が図れるのか、教育委員長に伺います。

直径5メートルの大水槽、約2,000匹のミズクラゲが優雅に漂うさまは、まるで海中に降り注ぐ雪のようで、クラゲが織りなす幻想的な光景に来館者も自然と足をとめ、至福のため息や感動する姿に驚きを禁じ得ませんでした。これは、先日訪問した世界最大級のクラゲ展示で知られる山形県、鶴岡市立加茂水族館での情景でした。

ことし6月にリニューアルオープンし、入館者数は約4カ月で46万人を超えています。私が訪問したウイークデーでも、地元を初め東北各県や関東などのナンバーの乗用車が100台余り駐

車しており、決して交通の便のよい場所でもないにもかかわらず、人気の高さに驚嘆をしました。

同水族館で飼育されているクラゲは51種類、その数は世界一で、ギネスブックにも登録されています。48年間館長を務めている村上館長は、「かつて民間経営の時代には入館者数が年間9万人まで落ち込み、経営難に直面した時期もあり、どこにでもあるような展示ではお客を呼べない。クラゲというほかの水族館との差別化を図ったことが大当たりし、入館者数が急増している」と語っていました。

水族館をリニューアルするため最大の課題となったのが財源の確保で、財源に余裕のない鶴岡市は、PRも兼ねて住民参加型の公募債、クラゲドリーム債の発行に踏み切り、1回目の3億円分はわずか20分で完売し、2回目も6億円の募集に対して35億円もの応募があったようであります。現在、鶴岡市からの補助金は一切なく、自立した経営を進めています。

前ベルリン動物園長、動物園水族館コンサルティング代表のユルゲン・ラング氏は、加茂水族館を訪れた際、「国際的な観点から見て、加茂水族館は、この新館の建設を通して、世界水準のすばらしい水族館としての第一歩を踏み出したのだ。近い将来、世界中の水族館関係者たちが渡り鳥のように海を渡ってここ加茂水族館を訪問すると私は確信している。彼らはこのすばらしい新水族館で比類なき世界最高のクラゲコレクションに舌を巻くことになるだろう」との手記を残しています。

さて、前置きはこれぐらいにし、足摺海洋館のあり方検討委員会でさまざまと議論され、足摺海洋館の建てかえを求める意見を集約したとの報道もされています。そして、今議会には、その基本計画策定の関連予算が計上されていません。展示内容によっては、幡多地域の観光の集

客拠点にもなり得るとの期待をしています。それはいかに感動させる展示内容とするかにかかっています。

そこで、これまでの検討の経過や海洋館の果たす役割をどのようにイメージしているのか、観光振興部長に伺います。

足摺、竜串など全国に誇れるすばらしいロケーションを背景とした場所にリニューアルの水族館をつくることは、幡多広域の観光の大きな柱や社会教育施設にとどまらず、県民の水族館との共通意識の向上を図る上からも、加茂水族館のような県民参加型の公募債の検討をしてはどうかと提案をしますが、観光振興部長の所見を伺います。

一方で、同じ幡多地域で、生物多様性と地球環境の保全をコンセプトに取り組んできたトンボ自然公園の記事が地元紙に掲載されました。見出しは「苦境続くトンボ公園」、「保護区整備を始めて30年、展示施設の開館から25年になる。だが、入館者数は開業当初の5分の1近くまで減り、経営難が慢性化」との記事でありました。

トンボ自然公園が果たしている役割は、日本一のトンボ生息地として評価されているだけではなく、昨今、子供たちの生き物離れも指摘される中で、子供たちへの自然体験の提供などが十分できる機能が備わっています。運営主体は四万十市ですが、観光施設とのスタンスが強く、運営を委託されたトンボと自然を考える会は、環境保全や体験型教育等と意識の違いも見受けられます。世界に誇れるすばらしい施設や環境を十分生かし切れていない状況を何とかならないのかと思う一人であります。

そこで、生物多様性こうち戦略を政策に掲げる本県として、何らかの対応策を講じる考えはないか、林業振興・環境部長に伺います。

また、幡多地域の子供たちの利用状況については、一定の利用があるものの、十分な利活用

がされているとは言えない実態となっています。

さらに、年間約2万5,000人が幡多青少年の家を利用して研修を行っています。足を延ばして世界に誇れるトンボ自然公園の自然体験学習の機会も必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

明日より、とさでん交通株式会社として新会社がスタートします。6月議会を中心に、県を初め関係市町村で10億円の出資を議決し、この3カ月、設立準備委員会でさまざまな懸案事項が協議され、新会社の方針として、3年間で黒字化するとの目標を掲げております。社長のリーダーシップと従業員との団結のもと、県民の足を守る公共交通の使命と自覚を一段と高め、県民に信頼される会社になることを県民は期待していると思います。

そこで、7月に訪問した民間の北海道の十勝バスについて紹介したいと思います。

十勝バスは、40年ぶりに黒字化したことで全国的に有名になり、全国の各種団体や自治体からの視察が相次いでいます。しかし、黒字化も一朝一夕にできたものではありません。十勝管内のバス利用者は、昭和44年当時をピークに5分の1以下までに減少し、人件費の削減、資産売却、車両更新の引き延ばし等の削減を進める中で、さまざまな取り組みを進めてきております。その後、会社が好転するきっかけとなったのは、原油高での危機感から営業を強化し、その手始めとして、ある1カ所の停留所の200メートル範囲のお宅に、チラシを持って社長みずから一軒一軒戸別訪問し、バスを利用していない方の理由を聞くこと、利用している方には利用する上での問題点を聞くことから始めています。バスに乗らない方の中には、どのように乗ったらいいかわからない、どこまで行くのか、目的地に行けるのか等、顧客の現実とサービス提供者の現実に大きな乖離があるなど、ふだん想像

もつかないことに遭遇しています。

そこで、それらの声を大切に、不安解消や目的提案活動等の営業戦略を進めています。また、行政と連携した取り組みとして、小学校や高齢者学級での出前講座で乗り方の勉強など、バスへの親しみを深める取り組みも行っています。

その結果、2年後には40年ぶりに利用客が増加をしています。倒産寸前だった十勝バスは、社長がお客さんのためにという中心者の一念、社員との結束と意欲、バス停近くで営業をかけるという奇抜なアイデアにより、驚くべきことに地方でのバス利用者の減少が続く中であって、平成20年度294万人が24年度には337万人と増加をしています。十勝バスの事例から学ぶことはたくさんあると思います。

明日からスタートするときでん交通株式会社に対して、知事は提案説明の中で最大出資者として責任、役割をしっかりと果たすと表明をされましたが、それらの思いについて具体的に知事に伺いたいと思います。

一般的にノロウイルスは食中毒、レジオネラ菌は入浴感染というイメージが定着しています。しかし、国立感染症センターの報告書を見ると、近年の傾向として、感染経路不明の割合が多くを占めています。それを裏づけるように、本年4月、東京ディズニーシー内のホテルで、4つの披露宴の客106名が下痢や嘔吐の症状を訴え、千葉県が検査をしたところ、52名からノロウイルスが検出され、同じ症状を訴えたホテルの従業員25名のうち9名からもノロウイルスを検出しています。しかし、市川保健所によると、ホテル等では調理提供したものは一定期間保存するようになっており、その保存品からはノロウイルスが検出されず、食材や調理を担当している人からもノロウイルスが検出されなかったことを根拠に、営業停止処分がされていません。このように、感染経路のわからない状況が近年

ふえてきております。

厚生労働省は、昨年3月に高齢者介護施設における感染対策マニュアルを都道府県に通達しています。その内容は、「場合によっては、井戸水、入浴中に排便してしまったときの浴槽水によっても感染が起こることがあります」と水系感染があることを明言しています。県は、厚生労働省からの通達内容を県下市町村の高齢者介護施設や施設長に対して通知をしています。

そこで、新たなマニュアルに対して県としてどのような対応を図っているのか、地域福祉部長に伺います。

また、感染経路のわからない状況がふえてきていることに対する認識や本県の実態について健康政策部長に伺います。

広島県福山市保健所でのノロウイルス対応マニュアルでは、昨年の国の通達より、10年ほど前から浴槽水を介した2次感染の防止を掲げ、「ノロウイルスに汚染された浴槽水が感染経路となることがあります」と表明しています。

また、浴槽水の塩素消毒について、「日常的に、浴槽水は塩素系薬剤で消毒して衛生を確保することが必要です。この場合、浴槽水の塩素濃度(遊離残留塩素濃度)は、通常0.2~1.0ppmを保つよう求められています。しかし、この塩素濃度では、一般細菌や大腸菌に対する消毒効果はありますが、ノロウイルスに対する消毒効果は期待できません。また、浴槽水をノロウイルスの消毒に有効とされる塩素濃度(200ppm~(通常の1,000倍以上))にすることは、人体への影響を考えると事実上不可能です。このため、感染が疑われる者の入浴をできるだけ控え、浴槽水の汚染を防止することが二次感染を防止する上で有効」と定義をしています。

そこで、この福山市保健所が浴槽水の塩素消毒について、ノロウイルスには消毒効果がないとしていますが、この福山保健所の対応に対し

てどのような見解を持たれるのか、健康政策部長に伺います。

近年、ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。高度情報化、グローバル化が進み、消費者の生活環境が多様化、複雑化している中で、子供や若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期から消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。

2013年度の消費者白書によると、全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が約92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、42都道府県で12年度を上回る結果となっています。消費者庁は、65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度よりも5万3,000件多い26万7,000件と大幅なペースでふえていると発表しています。そのほか、未成年に関する相談件数が、2010年以降、毎年度約2倍ペースで増加していることも問題となっています。また、消費者白書では、最近子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといった課金に関するものが多数寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけています。

そこで、本県は、特殊詐欺被害等が県内全域で発生しているとの報道もありますが、消費生活センターでの相談件数や本県の特徴、懸念することは何か、文化生活部長に伺います。

また、悪質な内容については、警察本部が消費生活センターと連携して取り組んでいると思いますが、どのような対応や取り組みが行われているのか、最近の事例も含め、警察本部長に伺います。

平成24年9月議会で、私は、国が定めた、悪徳商法の被害防止と消費者の意識向上と消費者教育の推進を図るよう質問いたしました。消費者教育の推進に関する法律第10条第1項には、

「都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。

現在、本県における消費者教育推進計画の策定状況はどうか、また市町村をどうサポートされるのか、あわせて文化生活部長に伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県内の今の経済動向に対する認識につきましてお尋ねがございました。

お話のありました内閣府が発表しました4月から6月の国内総生産の改定値は、年率換算の実質で7.1%減、前期比1.8%減と大幅なマイナスとなりました。これは国内総生産の6割を占める民間最終消費支出が消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減などによりまして、前期比5.1%減と大きく落ち込んだことが大きな要因と考えられますが、長期的には機動的な財政政策や大胆な金融政策などのアベノミクスの効果により、日本経済は緩やかな回復基調を続けているのではないかと思います。

県内の経済の動向につきまして、大型小売店販売額、新設住宅着工戸数などの消費面からの各指標を見ますと、消費税率引き上げの影響が相当程度あったものと考えています。

他方、消費を喚起する雇用者の給与の動向を見ますと、現金給与総額指数が7月まで10カ月連続で対前年同月比プラスとなりまして、有効求人倍率につきましても、7月には0.86倍と3カ月連続で過去最高を更新するなどの動きが見えております。

生産面につきましては、平成25年度であります。製造品出荷額等が第2期産業振興計画の目標値である5,000億円を超えましたが、県内の

製造業の生産動向を示す鉱工業生産指数は、引き続き本年もおおむね堅調に推移しているところでもあります。

過去においては、全国の景気が回復しても、本県経済は全体としては外部経済とのパイプが細いために、全国の景気の回復と連動せず、回復できないということが続いておりました。このことから、景気の恩恵が地方に及んでくることを受け身で待つのではなく、伸び行く外部経済といかにつながっていくかということを目指として、地産外商戦略を柱とする産業振興計画に取り組んできたところでもあります。

本県経済は、従前に比べれば全国の景気に、より連動するようになり、総じて回復基調となっています。ただ、まだまだ生産活動、企業利益、雇用者所得、消費の拡大の好循環には至っていないと考えているところでもあります。

国において力強く経済政策が実施されようとして、特に地方の創生に焦点を当てようとしているこの機会を追い風と捉えまして、産業振興計画をさらに強力に進めることによりまして、県勢浮揚を目指してまいりたいと、そのように考えているところでもあります。

次に、本年度上半期における産業振興計画の進捗状況について、どのような認識を持っているかのお尋ねがございました。

第2期産業振興計画で掲げました4年後の目標を達成するためには、3年目となります本年の取り組みが特に重要となりますことから、本県経済にインパクトをもたらす、より大きな、より実効性のある仕事をしていくことを現在努めているところでもあります。

上半期の進捗状況としましては、本県のものづくりの流れをより大きく、より速く、より確実にするためのものづくり地産地消・外商センターや新規就農者の確保と先進技術の普及推進を一気に進めるための農業担い手育成センター

の開設、その活動のスタート、こちらを図ったところでもありますし、「高知家の魚 応援の店」の登録店舗数、こちらが目標とした300店舗を半年で超えますなど、本年度強化した施策が具体的に動き出したところかなと、そのように考えております。

こうした点も含めた計画の進捗状況全般につきまして、先月開催しました産業振興計画フォローアップ委員会で報告をさせていただき、おおむね計画どおり進んでいると評価をいただいたところでもあります。私としても、昨年度大いに議論をして、強化を図ったこれらの取り組みが順調なスタートを切ったことに手応えを感じているところでもあります。

ただ、先月の台風第12号及び第11号の被害によりまして、農業、林業、観光の分野を中心に、本県経済へのマイナスの影響も生じております。このため、今回の補正予算では、施設の復旧や緊急誘客対策などを迅速に実施してまいりたいと考え、所要の予算を計上させていただいております。

あわせて、進捗状況をきめ細かくチェックする中で、見えてまいりました課題にも早急に対応しますとともに、これまでの取り組みを通じまして、新たな挑戦が可能となりましたもの、例えば先進技術を活用し、高品質、高収量を目指す次世代型こうち新施設園芸システムを全県的に普及をしていくことや、小規模な林業活動のさらなる推進を図ること、また本県の製造業を牽引する紙産業のさらなる振興など、新たな骨太の振興策にも挑戦してまいりたいと考え、この点につきましても今回の補正予算案に所要の予算を計上させていただいております。

これらの取り組みがより多くの成果につながるよう、下半期におきましても、引き続きPDCAサイクルに基づく不断の点検や施策間の有

機能的な連携の確認を行い、よい点はさらに伸ばし、足りない点は改善しながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、カツオを取り巻く現状をどう認識し、改善を図るのかとのお尋ねがございました。

昨年度、県が大都市圏で実施した高知県イメージ調査の結果、高知と聞いて思い浮かぶものとして、カツオは坂本龍馬に次ぐ知名度の高さを誇っておりまして、高知の代名詞ともなっております。

しかしながら、近年、県内へのカツオの水揚げ量は減少傾向を示し、特にことしは3月から5月にかけての土佐湾沿岸でのカツオ漁が過去20年間で最低となっております。

この主要な原因は、太平洋熱帯域でのまき網漁船によるカツオの大量漁獲に伴う資源の減少にあると考えております。それに加え、燃油価格の高どまりや魚価の低迷などによりまして、カツオ漁業を取り巻く環境は一段と厳しくなっていると認識しております。

県としましては、国に対して、カツオ資源の実効ある国際的な管理措置の構築や燃油価格が高騰した際の国による補填の充実を求めてきたところであり、今後とも強く国へ要請していきたいと考えています。

国レベルの対応に加えまして、本県独自のカツオ漁業の振興策も講じていきたいと考えております。カツオの価格が比較的高い県内市場への水揚げを促進する取り組みを行いますとともに、黒潮牧場に観測機器を増設することで、操業の効率化を図る、そういう取り組みを図りたいと考えています。

また、近海のカツオ一本釣り漁船は、漁業経費に占める燃料費の割合が高く、経営を圧迫しておりますため、漁船の小型化を支援し、経営の安定を図りたいと考えています。

さらには、「高知家の魚 応援の店」などを活用

した、産地とこれらの店をつなぐ地産外商の推進にも取り組むなど、これらの施策を総合的に活用して、伝統の土佐のカツオ一本釣り漁業を守ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、政府の進める地方創生の流れの中で、本県におけるJAの役割、位置づけについてお尋ねがございました。

農協改革に関しまして、政府は、6月24日の規制改革実施計画の閣議決定を受けまして、現在、次期通常国会への法案提出に向けた作業を進めております。また、全国農業協同組合中央会を初めとする農協系統組織におきましても、組合員の声を国の改革案に反映させるために自己改革案の検討が行われておりまして、11月上旬までに取りまとめを行う予定と聞いております。

これまで本県の農協は、地域が活力を保ち、農業に従事しながら地域に住み続けられるよう、農家に寄り添ったきめ細やかな営農指導や新規就農者の育成、さらには県と一体となった産業振興計画の推進などを通じて、地域における農業を支えてこられました。また、県土の大半を占める中山間地域を中心に、地域住民の生活に欠かせない購買店舗や金融機関などの機能を發揮しておりまして、農協が行う総合的な事業全体が本県の地域社会を支える重要な仕組みとなっております。

他方、中山間地域におきましては、担い手不足や農業従事者の高齢化が進んでおり、急峻で狭小な農地が多いことから、規模拡大による生産性の向上は難しい場合が多いというのが現状であります。こうした中山間地域の農業・農村社会を支え、攻めの農業を展開していくためには、地域の中核となる経営体が高収益の次世代型施設園芸や6次産業などを複合経営し、地域の雇用や女性が活躍できる場、都市住民との出

会いの場を創出していくということが必要だと考えています。

こうした考え方のもとに、その仕組みづくりについて国へ提言を行ってまいりましたが、この複合経営の実施主体として、JA出資型法人に対し大いに期待をしているところであります。

そうした中で、石破地方創生大臣が就任に当たっての記者会見において、中山間地域や過疎集落などを念頭に、集落機能を維持する地域マネジメント法人の担い手の一つとして農協を意識した発言をされておりますが、県の構想と方向性がまさに同じであると考えております。

このように農協は、地域において今後ますます重要な役割を担っていただかなくてはならない組織であり、県の事業を行う上での大切なパートナーでもありますので、農協改革や地方創生の動きの中でさらに存在感を発揮していただきたいと、そのように考えているところであります。

10年後、20年後の高知県のあるべき姿をどのように描き、どのように政策を展開していくのかとお尋ねがございました。

本県の人口ピラミッドの構成が、高齢者の方が多く、若い世代は著しく少なくなっていますことから、お話にございましたように、10年後の2025年には県人口が65万5,000人、20年後の2035年には57万6,000人となるなど、人口減少が加速することが推計をされております。私は、こうした人口減少と高齢化の進展という事実を率直に受けとめた上で、現在、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と中山間対策の充実強化など、これらの基本政策に横断的にかかわる2つの政策に取り組んでいます。現在県が進めておりますこれらの一連の取り組みは、人口減少時代において、一人一人の県民の暮らしをいかに守っていくかということに全てのベクトルは向いておると考えているところであります。

経済政策に関しては、人口減少によって足元のマーケットが縮小する状況の中、産業振興計画に基づきまして、地産外商や移住の促進に取り組んでおります。

日本一の健康長寿県づくりでは、人口減少に伴う過疎化、高齢化の進行による地域の支え合いの力の低下などに対応するため、福祉面において、政策的、意図的に地域の支え合いの力をつくり出そうとする高知型福祉を目指し、あつたかふれあいセンターの整備などを進めますとともに、人口減少そのものに対応する策として、未婚化・晩婚化対策などに積極的に取り組んできているわけでありまして。

また、子育て環境の潜在力にすぐれ、出生率が高いにもかかわらず、人口減少や高齢化が著しい中山間地域の対策には、5つの基本政策全てを対応させておりまして、地域の見守り活動や福祉や防災など地域の支え合いの拠点であり、さらには特産品づくりや交流活動など地域の活性化の拠点ともなる集落活動センターの普及拡大の取り組みを積極的に進めております。

このように現在取り組んでおります政策は、人口減少による経済の縮み、福祉の低下がさらに人口減少を呼ぶという負のスパイラルそれぞれの段階に対抗することを目指して実施しているものでありまして、繰り返しになりますが、全て人口減の中で県民の皆様の暮らしを守ることにベクトルを合わせたものとなっております。

引き続き、こうした政策をPDCAサイクルをしっかりと回しながら強力に進めますことで、第2期産業振興計画においても目指すべき姿として掲げておりますように、10年後、20年後の人口減少のもとにあっても、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県、これを目指してまいりたいと考えております。

次に、本県の医療費の多さの現状をどう分析しているか、また医療費抑制のために都道府県

別に目標値が設定された場合の本県への影響についてどのようなことが想定されるのか、お尋ねがありました。

まず、本県の医療費につきましては、平成24年度の1人当たり医療費で、国保が全国第11位、後期高齢者医療が全国第2位で、国保と後期高齢者医療の合計で全国第1位となっております。

また、後期高齢者医療の内訳では、入院の医療費は全国第1位となっておりますことから、本県の医療費の多さは、後期高齢者医療の入院の医療費がその主な要因となっているところであります。これは本県の後期高齢者は、全国と比べ80歳以上の高齢者の割合が高いこと、高齢化や過疎化の進行によりまして、高齢者のみの世帯が多くなっていること、また交通の利便性が悪い中山間地域が多く、通院が不便であることなどから、在宅での療養が困難であり、一旦病気となった場合、入院に頼らざるを得ない状況にあることなどが要因となっていると考えております。

このため、県では、県民の方々の生涯を通じた健康づくりや地域社会で安心して医療が受けられる体制づくりを進めることが医療費の抑制につながるものと考えまして、日本一の健康長寿県構想に基づきまして、生活習慣病対策などの健康づくりの推進、医療や介護の連携による地域包括ケアシステムの構築や中山間地域での介護・医療提供体制の整備などによります在宅医療の推進などに取り組んでいるところであります。

一方、本年度の国の骨太の方針におきまして、我が国の社会保障給付費は、少子高齢化のさらなる進行の中で継続的に経済成長を上回るペースで増大しておりますことから、国民の負担の増大を抑制していくことが重要であるとの基本的な考え方を示しました上で、平成27年の医療保険制度改正に向けまして、都道府県が策定す

る地域医療構想と統合的な医療費水準や医療の提供に関する目標が設定され、その実現のための取り組みが加速されるよう、医療費適正化計画の見直しを検討することとされております。

またあわせまして、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を国が示すこととしております。現在、専門調査会を設置し、そのための医療や介護の情報の活用方法などの検討が行われているところであります。

今後の高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や国、地方を通じた厳しい財政状況から、社会保障の安定化を図るための効率化、適正化は一定必要なものと考えますが、医療費は高齢化や家庭環境、地域の医療資源の状況、地理的条件などさまざまな要因に左右されるものでありまして、目標設定のための算定式の決定に当たっては、地域の実情を踏まえたきめ細やかな検討が必要だと考えております。

現在のところ、どのような算定式が示されるかは明らかになっておりませんが、医療費水準を直ちに引き下げるということは、本県ではなかなか容易ではありません。どのような状況になるか、今後、国の検討状況を注視し、必要に応じ政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、台風第12号、第11号での被害における教訓についてのお尋ねがございました。

私も、政府調査団が本県に来られた際に、高知市と大豊町の被災現場や避難所を訪問いたしました。その後、日高村やいの町、四万十町、土佐市の浸水地域、また安芸市や馬路村、北川村の道路災害の現地を自分自身の目で見て、被害の大きさを改めて実感したところでありました。被災された皆様方に対して心からお見舞いを申し上げたいと、そのように思います。

今回の台風第12号、第11号では、局地的な豪雨の怖さを改めて感じました。特に次の2点を

教訓として強く感じております。

まず1つ目は、都市部を流れる中小河川の急激な増水による浸水被害対策の必要性であります。

これらの河川は、容量が小さく、急激に増水し、緊急の対応も難しい上、いざ越水したときには、周辺の多くの人々を危険にさらすこととなります。今回の豪雨では、紅水川、日下川、宇治川、吉見川などにおきまして、急激な増水により多くの家屋で浸水被害が発生しましたが、これらの河川では、これまでも河川改修事業を実施するなどさまざまな対策が講じられてきましたものの、今回の豪雨による出水規模が各施設の計画容量を超えたことにより、浸水被害が発生したものであります。

先月上京した折に防災担当大臣にも直接こうした実情を説明いたしました。今後、再度災害防止に向けて対策を進める際には、地域の特性に応じた検討が必要でありますので、国や市町村との連携を一層強化してまいります。具体的に協議会等を設置いたしまして、早急な対策を講じていきたいと考えておるところであります。

2つ目は、大豊町大平地区や高知市鏡的湊地区等で発生した地すべりなど、土砂災害に対する取り組みの重要性であります。

今後は土砂災害のリスクを住民の方々にしっかり認識していただくことが何よりも重要と考えています。このためまず、土砂災害警戒区域の指定をさらに加速して、対応を強化してまいります。あわせて、現時点で警戒区域に指定されていない土砂災害危険箇所につきましても、さらに周知が必要と考えておりました。これらを記載したマップと土砂災害への備えに関する冊子を作成しまして、来年度の早い時期に県内全戸へ配付するほか、土砂災害に関する学習会や住民参加型の避難訓練を開催するなどの取り

組みを充実してまいりたいと、そのように考えております。

さらには、広島市での状況等も教訓とし、避難勧告を発令する区域やそのタイミング、伝達の手段や内容などをわかりやすく明示しました避難勧告等の判断・伝達マニュアルを市町村が策定できるよう、県としても取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところであります。

最後に、今回の台風災害では、県内40カ所で孤立集落の発生や四万十町など1市2町で断水が発生し、自衛隊や県職員の派遣などにより市町村の支援を行いました。より広域で甚大な被害が想定されている南海トラフ地震発生時には、今回のような対応が十分できないことも想定されます。例えば、医療機関における水の確保や孤立を想定した備蓄の確保なども含め、平時から地域防災力の向上の取り組みが重要であると、具体的な諸点について再認識をいたしたところでございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの方向性とその際の課題についてお尋ねがございました。

高齢者が住みなれた地域の中で安心して暮らし続けるためには、医療・介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築していく必要があるものと考えております。そしてその際には、今後の要介護者等の動向をしっかりと把握し、国の制度改正や地域の多様なニーズなども十分見きわめた上で取り組みを進めていくことが何よりも重要であります。

具体的には、今回の介護保険法の一部改正に伴います介護予防給付の見直しなどを受けまして、これまで本県が独自に進めてまいりましたあつたかふれあいセンターなどに代表されます高知型福祉や中山間地域の拠点となります集落

活動センターの取り組みなど、地域の創意工夫でうまく活用することなどによりまして、地域の実情に応じたシステムをつくり上げていくことが効果的だと考えています。

他方、こうした地域包括ケアシステムの構築に向けましては、医療や介護などの専門的なサービスや地域住民が主体となった生活支援サービスなどの提供を担う多様な人材の確保策を初めとしまして、在宅医療と介護のさらなる連携の強化や、必要となるサービスを受けながら安心して暮らすことのできる高齢者の住まいの確保対策などといったことが大変重要な課題になるものと認識いたしております。

このため、県といたしましては、第6期介護保険事業支援計画を策定する際には、今後の人材確保に関する数値目標を掲げますとともに、在宅医療と介護の連携体制の構築や住まいの確保対策なども含めまして、具体的かつ実効性のある施策を盛り込んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、とさでん交通について、最大出資者としての責任、役割を果たすと表明した思いについてお尋ねがありました。

明日からいよいよとさでん交通がスタートすることとなりますが、経営が軌道に乗り、県民の皆様への期待に応えるためには、今後乗り越えなければならない多くの課題があるかと思えます。

議員からお話のありました、社長を先頭に地道な営業努力を重ね、経営改善に成果を上げられた十勝バスの事例は、とさでん交通を初め県内の交通事業者の今後の取り組みに大いに参考になるものと思います。

中央地域における公共交通の再構築に向けた取り組みを始めてからこの間、県に対しましても各方面から新会社の事業運営に関して数多くの御意見をいただいております。会社に対して

は、健全な経営に向けて、斬新で柔軟な発想のできる経営体制や、使い勝手のよさや利用促進・増収対策の取り組みと利用者の声を施策に反映するための仕組みづくり、さらには社員のモチベーションの向上や安全・安心の徹底、意識改革を求める声などが寄せられております。また、行政に対しては、行政が積極的に関与していくことで、地域公共交通の先進的なモデル事業となることを期待するといった声などが寄せられてきているところであります。

とさでん交通の目指すところは、健全な経営基盤の確立を図り、持続可能な公共交通として県民に広く親しまれることにあります。そのためには、さまざまな立場にある関係者がしっかりとその役割、責任を果たしていくことが重要であります。県としましては、行政として支援や助言を行うという立場だけでなく、交通政策を担う当事者の一人として、しっかりと県民の皆様からの御意見や御要望を施策に反映するなど、その責任と役割を果たしてまいりたいと考えております。こうしたことによりまして、県民の皆様にとって利用しやすい、そして利用しやすいがゆえに将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 地域アクションプランに関連する第1次製品の加工品の開発、販売についてのお尋ねがございました。

これまでの実績としましては、昨年度の県地場産業賞の受賞を契機に、首都圏の量販店への販路を開拓し、ヒット商品になりましたシイラの加工品、全国紙で高い評価を受け、注文が殺到した清水サバの加工品、あるいは大手流通グループや食品メーカーとの取引により販路を全国に広げております直七の加工品、コンビニエ

ンスストアでの販売を開始し、好調な売り上げを記録した天日塩を原料とするアイスなど、地産外商に挑戦をして、順調に売り上げを伸ばしている事業者が数多く出てきております。これらの取り組みは、地域に新たな雇用を生み出し、地域の産業として根つきつつあるものと考えております。

また、これらに続くものとして、道の駅を拠点として販売されているクリを原料とした洋菓子や、葉ニンニクを加工した調味料など、新たな取り組みも各地で着実に進められております。

こうした事例を含めまして、地域アクションプラン全体を見ましても、食品加工に取り組む約100件のプランのうち、おおむね9割のプランは目標達成に向けて着実に歩みを進めているものと認識をしております。

一方で、取り組みを始めて間もないプランなど、一部には資本が乏しいことや外商に挑戦するための人材やノウハウが不足しているために、ビジネスの規模を大きくするには時間がかかるといった課題のある事業者もございます。

このため、こうした課題を乗り越えていただくとともに、着実な歩みをより高いステージに進めていただけるよう、土佐まるごとビジネスアカデミーによるビジネスのノウハウの習得や必要とする人財の誘致、地産外商公社による外商の仲介、あっせん、総合補助金などを活用した設備投資の支援などのサポートを行っているところでございます。

今後も地域アクションプランの事業者の皆様が抱える課題やニーズに応じてきめ細かなサービスを行ってまいりますことで、全体の底上げと地域のビジネスとしての定着を図ってまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 避難勧告等のあり方について、今回の教訓をどのように生かし

ていくのか、お尋ねがございました。

ことし4月に国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン案が改定され、その中で避難勧告の発令に関しては、「空振りを恐れず早目に発令すること」、「河川での氾濫危険水位への到達や土砂災害警戒情報の発表といった具体的な基準に基づくこと」、また住民の避難行動に関しては、「避難勧告を発令する時点で避難場所まで移動することが危険な場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動すること」、「それさえ危険な場合は、屋内でもより上の階といった安全な場所へ移動すること」などが新たに示されており、国は、このガイドラインに基づいて、市町村の判断基準の見直しや、基準を定めていない市町村は新たに設定を行うよう求めています。

さきの台風12号、11号では、土砂災害警戒情報が全ての市町村において発表され、県内全域で土砂災害の発生する危険性が高い状態となったため、多くの市町村で避難勧告などが発令されましたが、一部ではその発令のタイミングや区域の判断が適切であったのか、また避難勧告が住民の避難行動に必ずしも結びつかなかったという課題もあったと思っております。

具体的な判断基準を定めていない市町村もあるため、県としましては、河川の氾濫危険水位の見直しを行うとともに、土砂災害警戒情報の基礎データである5キロメートル四方のメッシュ情報の解説などを作成し、全ての市町村が国のガイドラインを参考にしつつ、判断・伝達マニュアルが策定できるよう支援を行ってまいります。

しかしながら、河川の氾濫危険水位の見直しの検討などには一定の時間を要しますので、当面の運用としては、土砂災害警戒情報が発表されれば避難勧告を発令するといった早目早目の対応をとっていただくよう市町村に要請しております。

次に、国や和歌山県の事例についてどのような見解を持っているのか、お尋ねがございました。

国が今年度から首都圏や中部圏で先行事例として進めている防災行動計画、いわゆるタイムラインにつきましては、大規模水害に関して、発災前から発災後までの対応を国や自治体などの防災機関が同じ時間軸に沿って事前に調整する行動計画であり、地域的な災害に対しても、災害の発生時間が一定予測可能な台風などの際の災害対策本部のアクションプランとして有効であると認識しております。

現在、本県で初めて大豊町がタイムラインの策定に着手されており、その効果や課題などを把握する観点で、県もその検討に参加させていただいております。

一方、和歌山県が平成23年9月の紀伊半島大水害を受けて策定いたしました和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準につきましては、お話にありましたように、具体的な数値基準を用いた避難勧告の判断基準を設定したことや、災害の種類ごとに住民の避難を促すような伝達文を例示したことなど、国のガイドラインの改定を先取りした取り組みであると認識しております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 災害状況の情報提供などの対応について、市町村とどのような連携を図っていくのかとお尋ねがありました。

台風第12号及び第11号の豪雨により、安芸土木事務所では、管内全域で道路や河川が数多く被災し、その応急対応に多くの職員がかかり切りとなったことや、途中で全面通行どめの箇所があり、遠方の被災状況を把握できなかったことから、市町村に対し正確な災害情報を速やかにお伝えすることができませんでした。

また、市町村からの土木事務所への通行規制

情報の問い合わせに対して、対応した職員によって回答の内容が異なるといった事態も発生しました。このため、市町村とのパイプ役となる職員を急遽安芸土木事務所に派遣して、各市町村の課題をお聞きするとともに、現場の復旧状況を定期的に伝達するなど、市町村との円滑な情報共有に努めました。

一方、安芸土木事務所では、早速今回の災害対応における課題を洗い出し、次の災害対応に生かせるように、職員間での情報の共有化や外部への情報提供窓口の一本化など、市町村へ早く正確な情報を提供する体制の整備に着手しました。

今回の災害対応における反省点については、既に他の土木事務所とも共有したところであり、今後の災害時における市町村等への円滑な情報提供に生かしてまいります。

次に、市町村管理の小規模河川の維持管理についてお尋ねがありました。

河川法では、国土保全や国民経済の重要性に応じて、国、県、市町村がそれぞれ区間を定めて河川管理することとされています。県内でのその延長は、国が約100キロ、県が約3,000キロ、市町村が約200キロとなっています。それ以外に、市町村は、河川法の適用外である普通河川の管理も行っています。

それぞれの管理者が所管する区間の維持に要する費用は、みずからが負担することとなっています。県においても、限られた予算の中で相当な延長を適切に維持していくことは難しい課題となっており、優先順位をつけて効率的な予算管理を行うとともに、地域の協力を得て実施しています川支え合い事業などを活用することなど、工夫しながら維持管理に努めています。

8月豪雨のような異常出水による土砂の堆積については、市町村の管理する小規模な河川においても、採択基準を満たせば災害復旧事業に

よる国の支援を受けることも可能ですので、市町村に対しては、こういった、制度の活用に関する助言も行うなどして、流域全体の適切な管理に努めていきます。

次に、今回の災害復旧に伴う課題についてお尋ねがございました。

この8月の豪雨では、大規模な地すべりや県内の多数の箇所道路の寸断などが発生し、県民の皆様の生活に御不便や御心配をおかけしております。まずは県民生活を維持する上で特に支障がある箇所について応急的な復旧工事を行い、その解消に努めているところでございます。

今後、早ければ年内には本復旧工事に着手する予定ですが、道路や河川などの公共土木施設の被害は県と市町村とを合わせて1,000件を超えており、多数の工事発注が想定されることから、円滑な事業執行が課題であると考えております。具体的には、技術者や技能労働者の人手不足、工事に必要な資材や機材の確保、市町村工事との発注時期の調整といったことが挙げられます。

このため、工事の執行に当たっては、複数工事箇所をまとめた発注、人手や資機材の調達なども考慮した工期の確保、市町村の状況を踏まえた発注時期の設定、災害復旧工事の発注見通しの早期公表など、建設業者が受注しやすい環境整備を図り、速やかな災害復旧に取り組んでまいります。

次に、インフラ長寿命化計画の策定を進めているが、現状と課題についてどのように考えているかとお尋ねがありました。

中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、安全で強靱なインフラを維持・確保することを目的に、国においてインフラ長寿命化基本計画が策定され、本県においても、各分野の対象施設ごとにインフラ長寿命化計画の策定に取り組んでいます。現在、橋梁や大規模な水門、排水機場、港湾の係留施設、公営住宅

などで計画を策定しています。

一方で、海岸や砂防施設では、計画策定が未着手となっていました。本年、長寿命化計画の具体的な策定方法が示されたことから、順次計画の策定に着手していくこととしております。策定した計画については、今後、いかに実効性を高めていくかが課題であり、このため点検結果を踏まえて適宜計画を更新するとともに、中長期的な維持管理、更新に係るコストの見通しを明らかにしてまいります。

また、限られた財源のもとで、おこなっている道路などの新たなインフラ整備と維持、更新への投資バランスをいかにとっていくか、さらにはメンテナンスを担う人材の育成なども課題であると考えています。このため、県としましては、インフラ長寿命化計画に基づき、施設の延命化を図るとともに、維持、更新に係るトータルコストの縮減を図るなど、計画的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

あわせて、高知県建設業活性化プランにおける県内建設業者を対象とした技術研修の実施や四国地方整備局が本年度から実施する維持管理実務研修に県や市町村職員の積極的な参加を促すなどにより、人材の育成にも取り組んでまいります。

次に、橋梁やトンネルの定期点検の義務づけについて、県内市町村の財源や技術者不足などの課題に対して県としてどう対応するのかとお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、本年7月1日から、橋梁、トンネルなどの道路構造物について、5年に1度の近接目視による点検が義務づけられました。その実施に当たり、市町村に課題をお聞きしたところ、点検業務に対応する人員の不足、予算の不足、技術力の不足といった意見をいただきました。

このため、県では、市町村の人員と技術力の

不足への対応として、公益社団法人高知県建設技術公社に協力を要請し、技術公社が市町村から委託を受けて、点検業務を発注管理できる体制を構築いたしました。

市町村の点検に要する予算については、国の防災・安全交付金が活用できますので、所要額が確保できるよう、国へ要望を行っております。

また、国、県及び市町村など道路管理者の連携による検討体制を整えるとともに、効果的な道路構造物の老朽化対策の推進を図ることを目的として、本年7月3日に、高知県道路メンテナンス会議が設立されました。この会議において、点検を行う道路構造物の優先順位の考え方や橋梁等の点検方法などの最新の情報を共有するとともに、市町村職員などの点検技術向上を目的とした研修会を開催するなど、市町村支援の充実を図ってまいります。

次に、県管理の道路や港湾の岸壁における路面下の空洞調査と対策について、どのように考えて取り組んでいくのかとお尋ねがありました。

まず、道路につきましては、議員のお話にありましたとおり、サンプル調査において、高知市内の県道で2カ所の空洞が発見されました。この2カ所については、空洞上部に健全なコンクリート舗装版があり、空洞の厚さも薄いことなどにより、緊急な対応は不要との意見をいただきましたので、路面の変状について、目視により経過を観察しております。

今回のように路面の変状がほとんどない状態で空洞が発生している場合もありますので、路面下の空洞については、道路を管理する上で把握すべき情報だと考えております。

このため、まずは市街地にある地下埋設物の多い道路や交通量の多い道路などを対象に、路線、区間を抽出するとともに、調査方法などの検討を行い、路面下の空洞調査を実施してまい

ります。

一方、港湾につきましては、県において、今年度までの5カ年で県が管理する全ての岸壁で空洞調査を実施しました。現地で目視及び打音検査、レーダーによる地中探査の結果、高知港ほか4港の9カ所で空洞が確認されたことから、現在対策工事を進めているところです。

今後も引き続き年1回以上、空洞による岸壁の変状について目視調査を実施するとともに、5年ごとに地中探査を実施し、空洞が確認された場合には対策を行い、岸壁の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、高知市の長期浸水対策の進捗状況についてお尋ねがありました。

南海トラフ地震の地盤沈下等による長期浸水の解消を実現するためには、堤防の耐震化による止水対策と排水機場の耐震化、耐水化による排水対策を速やかに進める必要があります。河川堤防や海岸堤防の耐震化には莫大な費用がかかることから、重要度に応じて優先エリアを設定し、効率的に対策を進めることとしており、このうち鏡川と江ノ口川に挟まれた重点エリアについては、平成27年度の完成を目指して整備を進めているところでございます。

また、排水対策につきましては、県においては、既に4排水機場の耐震化、耐水化を終えており、今後3年以内に県は残りの4排水機場、高知市は3排水機場の対策を実施することとしております。

今後も引き続き、県と高知市が連携して、一体的な対策が講じられるよう取り組んでまいります。

次に、道路啓開計画による優先すべき道路の通行確保に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

南海トラフ地震発生直後に、迅速かつ効率的に防災拠点への通行を確保するため、道路啓開

計画の策定を進めています。発災直後は、限られた資源により早期に通行を確保する必要があることから、地震の揺れや津波による被災想定をもとに、あらかじめ優先して啓開するルートを決し、区間ごとに建設業者の選定を行い、作業の手順書を作成するなど、実効性のある計画とすることが非常に重要であると考えております。

優先するルートについては、啓開に要する日数を短縮するため、橋梁の耐震対策やのり面の防災対策などに重点的に取り組んでまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** 災害復旧への対策を進める上での現時点での課題についてお尋ねがございました。

台風第12号及び11号による農業関係の被害額は、農作物や農業用ハウス、集出荷施設で24億円、農地や農道などの農業用施設で24億円、合わせて約48億円となっており、近年にない甚大な被害となっております。県といたしましては、約20億円の補正予算を計上し、営農再開に向けて支援を行うこととしております。

災害復旧のポイント、課題といたしましては、復旧のおくれによる今後の生産に対する影響を避けること、つまり次の作付への影響をいかに最小限にしていくかということだと考えております。

例えば、お話にもございましたように、日高村のトマト集出荷施設におきましては、光センサー選別機などが水没し、稼働できない状態となっております。このまま高糖度トマトの選果ができない状態が続けば、これまで続けてきたブランドは市場からの信頼を失ってしまうおそれがありました。そうしたことから、国、県、事業主体であるJAコスモスや関係者と密接な調整を行いまして、トマトの出荷が始まる11月下旬までに高性能光センサー選果ラインの復旧

が完了するように、大幅なスケジュールの短縮に取り組んだところでございます。

また、損壊した農業用ハウスへの対応につきましては、どのタイミングでハウスの再建をすることが被災農家にとって適切なのかを話し合いました上で、早急に対応しないといけないケースでは、徹底した事務手続の短縮に努めているところでございます。

このように、今後とも復旧事業の執行に際しましては、被災農家にとってどうすれば台風被害の影響を最小限にとどめることができるのかといった課題意識を持って取り組んでまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長(井奥和男君)** 今後の介護職場における人材の確保対策についてのお尋ねがありました。

介護職場におきましては、当面の人材確保に加え、団塊の世代が75歳以上となります2025年に向けまして新たな人材を確保する必要もあり、多様な人材の参入促進を図るための対策と、他の業種に比べて多い離職者を職場にとどめるための対策の両面からの取り組みを強化する必要があるものと考えております。

このため、まずは介護職場への就労を促す取り組みといたしまして、福祉人材センターと研修センターが連携した新規就労や復職を支援する取り組みを強化いたしますとともに、福祉人材センターとハローワークが連携したマッチング機能の充実強化などに取り組んでいるところです。

あわせて、男女共同参画センターなどとの連携を図ることにより、女性の参画を促進いたしますとともに、今後は介護福祉士の資格取得者の情報などを活用した未就業者の掘り起こしなどにも努めてまいります。

次に、職員の定着率を高める取り組みといた

しましては、福祉研修センターにおいて、職員のモチベーションを高め、キャリアアップにつながる研修体制を充実いたしますとともに、今年度からは介護福祉機器の導入により就労環境の改善に取り組む事業所を支援することといたしております。

また、職員の処遇改善を図る取り組みといたしまして、県内事業所の処遇改善加算制度の積極的な活用を促しますとともに、国に対しましては、制度の継続、拡充とあわせて、職場におけるキャリアパスの確立の必要性なども訴えてまいりました。

今後ともますます必要になります介護人材の確保に向けまして、質と量の両面から取り組みを強化していく必要があるものと考えております。

次に、昨年3月に国から示されました高齢者介護施設における感染対策マニュアルへの県の対応についてのお尋ねがありました。

県では、平成25年3月に厚生労働省が当時の感染症の動向や新たな知見などを踏まえ、それまでの高齢者介護施設における感染対策マニュアルの見直しを行い、新たなマニュアルを作成したことを受けまして、高知市を除く県内の高齢者介護施設に対し、新たなマニュアルに従い、感染症、食中毒の予防や蔓延の防止に努めていただくよう通知を行いますとともに、その周知を図ってまいりました。

具体的には、特別養護老人ホームなどにおけます設備などの衛生管理につきましては、県の条例において、施設内で感染症及び食中毒の予防などの指針を整備することや、職員に対して定期的な研修を実施することなどを定めており、施設の指導監査を行う際には、主要な項目についての確認を行い、対応が不十分な施設につきましては、改善の指導に努めてきたところです。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、学校現場での介護職に興味を深める教育への取り組みについてお尋ねがありました。

全国に先行して高齢化が進んでいる本県において、介護人材の育成は大変重要と考えており、学校現場で介護職に対する理解を深めることとあわせ、そうした方向に進みたいと考える生徒に対して適切な進路指導を行うことが必要だと考えております。

そのため、全ての学校において、家庭科の授業で高齢者の生活と福祉についての学習を実施するとともに、生徒の介護に関する学習意欲を高める取り組みとして、昨年度、6校で介護施設へのインターンシップを実施しており、城山高校や四万十高校などでは、地域の介護施設と連携し、認知症の学習や施設学習なども行っております。

また、県立高校で福祉を学び、介護職員初任者研修ができる学校として、室戸高校、城山高校、宿毛高校、須崎工業高校、中村高校西土佐分校の5校を配置し、福祉教育を特色とした教育を行っております。

しかしながら、高校卒業後の進路を見ますと、平成25年度公立高校卒業生のうち、県内の介護職関係に就職した生徒は57名で、県内就職者の8.7%になっており、進学においても、県内の福祉系の大学や専門学校に進学した生徒は99名にとどまっております。介護人材の需要を考えますと、まだまだ十分ではないのが現状であり、生徒や教員の介護に関する職業理解をさらに進める必要があります。

このため、それぞれの学校において、進路指導の場面で知事部局と連携して作成した介護・福祉の仕事ガイドブックを活用し、福祉や介護の仕事に興味、関心を持たせる指導を行っているところです。

また、教員に対しても、教員の企業見学会の

中で社会福祉施設などを訪問し、職員の仕事ぶりや職場の雰囲気を経験させることで、福祉や介護に関する理解を深める取り組みを行っています。

今後ともこうした機会を一層充実させ、介護人材の確保と県内就職をふやしていきたいと考えております。

次に、本県の学校現場における社会保障教育の重要性についてお尋ねがございました。

持続可能な社会づくりのために、将来の社会を担う高校生が、国民間、世代間で相互に支え合う仕組みである社会保障の意義について理解を深めることは大変重要であります。そのため、現在全ての高等学校において、家庭科や公民科の授業を中心に社会保障についての学習を実施しておりますが、限られた授業時間の中で、制度の説明のみになってしまったり、生徒が自分のこととして受けとめられないなどの課題もございます。

そこで、それぞれの学校において、ホームルーム活動や総合的な学習の時間を活用して、関係機関と連携した年金セミナーや社会保険労務士による雇用や労働に関する講話なども実施しているところです。

さらに、社会保障に関して深く考察するために、新聞を使ったグループ学習を実施したり、社会保障についてわかりやすく解説した映像教材を活用して、生徒みずからが興味、関心を持って取り組める授業を行うなど、工夫を凝らした教育活動を実施している学校もございます。

今後は、こうしたそれぞれの学校の取り組みを他の学校とも共有することで、社会保障について、より理解を深め、生徒自身が考えることができるよう、効果的な指導に努めてまいります。

最後に、幡多青少年の家を利用している子供たちがトンボ自然公園で自然体験学習を行う機

会が必要ではないかとお尋ねがございました。

世界初のトンボ保護区であるトンボ自然公園は、数多く存在するトンボ池やその周辺において、トンボはもちろんのこと、さまざまな動植物を観察できるだけでなく、世界のトンボの標本や四万十川水系を中心に国内外に生息する魚を飼育、展示する四万十川学遊館において幅広い学習ができるなど、子供の自然体験学習の場所として貴重な存在であると考えております。

子供のころの自然体験等が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持ち、モラルや人間関係能力が高い人が多いといった国の調査研究報告もございますので、子供たちに体験の機会を提供していくことは非常に重要であると考えます。

議員のお話にありましたように、トンボ自然公園は、幡多青少年の家から比較的近い立地にありますので、幡多青少年の家を利用される際の体験学習の場の一つにトンボ自然公園もあるということ、幡多青少年の家を利用される学校や利用拡大に向けて訪問する学校等に紹介するなど情報提供を行いますとともに、トンボ自然公園を活用した体験メニューについてもみずからも検討してまいりたいと考えております。

(教育委員長小島一久君登壇)

○教育委員長(小島一久君) 総合学科の状況をどのように認識し、どのような改善策が図れるのかとお尋ねがございました。

総合学科は、生徒の能力や適性、興味、関心に応じまして、多様な進路希望に対応することを目的として設置している学科でございます。そのため、まず入学後の1年次で総合学科の特有の教科であります、産業社会と人間を学び、生徒自身が将来の進路についての自覚を深めた上で、2年次、3年次と進む中で、将来の目標や適正に応じた適切な進路決定ができるようにしております。

お話にありましたように、教科書選定の関係

から、1年次の7月に2年次の系列選択の仮登録を行うこととなりますが、最終的には10月に系列を決定することになっております。この間、系列選択の変更もできるような配慮もしておりますし、また2年次から3年次に進級する際にも、その時点での生徒の意向に柔軟に対応し、科目選択の変更もできることから、総合学科の特色を生かした系列の選択が行われるように努めております。

しかしながら、少人数講座の開講や教員配置等での制約といった課題もありますが、特に総合学科特有の教科であります産業社会と人間の徹底した指導のあり方に課題があると考えております。そのため、生徒自身の将来への目的意識の醸成や社会参画意識等が十分醸成されていないことから、自分が進む系列や選択する科目について、適切な選択に至らない生徒がいることも事実でございます。

そのため、今後はそれぞれの学校の状況を踏まえた上で、生徒自身が将来についての自覚を深めるために非常に重要な科目であります産業社会と人間の指導方法の工夫、改善がまずは必要であると考えておまして、またその上でキャリア教育の充実、さらには外部人材の登用などを図りながら、総合学科のよさがさらに生かせるような努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) まず、足摺海洋館のこれまでの検討の経過や海洋館の果たす役割についてお尋ねがありました。

足摺海洋館は、昭和50年5月にオープンして以来、平成25年度末までに約281万人の方に入館していただき、足摺・竜串地域の中核的な観光拠点としての役割を果たすとともに、児童生徒に対する海洋や環境に関する学習の場としてもその機能を発揮してまいりました。昭和50年代

中ごろのピーク時には10万人を超える入館者もありましたが、観光客のニーズが多様化する中で、その変化に十分対応できなかったことなどから、ここ数年は5万人程度で推移をしてまいりました。

また、昨年度に実施しました耐震診断の結果、耐震性能の基準値を満たしていないことが判明したことから、ことし2月に水族館の専門家、観光関係者、地元関係者等をメンバーとする足摺海洋館あり方検討委員会を設置し、今後の館のあり方について検討を重ねてまいりました。

今月策定しました最終取りまとめでは、竜串地域全体を水族館と見立てた体験型総合レクリエーションゾーンとして整備すべきというコンセプトのもと、館内の水槽で見るだけではなく、目の前の海で実際に生き物を見たり、海を使ったさまざまな体験プログラムが提供できる機能を持つべきであるという御意見をいただきました。さらには、従来の水族館にとどまらない地域のさまざまな自然を案内するガイド機能や環境学習などの教育機能に加え、日本ジオパークの認定を目指した取り組みとも連携することのできる複合的な施設として整備すべきといった御意見もいただいております。

議員からの御質問にありました施設の展示につきましても、あり方検討委員会の議論の中でも、水族館のシンボルとなる特定の魚を中心とした展示で大きな集客につなげてはどうかという御意見がある一方で、魚類という枠にとらわれない多様な生物を見せる展示や、さまざまな企画展を開催することなどにより集客を目指す方法もあるという水族館の専門家からの御意見もありました。

今後は、これまで委員として参加していただいた大阪の海遊館や地元関係者の皆様に加え、海洋生物に詳しい大学教授や観光、また経営などの専門家を含めた基本計画検討委員会を設置

し、地方にあっても全国に誇れる機能と内容、情報発信力を持つ統合型的水族館として、県西部の観光拠点となるよう具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県民参加型の公募債の検討についてのお尋ねがありました。

あり方検討委員会のこれまでの議論の中でも、新しい海洋館の入場者増を一過性の開館ブームに終わらせず、安定した運営と利用者確保するためには、県外からの来館者の増加に加え、県民の皆様にはリピーターになっていただくことが重要であるとの御意見をいただいております。また、地域の海を生かした自然の水族館として機能するためには、地元の皆様はこれまで以上に館の運営に積極的にかかわっていただくべきといった御意見もございました。

議員から御提案のありました県民参加型の公募債の発行は、水族館の建設そのものに地域の皆様に参加していただく一つの手法でございますし、公募債の発行を通じて新たな海洋館を全国にPRすることができるものと受けとめております。

一方、一般的な地方債と比べ高い金利の設定や金融機関への手数料の増加などにより、発行に係る県のコストが増加するといった課題も想定されるところでございます。

いずれにしても、おらんくの水族館として県民に愛され、利用される水族館となるためには、新たな海洋館の建設や運営に、県民の皆様により一層かかわっていただくことが重要だと考えております。このため、お話にありました山形県の加茂水族館を初め他県の事例なども参考に、メリットとデメリットも比較しつつ、基本計画検討委員会の御意見もいただきながら、十分検討してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) トンボ自

然公園の活用についてのお尋ねがございました。

トンボ自然公園は、四万十市の指定管理を受託している公益社団法人トンボと自然を考える会が日々取り組まれている湿地帯の維持が功を奏し、日本最多とも言われるトンボの種類が確認できる県内有数の自然体感施設です。

県では、これまで自然環境の保全を目的とした土地取得に関しまして、四万十市に対し、トンボ自然公園の延べ1万6,392平方メートルの用地取得について、平成12年度から17年度まで6年間補助を行ってまいりました。それ以降も自然環境を守る取り組みや環境学習の推進などについて活用いただける補助金があることをお知らせし、本年度は、全国からの誘客につながる観光地づくりの一環として、トンボ自然公園の持つ価値を観光資源としても磨き上げるため、四万十川学遊館の運営の見直しに向けたコンサルタントの導入や案内板の整備に補助をしているところでございます。

四万十市においては、コンサルタントの提案を受けて、庁内横断組織で今後の方向性を検討すると伺っています。

本年3月に策定いたしました生物多様性こうち戦略における行動計画では、生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有することが必要だとしております。そのため、生物多様性の意義の普及啓発、地域の生物多様性から学ぶ教育の推進、身近な自然との触れ合いの場の整備と五感で感じる機会の提供を進めることとしております。

トンボ自然公園を活用することは、こうした取り組みにも合致いたしますので、四万十市における検討結果も踏まえながら、関連団体と今後の対応を検討してまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、ノロウイルスの感染経路のわからない状況がふえてきていることに対する認識と本県の実態についてお

尋ねがありました。

ノロウイルスによる感染症は、患者の便や吐物などから人の手指を介して感染する場合や、ノロウイルスに汚染された食品などを食べて感染する場合があります、一年を通して発生しています。

本県のノロウイルス感染症の発生状況は、12月から6月ごろまで報告があり、ピークは12月から1月となっています。社会福祉施設などでの食中毒以外の集団発生事例は、平成18年、19年はそれぞれ年19件と多かったのですが、ここ3年ほどは年5から6件と減少しています。また、ノロウイルスによる食中毒事例は、平成21年から平成25年の過去5年間に10件起こっています。

感染経路については、散発事例の特定は一般的に困難ですが、社会福祉施設などでの集団発生事例や食中毒事例の集団内での感染経路は、これまでの本県の事例においては、疫学調査によりほぼ特定できています。

社会福祉施設などでの集団感染については、職員や訪問者などから感染しているケースが大部分であると考えられ、感染を予防するため、職員の健康管理や訪問者の手指の消毒など、国の作成した高齢者介護施設における感染対策マニュアルに示された一般防護策を徹底することが重要です。また、一般的な感染症予防については、帰宅時や食事前の手洗いの励行が簡単かつ最も効果的と考えています。

次に、福山市保健所の浴槽水中のノロウイルスに対する塩素消毒の効果に対する見解についてお尋ねがありました。

福山市保健所は、ノロウイルス対応マニュアル施設編の中で、参考として、ノロウイルスに対する消毒効果は期待できませんと記載していますので、見解をお聞きしたところ、消毒効果がないということではなく、浴槽水が高濃度に

汚染された場合、低濃度の残留塩素では消毒効果が期待できないと考えているとのことでした。このことは、国のマニュアルにある「場合によっては入浴中に排便してしまったときの浴槽水によっても感染が起こることがあります」と同様の考え方と理解をしています。

また、国に改めて確認を行いました。ノロウイルスの感染対策では、これまで浴槽水からの感染事例報告もないことから、汚物等の飛沫や接触感染対策が何より重要であると考えているとのことでした。

県としては、浴槽水の衛生管理については、便など高濃度のノロウイルスを浴槽水へ持ち込まないよう、入浴前に体をよく洗うなどの配慮や浴槽内の塩素量が適正に維持されるよう確認する必要があると考えています。また、2次感染を防ぐため、ノロウイルス感染者の早期発見に努め、感染が疑われる方の入浴を控える、回復後もノロウイルスの排せつが続くことを考慮し、入浴順序を最後にする、タオルなどを共用しないなどの対策が重要と考えています。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 消費者教育の充実につきまして、初めに県立消費生活センターでの相談件数やその特徴、懸念することについてお尋ねがありました。

昨年度に消費生活センターに寄せられました相談は約3,500件で、平成16年度をピークに減少していた件数が9年ぶりに増加をいたしております。この背景には、60歳以上の相談件数の増加があり、相談全体に占める割合は、初めて40%を超えております。中でも70歳以上の件数は、前年度から30%以上増加しており、健康食品の送りつけやファンド型投資商品に関する相談といった高齢者の健康や生活への不安につけ込んだ内容が目立つことから、高齢者が巻き込まれるトラブルは、人口の高齢化と相まって、今

後ますます増加するものと懸念をされます。

一方、20歳未満では、情報化社会の進展やスマートフォンの普及などに伴いまして、アダルト情報サイトやオンラインゲームなどのインターネットを介したトラブルに関する相談が60%を超えております。

こういった年代による相談の特徴も踏まえ、消費者被害の防止のためには、引き続き消費生活センターを中心に市町村など関係機関と連携をしながら、集落活動センターや学校への出前講座など見守り活動の支援や情報提供を積極的に行いまして、特に詐欺まがいの相談につきましても、警察などと密な連携を図り、迅速に対応してまいります。

次に、消費者教育推進計画の策定状況と市町村に対するサポートについてお尋ねがございました。

消費者教育推進計画は、消費者が被害に遭わないよう自主的に行動できる力を培うための消費者教育を総合的に推進することを目的に策定が求められているものでございます。そのため、本年1月に、消費者や事業者の代表、学識経験者などで構成する消費者教育推進地域協議会を設置し、現在取り組みの方向や具体的な内容の検討を進めております。

検討に当たりましては、消費者教育の推進が、幼児期から高齢期まで各段階の特徴に応じて、学校や地域、職域などあらゆる場において有機的に取り組まれる必要がありますことから、幅広く県民の皆様の意識を反映させるための県民世論調査のほか、地域協議会を中心に教育機関や事業者などの取り組み状況や意見もお聞きしておるところでございます。

また、市町村に対しましては、まずは県が計画を策定し、先導的に取り組みますことで、市町村が行う消費者教育の具体的な取り組みの推進につなげてまいりたいと考えております。

(警察本部長國枝治男君登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 警察本部と消費生活センターの連携した対応や取り組みについて御質問をいただきました。

県警察では、県民の皆様を悪質商法等の消費生活に関する犯罪被害から守り、また被害に遭われた場合には、その被害回復を図るため、高知県立消費生活センター、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課の3者の間で、情報の共有と消費生活侵害事犯の被害防止、被害回復のための措置に関する申し合わせを締結しており、情報交換会を開催するなど連携強化を図っているところであります。

消費生活センターから県警察に提供される情報は年々増加傾向にあり、犯罪の前兆事案や既に詐欺的な被害に遭っていると認められる事案については、直ちに関係所属と連携して事案概要の把握や相談者に対する防犯指導を行うとともに、必要に応じて口座凍結等の犯罪ツール対策や被害回復の支援を行っております。

また、消費生活センターと連携し、検挙に至った事例といたしましては、昨年10月に、市役所をかたり、無料点検を装った上、法令で定められた書面を交付せずにトイレファンの取り付けをした暴力団員等を逮捕した事件や、本年4月に特殊詐欺で300万円をだまし取ろうとした男を、相談者の御協力によりだまされた振り作戦を行って、詐欺未遂で逮捕した事件などがあります。

このほか、県民の皆様が犯罪被害に遭わないよう、消費生活センターからの情報をもとに交番や駐在所が発行する広報紙等を通じて生活安全情報の発信を行うとともに、各地区地域安全協会などの関係団体と協同し、被害の拡大防止対策の推進に努めております。

県警察といたしましては、関係法令を駆使した取り締まりを徹底するほか、今後とも消費生

活センター等関係機関とより一層の連携を図り、県民の皆様の被害防止、被害回復に努めてまいりたいと考えております。

○29番（黒岩正好君） それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございます。

それでは、知事にお伺いしたいんですが、先日のフォローアップ委員会での報告書をいただきまして、拝見をさせていただきましたけれども、大変によく、いろんな意味で地産外商、また産業振興計画の取り組み等が前進をしているなということを感じております。

先ほど産業振興推進部長からお話がありましたアクションプラン、これ245項目のアクションプランでビジネスとして成り立っているのかということの質問に対して、定着を図っていきますというそういう答弁だったと思うんですが、ということは逆に言えば、まだこれからだという側面だと思うんですけれども、いつかはやはりそれぞれが産業として自立をしていくような形になっていかなければならないと思うんです。現状、そのあたりの知事の思いというのはどうなんでしょう。そこを1点ちょっとお聞きしたいということ。

それから、土木部長に伺いますが、築土構木という言葉は御存じでしょうか。

（奥谷土木部長「はい」と言う）

さすがやっぱり土木部長ですね。土木部長の土木という語源に築土構木という言葉があります。これは中国の古典の「淮南子」というところから出てきておる言葉でして、劣悪な環境で暮らす困り果てた民を目にした商人が、彼らを救うために土を積み、木を組み、暮らしの環境を整える事業を行った、その結果、民は安寧のうちに暮らすことができるようになったというそういうところから由来していると言われております。つまり土木とは、土を積んで、木を組んで、民の生活環境を整えて、人々を幸せにし、

経済、文化、芸術を発展させると、こういうことだと思っておりますが、それは要は現実主義というべき机上の空論を排したことだと思っております。

今回、公共災害復旧の国の採択要件にかからないものも随分出てくるんじゃないかと思っております。特に今回提案をさせていただいた市町村の小規模河川等については、そういう要件に満たないことが多いということが予測されるわけでございます。今後やはり集中豪雨とかということも想定をされてまいります。こういうことで、市町村が当然河川法のそういうたてりはよく理解をしているんですが、どうしてもやはり現場レベルで苦慮しているということが実態だと思います。ですので、今後各県下の市町村の担当者とも連携をとりながら、いろんな意見もお聞きしていただいて、どういう方向で進めていけば地域住民が安心していけるかということをどうか協議していただければこう思いますので、これは要請をしておきたいと思っておりますが、一言何かありましたらお願いをしたいと思っております。

それから、文化生活部長ですが、この消費者教育ですけれども、例えば警察であれば110番、消防署であれば119番というように、消費者相談の電話番号が3桁になるというふうに国で決まったということもお聞きしております。これ、覚えやすくするという意味だと思うんですけれども、そうなってくると今以上に相談件数がふえるんじゃないかと、こういうことが予測をされますんですが、そうした場合に今の相談体制で十分かどうかということをお聞きしたい。

消費者教育推進計画を立てるのに、現行の消費生活審議会がそれを新たな形でその中で審議をするような形になっているようなんですけれども、本来子供から高齢者までの幅広い世代を対象に消費者教育を推進するというのがこの消費者教育推進法の本筋であります。そういうもの

からいうと、この審議会の中に福祉関係者が入っていないということのようでございまして、何とか高齢者のそういう被害実態が多いわけですから、福祉関係者の方々を審議会の委員に入れていただくということが適切な助言もできるんじゃないかなと、こう思いますので、その点も踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（尾崎正直君） フォローアップ委員会でいろいろ御議論もいただきました。地域アクションプラン、今の現状はどうかということですが、一言で申しますと、産業振興計画というのは、本当に県民経済の向上を図ることを目指して取り組みを進めているものでございまして、ゆえにある意味さまざまな挑戦をしています。いわゆる行政計画として見ればいいものだけを集めて、いわゆる必ず成功するであろうようなものばかりを集めてホッチキスしたものではありませんので、本当に手づくりで新しい挑戦を始めようとするものもたくさん盛り込んで、ある意味リスクをとって今現在、取り組みを進めているところです。

新しい挑戦をしようとし始めるに当たって、発射台にはさまざまな違いがありました。もう既に一定程度ビジネスとしてスタートしてきたものをさらに大きくするために後押しをしようとしたものもあれば、本当にお祭りの中でお鍋を提供していたところからスタートして、それを事業に展開していこうとし始めたものもあればということでありまして、それぞれの発射台からそれぞれの挑戦を今続けているという状況ではないかなと、そのように思います。

比較的発射台の高かったところという中には、既に事業としてもう十分自立していけるようなところもあると思います。というかむしろ、拡大生産に向けて工場を拡大されたとか、そういうところもあると思います。しかしながら、まだまだ初期の段階で試行錯誤の展開をしておら

れるところもあるし、さらに言えば、地域のまちおこしの段階から初めて事業としてビジネスプランをつくり始めたということもあられるし、いろいろだと、そのように思っておるところです。

それぞれの挑戦を生かす、しかしながら、最終的には事業化するということを目指していくということ、それをにらんでの挑戦を続けていまして、ある意味失敗もあり得ることだと、そのように思っています。ただ、全体として県民生活の向上につながっていくことを目指して、十分最初から多くのチャレンジを引き出していくよう努め、結果として240を超える地域アクションプランの束となっているということでもあります。

引き続き挑戦を続けていくことによって、結果として地産を生かした外商につながる、そういう事業が展開されていくように目指してまいりたいと、そのように考えておるところです。

○土木部長（奥谷正君） 河川と申しますのは、やはり流域全体で考えるものでございまして、その中でも我々は二級河川をやっておりますけれども、当然市町村の管理しております河川も、これまた一定の役割を持っておりますので、議員からも御提案、ございましたけれども、市町村の担当者と協議といいますか、きちんとお聞きをしまして、どういった課題がありまして、特に今回のような豪雨災害、こういったものを前提とした場合において、どんな課題、どんな悩みがあるか、しっかり聞き取りまして、この悩み解決等一緒になって考えていきたいと、このように思います。

○文化生活部長（岡崎順子君） 県立消費生活センターは、こういった窓口のワンストップ窓口としてまず代表選手であると、そういった役割を担っているというふうに私も認識しております。そういった中で、件数がふえていく可能性

もでございます。まず、現状を聞きまして、そういったニーズにしっかり応えられるように、必要があれば回線をふやしていくということも検討していきたいと思います。

また、もう一点でございます。おっしゃるように高齢者の相談がふえている中で、福祉関係をというお話でございます。

おっしゃるとおりだと思います。ただ、具体的にどういったお立場の方、どういった見識をお持ちの方がふさわしいかどうかは、少し検討をさせていただきたいと思います。

○29番（黒岩正好君） 大変にありがとうございました。

じゃあ、以上で一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明10月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後6時3分散会

平成26年10月1日（水曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 久保 博道 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 人 事 務 局 長 山崎 實樹助 君
- 公 安 委 員 長 者 國枝 治男 君
- 職 務 代 理 者 朝日 満夫 君
- 警 察 本 部 長 吉村 和久 君
- 代 表 監 査 委 員 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

事務局長 浜口 真人 君
事務局次長 中島 喜久夫 君
議事課長 楠瀬 誠 君
政策調査課長 西森 達也 君
議事課長補佐 小松 一夫 君
主任 沖 淑子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成26年10月1日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 3 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 5 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条

例議案

- 第 12 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 18 号 高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案
- 第 19 号 県有財産（情報処理機器）の取得に関する議案
- 第 20 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 22 号 平成25年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 23 号 平成25年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第 24 号 平成25年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 第 25 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 報第 1 号 平成25年度高知県一般会計歳入歳出

決算	特別会計歳入歳出決算
報第 2 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算	報第20号 平成25年度高知県電気事業会計決算
報第 3 号 平成25年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算	報第21号 平成25年度高知県工業用水道事業会計決算
報第 4 号 平成25年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算	報第22号 平成25年度高知県病院事業会計決算
報第 5 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	諮第 1 号 退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問
報第 6 号 平成25年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算	第 2 一般質問 (3 人)
報第 7 号 平成25年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算	————— ❦❦❦ —————
報第 8 号 平成25年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	午前10時開議
報第 9 号 平成25年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算	○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。
報第10号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	————— ❦❦❦ —————
報第11号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算	諸 般 の 報 告
報第12号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
報第13号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算	公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。
報第14号 平成25年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算	————— ❦❦❦ —————
報第15号 平成25年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	質疑並びに一般質問
報第16号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。
報第17号 平成25年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算	日程第 1、第 1 号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第25号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」まで、報第 1 号「平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成25年度高知県病院事業会計決算」まで及び諮第 1 号「退職手当
報第18号 平成25年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	
報第19号 平成25年度高知県高等学校等奨学金	

支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問」、以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

25番横山浩一君。

(25番横山浩一君登壇)

○25番(横山浩一君) おはようございます。県政会の横山です。議長に許可をいただきましたので、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

9月3日、第2次安倍改造内閣が発足いたしました。首相は、認証式後の官邸での記者会見で、「景気回復の風は日本の隅々まで行き渡っていない。引き続き経済最優先でデフレからの脱却を目指し、成長戦略の実行に全力を尽くす。これこそが次なる安倍内閣の使命だ」と強調され、新内閣を実行実現内閣と位置づけたところです。

今回の改造での最大の目玉人事は、地方創生担当相には、政府全体にわたり大胆な政策を立案実行する地方創生の司令塔として、石破茂前自民党幹事長を起用したところであります。

地方創生に向けたこれまでの国家戦略、国土開発では、1960年の池田勇人元首相の国民所得倍增計画と太平洋ベルト地帯構想に始まり、1962年から2000年までの4次にわたる全国総合開発計画、これらの計画推進の過程において、思い出に残る1972年の田中角栄元首相による日本列島改造論もありました。そして、夢を膨らませました1988年の竹下登元首相のふるさと創生1億円事業など、これまでも地方の創生に向けた計画が進められたところですが、結果として、残念なことに地方は過疎化、高齢化の波に洗われております。それゆえに、今回の安倍内閣の地方創生を図るための、まち・ひと・しごと創生本部に大いに期待をするところです。

去る8月19日に、元岩手県知事で総務相でありました増田寛也氏、地域活性化のコンサルタントであります株式会社ブランド総合研究所社長の田中章雄氏、2人による、自治体消滅と題してのプレミアムセミナーが東京で開催されましたので、出席をいたしておりました。

御承知のように5月8日に増田寛也氏が座長を務める日本創成会議・人口減少問題検討分科会は、地方から大都市圏への若者の流出が収束しない場合、今後20歳から39歳の若年女性が減少し、2040年には全国自治体の約半数にわたる896市区町村が消滅可能性都市に該当し、うち523市町村は人口1万人未満となり、消滅の可能性がさらに高いと推計されています。本県における推計では、20歳から30歳代の女性の数が半数以下になるのは、34市町村のうち23市町村と推計されています。人口の急減を回避し、将来的に安定的な人口規模を得るためには、適切な少子化対策と東京一極集中是正対策を同時に行う必要があると提言されています。

これらの人口問題の将来推計を受け、政府の経済財政諮問会議は、日本経済の持続的な成長に向けた、50年後に人口1億人程度の維持を目指すとの数値目標を設定したところです。今後、2020年を目途に人口急減、超高齢化の流れを変える。そのために少子化対策の予算を大胆に拡充し、第3子以降の出産、育児、教育を重点的に支援するなど、危機感を一段と強めたところです。

本県においては、少子高齢化が全国に先行して進み、死亡者数が出生者数を上回る人口自然減は、平成2年より続いているところです。

知事は、以前よりこの事態を重大に捉え、課題解決の先進県として、産業振興計画の推進での雇用の場の確保、日本一の健康長寿県構想の推進、婚活から育児までの子育て支援などなどの少子化対策、また定住や移住促進対策など

積極的な取り組みを行ってきているところですが、今回の日本創成会議の分科会の提言について改めて知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、全国47都道府県の3分の1、16道府県が、独自に合計特殊出生率や出生数の数値目標を設定していると共同通信の調査でわかったところで、本県においてはそれらの数値目標の設定を行ってなく、何がしかの目標設定があれば少子化対策への努力目標として、取り組みの効果があらわれることになると思われますが、数値目標の設定について知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、地方の人口減を防ぐためには地方から東京圏などへの一極集中の是正が必要なことは、誰もが認めるところですが、東京圏などへ人と富が集中した結果、さらに人と需要を求めて企業は首都圏に進出し、ますます地方は過疎化、高齢化へと進んでいきます。今後、地方への企業の分散や官公庁の地方への機能移転などが進まなければ、地方の創生は言葉だけで終わる心配もいたすところではあります。

そこで知事は、知事会でも、このことについては国への要望活動を行っていると言います。

東京圏への一極集中是正を図るために、知事は今後、国への政策提言をどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

次に、新会社、とさでん交通株式会社についてお尋ねいたします。

2014年10月1日、きょうは県民の夢と希望を乗せて走る新会社、とさでん交通株式会社の出発の日であります。

これまで、急速に進む車社会の進展、人口減少などの厳しい時代の変化を受けながらも、県民の足として、明治、大正、昭和、平成と事業活動を続けて頑張ってきた土佐電気鉄道株式会社、高知県交通株式会社、両社が統合して、新会社、とさでん交通株式会社が誕生い

たしました。

両社の統合については過去にも議論されました経過もあるようですが、新会社発足に当たり、期限が限られた短期間の中で何かと御苦労されました関係者の皆さん方に、心からの敬意と感謝を申し上げます。今後、新会社、とさでん交通株式会社を将来にわたって県民の足として、また、まちづくりの一員として役立てることが、筆頭株主である県民、県の役目でなかろうかと思えます。

知事は、今回のとさでん交通株式会社の設立を契機として、将来に向けて持続可能な公共交通を実現するよう、その責務を果たすと述べられています。それを踏まえ、以下質問をいたします。

まず、新会社の主要な役員人事が発表されました。企業の発展は人にあるとも言われます。

今後、新会社が発展していくためには、県民に期待され、信頼され、時代の変化に対応し、厳しい周りの状況を切り開く役員体制が求められるところですが、新役員体制に対する期待はどのようなものか、知事にお尋ねいたします。

次に、今回の新会社の発足は、第三セクターとはいえ公共のみの出資で、県の半額出資と残り半分を関係12市町村が出資をしています。市町村には、出資は1回限りとして理解を求めたと聞きますので、将来の経営収支計画の統合3年目の黒字化を達成しなければなりません。

3年目の黒字化の実現のためには、統合によるコスト削減効果や乗客増などが求められるところですが、黒字化に向けた議論はどのようなものがあり、新会社に活かされたのか、統合に御苦労されました副知事にお尋ねをいたします。

次に、新会社、とさでん交通株式会社が無事に出発することができましたのも、これまで土佐電鉄、高知県交通、両社の経営を支え続けた金融機関の役割は大きいものがあったと思いま

す。

今回の合併統合に当たり、金融機関は両社への貸付金75億円のうち、26億円ないし28億円の債権の放棄をいたしました。新会社の経営負担が大いに軽減されたところで、実質的に新会社が引き継ぐ債権は37億5,000万円となったと聞きます。今後の厳しい経営の中で借入金を返済していくためには、金利負担の軽減が欠かせないと思います。

借入金の金利軽減についてどのような話し合いがなされたのか、また中山間対策・運輸担当理事は、非常勤とはいえ新会社の取締役ですので、今後どのように対応されるのか、お尋ねいたします。

次に、新会社が今後発展し、継続していくためには、出資者である県民の理解と協力が不可欠であることは申すまでもありません。今後、利用促進について県民にどのような働きかけを考えているのか、次に、利用促進と利便性の確保に向けてダイヤ編成がなされたところですが、その主たる編成はどのようなものか。

また、利用者の利便性確保を図る上で最も大切と思われるバスターミナルの設置については、高知市が設置し、県は補助とのようですが、どのような議論がなされて進められているのか、中山間対策・運輸担当理事に、以上あわせてお尋ねいたします。

次に、新会社のイメージカラーやロゴマークの発表がありました。南国高知にふさわしい緑とオレンジであります。せっかく公共交通となりましたので、電車の外側にも、県下の自然や文化、歴史を紹介する役割を持たすことも必要でないかと思えます。

観光客にとって、今の路面電車内から見える町並みは、決して目を楽しませてくれるような景色ではありません。観光客などに、路面電車を外から見て楽しんでいただき、また、町とも

調和した工夫も必要と思いますが、中山間対策・運輸担当理事にお尋ねいたします。

次に、発足した公共交通、とさでん交通株式会社を今後経営していくためには、多くの企業や市町村そして国の支援が必要であります。

国においては、赤字路線バスや鉄道などの地域の公共交通を維持していくための、総合的な再生計画を策定した自治体を財政支援する改正地域公共交通活性化再生法が成立いたしました。具体的なメニューは、まだ未定のようにですが、関連経費を2014年度予算に盛り込んでいるとも聞きます。

新会社、とさでん交通株式会社が産業競争力強化法の認定を受けることによるメリットは何か、また今後の利用促進などの取り組みに対する国の支援についてどのように考えているのか、中山間対策・運輸担当理事にお尋ねいたします。

次に、自然災害についてお尋ねいたします。

近年、世界中の至るところで、大きな自然災害が多発しています。この自然災害の多発は、自然が人間社会に、地球が徐々に荒廃していることを知らすためのシグナルかも知れません。その厳しいシグナルの一つに、気象変動による集中豪雨があります。最近の集中豪雨は、かつて予想したこともない、また経験したこともないと言われるほど激しく、記録的な大雨をもたらし、多大な被害が発生をいたしております。

高知県においても、この8月上旬の台風12号や11号の影響や、本県沖に大量の暖気流が流れ込み、集中豪雨が発生いたしました。この豪雨は、県下各地で記録的な雨量を観測し、河川の氾濫や住家の浸水、道路の崩壊、土砂崩れなどが発生し、大きな被害を受けたところです。死亡に至る人的被害がなかったことが不幸中の幸いでしたが、それは高知市初め、集中豪雨が予想され、また発生した各市町村が、早目に避難勧告や指示を発表し、注意を喚起した結果と言

われております。

本県が豪雨災害の復旧に追われる中、今度は広島市を中心とした集中豪雨が8月19日深夜から20日未明にかけて発生、午前1時半からの3時間雨量は観測史上最大の217.5ミリを記録、各地で大きな災害が発生し、土石流が幅50メートル以上にもなり、スピードを保ったまま急斜面を流れ落ちた箇所もあります。それらの土石流に巻き込まれ、74名の方が亡くなりました。

このような大惨事になった原因は、局所的豪雨に対応がくれ避難勧告が間に合わなかったことが、人的被害を大きくした一因とも言われております。

政府は、この土砂災害を受け、局地的豪雨に伴う土砂災害を防ぐために土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域の指定促進に向け、支援強化の改正素案をまとめたところです。その内容は、重点対策を実施する警戒区域への指定が進んでいない場合、国が都道府県に適切な対応を指示できるようにし、指定の前提となる基礎調査の結果公表も義務づけるなどとなっています。

今回の広島市での土石流災害は警戒区域外に被害が集中していますので、土砂災害警戒区域への早い指定がいかにか大切なことであるのか理解できます。

全国で土砂災害の危険がある箇所は52万5,000カ所で、そのうち警戒区域指定は7割弱の35万5,000カ所となっております。

高知県における危険箇所は1万8,112カ所で、全国で7番目に多く、そのうち警戒区域への指定は37.3%と、全国と比べ低くなっています。このことを受け、知事は、この8月に、2016年度以降は年間指定件数を、昨年度からの1,000カ所を2,000カ所に加速させる方針を表明したところです。

そこで土木部長に、これまで本県の警戒区域

への指定が全国に比べおくれた原因をどのように分析し、今後、指定促進を図っていくのか、お尋ねいたします。

次に、土砂災害の被害をできるだけ少なくするためには日ごろの市町村の防災意識の徹底が必要不可欠であります。今後、市町村とどのように連携し、防災意識を高めていくのか、土木部長にお尋ねをいたします。

次に、本県の警戒区域指定を進め整備を行っていくためには、防災予算の増額が必要であります。今後、国への対応をどのように図っていくのか、知事にお尋ねいたします。

次に、再生可能エネルギーについてお尋ねいたします。

2011年3月に発生しました東日本大震災での福島第一原子力発電所の原子炉建屋の爆発による放射能汚染は、今なお、ふるさとに帰れない多くの人々を生み、汚染との戦いを続けているところです。この水素爆発による過酷事故は、1979年3月に起きましたアメリカのスリーマイル島の原発事故、1986年ソビエト連邦でのチェルノブイリ原発事故に匹敵する大惨事と言われております。

現在、原子力発電所の再稼働に向けての原子力規制委員会による審査が行われているところですが、安心・安全が確実に担保される既存施設の再稼働を求めるところであり、将来には原子力発電に頼らない国のエネルギー基本計画を望むところです。

この福島原子力発電所の事故を契機として、2013年末の世界の発電設備の容量に占めるクリーンエネルギーである再生可能エネルギーの割合が、前年に比べ17%増の5億6,000万キロワットに達したとの報告がなされています。

日本においても、太陽光発電が1年間で690万キロワットふえ1,360万キロワットに達し、世界5位から4位に浮上しています。この日本の再

再生可能エネルギーの急増は、2012年に導入されましたエネルギーの固定価格買取制度に負うところが大きいと言われていています。石炭や石油などの化石燃料の資源が少なく、エネルギー源の多様化を進める日本にとって、再生可能エネルギーの利用は今後もますます重要で、活発化するものと思います。

本県では、新エネルギービジョンを制定し、自然に優しい再生可能エネルギーの増大に努めているところです。県内で稼働する太陽光発電設備の規模が2月末時点で、新エネルギービジョンの2015年度目標とする11万2,000キロワットの9割に達し、未稼働の認定設備を含めると37万キロワットを超え、目標を大きく上回っていると聞きます。

このほか、風力発電やバイオマス発電などの設備規模についても、既に目標を上回っている状況で、再生可能エネルギーの普及が急加速していますが、林業振興・環境部長は、この状況をどのように捉え、高知県の新エネルギービジョンを進めていくのか、また新エネルギービジョンの見直しも必要と思うがどうか、お尋ねいたします。

次に、太陽光発電設備が県下の至るところで見受けられるようになりました。それは平地であり、山や休耕地などであります。太陽光発電施設が一段と増加している背景には、個人や企業による土地活用での投資が目的とも聞きます。このように再生可能エネルギーの利用促進が一段と進む中、電力会社の送電網の容量限界から、再生可能エネルギーの買い取りを中断する電力会社が出てきています。

このことを受け、国はエネルギーの固定価格買取制度の見直しを前倒しすることを決めたところです。再生可能エネルギーにとって周りの状況が少し厳しくなったとは思われますが、基本的には化石燃料や原子力に頼らない自然エネ

ルギーの利用拡大が続くものと思います。そのためにも、今後、高知県の美しい自然景観を守るために、設置場所などについて一定の規制も必要とも思います。全国的にも太陽光発電施設の設置方法や場所等について規制がなされたり、そのための検討もなされているところもあると聞きます。

県は、高知県の自然景観をこれからも育て守っていくために規制も必要ではないかと思いますが、知事はこのことについてどのように考えられ、対応されるのか、お尋ねいたします。

次に、農業振興についてお尋ねいたします。

農業者の皆さんにとって、大きな節目のときを迎えています。政府の規制改革会議は、農業協同組合の見直しを盛り込んだ答申を安倍首相に提出いたしました。

その内容の主なものは、農業をめぐる環境について危機的な状況にあるとし、意欲ある主体が新しい道を積極的に切り開いていく必要があると強調し、農協、農業生産法人、農業委員会の見直しを3点セットで断行すべきとのことで、全国農業協同組合中央会にとって非常に厳しい内容となっています。

この答申を政府がそのまま実行に移すとは思いませんが、農家が生き残り、農協がその役割を果たすための早急な改革を期待するところです。

今回の内閣改造で、農林水産大臣として西川公也衆議院議員が就任いたしました。就任後の記者会見において、TPP交渉にどのように臨むかの問いに、「農林水産業が傷まないよう、衆参両院農林水産委員会での決議を守り抜く。その上でTPPが発効すれば、経済効果が生まれるので、交渉を進めたい」と述べられています。西川大臣は、これまで自民党のTPP対策委員長を務めていましたので、TPPの妥結が早まると予感もいたしますものの、現状ではまだ妥

協点が見出せないようであります。

これまでの自民党と国民との約束、農業の米や麦、牛・豚肉、乳製品といった重要5項目の関税が守られるのか、危惧するところです。そのためにも、農業、農家の足腰を少しでも早期に強くするための取り組みを進めていく必要があります。

そこでまず、この8月は当初よりの豪雨や台風で、その上、日照不足も重なり、農家の皆さん、何かと大変で御苦労されたことと思います。また、ことしは米が安いとも聞きます。

ことしの作柄について、刈り入れ前の地域もありますし、また過日、このことにつきましては中国四国農政局より発表がありましたものの、どのように予測されているのか、農業振興部長にお尋ねいたします。

次に、近い将来のTPP交渉の妥結をにらみ、本県農業を守り発展させていくためには、効率的な農地の活用が不可欠であります。

国においては、日本の農家が耕す平均経営面積は約2ヘクタールで、フランスやドイツの50ヘクタールと比べると桁違いに小さく、また、耕作放棄地も過去20年間で滋賀県全体と同じ規模に匹敵する40万ヘクタールまでに膨らんだこともあり、農地の集約化で農家の生産コストを減らし、将来は輸出もできる環境を整えたいとの考えで、これまでの国の農業政策を見直し、農家の経営規模拡大を図るために、農地バンクの役割を果たす農地中間管理機構を都道府県に設置したところです。本県においては、県農業公社が農地中間管理機構の役割を果たすところとなっています。

2010年度末の県内耕作面積は2万8,700ヘクタールで、そのうち、担い手への農地集積率は約2割であります。農業振興部では10年後に約6割に伸ばす目標を設定、と聞きます。今、それに向けての作業が始まっているところですが、

本県では5月下旬に、高知市、安芸市、南国市など県内15市町村の農地の借り受け希望者の募集が既に終わったと聞きます。

農地の借り手と農地所有者、出し手の募集状況はどのようになっておるのか、今後の課題や進め方について、農業振興部長にお尋ねいたします。

次に、農地の荒廃や耕作放棄地の増加の大きな原因と考えられます有害鳥獣への対策についてお尋ねいたします。

この人間と動物の共生の課題、ますます農業被害が増加しているように思われます。この対策には、本県ばかりでなく全国の都道府県でも頭を痛めているところです。

去る7月末、土佐清水市において、平成26年度幡多三市一町一村区長会連絡協議会による知事要望と意見交換会が開催されました。私たち幡多出身の関係議員が紹介議員として出席させていただいたところです。この会合での要望事項として毎年上がるのが、有害鳥獣対策についてであります。

県はこれまで鹿やイノシシなどの被害を防ぎ、頭数を適正規模にするために、捕獲報償金の補助や新規の狩猟者確保、わなの配付などに取り組まれ、一定の成果が上がっているように思いますものの、それ以上に鳥獣被害や頭数が増加しているようにも思われます。そこで、まず現状と問題点について、中山間対策・運輸担当理事にお尋ねをいたします。

次に、狩猟免許者が必要な費用の軽減策などについてお尋ねいたします。

わなの免許取得を目指す人にとって、免許取得に要する費用は、まず試験を受けるために試験前の講習会受講料7,000円と受験料5,200円が要りますが、猟友会が行う受講料については、県が補助してくれています。問題は、毎年狩猟に要する経費であると思います。それは県の狩

猟税8,200円であり、狩猟者登録手数料1,800円、そして県猟友会と地区猟友会へのそれぞれの会費であります。そしてまた、万が一に備えての保険料も必要と聞きます。

農家の皆さん方には、被害は防ぎたいものの、毎年の費用負担がかかりますので、狩猟免許取得を見送る人もあると聞きます。県は有害鳥獣駆除を声高に言うのであれば、もう少し狩猟に要する経費の補助ができないかとの強い要望があります。

そこで、県税である狩猟税に対する見直しの国への提案や、登録料の減免、県猟友会に対する運営費の補助を行うことで狩猟者の個人負担の軽減を図るなど狩猟免許者の経費の節減を図り、免許取得者の拡大で有害鳥獣の駆除や防除をさらに進めたいと思っておりますがどうか、中山間対策・運輸担当理事にお尋ねいたします。

次に、県では鹿被害を防ぐために、県事業として鹿被害特別対策事業を立ち上げ、防護柵設置に対して一定の支援を行っています。

その事業で、個人が他の市町村にミカン山を持っているが、居住区域外とのことで事業が使えなく、ミカン山がある市町村では、所有者の住所がないとのことで補助が受けられない。ミカン山に防護柵をやりたいものの、事業にのせてもらえないとの話がありました。

県の補助金を受け、市町村が事業をやるわけですので、理解はしたいと思っておりますが、県費が出ている以上、県内のどこに事業の該当地があったとしても、広域での補助事業にのせることができるように県はすべきと思っております。今後の市町村との協議や対応について、中山間対策・運輸担当理事にお尋ねいたします。

次に、県内製造業の振興についてお尋ねいたします。

県は先月の29日、2013年の工業統計調査結果の速報を発表いたしました。本県工業力の指標

となる製造品出荷額等が、5年ぶりに5,000億円台に回復し、5,217億円となりました。この製造品出荷額等につきましては、これまで、議会での質問の中で、まずは本県の5,000億円超えを切望しておりましたので、大変喜んでおります。順位は47位と、これまでと同じように最下位で、46位の沖縄県の背中には1,000億円と差がありますものの、伸び率が5.5%、全国で4番目に高かったところで。

これは、知事を中心に産業振興計画を推し進めた結果が数字としてあらわれたものであり、今後も製造品出荷額等の増加を図るために、県民一丸となって取り組んでいかなければなりません。そのためにも、本県の企業の活発な設備投資が必要であります。

日本政策投資銀行の調査結果によりますと、2014年度の資本金1億円以上の企業の国内設備投資額は19兆3,047億円で、2013年度の実績と比べ15.2%増となる見込みで、地域別でも、全国10地域全てで前年度を上回ると見込まれています。

日本政策投資銀行四国支店がまとめた2014年四国の民間企業の設備投資計画額は、全産業ベースで前年度の実績を15%上回る2,775億円と、2年連続で増加しています。県別では昨年に比べ、徳島県は製造業、非製造業の全体で3年ぶりに増加、香川県は全体的に大幅増加、愛媛県は3年連続の増加となっているところで。本県においては製造業で52.8%の減、非製造業で18.6%の増、全体では14.8%の減となっております。この要因は、木材産業における前年度よりの反動減とのことでありますが、本県のみが前年度を下回るといふ、気になる結果となっております。

中小零細企業の多い本県では、アベノミクス効果がまだ十分にあらわれていないという声も聞きます。

本県の製造業の強化を図っていくためには、より一層の設備投資を引き出していくことが必要であると考えますが、現在の設備投資の状況をどのように分析し、今後県内企業の設備投資をどのように引き出していくのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

次に、安倍内閣は新成長戦略の大きな柱として、法人税の実効税率を現行の35%程度から数年で20%台に引き下げる目標を打ち出しました。それらは海外企業の進出拡大や日本企業の競争力を高めることとなり、また、企業の設備投資や従業員の賃上げを促し、さらなる経済の活性化につなげたいとの考えであります。

日本の法人税の実効税率は、国際的に見て高いとも思われますので、税率の段階的引き下げは理解いたすところですが、法人税率の引き下げで不足する税収をどこで補うのか、地方交付税に頼る本県財政や県内に多い中小企業にとってプラスになるのか、懸念もあります。このことについては、今後、年末の政府・与党の税制調査会での議論になるところです。

そこで知事は、この件については地方財政に影響が出ないようにと全国知事会においても国に要望を上げているようですが、法人税の減税や外形標準課税への移行などの税制改正が本県にどのような影響を与えるのか、そのための対応とあわせ、知事にお尋ねをいたします。

次に、外国人労働者の雇用の状況についてお尋ねいたします。

2008年のリーマンショック後の世界経済の回復、アベノミクス効果などでの設備投資などの拡大により、日本企業は、特に大都市圏での人手不足が深刻になっております。このような状況のもと、企業は労働者確保のために外国人労働者を活用しており、その一つの例として、外国人技能実習制度があります。この制度は、企業が外国の青壮年労働者を一定期間受け入れ

て、技術を習得させるものであります。本県においても、以前よりマグロやカツオ漁の現場で、この制度が取り入れられています。

将来の日本や本県での15歳から65歳までの労働人口の減少を考えたとき、今後も人手不足が予想される介護や建設、製造業の現場での雇用の広がるのではないかと思います。

そこで、本県の外国人労働者の現状について商工労働部長にお尋ねいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお尋ねいたします。

ことしの9月15日の敬老の日を前に、厚生労働省は高齢者の長寿の状況などについて発表いたしました。それによりますと、全国の100歳以上の高齢者数は44年連続増加となる最多の5万8,820人で、本県も過去最多を更新して644人で、昨年比53人増となっています。人口10万人当たりの比率は86.44人で、昨年と同じく島根県に次いで2位とのことですが、この10万人当たりの比率も増加傾向で、2004年の40.52人と比べ10年間で2倍を超えています。

高齢化社会が進展する中で、誰しもが健康長寿を望みます。その目安となる本県の健康寿命についてお尋ねいたします。

世界保健機関——WHOは、健康上の理由で日常生活が制限されることがない健康寿命を2000年に提唱したところでした。2010年における日本人の健康寿命は、男性70.42歳、女性73.62歳となっており、全国における健康寿命が最も長いのが、男性で愛知県の71.74歳、女性が静岡県の75.32歳とのことでありました。健康で長生きをすることは非常に難しいことですが、大切な指標であるとも思います。

本県における健康寿命をどのように把握され、全国との比較はどのようなものか、また今後、健康寿命を延ばすためにどう取り組まれるのか、健康政策部長にお尋ねいたします。

次に、医療費の都道府県別支出目標の設定についてお尋ねいたします。

政府は、高齢化に伴ってふえ続ける医療費を抑制するために、年内にも地域ごとの適正な病床数や人口、年齢構成などを踏まえ、支出目標を定めるための算出方法を示し、2015年度に目標導入を目指す方向で、それに向けての有識者による専門調査会を立ち上げたところです。これに対し、日本医師会などの医療関係者からは、支出目標を設定すれば、必要な地域医療が提供できなくなるおそれもあるとの声が上がっています。

本県の平成23年度の1人当たりの医療費は61万2,000円で、全国都道府県別では最も高く、入院に係る医療費も全国最高の33万3,000円で、また、平成24年10月1日現在の人口10万人当たりの病床数は、高知県が2,476床で、千葉県は920床で、約2.7倍の開きがあります。

高知県は、全国に先駆けて少子高齢化時代を迎え、日本一の健康長寿県構想を進める中で医療費の抑制を図っていますが、医療費の抑制が目的で都道府県別に支出目標が設定されると、県民にとって、これまでのように十分な医療が受けられるのかどうか不安に思います。

また、来年度以降、各都道府県は必要な医療体制などを盛り込んだ地域医療構想も策定することになっていますが、医療費の支出目標設定について、健康政策部長はどのように考えられ、国に提案されるのか、お尋ねいたします。

次に、足摺海洋館についてお尋ねいたします。

足摺海洋館は昭和50年の開館以来、足摺宇和海国立公園を代表する施設として、高知県や竜串の観光振興に、また子供たちの海洋学習や体験学習の場として、その役割を果たしてきたところです。築40年を経、将来予想されます南海地震に備えるために、昨年度耐震調査を行ったところです。その結果、耐震性能が満たされて

いないことが判明し、その耐震改修の工事費についても約5.2億円が必要とのことであります。

それらの結果を受け、県は足摺海洋館の存廃について議論する、足摺海洋館あり方検討委員会を立ち上げ、過去4回にわたり議論を積み重ねたところです。最終的に、海洋館のスタイル、規模、立地場所、ターゲット、入館者目標などの意見がまとめられ、今回、足摺海洋館の基本計画策定の補正予算が提案されたところです。

県は、この足摺海洋館の施設整備に当たり、足摺海洋館をどのように変え、どう生かすのか、また、改築の今後のスケジュールはどのように考えているのか、次に、運営における大阪海遊館との連携はどのように図られるのか、これらを観光振興部長にお尋ねいたします。

次に、水産振興についてお尋ねいたします。

農林水産省が8月末に発表しました5年ごとに行う2013年の漁業センサス結果によりますと、河川などの内水面漁業を除く漁業就業者数は全国で18万1,253人で、調査開始以来、過去最少となっています。2008年の前回調査からの下落率の大きな原因は、2011年3月に発生しました東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、岩手、宮城、福島の被災3県で大幅に減少したことが挙げられています。

全国の漁業者の減少が続く中で、本県におきましても、ついに漁業者が4,000人を切る事態が2013年漁業センサス県内速報で発表されました。本県漁業者は1968年、昭和43年に当たりますが、1万6,707人いましたが、年ごとに大幅な減少が続き、2008年には5,000人割れ、ついに今回のセンサスで4,000人割れとなったところです。

漁業を主要産業とする本県にとって、深刻な事態と考えるところです。年齢別に見ますと、60歳以上の男性の就業者が最多の2,014人で、全体に占める割合は、前回の2008年の47%から50.7%に上昇、男性の50歳代が721人で続きますが、

減少幅は33.1%で最も大きく、全体で増加した年齢層はなく、20歳代以下は197人で、全体のわずか5%とのことです。

この調査結果について、県漁協の組合長さんは、「10年後にどうなるだろうと強い危機感を持っている。漁業者減に歯どめをかけることは難しいが、新規参入支援などを地道にやるしかない」などと言われております。水産振興部長も御承知のように、本県は700キロメートルを超える長い海岸線を持ち、昔から沿岸での定置網漁、そして近海での一本釣り漁業で栄えてまいりました。

本県漁業者の半数が60歳以上の方々でありますので、今後10年ないし15年たてば、一般的には漁業から引退されますので、若い漁業者を育て、ふやすことが喫緊の課題であります。確かに現実には非常に厳しいことは理解いたしながらも、さらなる取り組みを望むところです。水産振興部長の現状認識と決意をお尋ねいたします。

次に、日本の代表的魚種であるカツオやマグロの水揚げが減少しています。本県のカツオのひき縄漁は例年3月から5月にかけて最盛期ありますが、ことしは水揚げが余りなく、燃料代もとれなくて漁に出ることができなく、カツオを扱う小売店や食堂、宿泊施設においても、観光客に本県自慢のカツオのタタキを十分に食べてもらうことができなく、カツオのタタキを期待して来られました観光客などに迷惑をかけたところです。今後、秋の下がりカツオに期待するところですが、これまでに漁ができたとの便りは余り聞かれないうちに思います。

本県の魚に指定され、本県観光の食の顔として欠くことのできないカツオ、このカツオ資源の状況について、県はどのように把握しているのか、また南洋海域での網による一網打尽の大型まき網漁の操業規制などを今後も強く国に働きかけるべきと思うが、どのような対応がなさ

れているのか、あわせて水産振興部長にお尋ねいたします。

次に、知事にお尋ねいたします。

本県にとって、特にカツオは、先ほど述べましたように県の魚でもあり、高知県観光の食の顔でもあります。国内旅行の調査研究を行っている、じゃらんリサーチセンターの「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」ランキングで、本県が2年ぶりに1位を獲得したところで、その主役はもちろんカツオのタタキであります。

今、国会においては、マグロとカツオの漁業経営の安定や発展を目的に、本県の中谷元衆議院議員や山本有二衆議院議員らが発起人となって、自民党国会議員の「まぐろ・かつお漁業推進議員連盟」をこの3月に発足させたところです。今回のカツオの不漁問題を受け、政府や自民党執行部にカツオ、マグロの資源管理の強化を求める決議をまとめたと聞きます。

カツオの水揚げについては、他県が格段と多いところですが、カツオへの思いは、本県が一番強いと自負するところです。他県に協力していただき、尾崎知事がリーダーとなってカツオ資源を守るために、知事による組織の結成を他県に投げかけてはと思いますが、どうでしょうか、知事にお尋ねいたします。

次に、最近、世界的にすしネタとして有名になりましたマグロ、このマグロの資源管理に取り組む中西部太平洋まぐろ類委員会の小委員会は、日本が提案した30キロ未満の未成魚の漁獲量を2015年から半減することで、参加各国が大筋で合意し、今後、12月に開催される中西部太平洋まぐろ類委員会において採決を目指すところです。

このマグロ漁の件につきましては、昨年9月議会において、本県のひき縄漁業への影響について質問したところですが、2015年より、これまでの15%の削減から半減という大幅な削減内

容となりましたので、漁が少ない夏場にクロマグロ養殖用の稚魚として、ヨコワ——クロマグロの子を釣り、生計を立てている零細な漁業者への影響は大きいものと思います。このことをどのように捉え、対応されるのか、水産振興部長にお尋ねいたします。

次に、海面漁業の漁獲量が、2013年においては前年に比べ6%減の7万9,299トンとなり、昭和34年以降の統計で初めて8万トンを下回ったと中国四国農政局高知地域センターが発表いたしました。

漁獲量は年ごとに変動するものとはいえ、川や海の漁獲量が毎年減少していますので、将来を危惧するところです。このような状況下において、県漁協は2期連続しての黒字決算となり、ことしは純益4,600万円で、合併から引き継いでいる繰越欠損金は3億9,900万円に圧縮されたところです。この黒字決算は、サンゴ漁の水揚げの増加によるところが大きいとも聞きます。

漁業の将来に厳しさが増す中、県は、組織全体の強化と漁業資源の有効活用を図るために、漁協合併を進めてきたところですが、まだ道半ばにあります。

これまで述べましたように、漁業者や漁業資源の減少を考えたとき、県1漁協構想は、漁業者の生活や漁業資源を守るためにも避けて通れない課題だと思います。現時点での状況と、また今後どのように進められていくのか、水産振興部長にお尋ねいたします。

次に、高知でとれた魚を大都市の皆さんに知っていただき、食べていただく、そのために県は、「高知家の魚 応援の店」への登録のお願いを進めているところですが、登録の店舗数の推移はどのようになっているのか、また高知の魚の供給はうまくいっているのか、それらの現況と今後の課題と対応について、水産振興部長にお尋ねし、1回目の質問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日本創成会議の分科会の提言についてお尋ねがございました。

日本創成会議の提言は、人口減少の問題を生産率の低下だけで捉えるのではなく、若者の地方から大都市への流出といった視点からも捉えられており、共感する部分が大変多いと考えております。

また、何よりも、消滅可能性都市のリストが具体的に示されたこともあり、日本全体において人口減少問題に対する危機感が広く共有され、少子化問題や人口減少問題が国家的な課題であることが強く認識されるようになりました。私自身、県の政策提言や全国知事会の政策提言において、以前から国に、この問題の重要性を訴えてまいりましたが、明らかに国の雰囲気が変わり、これまで以上に真剣に話を聞いていただいているとの実感をいたしているところです。

他方で、この提言には、東京一極集中に歯どめをかけるための方策として、若者に魅力ある地域の拠点都市に投資と施策を集中していくという考え方が示されておりまして、この点につきましては、中山間地域を初めとする都市以外の地域の切り捨てにつながりかねないのではとの懸念を覚えたところでありました。

このため、提言を取りまとめられました日本創成会議の増田座長も出席されました7月の全国知事会議や9月の経済財政諮問会議の「選択する未来」委員会の場などにおきまして、本県が取り組んでおります集落活動センターのような、都市以外の地域の小さな拠点の必要性を積極的に訴えてきたところでありました。

増田座長を初め関係者の皆様には、十分に御理解をいただいたのではないかと考えておりますけれども、引き続き全国知事会などとも連携

をいたしまして、さまざまな機会を捉えまして、中山間地域を初めとした都市以外の地域に若者が住み続けられるような、そういう強力な政策をとっていただきたいと、そういう形の政策提言、また具体策も含め行っていきたいと、そのように考えておるところであります。

次に、少子化対策への数値目標の設定についてのお尋ねがありました。

人口減少の問題がもたらす国家的な危機の回避に向けまして、国が長期的な視点に立った目標を示すことは、具体的な施策の政策効果を検証し、さらなる効果をもたらす方向へと展開していく上で非常に重要なことだと認識しております。

他方で、合計特殊出生率や出生数といった具体的な数値目標を設定することに対しましては、個人の生き方への介入になる、女性に出産を押しつけるようなメッセージを与えかねないなどといった慎重な意見があることも承知をいたしております。

こうした中で、結婚や子育てを希望しながらも、経済的な問題や仕事と育児の両立が難しいなどといったさまざまな事情により、その希望を断念せざるを得ない数多くの方々がいらっしゃるといふ現状に目を向けましたとき、私は、希望の時期に安心して子供を産み育てられる環境を整備していくことこそ、今、何よりも求められていることだと考えているところでもあります。

このため、地域の保育や子育て支援サービス、要保護児童への支援策、家庭や地域の教育力の向上などといったさまざまな分野におきまして、具体的な数値目標を掲げました次世代育成支援行動計画——こうちこどもプランの取り組みを推進し、また新たな少子化対策の取り組みも推進をしてきているところでもあります。

現在、これまでの取り組みの成果なども踏ま

えまして、新たな次世代育成支援行動計画の策定作業に着手をしておるところであります。その中では、さらなる強化を図るべき施策と必要となるサービスの目標値などにつきまして、また、全体としての数値目標のあり方なども含めまして、具体的な検討を進めたいと、そのように考えております。

今後とも、県民の皆様お一人お一人の希望や価値観を大切に、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の取り組みを着実に推進してまいりたいと考えています。また、その際には地方の創生の実現に向け、50年後にも1億人程度の人口構造を保つという、政府目標の達成に向けた国の動向にも留意しなければならないと、そのように考えているところがございます。

次に、東京圏への一極集中是正のため、どのように国への政策提言を進めていくのかのお尋ねがございました。

東京圏への一極集中が進みますと、我々地方にとっては、人口減少に伴う域内でのマーケットの縮小や地域での人材不足などの影響が生じますし、加えて国全体でも、出生率の低い首都圏へ若い世代が流出することにより、人口減少に拍車がかかるものと考えております。

このため、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームといたしましても、地方で子育て環境に恵まれた家庭を築く若者を増加させること、これを少子化対策の3本の柱の一つに掲げまして、6次産業化の推進など若者の雇用につながる地域経済の活性化や、企業の地方移転の促進、地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進など、具体的な対策の提言をまとめて、安倍総理初め、担当大臣や政府・与党の関係者などに対し、申し入れを行ってきているところでもあります。

こうした中、国におきましては、総理を本部

長とする、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、東京一極集中の歯どめを基本的視点の一つとして掲げ、人口減少克服、地方創生という構造的な課題に正面から取り組むこととしております。

また、全国知事会におきましても、私を含む13道府県知事で構成いたします地方創生対策本部を設置し、速やかに国の動きに対応するための体制を整えたところであります。

こうしたことから、体制の強化された全国知事会とも連携をしながら、東京への人口集中の歯どめ策につきまして、具体的な政策提言を、これまでに引き続き行ってまいりたいと考えているところでありまして、その際には、ぜひとも具体的な効果をもたらす骨太の政策提言としていきたいと、そのように考えておるところであります。

また、あわせまして、CLTの推進を起爆剤とする林業の再生、さらには集落活動センターを中心とした中山間地域での小さな拠点づくりなど、地方創生につながると本県の経験からも考えられる施策などにつきまして、本県独自の政策提言としても積極的に行っていきたいと、そのように考えているところであります。

次に、とさでん交通の新役員体制に対する期待はどのようなものかとお尋ねがありました。

とさでん交通は、多くの関係者の御理解と御協力のもとに、本日、新たに再出発することとなりました。ここに至るまでには、中央地域公共交通再構築検討会での議論や、各取引金融機関における債権放棄等の同意、それぞれの株主総会における株主の皆様への御判断、そして県を初めとする関係12市町村の議会における出資議案の可決など、幾重ものプロセスがあったところであります。また、本件は、県議会の公共交通問題調査特別委員会におきましても、公的関与のあり方について検討を深める必要性を御指

摘いただきますなど、県議会もまた活発な議論を展開してこられた問題であるわけでございます。

とさでん交通の経営陣は、昨年来の新会社設立までのプロセスに中心に取り組んでこられた方々であります。これまでの問題点や課題、そしてそれをどう改善すべきかといったこと、さらには県民の皆様や行政からの期待や要請についても、十分に御理解されておられる方々だと思っております。

事業再生を達成し、持続可能な公共交通の実現を図ってまいりますためには、乗り越えなければならない課題が数多くあろうかと思っております。先日は、新体制としての経営戦略が発表され、使い勝手のよい公共交通の実現に向け、具体的な改善策が打ち出されたところでありますけれども、今後は新役員を中心に、安全・安心で利用しやすい公共交通となるよう、スピード感を持った事業運営がなされるものと期待をしているところであります。

地方の公共交通を取り巻く経営環境は、今後とも厳しい状況でございますけれども、県としても、とさでん交通の取り組みをサポートしてまいりたいと考えております。新たな経営体制のもと、全社一丸となって経営努力を徹底し、県民や利用者の皆様への期待に応えていただきたいと考えておるところであります。

次に、防災予算の増額に関する国への政策提言についてお尋ねがありました。

このたびの8月豪雨により、広島市では70名を超える犠牲者が出るなど、とうとい生命と貴重な財産が一瞬にして奪われる大変痛ましい災害が発生をいたしました。国においては、この教訓を踏まえ、都道府県における土砂災害警戒区域の指定を促進させることなどを狙いとした土砂災害防止法の改正を行うと聞いております。

本県では、平成17年度から土砂災害警戒区域

の指定に着手をし、当初は年間500カ所のペースで指定してきたものを、平成25年度からは指定箇所を倍の年間1,000カ所にして取り組みを進めてきたところであります。さらに、今回のような豪雨に備えるため、平成28年度からは、その倍の年間2,000カ所の指定ができるよう、来年度から指定に必要な基礎調査の実施を強化することといたしております。

また、台風第12号及び第11号の豪雨による地すべり災害に対して、技術的支援や財政的支援などを国にいち早く要望するとともに、土砂災害への迅速な対応のため、必要な事業費を補正予算案に計上しているところであります。

土砂災害から人命を守るためには、ハードとソフトが一体となった取り組みが必要であります。このため、改正される土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、警戒区域の指定の加速化に伴う基礎調査及び砂防施設の整備に必要な予算の確保に努めますとともに、地方負担額の軽減などについて、国に政策提言をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、本県の自然景観をこれからも育て、守っていくための規制についてお尋ねがございました。

良好な景観は国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を受けることができるよう、保全に努める必要があります。

県内では、四万十川流域を共通の景観資産としている四万十市ほか4つの町及び高知市、本山町が景観条例に基づき、景観を保全すべき区域や設置する構造物の大きさ及び色彩などの制限を定めた景観計画を策定しております。

こうした中、景観計画の策定時には想定していなかった太陽光発電施設が四万十川流域で設置され、無機質なパネルが観光客の目にどう映るかといった課題が生じたため、四万十市は、川沿いの道路からの景観を損ねないよう植

樹などの対策を設置業者に要請し、あわせて景観計画の見直しも検討すると聞いております。この見直しに当たりましては、県が四万十市ほか流域の4町との調整会議を開催するなど、積極的に支援していきたいと考えております。

また、県内には、四万十川流域以外にも、仁淀ブルーとして全国に紹介された仁淀川や、東洋町から宿毛市までの美しい海岸線などがあります。これらは景観資産であるとともに、観光客の誘致を図る観光資源でもありますことから、保全に取り組むべきだと考えています。

今後、市町村が景観計画を策定するよう協議を進めますとともに、策定が困難な市町村については、県が主体的に計画の策定に取り組んでまいります。

次に、法人税の減税や外形標準課税への移行などの税制改正が与える本県への影響と、その対応についてお尋ねがございました。

法人税の改革については、本年6月に閣議決定されました骨太の方針におきまして、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることが盛り込まれたところでありまして、政府税制調査会法人課税ディスカッショングループが、同じく6月に改革の方向性を取りまとめたところがあります。

この取りまとめにおきまして、法人税改革の個別の論点について、現状及び改革の方向性が整理されたところではありますが、地方法人課税の見直しにつきましては、外形標準課税につきまして、付加価値割の拡大及び対象法人の拡大を行うべきとの方向性が示されたところがあります。

こうした議論を受けて改正がなされた場合、本県の税収は法人事業税において一定の増収圧力がかかる一方、法人県民税法人税割は減となるとともに、法人税は交付税の原資でもありますため、交付税の減も避けられないところ

であります。

また、資本金1億円超の企業に課されている外形標準課税の対象を、資本金1億円以下の、いわゆる中小企業に拡大していくことにつきましては、依然として厳しい経済状況にある中、零細な中小企業に打撃を与えることになりかねません。とりわけ、本県のように中小企業の割合の高い地方において大きな影響が出ることから、慎重に検討されるべきと考えております。

今後、税制改正の議論が本格化する年末にかけまして、その動向を注意深く見守りますとともに、本県のような地方の実情について、同様の課題を抱える県と連携しながら、適時適切に国に訴えてまいりたいと考えております。

最後に、カツオの水揚げが多い他県と連携し、カツオ資源を守るための組織を結成してはどうかとのお尋ねがございました。

本県における平成25年のカツオの生産量は2万1,200トンと、カツオは本県の漁業生産量の中で最も多い魚種であります。また、主要な都市別の1世帯当たりのカツオの消費量では、高知市がおよそ5キログラムと、2位の水戸市の2.4キログラムに倍以上の差をつけて日本一であるように、カツオは、本県にとってなくてはならない魚であります。

このカツオ漁業やマグロ漁業の経営安定に向けた対策を推進するために、昭和52年に本県を初め、鹿児島県や北海道など、カツオ、マグロ漁業の盛んな道と県の知事で構成する、かつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会という組織がございまして、本県は副会長に就任をしているところであります。

現在は、11の道と県が会員となり、熱帯域のまき網漁業の能力削減など資源及び漁業管理体制の推進、水産制度資金など金融対策の拡充強化、東日本大震災による被災地の水揚げ施設の復興支援など、県の枠を超えた国内的、国際的

な諸課題について、関係省庁や国会議員へ要望活動を行っております。

これまでの要望活動では、熱帯域のまき網漁業における集魚装置の使用を抑制するよう求めた結果、平成20年に集魚装置を2カ月間使用しないことが国際会議で決議されるなど、一定の成果が上がっております。

今後、この道県協議会を通じまして、カツオ漁業の振興を図る施策を推進するよう国に対してさらに求めてまいりますとともに、伝統の土佐のカツオ一本釣り漁業を守るために、本県としても、中西部太平洋でのまき網漁業の漁獲量や隻数を削減するよう、国に対して引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 統合3年目の黒字化に向け、どのような議論をし、新会社に生かされたのかとのお尋ねがございました。

経営の健全化に向けての取り組みに関しましては、再構築検討会の場で、新会社に求められることとして、営利企業としての経済合理性と公共交通事業者としての公益性を両立可能な経営管理体制が構築されること、行政からの補助金に過度に依存しない経営を実現するための効率的経営と収益構造が確立されることなど、私からも自助努力を求める発言を重ね、議論が行われました。

それらの検討会での議論を踏まえ、組織構造の効率化や委託業務の見直しなどのコスト削減策の実施、系統番号化や乗り継ぎ割引の充実などによる利用促進策や、利用者ニーズを反映した企画商品の開発などの増収策の実施を骨子とする事業再生計画が策定されました。

そうした方針を受け、このたびデータに基づく経営戦略が示され、あわせて利便性向上に向けての具体策として、1つ目として路線バスの

系統番号化、2つ目として200円均一区間の拡大、3つ目として乗り継ぎ割引ポイントの増設などが打ち出されたところです。そのほか、統合に伴う組織体制の合理化なども、おおむね計画どおり進められているところです。また、今後はデータに基づいて、収益性の高い路線への再編などの新たな具体策が講じられることにより、さらに収益構造の改善が図られるものと考えております。

今後、事業の本格的な展開に当たっては、計画に基づいた着実な取り組みが求められますので、県といたしましても、出資するほかの自治体や取引金融機関とともに参加するモニタリング会議の場におきまして、再生計画の進捗状況等について確認や必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君）と
さでん交通株式会社に関しての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、借入金の金利軽減についてどのような話し合いがなされたのか、また新会社の取締役としてどのように対応するのかのお尋ねがありました。

今回の再構築の検討の中では、取引金融機関において検討いただく支援の内容として、債権放棄と、事業再生途上の会社に対する適切な金利設定という項目があり、関係者間で協議がなされてまいりました。

お話のありました金利設定に関しましては、企業間の取引条件に関することですので、その協議に県は直接かかわっておらず、話し合いの内容の詳細は承知しておりませんが、会社からは、再構築スキーム案の支援内容に沿った要請を取引金融機関に行ったところ、適切な対応をしていただいたと伺っております。

今後の対応についてのお尋ねでございますが、事業再生に係る経営上の諸課題については、これまでも事業者サイドが主体となって対応してきており、今後も、会社の責任において適切に対処されていくものと認識をしております。

次に、県民への利用促進の働きかけをどのように行い、利用促進と利便性の確保に向け、どのようなダイヤ編成にしたのかのお尋ねがありました。

とさでん交通では、本日からバス路線を、路線ごとにアルファベットと数字と色で分類整理する系統番号化の導入や200円均一エリアの拡大、子育て世代を支援するため、保護者が同伴する6歳未満のお子さんが無料になるサービスを1名から2名に拡大するなど、利便性の向上に向けてサービスの拡充が図られることになっております。これらのサービスについては、車両内や停留所等への掲示、ホームページへの掲載により、利用者や県民の皆様幅広く周知を図り、利用促進につなげていく考えであると聞いております。

県としましても、こうち520運動やバス・でんしゃパスポートといった従来から行っている取り組みに加えまして、系統番号図の観光パンフレットへの掲載やバスマップの広報紙への掲載や観光施設での配布など、引き続き県民の皆様に対して利用促進を訴えてまいりたいと考えております。

この10月の路線やダイヤの改定につきましては、観月坂団地と宇津野の間に新たに路線を開設し、観月坂団地から市内中心部への経路を複数化するなど、高知市北部地域を中心に再編を行っております。また、これまでの2社体制の弊害により一本のバスで行けなかったルートのうち、鳥越から愛宕、帯屋町を通って堺町まで行く路線や、一宮営業所からイオンを通して高知駅まで行く路線などが新たに開設され、両社

の統合の象徴的な効果として、利便性の向上が図られております。

今後、データに基づく経営を推し進め、乗降客データや顧客アンケートなどの収集・分析を進めることで、より利便性の高いダイヤ編成がなされるものと考えております。

次に、バスターミナルの設置について、高知市とどのような議論がなされて、今後進めていくのか、お尋ねがございました。

去る8月26日に開催されました高知県・高知市連携会議において、県民、市民が使い勝手のよい、ゆえに多くの方に利用される交通システムの構築を図るため、高知市の中心部に乗りかえ拠点となるバスターミナルの整備が必要であり、早期の対応が必要との確認がされました。

バスターミナルの整備は、高知市が中心となり、まちづくりや地域公共交通の維持、改善の観点などを踏まえて検討が進められることとなりますが、ターミナル機能は今後のバス路線の見直しに当たっての重要な要素になりますので、県といたしましても、利便性の向上と使い勝手のよい路線の再編を図るため、早期の整備の実現に向けまして、高知市と連携を密にし、具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、電車の外観を利用するなど、観光客に路面電車を見て楽しんでいただくための工夫についてお尋ねがございました。

本県の路面電車は、現在、国内で営業運転をしている中では110年と最も歴史が古く、路線の延長も25.3キロメートルで一番長いという、2つの日本一を誇っており、県民、市民はもとより観光客からも広く愛され、高知の観光資源の一つとなっているところです。

町なかを走る車両も、オリジナルデザインの車両だけでなく、創業当時のチンチン電車を復刻した車両や外国から輸入した車両、広告媒体として全面を企業広告でラッピングした車両な

ど多様なデザインの電車があり、町行く方の目を楽しませております。

路面電車を使って県の自然や文化、歴史を紹介するという御提案につきましては、わかりやすさや伝わりやすさなどの面で、他の手段や手法との比較検討が必要となりますが、今後のとさでん交通の広報や県の観光PRなどを考える上での参考とさせていただきたいと思っております。

最後に、産業競争力強化法の認定を受けることによるメリットや、今後の利用促進などの取り組みに対する国の支援についてどのように考えているのかとお尋ねがございました。

昨年12月に成立した産業競争力強化法は、国の経済を再興し、産業を中長期にわたる低迷から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せることを目的としており、これまで全国で6社が法に基づく事業再編計画の認定を受けております。

認定を受けますと、新会社の設立登記と旧会社の不動産を新会社に移転するための登記に要する登録免許税が軽減されるというメリットがございます。そのため、このたびの再構築スキームでは、認定に向けて関係機関との調整などを進めてまいりましたが、去る9月26日付で国土交通大臣から事業再編計画の認定を受けることができ、その結果、登録免許税がおよそ5,600万円軽減される見込みとなりました。

今後の国の支援に関してのお尋ねでございますが、公共交通を使い勝手のよいものとするためには、今後、安全・安心はもとより、利用促進につなげていくための投資も必要となってまいります。円滑な事業運営のためには国の支援制度なども積極的に活用していく必要がありますので、県といたしましても有利な施策などが活用できるように、国の動向も注視してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策についての御質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣対策の現状と問題点についてお尋ねがありました。

野生鳥獣による農林業被害に対しましては、県では、平成24年度から対策の抜本強化を図り、防護柵の設置などの防除、鳥獣を集落に寄せつけない環境整備と捕獲の3つの対策を柱に、野生鳥獣に強い集落づくりや鳥獣被害対策専門員の設置、くくりわなの配付などの新たな施策も加えながら、総合的な被害対策に取り組んでおります。

そうした効果もありまして、捕獲頭数は年々増加し、対策を強化する前の平成23年度の実績と比べますと、昨年度の鹿の捕獲実績は6,000頭ふえ約1万9,000頭、イノシシは3,000頭ふえ約1万7,000頭となっております。また、この間の県全体の農林業被害金額も約3億6,000万円をピークに、昨年度は3億2,400万円へと減少しておりますので、取り組みの一定の効果は出ているものと考えております。

捕獲につきましては、着実にふえてはきていますものの、鹿の被害は、これまで被害のなかった高知市の土佐山や仁淀川流域などの県中央部でも被害報告が上がるようになってきており、生息域が拡大してきております。また、農林業被害の金額は減少傾向にあるとはいえ、依然高い状況ですので、一層の被害防止に取り組む必要があると考えております。

国では現在、鹿、イノシシの全国的な生息数の調査を行いまして、抜本的な鳥獣捕獲強化対策を進めようとしておりますので、県としましては、今後こうした動きに適切に対応するとともに、これまでの取り組みの検証も行いながら、農林業被害の軽減に向け、より実効が上がるように、市町村を初め、猟友会、JA等関係団体とも連携し、総合的な被害対策をしっかりと進めてまいります。

次に、狩猟免許者の増加を図るための狩猟者

の負担軽減についてのお尋ねがありました。

鳥獣被害対策を強力に推進するためには、有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者の確保は重要な課題でございます。そのため県では、これまでも狩猟者の負担の軽減につきまして、狩猟者の皆様からの御意見もいただく中で検討し、対策を講じてまいりました。

担い手の確保を図ってまいりますためには、総合的な支援が必要との考えのもと、免許取得の際の負担の軽減だけでなく、免許取得後の捕獲の奨励支援策とあわせて実施をしてきております。平成25年度から新たに狩猟免許を取得される方に対して、射撃教習料と事前講習会受講料について全額補助を行うとともに、捕獲の面では、くくりわなの無料配付や捕獲報償金の上乘せによる報償金制度の充実などを行い、トータルとして狩猟者の方の実質的な負担の軽減を図っているところです。

お話の中にありました狩猟税につきましては、地方税法で全国統一の税率が定められており、県の判断による見直しは難しい面がございますが、現在、国において、捕獲の担い手の負担軽減を図る上で重要な課題であるとして、その見直しを検討しているとお聞きしております。

狩猟者の負担軽減については、市町村におきましても、県の取り組みに加え、独自に負担軽減を図っているところもあるように聞いておりますので、県としましては、今後こうした動きなども踏まえ、引き続き支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

最後に、県の鹿被害特別対策事業の補助を受けられないケースについて、市町村と協議すべきではないかとお尋ねがありました。

この事業は、鹿による農作物被害を防止する防護柵の設置について、国の支援制度の対象外となる受益戸数3戸未満のケースを救うために導入した事業で、県の単独事業として県が3分

の2、市町村が6分の1以上を負担する内容で、市町村に対して補助しております。今年度は予算額を400万円増額し、2,200万円に拡充して取り組んでいるところです。

お話のありましたケースは、市町村における実施段階での補助要件設定に原因があるものと思われます。この事業は国の制度を補完し、地域のニーズにきめ細かく対応することを目的としております事業でございますので、県としても、できるだけ事業の対象となることを期待するものです。市町村に実情を確認しますとともに、制度面での課題整理を行い、対応が可能かどうか、市町村を交え検討してまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 土砂災害警戒区域への指定が全国に比べおくれた原因の分析と、今後の指定についてお尋ねがありました。

本県の土砂災害警戒区域の指定数は全国で21位と中位にありますが、土砂災害危険箇所数が全国7位と多いため、指定率で見ると全国32位となっています。全国に比べ指定が進んでいない原因としては、砂防堰堤などのハード整備を少しでも推進させようとしたため、区域の指定といったソフト対策への配慮が十分でなかったことが考えられます。

こうした中にあっても、重立った市街地や重要施設などのある箇所で進捗を図ってきた結果、南国市、土佐市、旧高知市、旧いの町及び旧中村市で指定を完了させるとともに、土砂災害危険箇所内にある412カ所の災害時要援護者関連施設を含む区域についても、全て指定を完了しています。

今後は、広島市での災害を踏まえ、今回のような豪雨に備えるため、十分な予算を確保し、警戒区域の指定数を平成28年度以降、現在の年間1,000カ所から年間2,000カ所に加速させるよ

う、基礎調査の実施数を来年度から倍増させてまいります。こうした取り組みにより、平成32年度には土砂災害警戒区域の指定を完了させる予定です。

次に、今後、市町村とどのように連携し、土砂災害に関する防災意識を高めていくのかとお尋ねがありました。

土砂災害の被害を軽減するためには、日ごろから、市町村や住民の皆様にも土砂災害の危険性について、あらかじめ警戒感を持っていただくことが重要であります。

このため、今後、土砂災害への備えに関する冊子や土砂災害危険箇所などを示したマップを作成し、市町村と連携して来年度の早い時期に全戸配布を行う予定です。配布後に自主防災組織の学習会の開催が促進されるよう、事前に市町村職員を対象とした講習会を充実させてまいります。

また、本年度内には、大規模土砂災害を想定した情報伝達訓練や住民参加型の避難訓練を、市町村や関係機関と連携して実施する予定です。こうした講習会や訓練を継続的に行うことにより、市町村の防災意識の向上に努めてまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 再生可能エネルギーの急速な普及をどう捉え、新エネルギービジョンをどのように進めていくのか、新エネルギービジョンの見直しも必要ではないかとお尋ねがございました。

国の固定価格買取制度の導入を契機に、全国的に再生可能エネルギーは順調に普及してきており、特に制度導入後3カ年間は発電事業者にとって有利な条件となっていることから、太陽光を中心に急速に導入が進んでおります。

あわせて、国の新たなエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、2013年から

3年程度、導入を最大限に加速していくとしており、さらなる導入の拡大が期待される場所です。

本県におきましても、固定価格買取制度導入後、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入量が飛躍的に伸び、このような状況も踏まえ、平成25年3月には、自然エネルギービジョンの数値目標の大幅な修正を行ったところです。

一方で、再生可能エネルギー導入の急速な拡大により、送電網の容量不足や電気料金の上昇による家計、企業の負担増などの新たな問題が発生し、議員も御指摘のとおり、国においても固定価格買取制度の見直しに着手したところがございます。

加えて、昨日四国電力から当面の接続回答を保留するとの発表がありましたように、再生可能エネルギーを取り巻く状況の急激な変化により、我が国の政策のあり方も大きな節目のときを迎えておりますことから、国の動向も注視しながら、既に取り組んでいる事業についてはスピード感を持って進めつつ、今後の新エネルギーの導入促進をどのように進めていくかについて検討を始め、改定の時期となります来年度には、新エネルギービジョンの見直しを行ってまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、本県のことしの米の作柄をどのように予測しているのかとのお尋ねがございました。

水稲の作柄につきましては、中国四国農政局が県内170カ所の圃場のデータをもとに、県の農業振興センター及び農業技術センターが行います生育調査などのデータも参考にしながら、作況指数として公表しております。

先月公表された9月15日現在の作況指数は、7月下旬から8月中旬ごろに収穫する早期栽培では98、その後に収穫する普通期栽培では95と

なっており、これらを合わせた県内の水稲全体では97と、いずれもやや不良ということになっております。

その要因といたしましては、8月2日から3日にかけての台風第12号と8月10日の台風第11号に伴う強風と大雨、その後の長雨による記録的な日照不足が挙げられます。

ことしは、7月末までは天候にも恵まれ、早期栽培、普通期栽培ともに順調に生育しておりましたが、早期栽培では8月上旬の台風により倒伏や収穫作業のおくれが生じ、収量の減少となりました。一方、普通期栽培では8月の天候不順の時期が作柄を大きく左右する、穂ができ、それが成長する時期と重なったことに加え、いもち病などの発生も見られたことから、作況指数は早期栽培より低くなると見込まれております。

これまで、農業振興センターでは、生育状況や病害虫の発生状況などを適宜農家に情報提供し、栽培管理や病害虫防除などの必要な対策を指導してまいりました。

9月に入ってから天候が回復し、現在、普通期栽培の収穫は順調に進んでおりますが、少しでも品質を落とさないよう、引き続き適正な乾燥調整方法などの指導に努めてまいります。

次に、農地中間管理事業の取り組み状況と今後の課題などについてのお尋ねがございました。

まず、農地の借り手につきましては、県内15市町村を対象に、5月下旬から約1カ月間、第1回目の募集を行い、延べ66件、約161ヘクタールの応募がございました。現在は、全ての市町村を対象に第2回目の募集を行っており、広く農地の借り手の掘り起こしを図っているところでございます。

一方、農地の出し手につきましては、9月26日現在、24件、約9.2ヘクタールの貸付希望にとどまっていることから、いかに農地の出し手を

確保するかが課題となっております。このため、県といたしましては県農業公社と一体となり、狙いを絞った集中的な対策を実施することで、借り手への農地の確保を図っていくこととしております。

具体的には、農地の借り受け希望の多い地区を中心に、地域の事情に精通した農業委員と連携し、離農や規模縮小が見込まれる農地所有者に対して、貸し出しの意向や条件などについて直接聞き取りを行いますことや、経営所得安定対策加入者などの個々の農業者に対しましても、事業のパンフレットや貸し出しに関するアンケートを直接送付することで、貸し手の発掘に努めてまいります。

また、必要に応じて各地域に駐在職員を配置いたしますなど、県農業公社の体制強化も図っていきたくと考えております。

あわせて、農地所有者などに対する相談会や集落単位での事業説明会、また、新聞やラジオなどメディアを活用した積極的な事業のPRなどによりまして、広く県民の皆様理解を深めていただき、担い手への農地集積が図られますよう取り組んでまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、県内製造業の設備投資に関するお尋ねにお答えいたします。

お話にありました日本政策投資銀行の調査につきましては、資本金1億円以上の比較的大規模な企業の動向を反映した調査ではございますが、本県の設備投資の状況が厳しい状況にあることを示しているものと受けとめています。また、本県の過去10年間における1事業所当たりの設備投資額は、経済産業省の工業統計調査によりますと、全国平均の4割程度と低い水準となっております。設備投資の強化が課題となっております。

こうした状況の中、これまで設備投資を実質

ゼロ金利で行えるよう支援する制度や、成長が期待される分野の企業が行う生産設備の増強に対する支援策も創設してまいっております。また、金融機関などの関係団体との連携のもと、中小企業者にとって有利な国の経済対策事業などもあわせて紹介し、県内製造業の設備投資の促進に努めてきたところでございます。

直近の設備投資の状況を、先月公表されました財務省の法人企業景気予測調査で見ますと、本県製造業の本年度の設備投資計画は、対前年度実績65.1%の伸びとなっており、全国平均の13.3%と比べ高い伸び率となっています。この調査は、資本金1,000万円以上の企業を対象としており、県内製造業の設備投資の状況が一定上向きの傾向にあることを示していると考えています。

しかしながら、今後、本県の製造業が将来にわたって維持・発展していくためには、より積極的な事業拡大のための設備投資を引き出していくことが重要でありますことから、今後の産業振興計画のバージョンアップに向けた議論の中で、県内企業や金融機関など関係機関の御意見もお伺いしながら、設備投資の促進に向けた支援について、さらに検討していくこととしております。

次に、本県の外国人労働者の現状についてのお尋ねがございました。

高知労働局の発表によりますと、昨年10月末現在、本県では、454の事業所で749名の技能実習生を含む1,528名の外国人労働者が雇用されています。この5年間の推移で見ますと、事業所数では98カ所、27.5%増加しております。人数では546人、55.6%増加しております。本県の外国人労働者は、全国に占める割合では1%に満たない数ではありますが、全国と同様に、事業所数も労働者数も増加傾向にございます。

産業分野別の構成を見ますと、製造業が事業

所数で69カ所、15.2%、人数で480人、31.4%を占めており、農業、林業、水産業など1次産業が事業所数で148カ所、32.6%、人数で319人、20.9%を占めています。全国的に見ますと、製造業に次いでサービス業で雇用される割合が多くなっていますが、本県では、製造業に次いで1次産業で雇用される割合が多いという状況になっております。

生産年齢人口の減少が続く本県におきましては、産業のあらゆる分野での担い手不足が、今後さらに大きな課題となってきます。本県の産業を支える人材の確保という面では、まずは就労を希望される若者や女性、高齢者、さらには県外からの移住者などに就業していただきやすい環境を整えることが重要だと考えておりますけれども、今後、外国人労働者の雇用という視点も必要だと認識しております。

国におきましては、外国人労働者の受け入れについて、少子高齢化や人口減少社会を踏まえた外国人の受け入れ政策のあり方や、専門的、技術的分野の外国人の受け入れの推進といった視点などから、幅広く検討、議論していこうとしており、そうした国の動向にも、今後注視してまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、健康寿命について、本県と全国との比較、また、健康寿命を延ばすための取り組みについてお尋ねがありました。

平成24年に示された健康寿命は、日常生活に制限がないという主観的健康観に基づいて算出されたものですが、本県の場合、男性69.12年で全国46位、女性73.11年で全国36位となっており、男性では1.3年、女性では0.51年と、全国平均より短くなっています。

本県の健康寿命が全国平均より短い理由としては、働き盛り世代の男性の生活習慣病による

死亡率が高いことや高齢者の健康観などが影響していると考えています。

このため、昨年3月に策定しましたよさこい健康プラン21において、働き盛り世代の死亡率改善を重点対策と位置づけ、がんや脳卒中、心疾患の大きなリスク要因である喫煙と高血圧に重点を置いた予防対策や、がん検診、特定健診の受診率向上対策を強力に進めています。

また、生涯を通じた健康づくりを進めていくためには、子供のころからの健康的な生活習慣の定着が必要と考えており、教育委員会と連携し、小学校から高校までの全学年を対象とした副読本などを作成し、健康教育を実施しています。さらに、高齢者の健康観を高めるため、ウォーキングの普及など運動習慣の定着に向けた取り組み、地域住民が主体となった、いきいき百歳体操といった介護予防の取り組みなどを引き続き推進し、今後も日本一の健康長寿県構想に取り組むことで、健康寿命の延伸を目指してまいります。

次に、地域医療構想と医療費の目標設定についてどのように考え、国に提案していくのか、お尋ねがありました。

本県の医療費は、議員御指摘のとおり、国保と後期高齢者医療を合計した1人当たりの医療費が全国1位となっています。これは、本県は高齢化、過疎化が進み、高齢者の単身世帯が多いことや、医療機関が県中央部に集中している上、交通の利便性が悪い中山間地域が多く、通院が不便であることから、高齢者は在宅での療養が困難であり、病院に長期間入院せざるを得ない状況が続いてきたことが大きな要因となっているものと考えています。

一方、国は、今年度の骨太の方針において、社会保障給付の増大に伴う国民の負担の増大を抑制していくことが重要であるとの基本的な考えのもと、医療提供体制については、地域の医

療需要の将来推計などの情報をもとに、各医療機能や在宅医療の必要量を含めた地域医療構想を策定し、病床数などの目標設定と政策効果の検証を行うこととしています。

なお、地域医療構想については、本日から制度が開始されます病床機能報告制度により、各医療機関が報告する現在及び6年後に予定する病棟ごとの急性期や回復期などといった病床機能の情報を参考としながら、都道府県において来年度以降に策定していくこととなっています。

また、医療費適正化計画についても、地域医療構想との整合性を持った医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定した計画となるよう見直しを検討するとしています。

現在、国において、地域医療構想の策定のためのガイドラインが検討されていますほか、医療費適正化計画の目標設定を行うための算定式の構築に向けた医療・介護情報の活用方法なども検討されているところです。

このため、どのようなガイドラインや目標設定のための算定式が示されるかは現時点では不明であることから、本県の医療にどのような影響が生じるかについても判断できる状況にはありませんが、地域における医療機能や医療費の水準などは、住民の方々の年齢構成や家庭での介護力、また医療資源の状況などにより大きく影響されることから、目標設定は、単に医療費を削減することを目的に行うのではなく、地域のさまざまな実情を踏まえたものになることが必要です。

県としては、県民の方々が必要な医療を受けられなくなることがないように、今後の国における検討の状況を注視するとともに、必要に応じて国に対し、提言を行ってまいりたいと考えています。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) 足摺海洋館をど

のように変え、どう生かすのか、また、今後のスケジュールと運営における大阪の海遊館との連携はどのようにするのかとのお尋ねがありました。

先月策定しました足摺海洋館あり方検討委員会の最終取りまとめでは、竜串地域全体を水族館と見立て、体験型総合レクリエーションゾーンとして整備すべきというコンセプトのもと、地域のさまざまな自然や体験プログラムを案内するガイダンス機能や教育的な機能を持つ複合的な施設として生まれ変わるべきとの御意見をいただきました。また、物販や飲食の機能も併設し、入館者は年間10万人程度を目標としてはどうかといった御提案もいただいております。

今後、9月議会で予算をお認めいただければ、この最終取りまとめに基づき、基本計画を策定してまいりたいと思います。その際には、地元の関係者の方々や海洋生物に詳しい大学教授、さらには観光や経営の専門家の方々による検討委員会を設置し、竜串地域のみならず県西部の観光拠点となるよう、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

大阪の海遊館との連携につきましては、これまでも足摺海洋館の入館者に対して、以布利センターのジンベイザメを特別に公開するなどの御協力をいただいておりますし、海遊館のジンベイザメのふるさと、何より土佐清水の海です。また、これから策定する基本計画の委員会にも、あり方検討委員会に引き続き、海遊館の館長に参加していただく御内諾を得ていますので、海遊館の持つ飼育、展示のノウハウや運営に関するアドバイスなど、これまで以上に一層連携を深めることができると考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、来年の夏ごろをめどに策定する基本計画におきまして、その規模や立地場所、また費用などについて、幾つかのケースに分けて詳細に検討を

進める中で明らかになってくるものと考えておりますので、少しお待ち願えればと思っております。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 水産振興についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、若手漁業者の育成確保に対する現状認識と決意についてのお尋ねがありました。

漁業就業者が4,000人を割り込むという今回の漁業センサスの結果は、本県の沿岸地域の経済を支える産業を守り、漁村の活力を維持するという点から見ても、非常に厳しいものと受けとめております。

県としましては、これまでも新規漁業就業者の確保を重点課題に位置づけ、漁業研修制度や漁船取得の初期投資コストを軽減する漁船リース事業などに取り組んできました。また、昨年度からは、漁業に関心のある方が漁業者の話をじかに聞く漁業就業セミナーの開催や、長期漁業研修制度の対象となる漁業種類を網漁業にも拡大し、さらに本年度からは養殖業へも拡大するなど、取り組みを強化してまいりました。

この結果、毎年1名から2名であった長期漁業研修生が、昨年度は7名、本年度も半年間で既に7名が研修を開始するなど、着実に成果を上げつつあります。しかしながら、60歳以上の漁業者が半数を超えるという現状を踏まえ、担い手確保には、より一層力を入れていかなければならないと考えております。

今後は、地域での受け入れ体制の充実や、漁業を志す方が利用しやすい制度へと、その充実を図るとともに、抜本強化した移住促進の取り組みや、市町村などとも引き続き密に連携しながら、より多くの担い手の育成と確保を進めてまいります。

次に、カツオ資源の状況把握と熱帯域の大型まき網漁船の規制に向けた国への働きかけにつ

いてのお尋ねがありました。

中西部太平洋のカツオ資源につきましては、中西部太平洋まぐろ類委員会の科学委員会が従来から、資源は良好な状態で漁獲レベルも問題ないと評価してきました。

しかし、本県のカツオの水揚げ量は、長期的に見ると減少傾向を示し、特にことしは海水温の影響も加わり、3月から5月にかけての沿岸の水揚げ量が過去20年間で最低となるなど、漁業者の経営に深刻な影響を及ぼしています。

この不漁の主な原因は、中西部太平洋で操業する熱帯まき網漁船の大量漁獲にあると考えており、平成16年から毎年、国に対し、資源の適正利用に向けた国際的な管理体制を構築するよう提言を行ってきています。

この提言などを踏まえ、昨年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会の年次会合では、先進国のまき網漁船の隻数が凍結されるなど規制が強化されています。さらに、本年8月の同委員会の科学委員会では、我が国が本県を初めとするカツオの漁獲量の分析結果などを客観的に示したことなどにより、資源評価に、漁獲の増加傾向と資源の減少傾向が続いているとの見解が新たに加わりました。

このように、カツオ資源の減少については、国際的にも共通認識が一定進み始めたところですが、資源は良好という前提に立っており、本県の認識とは乖離がございます。県としましては、今後の国や同委員会の動向を注視しますとともに、まき網漁業の実効ある管理措置の構築などを、さまざまな機会を捉えて、引き続き国へ強く働きかけてまいります。

次に、太平洋クロマグロの資源管理措置が零細な漁業者に及ぼす影響と、その対応についてお尋ねがありました。

太平洋クロマグロについては、我が国が漁獲量の7割を占め、また最大の消費国でもあるこ

とから、国は、我が国が率先して資源管理に取り組むべきと考えており、県としましても、そうした方向での取り組みは必要なことだと考えています。

本県では、夏場を中心に、クロマグロの幼魚であるヨコワのひき縄漁が古くから営まれ、最近ではクロマグロ養殖用の種苗供給を目的とした操業が盛んで、今回の未成魚の漁獲の半減措置は、こうした漁業への影響が懸念されますことから、本年6月に水産庁の担当官を招き、太平洋クロマグロの資源管理に関する説明会を開催いたしました。この中では、産卵期の保護やまき網漁業の制限などについて活発な意見交換が行われましたが、この資源管理措置については一定、本県の漁業者には理解されたと認識しています。

しかしながら、この資源管理措置が漁業種類ごとにどのような影響を及ぼすのかといった具体的な見通しが、現時点では困難でありますので、今後は現場への影響を注視しながら、状況に応じて本県の実情を国に訴えてまいります。

次に、漁協合併の状況と今後の進め方についてお尋ねがありました。

合併漁協である高知県漁協に参加していない漁協の多くは、県1漁協の必要性は認めていますものの、合併しない理由として、高知県漁協の経営面に対する不安を挙げています。

こうした中、高知県漁協は、経営の安定を目指し、平成30年度に欠損金を解消するという経営改善計画に取り組んでいます。その結果、平成24年度、平成25年度と連年の黒字を計上し、合併当初の5億3,000万円の欠損金が4億円弱にまで減少しています。

今後も、高知県漁協に参加していない漁協の不安を払拭するため、高知県漁協の経営改善計画がより早期に達成できるよう県として支援してまいります。

一方、高知県漁協に参加していない漁協のうち、合併に理解を示しています、すくも湾漁協など5つの漁協につきましては、漁協組織のあり方検討委員会などを通じて、合併に向けた機運を一層醸成しながら、県1漁協構想の早期の実現につなげてまいりたいと考えています。

最後に、「高知家の魚 応援の店」の登録の推移と、現状と課題、対応策についてお尋ねがありました。

「高知家の魚 応援の店」は9月末時点で、今年度の目標である300店舗を超える315店舗の登録をいただきました。地域別では、関西160店舗、関東149店舗、名古屋などその他の地域が6店舗となっています。また、応援の店との取引を希望される県内の事業者も、61事業者の登録をいただいています。

応援の店と県内の事業者との取引状況につきましては、新たな取引が始まったというお話や、応援の店への営業活動を行っているというお話も伺っていますが、現在、詳しい状況につきましてはアンケート調査を実施しているところです。

この制度の目的は、応援の店と県内の事業者との取引を円滑かつ着実に拡大させていくことです。メールマガジンやフェイスブックによる旬の産地情報の発信、希望に応じたサンプル提供など、本県水産物の魅力を感じていただける取り組みを進めてまいります。あわせて、今月には大阪市内で応援の店と県内の事業者との商談会を開催するとともに、関西、関東の応援の店を県内の産地へ招待し、市場や漁場を見ていただく産地見学会を予定しております。

今後は、このようなマッチングの機会を充実させるとともに、アンケート結果も踏まえまして、取引の拡大に向けて、より効果的な取り組みを行ってまいります。

○25番（横山浩一君） 2回目の質問をいたしま

す。

水産振興部長に、改めて質問させていただきたいと思います。

私は、漁師の集落に生まれ、漁師の皆さんに育てていただきました。そういう意味からいたしまして、非常に漁師の将来に対して、危惧を今、覚えております。

そんな中で今、水産振興部長から、高知県の漁業後継者につきまして答弁があったところでございますが、養殖あるいは網漁業等についての新規の研修生というような答弁でありました。私が求めたいのは、お願いしたいのは、やはり一本釣り漁業で生活をする、そういう漁師をたくさんつくっていただきたい、そういう思いで今回質問させていただいたところでございます。

なかなか、言うがやすし、そしてまた、実現が難しい状況というのは、私も十分存じております。漁師の親が、漁師の跡取りを漁師にできない、しないという現実がありますので、非常に厳しいかもわかりませんが、そういう一本釣りでこれから生活をしていただける漁師を育てていただくような思いを、これからも持っていたらと思いますので、その点につきまして、改めてまた、そこらあたりの自分の決意、水産振興部長の決意をお願いいたしたいと思っております。

それから知事、カツオの全国的な組織という中で、道府県で協議会を持っているという話がありました。以前、高知新聞でカツオの規制等につきまして、和歌山県と高知県の国へ対する提案の内容が、非常に落差があると、そういう新聞報道を見ましたときに、実際に全国的な組織が機能しておるのかどうか、そこらあたりに不安がありましたので、今回、知事がリーダーをとって、ぜひ全国的な組織をつくっていただけたらと、そんな思いで質問させていただいたところです。

いろいろ質問の中で話をさせていただきましたように、高知県は、カツオがなければ生活はできません。それは御承知のように、カツオが観光を含め、県民の魚であるからであります。他県は違います。今、一番カツオが揚がっているのは、大体、南洋海域の鹿児島県ではなかろうかと思えますし、東北にもあるわけですが、高知県はカツオが揚がらない。けれども、カツオは高知県の魚であると、そういう思いの中で、やはりこういう中において提案活動していただく、その姿が全国に、高知県はカツオだ、そういう発信が今まで以上にできるんじゃないかなろうかと、そんな思いで今回、リーダーというような形で質問させていただいたところです。

今後、全国的な組織の中で、カツオの漁が徐々に減っているのは、これは間違いのない事実ですので、ぜひそこらあたりを勘案した中で、国に対する働きかけを、これからもまたお願いを申し上げたいと思っておりますが、そこらあたりも含めて、知事の御答弁をいただけたらと、そのようにもまた思います。

本当に、中山間対策・運輸担当理事、電車への外の広告、私が県下の景勝地や、あるいはまた、人物とかというような形の絵を路面電車の外側に描くことで、観光客に高知県へ来ていただいて路面電車に乗っていただき、そしてまた、観光を楽しんでいただける、そういうことができるんじゃないかなろうかと、そういう思いで提案させていただきましたが、参考というような形で一番低い答弁かなと、そんな思いを感じたところでございます。この点につきましてもよね、私はいいと思うがですよ。路面電車が同じカラーで、やるのは一緒ですが、横しが同じカラーであるわけなし、そしてまた、宣伝に使うというような、そのような考え方を、今回は公共ですので、改めていただく中で取り組んでいただけたらと、私はそのことを再度要望いたしました。

て、本当にありがとうございました。質問を終わります。

○水産振興部長（松尾晋次君） 私も、実は漁村で生まれ育ちました。思いとしては、同じ思いを持っております。

高知県、一本釣りを初め、やっぱり釣り漁業というものが主体でございます。そこはしっかり後継者を育てていきたいと思っております。ことしは清水のほうでも、例えば立て縄、はえ縄の後継者、Iターンで1名受け入れていただいています。そういった人材をたくさん受け入れるように、地域でも、ともに頑張っていたら、何とか一人でも多くの漁業者を確保したいと思っております。よろしく願いいたします。

○知事（尾崎正直君） 既存の道県協議会がありますので、ある上において新たにつくるということが、既存の道県協議会のメンバーとの関係でもどうかということもあります。でありますから、この既存の道県協議会を、御指摘のように、より活発に政策提言活動するものとなりますように、私も副会長という職についておりますから、大いに働きかけをしていくと、そういうふうにしていきたいと、そのように思います。

○議長（浜田英宏君） それでは、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後1時再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番坂本茂雄君。

（33番坂本茂雄君登壇）

○33番（坂本茂雄君） 冒頭、本県を初めとした台風・豪雨災害、広島での土砂崩壊災害、さらには先日の御嶽山の噴火によって亡くなられた方々を初め、被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

改めて、自然災害とどう向き合うのかが問われているこの国で、本県のアドバイザーでもある関西大学社会安全研究センター長河田恵昭先生が都市巨大災害について述べられた中で、「私たちの都市生活を脅かしているのは、エネルギーや資源の浪費、過剰な車社会、大量生産・大量消費、地下空間の開発など、快適性、利便性、経済性、みずからの幸福を追い求めてやめない私たちの欲望であり、現代都市の安全を脅かすのは、自然ではなく、人間と自然の複合体である」という指摘を踏まえた検証が求められていることを痛感させられている昨今です。

そして、自然災害との向き合い方だけでなく、今この国と向き合ったときに、9月20日、肺炎で逝去された土井たか子元社民党党首が、この国の行く末をどれだけ心配しながら逝かれたのだらうと思わざるを得ません。安倍首相が声高に叫ぶ女性が輝く社会は、非正規で働かざるを得なかったり、子育てに課題を抱えたりしている全ての女性が求めるような社会なのかと疑問を投げかけ、安倍政権による特定秘密保護法の制定、集団的自衛権行使容認の閣議決定など、立憲主義を否定し戦争できる国づくりの動きが進む中、国民とともに山を動かした土井さんは、最後まで憲法と日本の政治の行く末を心配され、心の中で、だめなものはだめと、警鐘を鳴らし続けられていたことだと思います。

ここで、改めて哀悼の意をささげ、国民が主人公の平和を希求し続ける政治を願う者の一人として、県民クラブを代表して質問をさせていただきます。

具体の質問の前に、もう一点述べさせていた

だきたいと思います。

平成24年2月にも実施いたしました、議場で紹介をさせていただいた、私が取り組んでおります県政アンケートはがきの第6回目を、8月、9月と実施いたしました。御返事をいただいた261人の県民の皆さんの御意見を集約させていただいているところです。

こちらが提示した県政課題のうち、優先度の高いものから7項目選択し、順位づけをしていただき、優先順位1位を選択された数では、「南海トラフ地震対策の加速化」が90人、「県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の拡充」が59人、「平和憲法を尊重した、県民本位の民主的県政と真の地方自治の確立」が39人、「産業振興計画の推進など経済の活性化と雇用拡大」が32人、「抜本的な人口減少対策」が16人となりました。

しかし、1位に7ポイント、それから順位が下がるごとにポイントを1点ずつ減点する形で得点化してみると、「県民の命と健康、福祉を守り、生きづらさを克服するための施策の拡充」が1,232ポイントで1位となり、改めて、今の社会の脆弱さも浮き彫りになっているように思います。続いて、「南海トラフ地震対策の加速化」、「産業振興計画の推進など経済の活性化と雇用拡大」、「平和憲法を尊重した、県民本位の民主的県政と真の地方自治の確立」、「子供が大切にされる教育と安全な環境確保」の順になっています。

改めて、最終集計は、また知事にお渡しもさせていただきたいと思いますが、6月以降開催してきた6回の県政意見交換会で出された県民の皆さんの御意見も踏まえて、順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いします。

昨日来取り上げられている、安倍政権が地方創生のシナリオを描くこととなった増田寛也元

総務大臣が座長を務める日本創成会議が5月に発表した、いわゆる増田レポートが意図していることなどを踏まえてお尋ねします。

横山議員も述べられたように、増田レポートでは、全国で896の自治体が消滅可能性の危機にあるとされ、県内でも68%の23自治体が該当するとされました。しかし、このレポートに対して、本県の中山間地域活性化アドバイザー小田切徳美氏は、その推計のあり方も含めて、乱暴な推計で、農村集落は撤退すべきだという農村畳み論が強力に立ち上がっていると指摘し、政府の急進的な地方制度改革への警戒を訴えたことが報じられていました。

さまざまな視点からの議論がある中で、市町村消滅が言われたことにより、乱暴な農村畳み論が強力に立ち上がり、他方では諦め論が農村の一部に生じ、それに乗ずるように、こうかつな制度リセット論が紛れ込むという、入り乱れた状況が進みつつあると言われていています。

そのような中で、知事は提案説明や昨日からの答弁でも、県庁所在地などの中心都市のみならず、中山間地域にも若者が住み続けられなければ、真の創生はなし得ない。国には、地方の意見を十分に反映し、地方の目線に立った実効性のある施策を展開することを期待すると述べられています。

今、話題は地方創生に集中していますが、その真の狙いは、地方における選択と集中による小規模自治体の淘汰、そして、その集大成としての道州制導入ではないかとの思いを抱かれている方も多いのではないかと思います。

いわゆる増田レポートで言う地域拠点都市をつくり、そこに投資と政策を集中するというのは、逆に言えば、知事も懸念を示されていましたが、それ以外の投資や施策対象から外すという選択と集中であり、消滅可能性自治体を中心にした地方の中の地方切り捨てではないので

しょうか。総務省の打ち出した地方中枢拠点都市の候補としては、本県では高知市ということになります。この制度が場合によっては、今までの高知市一極集中をさらに加速化させ、県内の消滅可能性自治体を、消滅の危機に陥れることになるのではないかと懸念するものです。

そのようなことにならないためにどうすべきと考えられているのか、お尋ねします。

また、地方中枢拠点都市制度が、道州制導入後の基礎自治体の人口規模として想定される20万人と符合していることや、地方中枢拠点都市には、3大都市圏以外の全ての道県庁所在地が含まれております。

地方中枢拠点都市が圏域経済の牽引役を担うとなれば、従来、道県庁が果たしてきた広域的な地域振興政策にかかわる役割の多くが中枢拠点都市に移行することとなり、道県庁の役割の希薄化が進み、道州制導入の新たな根拠を生む可能性があり、道州制導入に向けた地ならし役を果たすことになるのではないかと考えられますが、御所見をお伺いします。

続いて、公共交通政策についてお伺いします。

本日、午前中に新会社としてスタートしたとさでん交通であります。県民の皆さんの期待に応える公共交通事業者として成長発展されていくことを祈念しながら、質問させていただきます。

まず、とさでん交通の当面の課題についてであります。

新会社は、今後の改善、改革の柱として、データに基づく経営を打ち出しています。ICカードに蓄積されたデータを活用することですが、活用され始めてから6年たっても、経験と勘による経営改善しか行われていなかったとは驚くばかりです。

さて、データに基づく経営面で、埼玉のイーグルバスは、ビッグデータによって赤字路線を

再生させた先進事業者として有名で、注目されていると伺います。そのイーグルバスは、市中心部のバスターミナルだけでなく、駅や主要な住宅街から同程度の距離にある場所にバスセンターを設置するというハブ・アンド・スポークモデルのバスセンターを設置し、各路線からほぼ同じタイミングでバスが到着するように運行スケジュールを組むことによって、それぞれの直行路線を運行するのに比べて大幅に利便性を向上させたという成果も上げています。

そのようなことも参考にされようとしているのか、この項は中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

また、国土交通省は、2015年度予算概算要求に9,000万円ほどを計上し、蓄積された膨大な電子情報、ビッグデータを活用した地方の民間路線バスの経営支援に乗り出そうとしています。

その際、モデル事業を行う地域の1カ所については、人口が20万から30万人規模の都市で、ICカードなどのインフラが整ったバス事業者を選定するようであり、あたかも、とさでん交通を指しているかのようにも見受けられますが、この事業の採択を目指しているのか、あわせて中山間対策・運輸担当理事にお伺いします。

昨日、中根議員の質問でも少し触れられましたが、改めて公共交通改善に対する協議機関について副知事にお伺いします。

この協議の場では、利用者だけではなく、電車、バスなどを利用するのに困難さを抱えている高齢者や障害者の皆さんなどの意見をどのように反映させるのか、また、この協議機関は公開で開催されるのか、あわせてお聞きします。

さて、とさでん交通が、より県民から期待される役割を果たされることは当然ですが、本県にとっては、将来の県下の公共交通のあり方のビジョンが描かれることが必要ではないかと考えます。

公共交通をめぐる状況としては、昨年末成立した交通政策基本法の基本理念にのっとり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部がことし改正され、市町村が作成することができる地域公共交通総合連携計画について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための地域公共交通網形成計画に改正するとともに、当該計画の策定主体に都道府県が追加されました。

このことも踏まえて、県は主体的に沿線市町村とともに、地域公共交通網形成計画なり、さらにもっと広い意味での県下全体を見据えた高知県地域公共交通計画のようなものの策定に踏み込む必要があるのではないかと考えますが、そのお考えはあるのか、お尋ねいたします。また、その際には、当然のごとく県民が参加した組織や手法を講じることによって、県民みずからの手でつくり上げた県民のための計画とするべきではないかと考えますが、あわせて知事の御所見をお伺いします。

さらに、その際には、公共交通をどう位置づけるのかも問われてきます。6月定例会でも指摘させていただいた、過度にマイカーに依存する交通体系からの転換を明確に打ち出すべきで、公共交通は社会のインフラと位置づけ、少子高齢社会において、移動の困難性を伴う県民の移動を担うライフラインとしての位置づけであり、移動が保障されることで生活と経済活動が活性化するための社会基盤であること、そして持続できる地域公共交通であるためにも、地域の交通ネットワークをビジョンを持って構築する必要がありますが、誰かが重大な負担を強いられる仕組みでは続かないことが想定されますので、行政、交通事業者、県民が協働し、それぞれの役割を果たし、応分の負担をすることとなります。そのためには、地域性やニーズと効率性、経済性を配慮した適材適所のモード選択が行わ

れなければなりません。

そのことが根底に据えられたビジョンであり、計画でなければならぬと考えますが、あわせてお伺いします。

次に、被災者生活再建支援制度の拡充についてお尋ねします。

今回の補正予算では、被災者生活再建緊急支援事業費補助金として150万円が計上されていますが、自然災害と向き合わざるを得ない本県として、被災者生活再建支援のあり方について、改めて考えていただければとの思いで質問させていただきます。

阪神・淡路大震災を受け、被災者生活再建支援法が1998年5月に制定され、2004年の第1次改正期以降、自治体の独自施策が、全国的に定着していく過程が見られました。

そこで、全国の自治体独自の施策を見てみると、本県のような、災害限りの暫定的な施策であることが多いわけですが、12県では制度として恒久化されている状況にあります。また、発動要件が緩和されているものとしては、本県のように、1つ以上の市町村が支援法の適用を受けながらも、別の市町村は被害が少ないので、法適用のない市町村に対しても補完的に独自施策を講じる自治体などは14県となっています。そのほかにも、支給内容緩和型、純粋な補完的上乗せ・横出し型など、多岐にわたって自治体が独自施策を講じています。

その際、最も被災者の立場に立った制度として考えられるものに、大分県の例があります。

一件でも被害が生じれば適用されることとなる恒久化された制度で、支給対象被害度の幅も広いことなどが特徴的ではありますが、本県でもそのような、より被災者の立場に立った被災者生活再建支援制度を検討することができないか、知事にお尋ねします。

次に、自転車を通じたまちづくりと交通安全

政策についてお伺いします。

知事は提案説明でも、サイクリング観光の振興について触れられ、ブルーライン設置の補正予算も計上されています。そして四万十・足摺無限大チャレンジライドなど、国内外にサイクリングの地としてのPRをし、サイクリストの誘客を積極的に推進していくとされています。

この取り組みも評価するものでありますが、自転車の利活用は、経済、環境、健康、時間の項目別に、個人、企業、地域、自治体、国、地球という主体別に考えても、メリットは大きいものがあり、高知県のまちづくりの視点に、自転車利用を取り入れることも重要であると考えます。

公共交通政策のあり方とも関連してきますが、車依存型のまちづくりの限界を迎え、環境に優しく、健康を取り戻し、ガソリン代や税金の負担もなく、近距離の移動に最適な自転車の活用の可能性が拡大する中、自転車を通じたまちづくりを真剣に考えるべきではないかと思えます。

最近、多くの自治体で、自転車都市づくりとかバイシクルタウン構想など、自転車計画が策定されつつありますが、本県でも、環境負荷の減少、利用者の健康増進、公共交通の利用促進などの面からも、自転車がまちを変えるくらいの気構えで自転車活用計画の策定などに取り組めないか、知事にお伺いします。

また、自転車を通じたまちづくりによって、関連したビジネス開発も可能ではないかとも考えています。自転車タクシー事業、レンタサイクル事業、自転車イベント事業、自転車マップづくり事業、サイクルカフェ、自転車リサイクル業など、さまざまな自転車コミュニティビジネスが全国で展開されている事例も、エコに楽しく地域を変えろということ、滋賀県立大学近藤教授の著書によっても紹介されています。

高知でも、高知まるごとサイクル県とでも銘

打って、自転車を通じた県づくりによって、自転車コミュニティビジネスを展開することも考えられないか、産業振興推進部長にお伺いします。

そして、それだけ自転車活用を促すまちづくりを進めるとしたら、当然、自転車走行区間の安全性の確保についても、配慮がされなければなりません。これまでも、自転車に関係した交通事故防止の取り組みについて、私も含め多くの議員によって議論がされてきました。

私は、自転車はあくまでも車道を走ることという原則にのっとった自転車走行空間と、その安全性の確保がなされなければならないと思っています。

そのためには、車道における自転車レーンの敷設こそが求められており、歩道上のペイントレーンのような自転車専用レーンは、今後敷設するべきではないし、既存のものは撤去するか、歩道との完全分離を図るべきだと思いますが、土木部長のお考えをお聞きます。

また、それが実現するまでの当面の間は、歩道上の自転車専用レーンでは、歩行者の安全確保の観点から、徐行など自転車歩行者道を走行する際と同様の規制対象とすべきと考えますが、警察本部長にお伺いします。

その上で、自転車の走行区間での安全性の確保について、県としてどのような対策を講じていくのか、土木部長にお聞きます。

さらに、これも何度か議場でも議論がされてきた、視覚障害者など一人で自転車に乗車することが困難な方に、サイクリングや移動の支援で活用していただくタンDEM自転車の走行の可能性の問題についてお伺いします。

ことし2月定例会で警察本部長は、「自動車でありまして歩行者の方々と混在する公道上においてタンDEM自転車の利用を認めることは、交通事故防止等の観点から適切ではなく、自転

車専用道路に限り通行可能としている現行の規定を維持することが望ましい」というふうに答弁されております。

全国で公道上の走行が許されている兵庫、愛媛、広島、宮崎、佐賀、長野、山形、新潟の8県で、タンDEM自転車がかかわった交通事故がどれだけあって、それらの県でタンDEM自転車が公道上を走行することが、交通事故防止などの観点から、適切ではないとの議論がされているのか、警察本部長にお聞きします。

また、昨年3月定例会当時の企画建設委員会で観光振興部は、タンDEM自転車に関しては、まだ警察のほうも余り前向きな考え方ではない、今後、タンDEM自転車だけでなく、特に高知県の西部、愛媛県と高知県といった形のサイクリングロードについて協力していくことの話はしているということでしたが、観光誘客面でのタンDEM自転車の走行可能性について追求していく考えはあるのか、観光振興部長にお尋ねします。

次に、交通安全政策についてお伺いします。

まず、ことし2月定例会で、県警察としては、小学生や中高生を対象とした交通安全教育の実施、あるいは自転車取り締まり強化日であるとか、県民交通安全の日を中心とした指導取り締まりの実施を通じて、自転車利用者のマナー向上を図っていると答弁されていましたが、自転車利用者だけでなく、自動車運転者のマナーアップも求められています。

昨日まで秋の交通安全運動期間でありましたが、年間80回近く早朝、夜間に交通安全指導で街頭に立つ者として目にするのは、大人の自転車、自動車運転マナーの悪さです。子供たちは、いろんな機会を通じて交通安全教育を受ける機会がありますが、子供たちの手本となるべき大人を見ていたら、そのマナーの悪さに、子供たちを指導できないと嘆かれる指導員の皆さんも

いらっしゃいます。

子供とか高齢者とかを対象とした交通ルールのマナーアップの機会をふやすだけでなく、最も頻繁に利用される、いわゆる大人への教育のあり方についてどう考えるのか、警察本部長にお聞きします。

また、交通ルールを守ることを促すための道路への標示など、ハード面などでの環境整備はどのようにあるべきと考えるか、土木部長と警察本部長にあわせてお伺いします。

この項の最後に、自動車運転者の運転技術の向上と交通ルールを守るための訓練の場として、運転免許センターの活用についてお聞きします。

各県では、交通事故の防止と運転技能の向上を図るため、また運転免許を新たに取得しようとされる方や、運転免許を取得していても運転練習をされたい方に、運転免許センターの技能試験コースを開放しており、その数は33都道府県に上っています。本県も開放されてはいるのですが、その際には、コース使用料金に加えて貸し車両料金が必要で、利用者には大きな負担となります。

運転免許センターの技能試験コースを開放しているところの多くは、コース利用料金さえ払えば、車を持ち込んで行うことができるとなっていますが、本県では車の持ち込みを禁じ、交通安全協会所有の車両を借りて練習することとなっています。その金額は1時間でコース・車両料金の合計が7,080円にも上り、全国でも極めて高額であります。なぜ、このような仕組みになっているのか、疑問を抱かざるを得ません。

本県でも、他県並みのコース利用料金で、持ち込み車両でも可能とする対応によって、活用の促進を促し、交通事故の防止と運転技能の向上を図ることに寄与する運転免許センターであるべきではないかと考えられますがどうか、警察本部長にお伺いします。もしできないとすれ

ば、その理由について、あわせてお伺いします。

次に、タウンモビリティの運営支援のあり方などについて、地域福祉部長にお尋ねします。

タウンモビリティとは、中心市街地をバリアフリー化して、電動スクーターや車椅子、カートなどを貸し出し、高齢者や障害者に利用しやすいまちにしようという事業です。

高知でも、2010年12月、高知県と県社協主催のひとまちふれあいフェスタにて、中心商店街に障害者や高齢者の方に訪れてもらうためのイベントを開催してから、さまざまな取り組みを重ねられている皆さんがいらっしゃいます。そして2013年1月から土佐セレクトショップてんこすにて、毎月第2土曜に継続開催を開始してからは、確実な効果を確認しつつも、運営の困難さも明らかになっています。

これまで運営に当たってこられたNPO法人によれば、中心商店街の中にあるタウンモビリティステーションは、単に移動のサポートをする場ではなく、専門知識を持つスタッフ——理解者がいること、集う場があること、情報があることという重要な場所でもあり、そのことが、障害者、高齢者、子育て世代がまちへ出かける魅力につながり、誰もが安心して利用できる中心商店街の実現にもつながっていくのだろうと考えられています。

私が訪ねたときの5月第2土曜日のてんこす前広場では、スタッフ9人、学生33人を含むボランティア39人の方々が打ち合わせをし終えたころに、利用者の方が順次参加してこられて、各組で商店街利用に出向かれたり、商店街のバリアフリーを調査されたりとにぎわい、ステーションには笑顔がたくさんあふれていました。このような笑顔をさらにふやし、商店街の利用も増加し、商店街へのアクセスである公共交通機関利用のためのユニバーサルデザインが描かれるとすれば、それは県や市の財産となるはず

です。

NPO法人が2012年11月、県に要請して以降、県では地域福祉部と商工労働部の対応がなされる中、タウンモビリティ推進事業費補助制度での支援も始まり、こうち商業振興支援事業費補助、さらには高知市の行う空き店舗活用創業支援事業など、さまざまな支援の検討をいただくなどの協力も得てまいりましたが、いずれもタウンモビリティ運営の拠点確保や維持継続にとっては、ハードルの高いものであったと言わざるを得ませんでした。

タウンモビリティは、収益の上がる活動ではなく、まちを育て、人を育てる活動であり、行政が担い切れていない部分で、高知のまちのユニバーサルデザイン化を進め、高齢者や障害者に優しい環境を整えるために取り組まれているのであって、営利目的の団体・企業と同じようにすることは、困難であることは御承知いただけたと思います。

観光客にも障害者や高齢者がおられ、中心商店街を訪れた際、移動に不便を感じている方へのサポートができる場として、タウンモビリティは有効だと考えられますし、民間——NPOと行政、中心商店街が、ともにユニバーサルデザインなまちづくりについて考え、取り組んでいける機会になればとの思いで取り組まれているということも踏まえた上で、今のニーズに合わせた利用者の増加に対応する継続的な取り組みを行うための支援ができないのか、お聞きします。

そして、先ほど述べたタウンモビリティステーションの現状は、てんこすの玄関前広場を月に1度借りているのですが、御承知のように屋外スペースのため、障害者、高齢者にとって、暑さ寒さや雨をしのげる場所がないことが、体調にも悪影響を及ぼす場合があります。また、ステーションには、重い障害のある方が横になる

休養スペース、電動車椅子、人工呼吸器をつけた方が充電できる電源なども必要なのです。

今後の取り組みを継続していく上で、利用者がいつでも安心して利用できる常設の拠点の存在がどうしても必要です。空き店舗などを活用した屋内スペースを、中心商店街の中に確保することについての支援ができないのか、お尋ねいたします。

次に、南海トラフ地震対策を見据えた防災・減災対策について、危機管理部長にお尋ねします。

まず、地区防災計画についてであります。

昨年6月の災害対策基本法の改正に伴い、市町村の一定の地区内の居住者等による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設され、本年4月から施行されています。さらに、この9月からは地区防災計画のモデル地区募集がされており、今後はモデル事例が全国に紹介され、計画策定の推進が図られることになると思います。

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等自身が活動主体として、率先して防災活動に取り組むことが想定されています。また、地区居住者等がみずから計画の素案を作成し、市町村防災会議に提案するという計画提案制度も採用されており、地区防災計画のこれらの特徴は、地区の特性をよく知っている居住者等が計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能となり、地域防災力の底上げを効果的に図ることにつながります。

私たちが被災地から学んだ教訓の一つは、地域コミュニティーの強いところは復興も早いということでした。地域住民が地区防災計画を策定することによって地域コミュニティーのつながりを強くし、地域防災力も向上させ、対策の

足し算による被害の引き算という減災につながることも期待されます。そのためにも、地区防災計画策定の取り組みが、県内自治体のあちこちの地区で取り組まれることが望まれます。

計画策定に当たっては、地区防災計画ガイドラインを効果的に活用し、できるだけ早い段階から、行政関係者、学識経験者などの専門家の解説、アドバイスを求めることが有効とされていますが、そのための策定主体の地域への支援はどのような形で行われるのか、お聞きします。

また、地区防災計画は、市町村防災計画に規定することができる制度となっておりますが、地区防災計画に定めたことについての具体化を図るために必要な財政措置はどのようになるのか、あわせてお伺いします。

知事が提案説明で触れられた61項目の対策を新たに位置づけた南海トラフ地震対策行動計画についてお尋ねします。

南海トラフ地震対策行動計画に今回新たに位置づけられた課題は、極めて具体的なものも多くあります。しかし、例えば、飲料確保の検討の項などは、公的に備蓄するのではなく避難所みずからに備蓄を促すものであって、受けとめ方によっては課題もありそうに思えます。

今後、行動計画を具体化していく上で念頭に置いておくこととして、新たに加えられている項目として、津波避難場所等とか避難場所には津波避難ビルも含まれていると考えてよいのか、また新たに行動計画に位置づけられた避難場所に関する課題をどのように認識しているのか、あわせてお伺いいたします。

次に、公文書管理のあり方について、総務部長にお尋ねします。

これまでにも、議会では何度か取り上げられてきた課題であり、とりわけ新図書館の建築が具体化する中で、公文書館の設置についても現実味を帯びてきたように思います。

知事は、平成21年9月議会では、「公文書館は、本県の歴史や文化を知る上で貴重な資料である公文書を適切に保存管理し、その利用を図るために必要な施設であると認識しております。しかしながら、本県の厳しい財政状況を踏まえますと、公文書館を単独で整備することは困難」と答弁されていましたが、今では、県立図書館の跡施設を利活用する方向で進めていくことを前提に、図書館移転後の施設の利活用に向けて検討が始められています。

1987年の公文書館法成立から四半世紀を経て、県レベルの施設は35カ所ほどとなっていますが、地方自治体全体で捉えると、公文書館数は60と、地方自治体数の3%にすぎないという状況にとどまっています。

そのように、公文書館を持たない多くの地方自治体では、歴史的に重要な公文書等の保存利用システムは整備されておらず、多くの貴重な公文書が文書庫の中で放置され、市民の知らない間に廃棄され続けているという現状にあります。本県もそうあってはならないとの思いが、繰り返される自然災害の多発や、特定秘密保護法が制定されたりする中で、強まるばかりです。

平成22年2月には、高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会から、歴史的公文書の定義、選別する文書の具体例を示した選別基準の作成、選別の時期や方法などの選別基準、温度・湿度に配慮した書庫環境の整備などの保存方法、管理スペースの確保、劣化対策、専門性を持った職員の養成などの管理体制、歴史的公文書の公開など活用方法に関することなど、本県の抱える課題と今後県がとるべき具体的な対策について提言された報告も出されています。

先日、こうちミュージアムネットワークなどの主催で開催されたシンポジウム「私たちの歴史を守るために一地域資料・公文書・個人記録の保存と継承」で、私たちの歴史を支えるさ

まざまな資料を保存して継承していくためには、どのような仕組みが必要なのか、個人の記録、地域資料から公文書まで、高知県の資料保存の課題を共有させていただきました。

そこでお尋ねしますが、シンポジウムで基調講演をされた吉見俊哉東京大学副学長は、今の日本は公共的に記録を残すことが苦手で、このままだと社会全体が記憶喪失になってしまうと指摘されていましたが、そうならないためにも、本県の公文書管理のあり方を指し示すことが必要だと思います。

知事も吉見副学長とは、当日、意見交換をされたようですが、改めて本県における公文書の存在意義と公文書の保存のあり方はどうあるべきか、この項は知事にお伺いします。

次に、県立図書館の跡施設を利活用する方向で検討が進められている公文書館ですが、ここでは公文書に限定せず地域資料、特に近現代史まで扱う資料館とすることが考えられますが、保管対象をどのように考えられているのか、お聞きします。また、県立図書館の跡施設を利活用するにしても、耐震改修はもちろん、書庫面積の確保に努められなければなりません、いわゆるハード面の整備をどのように考えられているのか、あわせてお伺いします。

そして、情報や資・史料をどう収集し、蓄積し、保存し、継承し、活用するのか、そのための仕組みづくりと具体的に担っていくアーキビストなどの専門的な人材の養成、確保は欠かせません。

日本アーカイブズ学会がつくった資格認定制度では、アーキビストは全国でも50人程度で、四国には一人もいらっしゃらないということですが、アーキビストを初めとした専門職員の養成、確保についてお伺いします。

以上のことをトータルで迅速に対応するため、現在の図書館移転後の施設の利活用について検

討する内部ワーキングチームだけではなく、公文書の保存や利活用について研究されている方などからのメンバーも加えた検討委員会を立ち上げて、検討の加速化を図るべきだと考えますが、御所見をお伺いします。

次に、ことし8月、人事院が勧告した国家公務員の給与制度の総合的見直しについて人事委員長にお尋ねします。

人事院によって勧告された給与制度の総合的見直しは、厚生労働省の賃金センサスで民間賃金水準の低い12県を抽出し、3年間の平均値と国家公務員の給与と比較すると2.18ポイントとなり、そのことを踏まえ、地域間の給与配分を適正化するため、国家公務員の俸給表の水準を平均2%引き下げるといふものです。

しかし、その根拠は、人事院の資料によれば、青森、岩手、秋田、山形など12県の国家公務員在職者のうち、官民比較の対象となる行政職俸給表1の適用者数も公表されず、これと比較される民間従業員数はさらに不透明というもので、とても正確な官民較差が算出できるとは到底考えられません。また、散在する民間賃金が低い地域を選び出して、その官民較差が全国の較差と比べて多少大きいからといって、直ちにそれを埋めるべき較差として取り扱うのは極めて問題があると言えます。

私は、このようなやり方は、官民較差を意図的につくり出して、地方の給与水準を引き下げのための恣意的なやり方だと断定せざるを得ませんが、こうしたこれまでと違う不正確な比較調査手法について、人事委員会としてどのように認識されているのか、問題はないと考えているのか、お尋ねします。

また、人事委員会の職員の給与について基本的な考え方は、制度は国に準拠することを基本とした上で、その水準については地域の民間給与との均衡を図るといふものだと認識していま

す。

その上で、給与制度の総合的見直しについては、本県人事委員会の判断は、導入勧告をするのかしないのかの二者択一だと考えますが、この給与制度の総合的見直しは制度だから、本県も導入するということなのでしょう。仮にそうであれば、県内民間事業所の従業員の給与実態調査を行い、本県職員給与との比較で勧告を行うという基本が大きく崩れることになると思いますが、どのように考えられているのか、あわせてお伺いします。

この給与制度の総合的見直しの中で、世代間配分の課題として、特に50歳代後半層において国家公務員の給与水準が高いということで、最高4%の切り下げが勧告されておるところです。

ところが、本県は、2年前の人事委員会が行った公民の年代別給与比較では、全国と違って、50歳代で民間のほうが高いという結果になっております。まだ2年前ですから、この傾向は大きくは変わらないと思っておりますが、改めて今年同様の調査をやっておれば、どのような傾向となっているのか、お尋ねします。そして、仮に状況的に変わらないとしたとき、国の見直しをそのまま導入するとすれば、本県における50歳代層は、現給保障措置の廃止と相まって、逆較差がさらに拡大するということになると考えますが、そういう認識でいいのか、お尋ねします。

加えて、2005年の給与構造改革以来、50歳代の職員は現給保障、あるいは最高号給頭打ち状態で、例えば行政職5級在級者のうち58%の職員が、頭打ちで昇給しない状態が続いています。また、この4月からは現給保障廃止が経過措置段階に入り、実際に賃下げとなっているこの層の職員が多いわけです。

人事委員会は、職員のモチベーションの維持についてどのように考えられているのか、お尋

ねします。

最後に、高校再編振興計画案について教育長にお尋ねします。

今後10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示す県立高等学校再編振興計画の策定に関しては、2月定例会での議論を踏まえ、統合の対象となる各学校の関係者や県内の教育関係者の方々と丁寧な議論を重ねるとされて、4月以降、延べ14回の教育委員協議会が開催されてきました。

知事の提案説明にもあったように、会の中では、なぜ学校の統合が必要なのか、なぜこの学校なのかという疑問や、統合の進め方、統合後の学校のあり方などについて多くの意見が出されました。私も可能な限り傍聴はさせていただきましたが、決して腹の張る議論というより、結論ありきの議論が重ねられていたように思えてなりませんでした。

また、私が冒頭で述べました県政アンケートはがきによると、優先すべき県政課題の中で、高校再編・統合の選択肢を選択された方は2%にしかすぎませんでしたし、県政意見交換会でも多くの疑問が出されました。

中には、「このような新設統合中学・高校一貫校の設置が県民から求められていたのか」、また「この新設統合中学・高校一貫校を卒業した学生たちは、将来高知で働く機会よりも県外で働く機会のほうが多い若者になるのではないのでしょうか」との声もありました。そのようなことを踏まえてお尋ねします。

高校再編振興計画案について、丁寧な説明と意見交換を重ね、統合の必要性についておおむね御理解をいただいたとされていますが、傍聴してきた者からすれば、提案内容の修正を求め、十分に反映されることなく諦めさせられたという感じであります。

そこで教育長にお尋ねします。

まず、おおむね理解ということ言えば、理解されていない点は何であって、それは理解されなくても計画を進めることに支障はないと考えられているのか、お聞きします。

また、この間の進め方を見ていると、現在行っていますパブリックコメントにどれだけ耳をかすのかと疑いたくなります。形式だけの意見公募ではないという真摯な姿勢で意見尊重していくのか、あわせてお伺いします。

さらに、計画案では目指す姿として、本県におけるグローバル教育のトップ校かつ大学進学の特設校を目指すと言われていますが、国際バカロレアコースを初めとして、そのような高校の必要性が県民にどれだけ支持されて計画に盛り込まれているのか、お伺いします。

そして、現在、西高校や南中・高校に進学しようとしている全ての生徒たちの多様な選択肢となり得る新設統合一貫校となるのか。

さらに進学を希望する高校の選択肢は確実に減ることになると思いますが、このことにより多様な選択肢を確保することよりも、グローバル教育のトップ校かつ大学進学の特設校を新設することのほうが優先されるということなのか、お尋ねいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方中枢拠点都市の制度が、一極集中をさらに加速化させるのではないかとの懸念についてお尋ねがございました。

地方中枢拠点都市圏構想、これは人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとして、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地方の人口減少に対する、いわば地方が踏みとどまるための拠点を形成しようとするものでありま

す。

本県では、高知市を中心とした圏域が対象となり、議員のお話のとおり、この構想に基づき、中心都市である高知市に都市機能の集積が図られることなどによりまして、結果として、高知市への一極集中が、一層進むことが懸念をされるところであります。

他方、中山間地域は、高知市などの都市部の住民が安心して生活するために必要な国土の保全や水源の涵養、安定的な食料の供給など、大変重要な役割も担っております。この点から見ましても、都市部にのみ若者が残ればよいという発想では不十分であり、都市部を支える中山間地域にも若者が残れるようにしていかなければならないと考えております。

このため、県では、中山間対策の核として、集落の維持、活性化や地域の支え合いの仕組みづくりなどの拠点として、さまざまな役割を果たす集落活動センターの取り組みなどを積極的に進めてまいりました。今後におきましても、市町村と連携しながら、中山間地域に若い人たちが残っていくことができ、日本全体のモデルとなるような取り組みを高知県がつくり出していけるよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

また、国に対しては、これまでも集落活動センターを中心とした中山間地域での小さな拠点づくりの必要性などについて訴えてきたところであり、今後も地方の意見を十分に反映し、地方の目線に立った実効性のある施策を展開するよう、全国知事会などとも連携しながら、引き続き政策提言を行っていききたいと考えているところでございます。

次に、地方中枢拠点都市の制度が、道県庁の役割を希薄化させ、道州制導入の地ならしとなるのではとのお尋ねがございました。

地方中枢拠点都市圏構想の推進が道州制につ

ながるとの議論は、国会においてもなされておりますが、政府は、道州制を意図したものではないとしております。

また、この構想を本県に当てはめて考えた場合、仮に高知市を中心とした圏域において、構想に基づいた取り組みが進展したとしても、この圏域から外れる地域の活性化については、これまで以上に県として積極的に取り組んでいく必要があります。

この構想の実現いかんにかかわらず、本県においては、現在の産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、南海トラフ地震対策などがそうでありますように、県全体を見渡した広域の視点で県勢浮揚を図っていく役割は、市町村との連携・協調の上で、県も相当な役割を担っていかなければならないことには変わりはないものと考えております。今後も引き続き、市町村との連携・協調を基本とした取り組みを、全力で進めていきたいと考えておるところであります。

次に、県民参加のもとに、県が主体的に地域公共交通計画の策定に踏み込む必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

お話のありました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の狙いでもありますように、地域の公共交通政策を総合的、一体的、効果的に進めていく上では、地方自治体が中心となりまして、交通事業者だけでなく、住民や学校、企業など、地域の関係者の参画のもとに、まちづくり等の地域戦略との整合を図りながら、公共交通計画を策定することが重要だと考えております。

本県におきましても、平成20年度にはこの法律に基づきまして、土佐くろしお鉄道の中村・宿毛線を中心に、幹線の路線バスの活性化を目指して、四万十市など西南地域の7市町村が共同で地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。その際には、広域にわたりますことから、

県としても積極的にかかわり、一体となって取り組んだところでございます。

今後、県内全体の計画をとのお話もございましたが、公共交通の課題は地域性が高いことから、具体的な取り組みを目指すためには、やはり対象となる交通機関や課題を共有できる地域ごとに取り組むことが効果的だと考えております。例えば、現在、路線バスの維持方策等について、県内を6つのブロックに分けて協議を行っていますように、広域での計画となりますと、そういった単位で検討するということが現実的ではないかと考えております。

そのため、今後、路線バスの協議を行う場などで、改正活性化再生法に基づく広域的な計画の策定について市町村の意向を確認しました上で、必要となれば県も積極的に参画して対応してまいりたいと考えております。

なお、計画を策定します場合には、当然、住民の方にも積極的にかかわっていただき、一体となって施策を推進していただくことになるものと考えております。

次に、持続できる地域公共交通であるためにも、地域性やニーズ、効率性、経済性を配慮した適材適所のモード選択を根底に据えた計画であるべきではないかとお尋ねがありました。

中山間地域を初め、県内の多くの市町村では、交通事業者に加え、地域住民なども参画することにより、それぞれの地域に合わせた交通計画などを策定し、路線バスだけでなくデマンド型バスや乗り合いタクシーなど、それぞれの地域ニーズに沿った交通モードの選択と組み合わせにより、住民の交通手段の維持・確保を図っているところであります。

お話にありましたとおり、持続可能な地域交通ネットワークを検討する際には、地域性や利用者、住民のニーズを踏まえるとともに、効率性や経済性等にも十分配慮した上で、多様な交

通モードを適切に組み合わせることが重要になるものと考えています。

今後、県が加わって計画を策定していく際には、そういった考え方をベースとして策定作業が進められていくものだと思います。

次に、より被災者の立場に立った被災者生活再建支援制度の検討についてお尋ねがございました。

被災者生活再建支援法に基づく支援制度は、災害救助法が適用されますなど、一定規模以上の自然災害を受けた市町村で、全壊または大規模半壊となった方が住宅の建てかえなどをする場合に、都道府県の拠出金と国の補助金により積み立てられた基金から、支援金が支給される制度であります。

ただ、この支援制度では、支援金の対象となるかどうかは、市町村単位での災害の規模によって、まず決まりますので、同一の災害で被災した皆様から見れば、居住する市町村の災害の規模が大きいか小さいかによって、支援を受けられる方と受けられない方が出てくるという問題があります。

こうしたことから、これまで、その都度、県独自の制度を設けて、支援法の対象とならない市町村の被災者に対しても支援を行ってまいりました。今回の豪雨災害でも、これまでと同様に支援を行いたいと考えており、今議会に補正予算案を提出しております。

一方、局所的、集中的な豪雨が頻発する近年の状況では、例えば、中山間地域の限られた範囲で、住宅が全壊するような土砂災害が発生し得ると考えたときに、これまでの枠組みでは支援できないケースが出てくることも想定されるところであります。

自然災害により家の建てかえを余儀なくされる全壊または大規模半壊といった、生活基盤が著しく損なわれる被害を受けた被災者個々人の

御負担は、お住まいの市町村単位全体の災害の規模が大きくとも小さくとも同じであります。また、全体としての災害の規模が大きくとも小さくとも同じであります。こうした被災者への支援については、検討すべき課題であると認識しておるところでございます。

次に、自転車がまちを変えるとの気構えで、自転車活用計画を策定するなど取り組めないかとのお尋ねがありました。

自転車は、利用者にとって、比較的気軽に利用できる移動手段でありますとともに、ウォーキングと同様、世代を問わず手軽に利用できるものとして、健康づくりの有効な手段であります。また、環境への負荷が小さく、交通渋滞の緩和につながりますなど、今後、コンパクトシティを進めていく上でも、自転車をどのように位置づけるかは重要な点だと考えております。

さらには、まちづくりの視点に自転車利用を取り入れることで、公共交通ネットワークが脆弱な本県において、観光地間の移動に自転車が活用され、観光客の移動手段が多様化し、周遊が促進されるというメリットも考えられますし、自転車と公共交通を組み合わせることで移動できる環境を整えることで、公共交通の新たな利用者の掘り起こしにつながることも考えております。

他方で、道路の状況は、特に自転車利用の多い高知市中心部では、自転車と歩行者が分離されていないことや、道路幅が狭いこと、また中心市街地の駐輪場対策や交通マナーの向上の問題など、さまざまな課題があるのも事実であります。いずれにしても、自転車にはさまざまな可能性がありますので、多様な検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、本県における公文書の存在意義と公文書保存のあり方はどうあるべきかとのお尋ねがございました。

県のさまざまな活動や歴史的事実の記録であ

る公文書は、民主主義の根幹を支える県民共有の貴重な知的資源でありまして、これを適正に管理し、後世の県民に引き継いでいくことは、県の重要な役割であると認識しております。

このため現在、国立公文書館のアドバイスのもと、歴史的公文書制度の創設に向けて取り組んでおりますし、保存に関しましても、公文書の劣化を防ぐため、書庫の温湿度管理を徹底するとともに、酸化防止に有効な中性紙箱での保存に切りかえるなどの対策を講じてきたところであります。

また、震災への備えとして、歴史的価値が高いと思われる公文書の散逸を防ぐため、免震構造の本庁地下書庫と津波による浸水がない元県立大橋高校の2カ所での集中管理とするなど、公文書の適正な管理と保存に努めてまいりました。

保存環境のさらなる充実を図るとともに、歴史的価値のある公文書を県民の皆様これまで以上に利用していただくためには、公文書館の設置が必要であると考えておりまして、現在、県立図書館の跡施設のメイン機能として公文書館を設置してはどうかとの方向で検討を進めているところであります。

また、御質問にもありましたが、東京大学の吉見副学長とお会いしました際には、東日本震災により生じた民間や自治体、マスコミなどにおけるさまざまな情報を統合する仕組みがないことから、新たに電子化による情報の一元化に向けて取り組んでおられるとのお話をお伺いいたしました。

このような震災情報共有の仕組みづくりは、本県にとりましても大変重要なことであると考えておりまして、その議論の動向にも注意をしていきたいと、そのように考えておるところであります。

私からは以上でございます。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) と
とさでん交通の当面の課題について、まず、バス
ターミナルの整備と路線再編に関して、埼玉県
のイーグルバスの取り組みを参考にすることの
お尋ねがありました。

中央地域のバス路線は、2社が競合すること
で、重複路線の調整や利用者のニーズを踏まえ
た柔軟な見直しが進まなかったことにより、複
雑でわかりにくい路線となっております。そう
いった路線を、利便性が高く効率的な路線に再
編するためには、ターミナルや乗りかえポイン
トの整備が必要となってまいります。

お話にありました埼玉県のイーグルバスの取
り組みは、ターミナル機能をうまく活用し、経
営改善につなげた事例でございますので、本県
中央地域の複雑な路線を再編、整理する際の参
考になるものと考えております。

とさでん交通は、データに基づいて利便性の
高い路線再編を行うこととしております。今後、
具体的検討に入る際には、会社内に設置する事
業改善の協議の場において、他県の成功事例や
ノウハウなども参考にしながら、中心部及び周
辺部でのターミナルや乗りかえポイントを想定
しての路線再編案が検討されるものと考えてい
ます。

次に、来年度予算の概算要求にある国土交通
省のモデル事業の採択を、とさでん交通が目指
しているのかとお尋ねがありました。

お話にございました国土交通省が概算要求を
しておりますモデル事業は、ICカード等で収
集した乗降データをもとに最適なバス路線を構
築することで、自立的な経営を確立していこう
とするものとお聞きをしております。

このような考え方は、とさでん交通が目指す
取り組みとも方向を同じくするものであり、こ

れから中央地域の公共交通の事業改善を進めて
いこうとするときに、国において自立的な経営
の確立を支援するモデル事業が打ち出されまし
たことは、取り組みを進める上で大きな追い風
になるものと期待をしております。

現時点では、事業のスキームやスケジュール
など詳細が明らかにされておりませんので、と
さでん交通が、即この事業を活用できる内容の
ものかどうかということについては不明でござ
いいますが、地方の公共交通事業者の事業運営の
助けになる事業でございますので、今後の国の
動きを注視し、情報収集に努めてまいりたいと
考えております。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 公共交通改善に対する
協議機関について、利用するのに困難さを抱え
ている高齢者や障害者の皆さんの意見をどのよ
うに反映させるのか、また、その協議会は公開
で開催されるのかとお尋ねがございました。

とさでん交通の目指す持続可能な公共交通の
実現のためには、現在利用されている方や観光
客へのさらなる利用促進策はもちろんのこと、
公共交通の利用に不便さや不自由さを感じてお
られる方々や現在利用されていない方々のニー
ズを酌み取り、それに応えることで、新たな利
用の喚起につなげていくことは重要となります。

利用者目線に立った取り組みを進めていくた
めには、広く利用者の声や提案を募り、検討を
行うことで、各種の具体的取り組みに反映させ
ていくという姿勢が、事業者に求められている
ものと考えております。

今回、新たに設置する協議会につきましては、
公開が原則になろうかと思いますが、会議の持
ち方などについては、今後、早急に関係者間で
協議をしていくこととなります。その際には、
多様な立場の方々のニーズや御意見を酌み上げ
られるような仕組みを構築できるよう、県とし

でも提案してまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 自転車を通じたまちづくりによる自転車コミュニティービジネスの展開についてお尋ねがありました。

地域の住民が主体となって、ビジネスの手法を活用しながら地域の課題解決を進めるコミュニティービジネスにつきましては、地域の活力を高めるとともに、産業づくりにもつながるものと考えており、県ではこのコミュニティービジネスを、中山間総合対策本部の中で小さなビジネスとして重点テーマに位置づけて、その振興に取り組んでおります。

この小さなビジネスには、これまでに地域資源を活用した加工品づくりなど、54件の取り組みを指定し、地域づくり支援事業費補助金やアドバイザー制度などを活用して、地域アクションプランや集落活動センターの取り組みにもつながるよう、テーマや段階に応じたサポートを行っております。

こうした中、自転車を活用したまちづくりや地域活性化の取り組みとしましては、四万十市で宿泊施設などにサイクルスタンドや空気入れ等を設置する取り組みや、西土佐地域でのレンタサイクル事業などが行われておりますし、香美市におきましても、物部川の中流域を自転車でめぐりながら景色やカフェを楽しむ自転車ツアーを実施するといった取り組みが生まれてきております。

今後、これらの事例を含めまして、幅広く小さなビジネスに位置づけていくことで、自転車を通じたコミュニティービジネスについても、その取り組みを支援してまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 自転車走行区間の安全性の確保について、まず、歩道上のペイントレー

ンは今後設置すべきではないし、既存のものは撤去するか、歩道との完全分離を図るべきと考えるが、どうかのお尋ねがありました。

急増する自転車と歩行者の交通事故に対応するため、国は平成19年度に、全国で自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を指定しました。本県でも、自転車事故が集中している高知市において、棧橋通地区、菜園場から知寄町地区までの2地区が指定され、周辺住民や沿道関係者の合意のもとで、法的には普通自転車通行指定部分であるペイントレーンを整備しており、平成27年度までに完了する予定となっております。

このような歩道上のペイントレーンを、今後、新たな地区で整備する計画は、現時点では持っておりませんが、モデル地区の整備については、周辺住民などとの合意のもとで行っているものであり、計画している区間は完了させることとしております。

県としましては、これらのモデル地区における整備の完了後に、通行状況や沿線店舗などへの出入りの実態を調査し、周辺住民の皆様の御意見を伺った上で、整備効果や課題について検証することとしております。その結果を踏まえ、既存のペイントレーンを撤去するか、または歩道と完全分離するかなどについて、国や警察などと連携して検討していきたいと考えております。

次に、自転車走行区間の安全性確保のための対策についてお尋ねがありました。

歩行者と自動車から自転車を分離し、自転車専用の通行空間を整備することは、安全性の確保から望ましいことではありますが、既存道路の幅員に十分な余裕が必要なことや、道路利用者、沿道関係者等との合意形成に時間を要することなどから、容易に実施することはできないと考えております。

当面は、自転車が自転車歩行者道を通行する際の安全性の確保のため、徐行しなければならないことや車道寄りの部分を通行しなければならないことなどのルールを周知する看板の設置や路面への標示を、警察と連携して検討してまいります。

次に、交通ルールを守ることを促すハード面などでの環境整備のあり方についてお尋ねがありました。

道路管理者としてできるハード面の整備としては、住宅街等の限られたエリアの生活道路において、地域住民の合意のもと、警察と連携して行う、自動車の走行速度を抑制するためのスラロームやクランク、路面の一部を盛り上げるハンプの設置などが考えられます。

しかしながら、一般的には、一時停止や減速を促すための路面標示や看板の設置といった、注意喚起を行う手法による環境整備が望ましいと考えております。

(警察本部長 國枝治男君 登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 歩道上の自転車専用レーンにおける自転車の規制に関し、お尋ねがありました。

議員御質問の歩道上の自転車専用レーンとは、道路交通法でいう歩道の普通自転車通行指定部分であると思料します。自転車が、歩道のこの普通自転車通行指定部分を通行する場合がありますが、そこはやはり歩道であり、道路交通法第63条の4第2項により、徐行義務と歩行者の通行の妨げとなるときの一時停止義務が課されております。ただし、こういった普通自転車通行指定部分がない場合と異なり、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者や通行しようとする歩行者がいないときは、徐行せずに、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できることとなっております。

自転車の通行方法等に関しては、自転車を利

用する機会の多い児童生徒を中心に、プロのスタントマンによるスケアードストレート方式の交通安全教室や、交通安全教材、トラフィック・セーフティ・ニュースの県教育委員会への提供などを通じて周知を図っているところではあります。また、まだまだ周知されているとはいいたいがたい状況にあります。

今後、現場における交通指導や各種交通安全教室など、あらゆる機会を捉えまして、自転車は車両であり、歩行者優先という基本ルールや、安全な速度や徐行などの周知徹底を図っていきたく考えております。

タンDEM自転車について2点お尋ねがありました。

1点目のタンDEM自転車の公道上の走行が許されている8つの県における、タンDEM自転車関連の交通事故件数についてであります。

警察においては、タンDEM自転車を対象とする交通事故統計はありませんが、なお確認のため、タンDEM自転車の走行が認められている8県の警察本部担当課に問い合わせてみましたが、いずれも、タンDEM自転車に限定した交通事故統計はとっておらず、タンDEM自転車に関係する交通事故件数は把握できていないとの回答でありました。したがって、これら8県におけるタンDEM自転車に関係する交通事故件数は不明であります。

次に2点目の、タンDEM自転車の公道走行が許されている8県において、タンDEM自転車が公道を走行することについて、交通事故防止の観点から議論されているかという御質問に関しても、各県の警察本部担当課に問い合わせてみましたが、いずれも具体的な議論はしていないとのことであります。

交通安全政策について3点お尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

まず、1点目の大人への交通教育のあり方についてお答えいたします。

交通事故をなくすためには、道路交通の場にいる全ての方に、交通ルールをひとしく守っていただくことが重要となります。したがって、子供や高齢者以外の年代の方々への交通安全教育や啓発にも取り組んでおり、運転免許保有者に対する更新時講習を初めとする各種講習はもとより、事業所に出向いての交通安全講習、親子で参加していただく交通安全教室といった交通安全講習のほか、事業者のドライバーの方に率先して模範運転を行っていただき、一般ドライバーの方々の交通マナーやモラルの向上を図る安全運転宣言車の走行、ドライバーの一人一人が、みずから交通ルールの遵守と交通マナーアップを長期間、継続的に図っていただく取り組みとしての無事故・無違反ドライバーズコンテスト、セーフティロード^と103などの各種取り組みを行っているところであります。

次に、2点目の交通ルールを守ることを促すハード面などでの環境整備についてお答えいたします。

交通ルールが守られるためには、ハード面において、わかりやすい交通信号機、交通標識などの交通安全施設の整備が必要と考えております。そのため、ドライバーの方に見えやすい交通信号機の設置、わかりやすい交通標識の設置等の取り組みのほか、地域住民の方々のご意見をいただきながら、道路管理者や関係機関・団体等と連携して、重大交通事故が発生した現場において、同種事故の発生防止を目的に、各種対策を実施するための現場点検の実施を行っているほか、生活道や通学路の歩行者の安全な通行を確保することを目的とし、一定の区域に対する交通規制や安全施設を整備するゾーン30の促進などの交通環境の整備を推進しているところであります。

交通安全対策においては、交通指導取り締まり、交通安全教育、交通環境の整備の3つがバランスよく推進されることが必要であります。今後も、これら3つのバランスに配慮しつつ、関係機関・団体等と連携しながら、一層効果的な交通安全対策を推進してまいりたい所存であります。

次に、3点目の運転免許センターのあり方についてお答えいたします。

本県の運転免許センターの場内試験場は、各車種の運転免許技能試験、交通違反者に対する技能講習、運転適性相談者に対する運転技能適性検査などに使用しているほか、これらの試験等に支障のない範囲内で、高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例に定められたコース使用料を納めていただいた上で、一般に開放しております。

コースの一般開放に当たっては、利用される方などの安全を確保するため、運転練習に用いる車両は、高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則で高知県公安委員会が指定した自動車と定められております。

現在、公安委員会が指定している自動車は、運転免許技能試験に使用する試験車であることから、自動車の長さや幅等の規格が免許の種別ごとに法令で定めるものに合致していることのほか、補助ブレーキ装置を備えることが義務づけられているところであります。

しかしながら、議員の御質問にもありましたとおり、運転免許センターのコースへの一般車両の持ち込みが可能な県もございます。

したがって、本県においても、一般車両の持ち込みが可能か否か、運転免許センターの人的体制、利用される方の安全確保等の面から、現在検討しているところであります。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) 観光面でのタン

デム自転車の走行についてお尋ねがありました。

サイクリングにつきましては、近年、健康やエコの観点から、また、さまざまなサイクリングイベントなどの開催を通じて、全国的に人気が高まっております。

このため、本県では、スポーツツーリズムの一環として、コグウェイ四国や四万十・足摺無限大チャレンジライドなど、官民が連携して開催し、県外からの誘客に積極的に取り組んでいるところです。さらに、知事が会長を務めております四国地方産業競争力協議会において、本県の提案により、他の3県と連携しながら、四国を周遊するロードレースの開催についても検討を始めています。

お尋ねのありましたタンデム自転車の走行につきましては、利用者はもとより、歩行者などの安全確保が最優先であると考えておりますので、まずは県警本部の検討状況を注視してまいりますとともに、全国的な観光面での活用状況にも目を配りたいと思っております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) タウンモビリティの取り組みを継続していくための支援と、屋内スペースを中心商店街に常設するための支援策についてのお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

障害のある方や足の不自由な高齢者の方などが、町なかで安心して買い物や散策ができるよう、車椅子などの無料貸し出しやボランティアによる付き添いサポートなどを行うタウンモビリティの取り組みは、移動に支援が必要な方の社会参加の促進はもちろんのこと、生活の質の向上や中心商店街の活性化にもつながるなど、意義のある取り組みだと認識をいたしております。

高知市中心商店街におけるタウンモビリティの取り組みは、昨年1月からNPO法人の運営

により定期的に実施されるようになり、県と高知市では同年4月から補助制度を創設し、運営経費の一部を支援しているところです。

運営をしている団体からは、利用者やボランティアなどの名簿登録者もふえてきており、現在の取り組みを継続し、もう一段の利用促進を図るためには、安定財源の確保に加え、利用者の休憩スペースや車椅子置き場などが整った活動拠点の確保が必要であるとお話をいただいております。

県といたしましては、利用者のニーズに応えられる安定した運営の確保につきまして、現在の支援制度の見直しを含めまして、高知市との協議を行ってまいります。

また、空き店舗などを活用した常設の活動拠点の確保に向けましては、福祉の分野にとどまらず、商工、観光などといったさまざまな観点からの検討を行う必要があるものと考えておりますので、運営団体や商店街の意向なども踏まえ、関係部局などとも連携を図りながら、関係者間で協議を行う場の設置に向けまして、高知市との調整を図ってまいりたいと考えております。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 防災・減災対策について、まず、地区防災計画の策定について地域への支援は行われるのか、また、計画の具体化に関して財政措置はどのように考えるのかのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

東日本大震災の教訓として、自助・共助・公助が有効に連携しなければ、大規模災害の対策はうまく機能しないことがわかりましたことから、お話にもありましたように、昨年の災害対策基本法の改正の中で、地域コミュニティの自発的な防災活動という自助・共助の取り組みを促すため、地区防災計画の制度が新たに創設

されました。

地域の連絡体制の整備、防災訓練の実施といった日ごろの活動や助け合いによる救助・救出の手順、避難所での役割分担といった発災後の活動などについて、地域の皆様が話し合っ、自発的に活動の計画を作成することで、地域の防災力やコミュニティーの活性化を図るものです。また、この計画を素案として市町村に提案し、地域防災計画に位置づけられることで地区防災計画となります。

県では、これまで、自主防災組織に活動計画を作成し、計画に基づいて活動を継続していただくようお願いしてきたところであります。今回、国において同様の目的の取り組みが位置づけられましたので、今まで以上に、地域の自主的な計画づくりなどに取り組んでいただきたいと考えております。

計画を作成する際に、お話にありましたように、できるだけ早い段階から専門家などの助言を受けることが有効だと考えられますので、こうした取り組みに対して地域防災対策総合補助金を活用し、市町村と連携し、支援を行ってまいります。

さらに、地区防災計画の策定後も、継続的な活動を行っていただくことが重要でありますので、防災訓練や防災学習会の開催など、地域の皆様が行う活動につきましても同様の支援を行ってまいります。

次に、南海トラフ地震対策行動計画に関しまして、避難場所には津波避難ビルも含まれるのか、また、新たに行動計画に位置づけられた避難場所に関する課題を、どのように認識しているのかのお尋ねがございました。

津波から一時的に避難する避難場所には、御質問にありました津波避難ビルは、当然含まれております。

また、南海トラフ地震対策を進めるに当たっ

ては、被災者の置かれた状況をリアルに想定し、考えられる課題を洗い出すといった不断の見直しを行いながら、必要な対策を講じているところです。

今回、こうした考えのもと、発災後2週間程度の期間で、避難場所にとどまる、避難場所から避難所に移る、避難所に移ってから生活を立ち上げるの3つのステージにおいて、特に命をつなぐ視点で課題の洗い出しを行い、新たに61項目の対策を行動計画に位置づけております。

このうち、避難場所にとどまることに関しては、避難者が長時間過ごさなければならない状況を想定すると、環境面や機能面で新たに対応しなければならない課題が洗い出されております。

具体的には、環境面で言えば、命をつなぐために必要となる水や食料はあるのか、風雨や暑さ寒さをしのげるのかといった課題、機能面で言えば、情報を得る手段や外部と通信する手段をどう確保するのかといった課題であります。

これまで命を守る視点で避難場所の対策を進めてまいりましたが、今後は、こうした命をつなぐ視点で新たに洗い出した対策についても、市町村を支援し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) 公文書管理のあり方についての御質問にお答えをいたします。

まず、公文書館では、公文書に限定せず地域資料を扱うことも考えられるが、保管対象をどのように考えているのか、また、耐震改修や書庫面積の確保など、ハード面の整備をどのように考えているのかのお尋ねがございました。

公文書に限定せず地域資料も保管の対象とすることにつきましては、現在の県立図書館を活用する方向で公文書館の検討を進めておりますので、施設の規模に一定の制約があること、ま

た、今後数十年にわたって保存していくこととなる公文書も相当な量が見込まれますことから、現在は、保存対象として県の公文書を念頭に検討を進めております。

他方、地域に埋もれている近現代史の重要かつ貴重な資料等を適切に収集、保存し、県民共有の財産として活用していくことは、意義のあることと受けとめておりますので、歴史民俗資料館や新たに整備される新資料館、そして何よりも市町村など関係する機関との連携のもと、その役割分担等も含め、検討していく必要がある課題であると考えております。

また、ハード面の整備につきましては、県立図書館が昭和48年に建築されておりますことから、施設全体の耐震工事はもちろんのこと、老朽化に伴う電気・機械設備の改修や、利活用の形態に応じた工事などが必要になってくるものと考えておりますが、書庫につきましては、現時点においては、県立図書館の有する書庫を引き続き活用することを考えております。

次に、アーキビストを初めとした専門職員の養成、確保についてお尋ねがございました。

公文書管理における職員の役割といたしましては、保存していく公文書の選別を初め、公文書目録の作成や日々の適切な保存管理など、さまざまな専門的業務が想定されます。

議員御指摘のとおり、こうした業務に取り組んでいくためには、専門的な知識や技術を有する人材の確保が不可欠でありますので、国立公文書館が主催する研修会への参加、また先進県における実務研修への参加などにより、職員のスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

最後に、外部のメンバーも加えた検討委員会を立ち上げて、検討の加速化を図るべきだと考えるが、どうかのお尋ねがございました。

現段階では、県立図書館施設の利活用の方向

性について、庁内で検討を進めているところで。今後、公文書館そのものの検討も本格化してまいりますので、その際には庁内にとどまらず、国立公文書館を初めとする外部の有識者の方々の御意見もお聞きしながら、検討を進めていく必要があると考えております。

(人事委員長秋元厚志君登壇)

○人事委員長(秋元厚志君) 給与制度の総合的見直しについて、まず、人事院が行った官民給与の比較方法についてお尋ねがありました。

人事院は、地域における国家公務員の給与の是正などを目的といたしまして、平成18年以降、給与構造改革を実施し、一定の成果を上げてきたと評価をしつつ、一方で、依然として、民間給与の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないかとの指摘があることを受け、今回、給与制度の総合的見直しを勧告したところです。

給与構造改革における地域間比較の際には、民間賃金の高い政令市等が含まれていましたことから、今回の見直しに当たっては、政令市等を含まない地域における官民給与の実情を把握するため、賃金構造基本統計調査により、給与水準の低いほうから4分の1となる12県を一つのグループとして抽出をし、その上で、この12県の民間給与と国家公務員の給与とを、毎年人事院が実施をしています方式、すなわち職種別民間給与実態調査と国家公務員給与等実態調査で比較したものであると認識をしています。

こうした比較方法の変更につきましては、全国共通の俸給表を使用するという前提に立った上で、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映させる必要性から、人事院として判断したものと受けとめています。

次に、総合的見直しを制度として導入した場合、人事委員会勧告における基本的な考え方が崩れるのではないか、また、50歳代後半層については、公民較差は2年前と大きく変わらない

のではないかと、逆較差がさらに拡大するのではないかとのお尋ねがありました。互いに関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

給与制度の総合的見直しにつきましては、地方公務員の給与にも大きな影響を与える重要な課題であると認識をしております。

人事委員会といたしましては、給与構造改革以降、制度は国に準拠することを基本とした上で、その水準は、地域の民間給与との均衡を図ることを念頭に措置してきたところでありまして、その結果、独自に水準調整をしました給料表の作成や、特別給についても国と異なる措置を講じてまいりました。

一方で、地方公務員法に定める均衡の原則から、職員の給与については、民間給与だけではなく、国家公務員の給与との均衡も求められております。この点につきましては、仮に民間給与が著しく高い地域があったとしても、公務としての近似性及び財源負担の面から、それぞれの地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意することとされているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、本県職員の給与の現状を分析いたしました上で、国と同様に、地域間あるいは世代間の給与配分の見直しが必要な状況にあるのか、慎重に検討を行っているところでございます。

次に、職員のモチベーションの維持についてお尋ねがございました。

直面するさまざまな県政課題に適切に対応してまいりますためには、職員が高いモチベーションを維持し、自己の持つ適性や能力を十分に発揮できる職場環境づくりが重要であると考えております。

そのため、これまでも給与に関する報告、勧告の中で、給与及び公務運営の両面から意見を述べてきたところでございます。

給与が職員のモチベーションを維持する上で、一つの大きな要素であることは認識をしておりますが、一方で、給与につきましては、先ほども申し上げましたとおり均衡の原則や、職務と職責に基づき給与は決定されるべきものであるという職務給の原則など、給与制度の趣旨に沿った適正な運用が図られる必要があると考えております。

また、職場環境づくりに当たりましては、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の活用、職業生活と家庭生活の両立の支援、さらにはハラスメントやメンタルヘルス対策など、公務運営の全般につきまして対策を講じる必要があると考えております。

今後とも、職員のモチベーションを確保しつつ、効率的な業務執行と行政サービスの向上につなげていくことができますよう、第三者機関としての機能を果たしてまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 高知南中・高等学校と高知西高等学校の統合に関して、まず、両校関係者におおむね理解をいただいたというが、理解されていない点は何で、理解されなくても計画を進めることには支障ないのか、また、パブリックコメントの意見を尊重していくのかとのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

まず、両校の統合については、本年4月以降、教育委員協議会に保護者を初め、学校関係者をお招きして丁寧な協議を重ねてきたところであり、統合の必要性について、おおむね御理解をいただけたものと考えております。

お尋ねの、おおむね理解ということの意味するところでございますが、1つには、御理解の仕方にも関係者の属する団体、個人によって、積極的に評価いただいたものから、やむを得な

いといった消極的なものまで幅があること。2つには、統合対象となっている学校関係者の各団体の総意としては御理解を示していただいたものの、高知南中・高等学校の関係者の中には学校に対する強い思いから、例えば、理屈としてはわかるが感情では納得できないといった思いを述べられる方など、個人レベルでは十分な御理解とまで至っていない方もいらっしゃる。そういった意味を込めて、おおむね理解という表現をさせていただきました。今後とも、こうしたさまざまな思いがあることは、重く受けとめていかなければならないと思います。

次に、パブリックコメントの意見を尊重していくのかとお尋ねがございました。

現在、実施しておりますパブリックコメントでいただきました御意見を踏まえまして、最終的な再編振興計画を取りまとめてまいりたいと考えておりますが、計画を策定した後も、教育の充実策や統合後の具体的な学校の姿などについて、両校の関係者の皆様と節目節目で御意見をいただく場を持ちながら、引き続き丁寧な対応をしてまいります。

次に、統合後の新たな中高一貫教育校の目指す姿について、本県におけるグローバル教育のトップ校かつ大学進学の特典校を目指すとしているが、県民のどれだけの声に支持されて計画されたのかとお尋ねがございました。

社会や経済の急速なグローバル化に伴って、幅広い教養や課題解決能力などを備え、国際社会で広く活躍できる人材の育成が、これからの産業振興や地域振興を実現していく上でも大きな課題となっております。そのため、国におきましては、小学校での英語の教科化や、知識重視から思考力や表現力等を問う大学入試制度の見直しの検討、あるいはスーパーグローバルハイスクールの育成など、グローバル人材の育成に向け、取り組みを強化しているところでござ

います。

本県におきましても、こうした大きな教育課題に対応していくため、新たな中高一貫教育校におきましては、次代を担うグローバル人材の育成を目指し、国際バカロレア認定に向けた教育にも取り組むなど、高度な英語運用能力とともに、論理的思考力、表現力、コミュニケーション能力の育成にも重点的に取り組みたいと考えております。そのことにより、本県のグローバル教育の県内のトップ校、大学進学の特典校として県民の皆様の御期待に応えられる学校としてまいります。

こうした考え方につきまして、これまで教育委員協議会に御出席いただいた両校の関係者や教育関係者の皆様からも、多くの御支持をいただいております。

例えば、高知県市町村教育委員会連合会の代表の方からは、「グローバル教育は、高知南中・高等学校と高知西高等学校の取り組みを生かしながら、全ての高校の教育環境の充実を図ることができる取り組みである」という御意見を、また、両校の学校関係者の皆様からも、「統合後の新しい中高一貫教育校でのグローバル教育や国際バカロレアに期待をしている」、「グローバル教育は次世代のリーダーを育成し、社会に出て広く活躍できる人材を育成するものであり、ぜひ進めてほしい」といった御意見をいただいているところです。

一方、広く一般県民の御理解という面につきましては、新たな中高一貫教育校でのグローバル教育は、本県にこれまでなかった新しい取り組みであり、これまで我々の説明が必ずしも十分ではなかったということもございまして、ややもすると、グローバルエリートばかりを養成するのではないかといった誤解も受けてしまう嫌いがございます。わかっただくと、先ほど申しましたような高い評価もいただいております。

ますので、今後、再編振興計画を策定した後は、広く県民の皆様に御説明する場も設け、御理解を深めていただくよう努めてまいります。

最後に、新しい中高一貫教育校が、現在、高知南中・高等学校と高知西高等学校に進学しようとしている多様な全ての生徒の選択肢となるのか、また、多様な選択肢を減少させることよりも、グローバル教育のトップ校かつ大学進学の出発点を新設することを優先させるのかのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

社会や経済が大きく変貌していく中で、県立高等学校には、本県で学び、育つ生徒たちが、将来、社会人、職業人として自立し、みずからの人生を切り開いていくことができるよう、適性に応じた進路実現をしっかりと支援していく教育活動が求められております。

新たな中高一貫教育校におきましては、これまでに申しましたように、今求められているグローバル人材の育成に向けて、国際バカロレアの認定も視野に、グローバル教育を柱に位置づけるとともに、大学進学の出発点ともなり得る教育活動を行っていくことにしております。

こうした、これまでの本県にはなかった中高一貫教育校では、前例のないことにも果敢に挑戦し、多様な文化的背景を持つ人々とも信頼関係を築き、円滑にコミュニケーションができるような人材の育成を目指しておりますので、時代の先端でグローバル教育を学び、将来、広い世界で活躍したいと願う生徒とともに、多様なニーズを持つ生徒の可能性を広げることにも寄与できるものと考えております。

一方、この中高一貫教育校のみで、これまで両校を志願している生徒全てのニーズを満たすことにはならないと思いますが、県中央部全体では、さまざまな生徒のニーズに幅広く対応できるよう県立高等学校を配置しておりますので、

今後策定する県立高等学校再編振興計画に沿って各学校の定員管理をしっかりと行うことで、それぞれの生徒が個々の適性に応じた進学が可能となるよう努めてまいります。

○33番（坂本茂雄君） 第2問をさせていただきたいと思います。

それぞれの御答弁どうもありがとうございました。

まず、公共交通の関係であります。先ほど副知事から答弁がありましたが、一応公開を原則に、この協議機関の位置づけ等について考えていきたいというふうなことで、やはり私たち考えるのは、まさにずっとこの間言われゆうように、県民の出資した会社であると、県民が株主だというふうなことも、これまでずっと言われてきたわけですけれども、そういう意味からいくと、いかに県民に広く開きながら会社運営をしていくかということになってくると思います。

いろんな意味で、特に公が出資しているわけですから、そういった意味では経営面においても、できるだけ公開で議論していく、そういうふうなことも求められてくると思いますので、ぜひその点については、今後の会社自体の運営を、公開を原則にやっていくんだというふうな決意、知事のほうにお伺いをしておきたいというふうに思います。

そういった中で、多様な県民の声を受け入れながら反映させていくということを望んでおきたいと思いますので、その点、後ほどお聞きしたいと思います。

2点目に、自転車の利活用の問題ですが、知事の答弁、捉え方としては私もそのとおりだと思うんです。そういう意味ではいろんな課題がありますので、課題が大きくて、なかなか一気に計画を策定するといっても、いろいろ難しい面もあるのかもしれませんが、多様な検

討を重ねるといその言葉の中には、多様な検討を重ねて、そういった方向性を持ちたいんだということなのか、その辺の決意をお伺いしたいというふうに思います。本当にいろんな面でのメリットが、自転車の利活用にはあるというふうに考えております。そういうことで、ぜひよろしくお伺いしたいとしたいと思います。その決意をお聞かせください。

昨日私が手に入れた新刊本なんですけれど、「自転車に冷たい国、ニッポン」、これは、毎日新聞の馬場記者という方が著者で、この方が、銀輪の死角という連載記事をずっと毎日新聞に掲載されていました。結局、今なぜこれだけ自転車と歩行者の交通事故の問題、自転車を軸にした交通事故の問題がふえているのかというふうなことをずっと取材されてきた方で、私もお話も聞かせていただきましたけれども、そういった意味では知事のほうで考えられていることと、それと先ほど土木部や、あるいは県警本部のほうで言われた交通安全の部分ですね、自転車の走行空間の安全性、そういった問題をセットで議論していくということをぜひお伺いしたいとしたいと思います。

そういう意味では多様な検討ということに、まさになるだろうというふうに思いますけれども、その多様な検討を、ぜひ具体化に向けていくような——先ほど私、例に出しましたが、バイシクルタウン構想というのは鳥取県です。鳥取県の知事と尾崎知事は、よくいろんなところで画面に出たりされますけれども、ぜひこの自転車の利活用についても、一緒に足並みをそろえて頑張られていただきたいなというふうに思いますので、後ほど決意を聞かせていただきたいとしたいと思います。

それと、タウンモビリティの関係、部長のほうからお話がありまして、今後、その運営に当たられているNPOや高知市とも十分連携を

とって、よりよい姿を目指していくと。なおかつ、先ほど私が質問したことについて具体化していくようなことで、ぜひ十分な意見交換をして取り組んでいただきたいというふうに思いますので、これは要請をしておきたいとしたいと思います。

それと、運転免許センターのあり方ですけれども、先ほど警察本部長、言われましたが、例えば、使用料徴収の条例施行規則などを持ち出されましたが、そういうのがあるのはわかっています。あるのがわかっているお尋ねしているのは、どういう基本的な考え方をするかによって、条例が変わったり、施行規則が変わったりするわけで、そういう意味で考えていただきたいというふうに思います。

例えば、今後、先ほどの回答で行けば、他県のように持ち込み車両が可能なかどうかということでも検討されるということですが、実は全国でそういうところがどれだけあるかというふうに、前に警察本部でお伺いしたら、17県というふうに言われていました。しかし、私が調べてみると22県ありました。そういう意味でも、いわゆるコースを開放している33県中、22県が持ち込み車両が可能な都道府県です。時代はそういうふうになっていると思うんです。ですから、ぜひそういった方向で検討していただきたい。

コースの使用料も、決して高知県、安いほうではありません。これも負担にはなるとは思いますけれども、ぜひそういった方向で御検討いただきたいということで、もう一度、その方向で検討されるかどうかということの最終的な確認をさせていただきたいとしたいと思います。

それと、給与制度の構造的見直しのところで、先ほど、少し私、聞き漏らしたのか、回答が十分にされていないような気もしました。

一つは、給与制度の総合的見直しは、本県として導入するのかわからないのかという答えは、一

つは、二者択一の問題があるということでお伺いしましたけれども、それに対する答えが、慎重に検討を行っているということなんでしょうか。そういうことであれば、まだ、勧告が出される14日までの間に、私が指摘したようなことも含めて、十分慎重に検討してくださるということなのかどうかということをお聞かせいただきたいのと、もう一つは、高知県においては、2年前に行った調査で、全国と違って民間のほうは、給与水準が50代後半は高いというふうな指摘をしましたが、それは今回ではどうなっているのかということについて、私、聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、国の場合は、言えば、そうやって引き下げた部分を、調整給という形でほかに充てているわけですね。都市部のほうに調整給という形で充てている。ところが、高知県の場合はそういうふうにならないわけですね。ですから、高知県の場合は削ったら削りっ放しということで、じゃその分はどこかで、職員の給与水準の部分で還元されるかということ、そうはならないということなど含めて、やっぱり課題は大きいと思うんですね。

その点について、財源を国とは、県の場合は違ってくるということも含めて、どのようにお考えなのか、その点についてお聞かせください、第2問とします。

○知事（尾崎正直君） まず、とさでん交通の経営についてであります。できる限り透明性の高い経営を行っていただくということが大事だというふうに思います。

ただ、あくまで民間会社でありますから、例えば民間会社で取締役会を全部公表してやっているところなんてないわけでありまして、一定限界があることは確か。やはり民間の経営として、ほかの会社並みにやっていただくという点

も出てこようかと思えます。そこらあたりはよく協議をしなければいけないところだと思います。

副知事の答弁で申し上げましたのは、新たに設置する協議会につきましては、公開が原則であろうかと考えているということでありまして、そして、ただ、この会議の持ち方についても、今後、関係者間で早急に協議をするということを上上げたということでもあります。

この新たに設置する協議会において、経営を具体的にどうしていくかなどということについても協議をします。ここには県の関係者も入って協議をすることになります。ここは、できる限り公開でやっていくということが重要だろうと、そういうことを申し上げたということです。

いずれにしても、できる限り透明性を確保するべく取り組みを進めていくべきだということには、違いはないと思います。

それから、2番目の自転車の利活用についてであります。

多様な検討を重ねるということを上申しました。できる限り自転車を活用される方向が望ましいだろうと思います。バイシクルタウン構想というところまで、一足飛びに行けるかどうかということについて言えば、まだ私も現段階ではわかりません。ただ、観光でありますとか、それから公共交通とのよき連結とか、いろいろ可能性があることは確かだということをお話伺っていて、そのとおりでなと思ったところでございました。やはりそういう可能性のあるところ、また、現実的に活用できそうなところ、そういうところから、まず、よくよく勉強を重ねさせていただきたいと、そのように思います。

要請というお話であります。タウンモビリティ、こちらは大変重要な取り組みだと思います。部長が答弁いたしましたように、よく協議の場を持てるようにしていきたいと、そのよう

に思います。

○警察本部長（國枝治男君） 先ほどの御質問で、私の答弁のほうで、条例その他に基づきましてということでお答えさせていただきましたのは、私は実務家でございますので、その点は御容赦いただければと思います。

ただ、議員御指摘のとおり、根本的に物を考えてほしいということについては、十分重く受けとめまして、引き続き検討してまいりたいと思います。

ただ、本日答弁に臨むに当たりましては、交通部のほうと十分検討いたしまして、今回の場合、一つ大事なこととして、補助ブレーキが必要になると、つまり場内における安全性というのが非常に重要なんだということで、幾つか検討してまいったところでございます。

その中で、答弁でも申し上げましたとおり、利用者等の安全と申し上げました。これはまさに練習される方の安全であり、またそれを補助する方の安全であり、そしてまた場内の試験場における周囲の方の安全であり、そしてまた、さらに言うならば施設の維持ということがあります。仮に、もし交通事故を起こされますと、次の日の試験ができなくなるといった、そういったこともあるんだということを、いろいろ検討した上で臨ませていただいた次第でございます。

いずれにせよ、議員御指摘のとおり、総合的な観点から引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○人事委員長（秋元厚志君） お答えいたします。

まず、二者択一ではないかというお話ございましたが、先ほど答弁いたしましたように、現在検討中ということでございますので、今ここでその内容について申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますが、この検討に当たりましては、私ども、やはり人事委員会の行う勧告というものにつきまして、職員の労

働基本権が制約をされている、その代償措置と位置づけられているといったようなことも十分認識をした上で、職員団体の御意見等もお伺いし、また、各任命権者の御意見などもお聞きした上で、私どもとして責任ある判断をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、50歳代後半の傾向、2年前とどうかということでございますけれども、基本的に傾向といたしましては、2年前と大きく変わっているという状況にはないというふうに、私どもは認識をいたしております。

それから、国と違って財源の問題という部分がございますけれども、そういった部分についても、本県はそういった知恵があるということを認識した上で、現在検討させていただいているというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○33番（坂本茂雄君） ありがとうございます。

人事委員長、先ほど人事委員長みずからもお話しありましたけれども、労働基本権制約の代償機関として検討されていくということですが、ぜひお互いの意見を、職員団体とも意見を開陳し合って、十分な意見反映を踏まえた判断をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、高校再編のことについては、もう時間ありませんけれども、やはりまだ、先ほど言われたように、おおむねの理解だと思えます。そのところを、今後いかに大事にして議論をしていくかということが求められていると思います。ぜひそのことを踏まえて、さらには今取り組んでおりますパブコメを踏まえて、十分な御議論をしていただきたいということをお願いして、一切の質問を終わります。（拍手）

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時10分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番 依光晃一郎君。

（9番 依光晃一郎君登壇）

○9番（依光晃一郎君） 早速質問をさせていただきます。

尾崎知事は、高知県を課題解決先進県と位置づけて、非常に大きなテーマである人口減少社会、そして縮んでいく経済の中で果敢に県政運営の指揮をとっておられます。この人口減少社会をどうやって乗り切るのかというのは、まさに国政においてもメインテーマとなり、先日の安倍改造内閣において、初の地方創生担当大臣が創設されました。

首相は、「人口減少や超高齢化といった地方が直面する構造的な課題に真正面から取り組み、若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる地方を創り上げてまいります」と、9月3日に記者会見を行いました。尾崎知事がどこかで発言した内容をそのままコピーしたのではとも思っていますが、日本の方針を先取りする尾崎知事には、さらなる将来を見据えた発言を今後もしていただきたいと思うところです。

日本の大きな課題の一つは、人口の一極集中です。これは進学や就職など、都会のほうが田舎よりも有利ということで、高知県においても、若者の都会への流出は続いています。

さらに、日本創成会議がことし5月に、2040年に896市区町村が消滅可能性という記者会見を行いました。その根拠となる視点は、若年女性の都会流出が地方の持続可能性に影響を与

えるというものでした。

日本創成会議は人口の一極集中対策として、地域拠点都市を人口のダムとして整備せよという提言をしています。東京への一極集中をとめるために、中規模地方都市を受け皿にするという解決策です。この解決策に対して、一定理解はできますが、結局は、田舎から東京へが県庁所在地へに変わっただけで、人は便利な都会に住みたがっている、東京と同じ便利さを地方都市に生み出せば解決するという話で、うまくいかないのではと思います。

人の流れをダムではなく、都会から田舎へと逆流させなければなりません。もちろん、流れを大きく変えることは難しいでしょう。しかし、日本人全てが便利な都会に住みたがっているという前提ではなく、田舎の里山暮らしや漁村での暮らしを最上の生き方として生活している方々がいるということにも、目を向けてはと思います。高い給料と便利な生活がある都市生活ではなく、人と人のつながりや伝統を大事にする里山生活、漁村生活のほうが価値があるという哲学を持った人のことです。

世界的に見れば、例えばヨーロッパなど、日本ほど過度に人口移動が起こっているようには見えません。それぞれの地方都市が、伝統と文化を守りながら独自の生活を守っています。都会対田舎という対決ではなく、人それぞれがどんな生き方をしたいか、そしてその生き方に合った地域文化、生活文化を残すことこそが国益にかなう、こういった考え方が大事であると思います。

これまでの高知県政においても、高知県内それぞれの集落を残すため、懸命に努力されておりますし、集落活動センターの取り組みは、全国にも誇れる素晴らしい事業であると思います。高知県のような、財政規模も小さく高齢化が進んだ県は、日本のお荷物だから要らないんじゃない

ないか。そういった極論が出たとしても、高知での生活を守るとは日本人の幸せな生き方の一つとして存在し続ける価値がある、私はそう主張し続けますし、この考え方を前提に、以下質問させていただきます。

高知県には、将来に向かってどういった県土づくりをしていくかという方針が定められています。いわゆる高知県都市計画マスタープランですが、県のホームページを見ると、「県土全域を対象として、主に県の都市計画における県土の都市像や土地利用方針を明らかにするとともに、全県的な視点による根幹的な都市づくりの方針を示していきます」とあります。しかし、このプランは都市づくりが前提で、里山や漁村の集落がどう維持されていくかという考え方、計画ではありません。

私は、課題解決先進県を打ち出した高知県では、安倍内閣の地方創生を先取りして、都市計画マスタープランの看板を、例えば都市及び里山集落・共存計画マスタープランなるものにして、都市と里山のバランスをどうとるかという考え方を中心とした、日本で初めての県土づくりを期待するところです。しかし、現状の都市づくりを中心とした都市計画の考え方は、日本中がそうになっています。

昭和43年に国が制定した都市計画法は、戦後の高度成長を支えた貿易立国の国策と、そのための生産拠点である太平洋ベルトに人口を集める国土づくり、また秩序ある都市整備に貢献し、大きな成功体験となっています。一方で、国土の均衡ある発展という目標はいまだ道半ばであり、都市への過度の人口集中を緩和していく政策誘導は、改めて必要性が増しています。

そこで、高知県政において、県外に人口が流出していく現状、また高知市に人口が集中していく現状の中、都市と里山の共生についてどのように考えているのか、知事にお伺いいたしま

す。

さて、先ほど私は、日本人の伝統的な生活様式に根差した里山や漁村での暮らしを最上と考える人がいて、そういった人にも目を向けるべきではという話をしました。里山や漁村を守ることに對して、県は集落活動センターなどの取り組みを行っているところですが、私は担い手の確保を目指した移住対策とセットにすべきと考えています。そして、そのためには、移住者にとって何が魅力的なのかという、今ある魅力ある里山の暮らしの要素一つ一つを分析し、将来に残す対策も必要で、今日は、住むという要素について質問させていただきます。

移住者にとって、集落に残る古民家は魅力的に映るようで、日本家屋で使われている太い柱やはりなど木材の温かみ、集落の人と腰をおろして話ができる縁側、食事をみんなで囲めるいりり、四季を感じられる庭など、現代の住宅にはない魅力が詰まっています。

また、家々が集まった集落にも、生活の質を高める工夫があります。長い年月をかけて形づくられた集落は、田畑を中心に水路の配置、また近所づき合いやプライバシーに関する住宅同士の距離感など、人が心地よく暮らせる知恵が詰まった配置となっています。

昭和50年に伝統的建造物群保存地区の制度が発足して、高知県では室戸市吉良川町と安芸市土居廓中が指定されているところですが、古民家を群として残していこうという発想も、集落の魅力維持には大切です。

そして、そのためには専門家の存在が重要です。最近では、その地域の歴史ある建物を守る専門家として、ヘリテージマネージャーを養成しようという動きが全国的にスタートし、高知県においても教育委員会と建築士会が連携して、先月準備会が開かれました。この取り組みは、阪神・淡路大震災の際に被害を受けた歴史的建

造物が修復されずに壊されたという残念な経験を教訓として、平成13年に兵庫県でスタートしました。

兵庫の例では、行政による応急危険度判定で建物の危険度調査が行われた際、危険と判定された建物の多くが、公費で取り壊されました。所有者にとっては、危険と判定されたショックと、撤去費用が必要ないということで、すぐに諦めて壊すことに同意してしまうということでした。

そこで、ヘリテージマネージャーの活動には、発災後に危険度判定された家屋の中で、歴史的価値の高い建物で修理可能なものに対して、修理可能ステッカーを張って、安易に壊されないようにするという活動もあります。伝統軸組み工法の日本建築は、壁はただの土壁であって、壊れても構造上の影響はないという専門家からの情報提供です。

また、ヘリテージマネージャーの活動には、伝統家屋でのワークショップにより郷土を学ぶ学習の場を生み出したり、古民家の再生に協力することで地元大工や職人への経済効果を生み出すなど、多くのことが期待されます。

このように、高知県においても歴史的建造物の修理技術や活用手法、歴史文化遺産を生かしたまちづくりに関する専門家であるヘリテージマネージャーを養成し、地域の魅力を住まいの点から情報発信することは、非常に意義あることと思います。

そこで、このヘリテージマネージャー養成に取り組む高知県の意気込みについて教育長にお伺いをいたします。

次に、山林の地籍調査についてお聞きをいたします。

先ほどから魅力ある集落の維持と、そのための移住者の呼び込みという話をさせていただいております。高知県内にある中山間の多くの集

落は、人口流出が続いております、先祖伝来の土地を離れて、高知市や他県で生活している方も多くいます。

そんな中、県の移住施策の効果もあって、集落の魅力を感じて移住を決意し、空き家を買って住むという事例も出てきているところです。空き家の売り主は、集落を離れ新たな生活基盤を持っており、集落の家を買ってくれる人がいたなら、一緒に山林も買ってもらいたいという方も多いと聞いています。私は、こういった売り主が持つ山林に対して適正な管理ができるような仕組みづくりが、今こそ必要ではないかと思っております。

そこで、所有者が山林に関して、将来的に活用する意欲がないのであれば、集落活動に意欲ある移住者に引き継いでもらって、管理をお願いすることも考えてはと思います。最近では、移住者の自伐林家としての取り組みも目立ってきました。一方で、所有者が売りたい山林は、境界が不確定な場合が多く、現地調査をして新たに境界を決める必要がありますが、もし地籍調査が済んでいれば、大きく手間が省けます。

そこで、高知県は全国的に見ても、地籍調査へは積極的な県とお聞きしているところですが、移住の取り組みが期待される集落の地籍調査に関しては、県が市町村にその実施を優先的に働きかける取り組みをして、集落活動に意欲ある移住者との売買がスムーズに進むよう働きかけるお考えはないか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、移住政策にマイナスを生み出している高知県の都市計画についてお聞きいたします。

私の住んでいる香美市は、高知広域都市計画区域に位置づけられ、高知市、南国市、いの町とともに、県内でただ一つの区域区分、いわゆる線引きが行われています。この線引きの考え方は、人を集める市街化区域と、人を入れない

市街化調整区域に分けることで、コンパクトで効率的な市街地を形成すると同時に、農業に適した土地を維持するため、例えば既存農地のすぐそばに、よそから来た人が家を建てられないようにという規制を定めました。

香美市においては、昭和45年に線引きが行われています。その当時は高度成長期で、人口増加により乱開発が進み、住民の満足が低下することを恐れたという時代背景は理解します。しかし、44年たった今、人を集めるはずだった市街化区域は、空き家が目立ち、人を入れない市街化調整区域は、人が入らない一方で、次の世代が実家を離れるため、どんどん人口が減っていています。

そんな中、昨年12月には香美市議会が「移住促進を図るため、線引きの一部見直し並びに市街化調整区域内の規制緩和を求める意見書」を、尾崎知事宛てに提出しました。ことし5月の香美市議会だよりに県からの回答が印刷され、香美市民に届けられましたが、県の認めないという回答に対し、「今後は県知事に直接面会して直談判するしかないと考えます」という強い文章で結ばれていました。この文面からは、数十年にわたる県の許可行政へのいら立ちがこもっているように感じます。

私のほうで少し解説するなら、市街化調整区域に建つ家が空き家となった場合、この空き家は、法律と条例によって賃貸できません。では、買うのはどうかというと、既に財産として家を持っている方は買えません。市街化調整区域に2軒目の家を持つことは許されないのです。香美市は高台にあることから、津波の被災から逃れたいという要望はたくさんありますし、移住希望者からも人気があります。しかし、法と高知県の条例が許しません。これは、県の移住政策とも、南海地震対策とも矛盾します。

この香美市の意見書に関する趣旨については、

県としても議論をスタートし、検討中であるとも聞いていますが、改めて土木部長にその見解をお伺いいたします。

次に、市街化調整区域における地区計画についてお聞きいたします。

高知県は昨年10月に、市街化調整区域における地区計画の策定の指針を作成し、地区計画によって、線引きに関する課題を解決することを示しました。そして香美市、南国市は、大学周辺の地区計画策定に関して、議論をスタートさせています。

高知工科大学は平成9年に、高知大学医学部は昭和53年に、それぞれ市街化調整区域内にキャンパスが設置されたのですが、大学の有効活用、大学生の利便性について、今なお課題を抱えています。例えば、南海地震対策として、県内企業で高台に移転したいという企業の移転面積は、合わせて17ヘクタールとお聞きしていますが、県内の最善策として、工科大学に隣接し、企業集積を進めるためにつくられたテクノパークの面積を広げることができれば私は考えます。しかし、香美市は、テクノパーク周辺の土地を、市街化調整区域という線引きに従って、農地として基盤整備を進めたことから、現状では、規模拡大は望めない状況です。

また、ほかの企業ニーズのある土地はとも考えても、やはりよい場所は全て市街化調整区域です。高知県の広域的な企業の高台移転を考えたとき、非常に残念に感じます。

また、医学部周辺の開発は、医師確保の観点からも重要です。医学部からは、医学部生が望む施設ができるように規制緩和の要望が再三上がってきています。この飲食店やスーパーの立地が規制されていることは、将来にわたって優秀な医学部受験生から敬遠され、また大学卒業後も、高知大学は余りにも不便だから県外へという、研修医の流出を生み出し続けることにも

なります。

そこで高知県は、香美市及び南国市から、大学周辺整備の前提となる地区計画や、高知県政にとって意義ある地区計画が示された際にどのような考え方で対応するのか、土木部長にお伺いいたします。

次に、都市計画に関して、市街化調整区域に関する用途変更の許可申請制度についてお聞きいたします。

都市計画がスタートする昭和45年までに存在した住宅は、線引き前宅地ということで売買ができるのですが、所有者が変わりますという用途変更を高知県に許可申請しなければなりません。この際に県は、合法的な建物であるかを厳密に審査します。この際に、建築基準法の12条報告がよく問題になります。

この12条報告というのは、建物の所有者が、建築確認をとらずに家の増改築をしていた場合に、その建物の適法性を高知県に報告するもので、設計士に平面図、断面図、間取り図、配置図をつくってもらい提出します。ちなみに数万円から数十万円かかります。これが都市計画区域でなければどうなるかといえば、増改築時には県に届ける必要がないので、費用負担は発生しません。市街化調整区域に住んでいる人への増改築時の大きな費用負担は、不公平感を生み出しています。

この点に関しては、例えば香美市においては、昭和45年10月31日以前に建てられて増改築していない建物に関しては、所有者が変わる際の用途変更は12条報告の必要がないので、このことを周知することで、線引き以前からその土地に住んでいる方の不公平感を緩和できるのではと考えるところです。

そこで高知県は、市街化調整区域の建物の用途変更に関して、県民からの相談があった場合、例えば12条報告の必要性や建物の合法判定、建

築士などへの作図費用や合法的な建物にするための改築費用などが考えられますが、手間暇かかる手続に関して、どのように相談に応じているのか、土木部長にお聞きをいたします。

最後に、2項道路に関するセットバックについてお聞きをいたします。

私は、市街化調整区域内の古い建築物は、集落のシンボルともなり、有効活用すべきと考えています。その際に、建築基準法の建物の敷地は幅員4メートル以上の道路に接さないといけないという基準と、増改築時に、道路の中心線から2メートル引いて建築しなければならないというルールが原因となって、活用が進まないのではと考えているところです。

例えば、所有する古民家をできれば売りたいと考えている方が、セットバックするための住宅改築費用を考え、工事しても売れなかったらと考え、なかなか踏み切れないという現状です。しかし、県に確認をしますと、都市計画区域に編入されて、建築基準法が適用される以前から存在した住宅は、増改築をしていないならセットバックする必要はないとのこと。私は、集落の古民家をまちづくりの資源として有効活用すべきという点から、この点をもっと周知できないかと考えるところです。

そこで、2項道路に接する建物の中で売買時に建物のセットバックが必要ない住宅について、改めて県民の理解を深めるため、どのような場合にセットバックが必要になるかについて、わかりやすく周知する必要があると考えるが、県としてどのように対応しようとしているのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、高知県の農業政策についてお聞きをいたします。

高知県は、オランダ・ウェストラント市と友好園芸農業協定を締結し、世界一と言われるオランダ型農業をお手本に、次世代施設園芸拠点

を整備するなど農業政策を積極的に推し進めています。

私も、ことし7月にウェストラント市を視察させていただきましたが、ハウスの規模や生産技術の高さもさることながら、農業に対する考え方の違いについても非常に勉強させていただきました。世界は神がつくったが、オランダはオランダ人がつくったというようなことが言われますが、不確実な自然をできるだけコントロールするという発想が、日本との差を生み出していると感じました。

オランダ人は、あらゆる事象を全て数値に置きかえて、根拠を持って農業をやっています。視察中に、オランダの多くの生産者から説明を受けましたが、私が何より驚いたのは、全ての数値を1平方メートル当たりで説明できるということでした。例えば、トマトは1平方メートル当たり60キログラム収穫できます、その際の水の量は5リットルですというように。ちなみに露地だと5キログラム、ビニールハウス導入で20キログラム、さらに暖房を入れて30キログラム、ガラスハウスにして55キログラム、さらに人工太陽をつけたら60キログラムという説明です。

現在の日本はどうかというと、単位は1反であり、平方メートルに直して1,000平方メートル当たりで計算しています。オランダのほうが1,000倍きめ細かな農業をやっていると感じました。

そして、オランダの農業の真骨頂は、利益を出すということに対して、シンプルということです。ナス農家で聞いた話をそのままお話しすると、1平方メートル当たり年間50キログラムのナスがとれます。売り値は、1キログラム当たり年平均85から90セントです。ですから、1平方メートル当たりの売り上げは、掛け算をして42.5から45ユーロ。経費は、温度管理が工場の廃熱利用で年間1ユーロ、水は雨水を使うの

でほとんどただ、そのほかの経費はこれこれです。このように、全ての農家が1平方メートル当たりの収穫量と経費、そして作物の1キログラム当たり単価を把握して、そのバランスを考えながら農業経営をしています。商売なので当たり前ではありますが、日本ではここまで徹底していないと感じます。

私は、高知県内の全ての農家が、オランダ式ハウス園芸に転換するというのは難しいと思いますが、すぐにできることとして、改めて単位面積当たりの利益が最大になる栽培方法の徹底からスタートすべきではないかと思うところです。オランダと比べやすくするために、1反当たりと同時に1平方メートル当たりも併記して、物差しを共通化しておくということも必要ではないかと思います。

高知県では、須崎農業振興センターで、経営支援会議での定期的な協議や、生産データや簿記帳データなどを活用した経営分析など、単位面積当たりの利益を最大化するための経営改善について積極的な取り組みを行っている聞いていますが、経営改善という点で、オランダを参考にして取り組んでいることがあるのか、また、そうであるならどのようなものか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、農家の経営改善に関して、JAと一体となって推進している農業所得向上支援システムについてお聞きをいたします。

私は、高知県農業において、JAの役割は非常に大きいと考えておまして、その中でも日々農家と接している営農指導員の役割は、ますます高まってくると考えています。販売単価に合わせた作付面積や投入資材に関するアドバイスなど、利益を最大にするための経営サポートです。

オランダで印象的だった話があるので、御紹介します。

それは、1平方メートル当たりの収量を伸ばすためにはこういった方法があります、しかしコストが高過ぎるために今はやりませんという話で、収量をふやす方法があっても、今よりふえる売り上げと今よりふえるコストを比べて、もうけが減るならやらないという経営判断です。

日本は、系統出荷という農協を通じた仕組みですから、市場の占有率も大事です。また、出荷数量は、委託販売手数料や肥料の売り上げなど農協の経営にも影響します。しかし、出荷数量をふやすための営農指導が行き過ぎて、農家の利益が減るようになっては本末転倒です。

先日、商工農林水産委員会で熊本県の視察を行いました。熊本県では、JAに委託する形で、熊本県農家経営支援システムという県内JA統一の経営診断のやり方を導入して、成果を上げているとのことでした。このシステムは、いわば農家ごとの通知表をつくるもので、農家は自分の足りない部分を明確にし、改善の努力をすることで、技術の向上、品質の底上げ、資材・燃料経費と労働力分析によるコスト削減、そして資金繰りの改善を実現しています。また、作物ごとに農家のランキングが出るそうで、農家の経営改善のモチベーションアップにもつながっています。

そこで高知県も、昨年7月より農業所得向上支援システムを導入して、農家の生産技術向上、経営数値の見える化、将来の経営計画についてJAと一体となって農家を支援しているところですが、このシステム導入の状況と成果、今後の活用方針について、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、土壌分析についてお聞きをいたします。

農業は虫と病気との闘いという側面がありますが、土耕栽培に比べて養液栽培は、病気による全滅があるため、リスクのある農業であると思います。オランダでは、水の浄化システムな

ど病気対策に結構な資金を投入しているように感じました。一方で、オランダ人の中には、日本人の土づくりに対して、無駄なことをしているという意見もあることを知りました。私はこういった見方に対抗するため、土耕栽培において、アミノ酸系肥料や病気を有用微生物でやっつけるというような研究を進めていくことで、オランダ人を驚かせるような収量アップ、品質向上を期待しています。

そして、そのためには、高度な土壌分析が不可欠です。養液栽培に関しては、水に肥料を溶かし込んでいくということで、成分を分析する方法は確立していると思いますが、土耕栽培の場合は、晴天時と雨天時では土の状態は違いますし、養液栽培に比べて正確な分析は難しいのが現状です。しかし、土壌分析がきちんと行われれば、無駄な肥料を投入して経費を増大させる心配もなく、肥料の過剰投入による病気にも効果があると思われま

す。高知県は、農業振興センターを中心に、環境に配慮した施肥技術体系の確立ということで、化学窒素肥料を減らす研究や、農家が自分で土壌分析する施肥診断技術の向上対策にも取り組んでいます。この取り組みの可能性と成果について農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、農家の収益向上のための農地集積についてお聞きをいたします。

今年度から、農地中間管理機構が高知県でもスタートし、農地をリース方式で融通するという新たな方法に期待が集まっているところです。一方で、借りたいというニーズ161.2ヘクタールに対し、実際に貸してもよいという農地は3.9ヘクタールと、マッチングが成立したとしても、3%という非常に厳しいスタートとなっています。

私は、この結果に関して、耕作放棄地の中には、所有者が県外など離れた土地にいて農地活

用の意欲を失っていることが原因の一つであると考えておりました、そうであるなら、農業を主たる仕事としていない人であっても集落に住む人が耕作放棄地を一旦取得し活用を考えると、地域の農業を守ることにつながるのではと考えるところです。

先ほど、都市計画に関する質問の中で、移住者による空き家購入の話をしていただいたのですが、空き家の売り主は農地もセットで売りたいという方も多くいらっしゃいます。しかし、農地法の第3条では、農地を取得できるのは、農家もしくは新規就農者であって、例えば香美市であれば農地を取得する場合、農地を取得する方またはその世帯員等の農地取得後の合計面積が4反を下回る場合は、購入できません。

移住者がもし新たに就農することを希望しても、いきなり4反以上は広過ぎると感じますし、離れた土地に住む農地の所有者は、農業の厳しい昨今の現状の中、農地活用への意欲は年々小さくなると考えられますので、一度チャンスを逃したら、次の売買が成立する可能性はさらに難しくなります。

そこで、例えば、移住者が新たに買おうとしている農地に農地中間管理機構の利用権を設定するという前提であれば、住宅と農地を同時に購入できるということになれば、移住者の人口増によって集落を担う人材がふえると同時に、耕作放棄地も有効活用でき、農地集積も進めることができるのではないかと考えるところです。現状は、法律の点から難しいのですが、耕作放棄地の所有者が集落にいるかどうか、耕作放棄地対策に対して有効ではないかというのは、熊本県が集落での話し合いに力を入れているという事例がヒントになりました。

熊本県では、農地の集積に関してよい成果を上げているようで、集積面積の増加が2年連続400ヘクタールを果たしたそうです。熊本県では、

集落ごとに農家だけでなくお年寄りや女性も参加した、きめ細やかな話し合いが行われているようで、地域の農地の活用について、集落に住む人みんなで解決していこうという機運が盛り上がり、耕作放棄地を所有する方への働きかけもうまくいっているのではと思います。

そこで、高知県は、耕作放棄地を有効活用するための話し合い支援に関してどのような対策を行っているのか、また不在地主に対して農地活用の働きかけに関してどのように取り組んでいるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、来年度から稼働する知の拠点、永国寺キャンパスに設置される産学官民連携センターについてお聞きいたします。

私は、今回設置される産学官民連携センターは、高知県が直面する課題を解決するための最後の切り札と考えておりました、非常に期待しているところです。その理由は、高知県の弱点の一つは、大学や県の公設試験研究機関など研究分野の拠点が県内各地に散らばっていることではないかと考えておりました、それぞれの知恵をもっと出し合えば、困難な課題解決の糸口が見出せるのではと考えているからです。

高知県は、既存の県内企業のものづくりに関する支援については、高知市布師田にある産業振興センターに、ものづくり地産地消・外商センターを設置しました。私はこの方針について、現状では最善であろうと考えております。しかし、大学発の最新の英知を入れるということ、また、工業技術センターなど他の研究施設との連携等、これまで以上にしっかりつくっていただくようお願いするところです。

さて、永国寺キャンパスでは、高知県民が苦手とする横の連携について意識的に取り組み、地域貢献活動に関する情報交換、新たなビジネスプランづくりなど、永国寺キャンパスでできない県内大学の連携、また、商店街やNP

〇などの地域組織、そして現役大学生はもちろん、社会人、リタイア世代など多くの県民が集い、知恵を出し合う工夫をしてほしいと考えるところです。

魅力のないところに人は集まりません。大学は敷居が高いと言われてきましたが、知の拠点、永国寺キャンパスには、自然と人が集まるような場所にしていただきたいと思います。

一つのアイデアとして、地域活性化プラン・ブラッシュアップコンテストというものを提案します。このコンテストは、プランを発表する側ではなく、アドバイスする側に賞品を出そうというもので、プランの発表者が、一番よいアドバイスをした方に得点を与えます。半年くらいをめどに集計して、一番よいアドバイスをした方を表彰します。この取り組みは、地域活性化に関するアイデアを深めるだけでなく、地域活性化に関する協力者の発掘、人材の育成にもつながります。

これは一例ですが、このようなアイデアを出して、人が自然と集まるような仕組みづくりをぜひつくっていただきたいと思いますところですので。

そこで私は、永国寺キャンパスこそが地方創生モデルの先頭を走るものであると考えていますが、産学官民連携センターについて知事の意気込みを改めてお聞きいたします。

最後に、ことし6月からスタートしたよろず支援拠点についてお聞きいたします。

このよろず支援拠点は、国の中小企業・小規模事業者対策の目玉で、永国寺キャンパスで議論されていたように、地域の支援機関の連携がキーワードとなっております。

今回のこのモデルは、コーディネーターの力量が鍵で、国としては、「販路拡大につながる経営相談によって、行列のできる拠点となる」ということを目指しています。行列ができるとは、コーディネーターの相談が的確であれば、何度

でも相談にやってくるということであらわされていて、よろず支援拠点の評価を、来場者の延べ人数ではかるということのようです。

企業の支援組織の評価は、相談件数や売り上げ、マッチング金額ではかる方法もありますが、相談者にとって役に立ったかどうかを、足を運んだ回数として、質を重視してはかるというのは、新しいのではと思います。

また、コーディネーター1名、サブコーディネーター3名という組織で、県庁からの出向というような形ではなく、どこの組織からも中立な立場で相談に乗るということも、これまでなかった仕組みです。

さらに国は、各地の成果を分析して、コーディネーターの力量を見える化し、適切にフォローすることも考えているようです。

私は、このよろず支援拠点に対して、コーディネーターという役割を重視し、各機関から中立という個人の力量に期待した仕組みを非常に評価しているところですが、高知県として、この国の拠点とどのような相乗効果を生み出そうとしているのか、また役割分担について、商工労働部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県外に人口が流出し、高知市に人口が集中している現状の中、都市と里山の共生についてどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

県外への人口流出が進みますと、人口減少に伴う県内マーケットの縮小に加え、若い世代が県外に流出することにより、特に中山間地域では過疎化、高齢化の同時進行による孤立化が深刻になりますとともに、産業や地域の将来を担う人材が減少するなど、大変大きな影響が出る

ものだと考えております。

また、高知市に過度に人口集中することにより、本県の基幹産業である農業などが壊滅的な打撃を受け、さらには、それぞれの地域にある自然や伝統文化を守っていくこともできなくなるのではないかと懸念があります。

こうしたことを考えますと、今後、地方創生に向けた対策の議論が本格化する中で、都市と里山、いわゆる中山間地域がいかに共生していくかが重要な課題になるものと考えております。都会対田舎という対決の構図ではなく、いかに共生をさせるかという視点が重要だと、御指摘のとおり考えるところであります。

そのための具体的な施策として、例えば、中山間地域で高収益の施設園芸や6次産業化など複合経営による農業を進めることによって、都市部の方に安全・安心でおいしい農産物を供給する。一方、中山間地域は、それに伴って栄える。また、都市部においてCLTを活用した建築が進むことによって、林業が再生をし、中山間地域が都市部とともに栄えると。このように、都市部が栄えれば栄えるほど、中山間地域が農林業を通じて栄えていくといった構造をつくり、都市と里山、中山間地域の共生を実現していかなければならないのではないかと考えておるところでございます。

県としましては、こうした認識に立ちまして、全国知事会等とも連携をしながら、引き続き、さき上げたような具体性を持って政策提言を行っていきますとともに、中山間総合対策本部を通じまして、全庁を挙げた施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、産学官民連携センターへの意気込みについてお尋ねがございました。

地方創生が我が国の重要なテーマとなっている中、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む本県としましては、こうした課題を真正面から

受けとめ、これまで産業振興計画の推進、大学改革など教育の充実、さらには中山間対策などに、地方創生の思いを持って全力で取り組んでまいりました。こうした取り組みを、さらに高いレベルを目指して推し進めてまいりますためには、大学などの高等教育機関の英知の活用や、産学官民の連携を促進していくことが極めて重要であると考えております。

このため、社会に貢献する知の拠点として整備する永国寺キャンパスに、産学官民連携センターを設置することとし、そのあり方について協議を重ねてまいりました。

現在は、来年4月からの開設に向け、基本構想を取りまとめているところでありますが、センターには知の拠点、交流の拠点、人材育成の拠点といった3つの拠点機能を備えることとしたいと考えております。

知の拠点機能としましては、高等教育機関の知見や学生の活力を生かし、県民の皆様の課題解決につなげる相談窓口を設置したいと考えております。日常的に高等教育機関や県の担当者が顔を合わせ、情報共有や議論を深めながら連携して課題解決につなげていきたいと考えているところです。

交流の拠点機能では、永国寺の地の利を生かし、人と情報が集まる交流スペースを設置いたします。大学や研究機関などがシーズや研究成果などを相互に紹介し、人を知り、活動内容を共有するといった交流機会を意図的に作り出すことで、大学や研究機関などの横の連携の強化につなげていきたいと思っております。現在、この交流機会を意図的に作り出す取り組みの具体化を図ろうと考えておまして、高等教育機関や経済界など、さまざまな方の御意見を伺いながら、起業家によるリレーセミナーでありますとか、高等教育機関のシーズの紹介でありますとか、産学官連携の成果報告会などの交流プロ

グラムづくり、こちらに取り組んでいるところ
であります。また、センターのホームページで、
5つの高等教育機関の産学官連携や学生の地域
連携活動などの情報を一元的に発信するなど、
県内の産学官民連携に関する情報発信も強化し
たいと考えているところです。

さらに、3点目の人材育成の拠点機能では、
大学キャンパス内という学ぶ環境を生かした社
会人教育などに取り組みたいと考えておりまし
て、産業人材の育成として平成24年度から産業
振興計画の枠組みの中で実施しております土佐
まるごとビジネスアカデミー、こちらはこのセ
ンターで実施することとしたいと考えておりま
すとともに、高等教育機関が実施する社会人教
育や人材育成の情報を一元的に発信し、社会人
が学ぶ拠点としての機能を強化したいと考えて
いるところでもあります。

このように、産学官民連携センターでは、地
方創生の思いを持って、県勢浮揚につながる産
学官民の力を結集する取り組みを行っていき
たいと考えています。

センターのこのような取り組みが、実効性の
あるものとなるためにも、産学官民連携の取
組みにインセンティブをもたらすような具体的
な仕込みを行っていくことが大事だと考えてお
ります。このため、例えば、産学官民連携によ
る取り組みで生まれたビジネスプランを、産業
振興計画の枠組みの中で磨き上げ、事業化ま
でつなげていくといったことを制度化すること
ができないだろうか、そういうことを今、考
えているところでもあります。

議員の御提案のようなコンテストも、インセ
ンティブを高めるアイデアの一つだと考えてお
りますので、大いに参考にさせていただきたい
と考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まちづくりに関連して、
ヘリテージマネージャーの養成に取り組む意気
込みについてお尋ねがございました。

歴史的文化遺産の保存や活用についてのノウ
ハウを有する、いわゆるヘリテージマネージャー
の養成は、阪神・淡路大震災をきっかけに、兵
庫県で始まった取り組みであり、現在では全国
27道府県に広がっております。また国としても、
文化財の保存と地域活性化のために人材育成が
重要であることから、文化遺産を活かした地域
活性化事業を通じて財政的支援を行っている
ところです。

本県におきましても、国宝の大豊町豊楽寺薬
師堂や重要文化財の香南市安岡家住宅を初め、
歴史的建造物が数多くありますので、将来予測
される南海トラフ地震から、こうした建造物を
守るとともに、歴史的建造物を生かした地域振
興や、古民家を活用した魅力あるまちづくりを
通じ、移住促進へもつなげていくという観点か
ら、専門知識を有するヘリテージマネージャー
の養成が重要だと考えております。

このため、本年度は、高知県建築士会の御協
力をいただきながら、ヘリテージマネージャー
養成講座開設に向けた準備会を先月開催した
ところ、約80名という多くの参加があり、非常
に高い関心が寄せられております。

今後とも、高知県建築士会を初めとした関係
者と連携を図りながら、来年度にはぜひともヘ
リテージマネージャー養成講座を新規開設して、
より多くの方にヘリテージマネージャーになっ
ていただくよう、取り組みを進めてまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 移住の取り組みが期待
される集落の地籍調査についてお尋ねがあり
ました。

地籍調査につきましては、東日本大震災の発
生を契機に、南海トラフ地震に備えた防災対策

や復旧・復興事業を円滑に進める観点から、事業のスピードアップが求められており、特に地籍調査が終了していない津波浸水予測区域を含む沿岸18市町村の住宅地を中心に、事業の推進を図ることとしています。

また、山林部につきましては、平成25年度末の進捗率では約53%と、宅地や農用地などと比較しますと調査が進んでいます。土地所有者の高齢化や山林の荒廃の進行により、境界の確認が困難な状況になってきています。このため、国が行っている山村境界基本調査などを導入して、山林の境界情報の保全に努めています。

お話のありました移住の取り組みが期待される地域への対応につきましては、市町村ヒアリングなどの場において移住の取り組みを確認するとともに、事業採択の優先順位について配慮するなど、本県への移住促進の観点も踏まえた地籍調査事業の推進に努めてまいります。

次に、香美市の意見書への見解についてお尋ねがありました。

まず、線引きの一部見直しにつきましては、今後の人口減少・超高齢化社会におけるコンパクトなまちづくりを実現するため、線引きを縮小する方向で検討する必要があると思いますが、香美市の市街化区域内は、人口減少が緩やかであること、また縁辺部まで土地利用が適正に図られていることから、引き続き線引きの見直しの必要はないと考えております。なお、香美市においては、昭和45年から線引きを行うことにより、市役所やJR土佐山田駅を中心に街路や公園がバランスよく配置され、人口規模に見合ったコンパクトなまちづくりがなされていると、高く評価しております。

次に、市街化調整区域における空き家の賃貸については、県政の基本政策である移住の促進や、南海トラフ地震から県民の命を守ることを目的として、規制の緩和を検討しているところ

です。具体的には、県外からの移住者や津波浸水予測区域からの移転者を対象とし、耐震性などの要件を満たした空き家は、賃貸用住宅として用途変更を認めることを検討しています。また、津波浸水予測区域に居住している避難行動要支援者が津波浸水予測区域外へ転居する場合に限り、2軒目の住宅を新たに建築することを認めることも検討しております。

次に、香美市及び南国市から地区計画が示された際の対応についてお尋ねがありました。

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める地区レベルの都市計画であり、今後の人口減少や高齢化に伴う市街化調整区域内の既存コミュニティの維持や地域の活性化のためには、有効な手段だと考えております。このため、今後、香美市や南国市から地区計画の協議があった場合には、積極的に支援をしてまいります。

次に、市街化調整区域の建物の用途変更の手續に関し、どのように相談に応じているのかのお尋ねがありました。

市街化調整区域の建物の用途変更を行うには、都市計画法により知事の許可が必要と定められています。これは、開発許可制度の目的である良質な宅地水準を確保するとともに、適正な土地利用を実現するため行うものです。

許可に当たりましては、省令等に定められた書類を提出していただき、建物や敷地の合法性の確認を行っています。建物につきましては、昭和45年の線引き後に増改築が行われた場合は、建築確認により合法性の確認を行っています。敷地につきましては、道路や水路に接している場合は、その管理者との境界確定の資料により不法に占有されていないことの確認を行っています。

こうした必要な手續が行われている場合には、

既存の資料等により合法性の確認を行うことができます。しかし、必要な手続が行われていない場合は、用途変更の許可までに、建築基準法第12条に基づく報告や官民境界の確定などの手続が必要となり、これに要する手間や費用が発生することになります。

このため、用途変更などの御相談に際しましては、都市計画法や建築基準法など関係法令の趣旨を説明し、御理解をいただいた上で必要な手続を行っていただいているところですが、今後、より一層丁寧な説明、対応をするよう心がけてまいります。また、宅地建物取引業者に対しましても、市街化調整区域内の建物の売買を仲介する際には、購入者がその取引に関する重要事項を理解し、十分な情報を得た上で判断できるような適切な説明を行うよう、関係団体等を通じ指導を行ってまいります。

次に、2項道路に接する建物はどのような場合にセットバックが必要になるのかを、わかりやすく周知する方法についてお尋ねがありました。

建築基準法の規定では、都市計画区域内においては、敷地が幅員4メートル以上の道路に接していなければ、建築物を建築することができないと定められています。他方、都市計画区域に編入された時点で、既に建築物が建ち並んでいた幅員4メートル未満の道路を2項道路といひ、将来的に4メートルの幅員を確保するよう、道路の中心線から2メートル後退した線を道路境界線とみなしています。このため、2項道路に接して建築物を新築、増改築する際には、こうしてみなされた道路境界線まで建築物全体を後退させる必要があります。これがいわゆるセットバックであり、都市計画区域に編入される前から建っている建築物については、増改築をしない限りセットバックの必要はありません。

どのような場合にセットバックが必要かにつ

いては、設計に携わる建築士は十分理解していますが、専門的であることから、県民の皆様には正しく理解されていない場合もあると思われます。このため、建物や宅地の取引を仲介する業者が県民の皆様には正しい情報を伝えられるよう、業界団体を通じて周知してまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) 農業政策に関しまして、まず、オランダを参考にした農家経営改善の取り組みと、農業所得向上支援システムの導入状況などについてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えを申し上げます。

本県では、小規模な家族経営が大半を占め、家計と農業経営が分離されていないなど、オランダのような企業的な経営管理を行っている農業者は少ないのが現状でございます。

現在、農業振興センターでは、こうした方々を対象に、JAと連携し、個人の販売データや簿記記帳データを活用した年次分析や、優良な経営を行っている方と何が違うのかがわかる比較分析などを行い、農家の経営改善に向けた取り組みを支援しているところでございます。

しかしながら、これまでの取り組みは、個々の農業者の簿記記帳に基づく経営分析や診断であり、データの収集や分析などに多大な時間がかかりますため、支援できる農業者の数が限られることが課題となっております。

そこで、経営改善支援の効率化を図るため、昨年7月にはJA高知電算センターに、農業所得向上支援システムを含むJA総合新提案型システムが整備をされました。このシステムを活用すれば、簡単な操作で、短時間に決算書の作成や年次分析、優良経営との比較などの経営診断結果を、個人ごとにわかりやすい表やグラフとして示すことができますので、迅速かつ的確に、多くの農業者に経営改善の支援を行うこと

ができます。

そのため、今後はJAと連携しまして、システム活用のメリットや活用方法を農業者に周知し、より多くの方々に参加していただくことで、経営面でもオランダに一步でも近づけるよう、農業者の経営能力の向上に取り組んでまいります。

次に、化学肥料を減らす研究や土壌分析による施肥診断技術の向上対策についてのお尋ねがございました。

肥料の過剰施用は、コスト面でのデメリットが大きだけでなく、作物の根傷みの要因ともなりますし、また環境への悪影響も懸念をされるところでございます。

このため県では、平成19年4月に策定した高知県環境保全型農業総合推進プランの取り組みとして、野菜28品目、果樹9品目、花卉10品目の施肥基準を策定するとともに、土壌診断に基づく適正な施肥を推進してまいりました。こうした取り組みにより、施設園芸農家のほとんどが、JA等への委託により作付前の土壌分析を実施しており、コストの削減や根傷みを主な要因とする土壌病害の防止効果が見られるなどの成果が出ております。

これまでの取り組みをさらに進め、収量や品質の向上につなげてまいりますためには、作付前だけではなく、作物の生育期間中の土壌の養分と水分をモニタリングし、その結果に基づき追肥の時期や量を判断することが必要ですが、これまでは農家段階で容易に測定できる機器がなかったことから、生育期間中の分析はほとんど行われておりませんでした。

しかし、最近では、土壌の養分や水分を長期間連続的に測定できる機器が市販をされております。この機器を導入することで、農家みずから生育期間中の土壌の養分と水分の状態をリアルタイムで把握し、適正な施肥、かん水管理

を行うことが可能になります。生産現場における実証展示を通じまして、これらの機器の活用方法や効果を明らかにすることで、普及に努めてまいります。

次に、農地集積に関する集落の話し合い支援や不在地主に対する農地活用の働きかけについてのお尋ねがございました。

担い手への農地集積を進めてまいりますためには、それぞれの地域での話し合いが大変重要だと考えております。そのため県では、平成24年度から各地域において、地域の農業を誰がどのように担うのか、耕作放棄地をどのように解消していくのかといったことを話し合う、人・農地プランの取り組みを推進しております。

具体的には、市町村が行う推進員の配置や、検討会の開催を支援するほか、高知市や宿毛市など県内5市町で重点地区を定めまして、直接、地域の話し合いに参画するなど、その取り組みを推進してまいりました。今後とも、これまでの取り組みに加え、市町村との間で県内外の優良事例の情報共有や推進方法の検討も行いながら、話し合いをさらに推進していきたいと考えております。

また、不在地主への農地活用の働きかけにつきましては、農地法の改正によりまして、これまでの農業委員会が農地の利用状況を調査し、耕作放棄地の所有者に対して指導をする仕組みから、指導にかかわって意向調査を行うことで、農地中間管理機構への貸し付けを促す仕組みに改められました。県では、農地中間管理事業で農地の借り受け希望が多い地区をモデル地区として、この新たな仕組みに先行的に取り組むことといたしておりまして、その成果を県内に波及させたいと考えております。

今後も、農地中間管理機構の仕組みや国の有利な施策などを活用しながら、地域の話し合いを推進し、担い手への農地集積などの農地の有

効活用を進めてまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○**商工労働部長（原田悟君）** 国の新しい中小企業対策であるよろず支援拠点と、県の事業との相乗効果や役割分担についてのお尋ねがございました。

よろず支援拠点は、中小企業者や小規模事業者のさまざまな課題や悩み事を広く受け付け、ワンストップでその相談に対応していく目的で、新たに各都道府県に設置されたものです。具体的には、資金繰りや販路開拓、経営改善などの相談内容に応じて、商工会議所、商工会などの地域の支援機関とも連携しながら、事業者が抱える経営課題の解決に向けたサポートを行っています。

本県にも6月に設置され、8月までの3カ月の間に、製造業を初め、小売・卸売業、農業、観光といった幅広い分野の相談を受け付けております。その相談件数は約350件に上り、リピーターも多いとお聞きしており、県内の小規模事業者のニーズに応えたものとなっていると認識しております。

一方で、県の中小企業事業者支援のかなめでありますものづくり地産地消・外商センターは、本県でのものづくりの流れを、より大きく、より早く、より確実にするため、ワンストップの相談窓口の設置や全国に通用するエキスパートを配置するなど、ものづくりのアイデア段階からプランの策定、試作開発、販路拡大までの一貫したサポートを行っています。この4月から8月までに1,300件を超える企業訪問を行っており、その訪問においては、商談への同行や営業戦略の協議といった具体的な支援を500件以上行うなど、ものづくり分野に特化した総合支援機関として機能しているところです。

このように、それぞれの役割を果たしている機関ではありますが、例えば、ものづくり企業

が外商センターの支援を受けてビジネスプランを策定していく中で、資金繰りや税務などの経営課題が生じた場合には、よろず支援拠点のネットワークを活用し、金融機関や税理士事務所につなぐことで事業化への課題解決が進むといったことなど、両者の連携による相乗効果が生まれてくるものと考えております。

よろず支援拠点は、ものづくり地産地消・外商センターも入っております高知市布師田にありますちばさんセンターに事務所がありますので、お互い連携しやすい環境にあります。本県の産業振興のための新たな支援機関として、産業振興計画の取り組みにも大いに貢献していただけるものと期待しております。

○**9番（依光晃一郎君）** それぞれ前向きな御答弁ありがとうございました。

質問ではなくて、要請をさせていただきます。

市街化調整区域に関しまして、土木部長から空き家の活用に関して前向きな御答弁をいただきました。賃貸住宅として、また2軒目の家に関しても大丈夫ということで、非常にうれしく思います。

この都市計画に関しては、やっぱり人を集める部分と集めない部分、市街化調整区域はやっぱり集めないという考え方のもとであるのだと思いますし、集落の中には本当に古い集落もあって、その人を集めないとしている集落にも、本当に大切な建物も含めあるのだと思いますので、時代に合わせて、市街化調整区域の対応には今後ともさらなる議論を進めていただきますよう、それを要請させていただきます。私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（浜田英宏君）** 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、

平成26年10月 1 日

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時18分散会

平成26年10月2日（木曜日） 開議第4日

出席議員

- 1番 金子繁昌君
- 2番 加藤 漠君
- 3番 川井喜久博君
- 4番 坂本孝幸君
- 5番 西内 健君
- 6番 西内隆純君
- 7番 弘田兼一君
- 8番 明神健夫君
- 9番 依光晃一郎君
- 10番 梶原大介君
- 11番 桑名龍吾君
- 12番 佐竹紀夫君
- 13番 中面 哲君
- 14番 三石文隆君
- 15番 森田英二君
- 16番 武石利彦君
- 17番 浜田英宏君
- 18番 樋口秀洋君
- 19番 溝渕健夫君
- 20番 土森正典君
- 21番 西森潮三君
- 24番 ふあ一ま一土居君
- 25番 横山浩一君
- 26番 上田周五君
- 27番 中内桂郎君
- 28番 西森雅和君
- 29番 黒岩正好君
- 30番 池脇純一君
- 31番 高橋 徹君
- 33番 坂本茂雄君
- 34番 田村輝雄君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君
- 37番 吉良富彦君
- 38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎正直君
- 副 知 事 岩城孝章君
- 総務部長 小谷 敦君
- 危機管理部長 野々村 毅君
- 健康政策部長 山本 治君
- 地域福祉部長 井奥和男君
- 文化生活部長 岡崎順子君
- 産業振興
推進部長 中澤一真君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷正文君
- 商工労働部長 原田 悟君
- 観光振興部長 久保博道君
- 農業振興部長 味元 毅君
- 林業振興・
環境部長 大野靖紀君
- 水産振興部長 松尾晋次君
- 土木部長 奥谷 正君
- 会計管理者 大原充雄君
- 公営企業局長 岡林美津夫君
- 教育委員長 小島一久君
- 教 育 長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会
事務局局長 福島寛隆君
- 公安委員長
職務代理者 織田英正君
- 警察本部長 國枝治男君
- 代表監査委員 朝日満夫君
- 監査委員
事務局局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 浜口真人君
事務局次長 中島喜久夫君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第4号)

平成26年10月2日午前10時開議

第1

- 第1号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第3号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第4号 平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第5号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第6号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条

例議案

- 第12号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第18号 高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案
- 第19号 県有財産(情報処理機器)の取得に関する議案
- 第20号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第21号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の締結に関する議案
- 第22号 平成25年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第23号 平成25年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- 第24号 平成25年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案
- 第25号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 報第1号 平成25年度高知県一般会計歳入歳出

<p>決算</p> <p>報第2号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第3号 平成25年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第4号 平成25年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第5号 平成25年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第6号 平成25年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第7号 平成25年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第8号 平成25年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第9号 平成25年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第10号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第11号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第12号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第13号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第14号 平成25年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第15号 平成25年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第16号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第17号 平成25年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第18号 平成25年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第19号 平成25年度高知県高等学校等奨学金</p>	<p>特別会計歳入歳出決算</p> <p>報第20号 平成25年度高知県電気事業会計決算</p> <p>報第21号 平成25年度高知県工業用水道事業会計決算</p> <p>報第22号 平成25年度高知県病院事業会計決算</p> <p>諮第1号 退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問</p> <p>第2 一般質問 (3人)</p> <p>第3 決算特別委員会設置の件</p> <p>第4 議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>午前10時開議</p> <p>○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>諸般の報告</p> <p>○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。</p> <p>公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。</p> <p style="text-align: center;">————— ❦❦❦ —————</p> <p>質疑並びに一般質問</p> <p>○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第25号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基</p>
--	---

準を定める条例の一部を改正する条例議案」まで、報第1号「平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第22号「平成25年度高知県病院事業会計決算」まで及び諮第1号「退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問」、以上48件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

6番西内隆純君。

(6番西内隆純君登壇)

○6番(西内隆純君) 自由民主党会派の西内隆純でございます。お許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

本日は、まず教育についてお尋ねいたします。

私の尊敬する偉人の一人、吉田松陰先生の足跡をたどることで、教育において教員の情熱がいかに重要か、そして偉人伝からいかに多くのことを学べるかについて、皆様と確認を行いたいと思います。

松陰先生といえば、明治維新の精神的指導者であり、松下村塾にて維新の志士を育て上げた人物として有名な方でございます。彼は、自身のことを狂愚と呼び、松下村塾の門下生には、諸君、狂いたまえと叱咤激励をしておりました。耳を疑いたくなるようなこの言葉も、私の1問目が終わるころには皆さんの魂を揺さぶる言葉に変わることを期待しつつ、質問を続けさせていただきます。

1830年、吉田松陰は長州藩、今日の山口県に生をうけました。兵法学者の彼は、21歳のときに、水戸学、海防を学ぶために宮部鼎蔵と東北視察を計画します。このとき彼は、出発の日取りに関所通過書の発行が間に合わないという理由で脱藩をし、東北に一路足を向けたわけです。脱藩は当時死罪となることもあったそうですから、同行者の宮部鼎蔵はさぞかし肝を冷やしたことと思います。一度決めたら、とこ

とんやり切る、彼のそんな気質がひしひしと伝わってくるエピソードであります。

東北で水戸学に触発された彼は、「身、皇国に生まれて、皇国の皇国たるを知らずんば、何をもって天地に立たん」と言葉を残しました。国難を迎えつつある今日にあっては、まず皇国の皇国たるゆえんを知らなくてはならない、伝統や文化を学び、連綿と続いてきた日本のありようを学んで初めて、この国のこれから進むべき道を見出すことができると考えたのでした。私も全くそのとおりでと思います。

その後、江戸に帰った彼は、ペリー来航の報に触れて、改めて国防の不備を痛感します。西洋諸国の実情を知る必要があると考えた彼は、まず長崎にてロシアの船に乗り込んでの密航を企てますが、出港が予定より早まって失敗。次こそはと、ペリー再来航の際には、伊豆の下田に停泊中の旗艦ポーハタン号に闇夜に紛れて乗船します。ペリー側の拒否によってこの企てが失敗に終わりますと、みずから出頭し、伝馬町の牢屋敷に投獄されてしまいます。このときに彼が詠んだ歌「かくすれば かくなるものと知りながら やむにやまれぬ大和魂」、この歌からは、彼がいかに憂国の情にほだされていたかをうかがい知ることができます。私の座右の銘でもございます。

長州に移監後、出獄を許された彼は、1857年、おじの松下村塾を引き継ぎます。松下村塾と言えば、久坂玄瑞や高杉晋作、伊藤博文、山縣有朋、吉田稔麿、入江九一、前原一誠、山田顕義など、維新のそうそうたるメンバーが思い起こされます。吉田松陰が彼らに対してどのような教育をしたのだろうかと思えるところでもあります。彼は、門下生には何を勉強してもよいと、それぞれ好きな書物を当たらせていたのであります。その勉強範囲が非常に広範に及ぶわけですから、先生自身にもわからないことがあります。その

ようなときは、あしたの朝教えてやると言って持ち帰り、先生は徹夜で勉強をします。翌朝、彼は目を赤く腫らしながら生徒の質問に答えるのであります。学者になってはいけない、実行しなければいけない、有言実行の人でなくてはいけないとの言葉のとおり、情熱と行動の人でありました。彼のこの真摯な姿勢、情熱的な生きざまに魅せられた門下生たちは、この先生のために死のうと、そのような気持ちを抱くようになったのであります。

開塾よりわずか1年後の1858年、幕府が朝廷の許可なく日米修好通商条約を締結したと知ると、彼は大変激怒し、倒幕と老中首座の間部詮勝の暗殺を企てます。門下生は、先生を何とか思いとどまらせようと血判状を用意します。しかし、これに激怒した吉田松陰は、門下生に対して絶縁を宣言いたします。その後、暗殺への協力を長州藩に依頼すれば、藩は慌てて彼を投獄してしまいます。最期は実にあっけないもので、江戸に移監された際に、聞かれてもいない老中暗殺計画を暴露し、死罪を言い渡されてしまいます。吉田松陰としては、正しいことを正直に伝えれば、相手に必ず響くはずだと考えておったようであります。そのような彼ですから、刑の執行に当たっては、「小生、獄に座しても首をはねられても天地に恥じ申さねばそれにてよろしく候」との言葉を残し、堂々とした最期を遂げられたと伝え残されております。

残された門下生たちは、その後足かけ7年で倒幕を実現し、世界史上の大快挙と評される明治維新の原動力として活躍したのでした。

もうおわかりいただけたでしょうか。吉田松陰先生の門下生への言葉、諸君、狂いたまえとは、決して奇人変人になれという意味ではありません。あふれんばかりの情熱でもって行動し、世の中を変えなさいと檄を飛ばしていたのであります。余談ですが、弟子の高杉晋作は、自身

を東洋の一書生ならぬ一狂生と名乗り、山縣有朋は山縣狂介と名前を改めたそうであります。

私は、この諸君、狂いたまえの精神こそ、今日の日本の危機的状況、高知を変えていくために必要なものと確信をいたします。彼を知れば知るほど、もっと世のため人のために頑張らなくてはならないと鼓舞されますが、皆様はいかがでしょうか。

さらには、先生がわずか1年という期間で維新の志士を育て上げたという事実は、何を教えるかということもさることながら、教える側の信念や情熱、一挙手一投足がいかにか重要であるかということ雄弁に語っているわけでありませぬ。

今回は吉田松陰を取り上げましたが、これに限らず、偉人伝は本当にすばらしい人格形成のための教材と確信いたします。足跡をたどることで多くのことを学び、心に活力を得ることができます。

偉人伝に学ぶことの重要性について、知事の御所見をお尋ねいたします。個人的エピソードなどもありましたら、御披露もあわせてお願いいたします。

さて、偉人伝といえば、真っ先に図書館の伝記を思い起こします。総務委員会業務概要視察にて、県下の学校等教育施設の図書館を訪れた際に気になりましたのが、この伝記の取り扱いや保管状態であります。

図書館の設置と同時期に購入されたのでしょうか、どこの伝記も、長い年月放置されたためか変色し、ほこりをかぶってしまっています。さらには、図書館奥深くの書架にレイアウトされていることが多く、利用者の目につきにくいようであります。この環境ゆえに、伝記というすばらしい教材が生徒に活用されていないのだとしたら、非常にもったいなく残念に思います。新調、あるいは新調できなくても入り口付近の

書架に移す、あるいは季節ごとに特定の偉人にスポットを当てるなどして、生徒が伝記に触れる機会をふやしていただきたいと思います。

教育長にお尋ねいたします。偉人の伝記の積極活用と、そのために必要な図書館の環境整備をしてはいかがでしょうか。

次に、非認知能力の開発についてお尋ねいたします。

ノーベル経済学賞の受賞者、シカゴ大学のヘックマン教授は、就学前の子供に対する教育投資効果に着目し、「就学後の教育の効率性を決めるのは、就学前の教育にある」とする論文を科学雑誌サイエンスで発表しました。日本においても、意識の高い幼稚園、保育園等の教育関係者に大きな衝撃を与えたとお聞きしております。

世間一般の根強い学力信仰の背景には、認知力、つまり知能指数、IQが高ければ高いほど、社会的に成功する確率が高いとする仮説が存在します。ヘックマンは、この仮説に対して、必ずしもそうとは言いきれないとの疑問を抱き、反証を行いました。その分析の中で最も印象的なものは、幼児教育の長期的な影響を追跡した調査です。

ペリー就学前プロジェクトと呼ばれたこの取り組みでは、低所得者層3歳児123名を、質の高い就学前教育を受けさせる者と受けさせない者に分けて、その後、被験者たちが40歳のときに、どのような差が社会的にもたらされたかを調べました。

就学前教育を受けた群は、受けなかった群に比べて高卒資格を持つ人の割合が20%高く、5回以上の逮捕歴を持つ人の割合が19%低かったそうです。離婚率、生活保護率も同様に低かったそうです。また、月収2,000ドルを超える者の割合は受けなかった群の4倍、家の購入者も3倍と、明瞭な差が生じたとのことでした。

大変興味深いことに、質の高い就学前教育を

受けた群は、知能指数、IQスコアは必ずしも高くはなかったということでもあります。一時的な上昇が見られたとしても、この傾向は小学校2年生までに消失しました。そのかわりに就学前教育は、さまざまな非認知能力、例えば自制心や学習意欲、労働意欲、努力、忍耐力などの特性を伸ばすことに寄与したと分析されています。

彼らは、社会一般に頭のよさ、認知力、知能指数の高さに価値を置く傾向が強いが、本当に重要なのは努力や粘り強さといった非認知能力の高さである、信頼できる人間性こそ雇用者が最も評価する特性であり、また、粘り強さや信頼性、首尾一貫性は、学校の成績を予測する上でも最も重要な因子であると結論をしております。

勉強ができるからといって必ずしも社会的成功をするわけではなく、人格的に完成されているほうが成功をおさめやすいと、当たり前のことを言っているわけでもあります。その当たり前のことを科学的アプローチによって証明し、さらに最も効率的な教育投資とは、就学前の3歳以降8歳までの期間における非認知能力の開発であるということをはっきりとしたことは、大きな成果と言えるでしょう。

この大変興味深い結果、最も成果の出せる教育投資のタイミングとその内容について判明しているのであれば、本県の抱える社会階層の再生産の問題に対して、有効に対処できる可能性があるわけでもあります。もちろんその前段として、ヘックマンの成果やペリー就学前プロジェクトの内容を高知県版の実情に沿った形にローカライズする必要があるでしょう。

つきましては、ヘックマンの論文や後続の研究を参考に、非認知能力開発についての調査研究を行ってはいかがでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

次に、食育についてお尋ねいたします。

知事の提案説明にて、日本一の健康長寿県づくりの取り組みのもと、働き盛りの世代の生活習慣病対策に加えて、子供のころからの健康的な生活習慣の定着に力を注いできたこと、小学校から高校までの健康教育の教材が全ての学年でそろったので、しっかりと取り組みを進めていくとのお話がありました。すばらしい取り組みだと思えます。中でも、小学校高学年用「よりよい生活習慣のために」と題した副読本は、食と健康、病気の関係にまで踏み込んだ秀逸な内容に仕上がっていると感じました。

しかし、1点だけ注文をつけさせていただくと、一連の取り組みは義務教育・高等教育課程で行われるものであります。しかし、私の聞くところによりますと、幼稚園、保育園において、食習慣に問題のある家庭があるようであります。園児に、朝食に何を食べたかと聞くと、コンビニのおにぎりから始まり、アイスやお菓子をを買ってもらって食べたと、うれしそうに答えることもあるそうです。ある程度自律の心を持った児童ならまだしも、幼稚園、保育所に通う幼児ということであれば、保護者の食と健康に対する理解と知識が不足していることが、原因として考えられるわけであります。全ての家庭が該当するわけではないでしょう。しかし、核家族化の進展、急激な食生活、食嗜好の変化、コンビニやファストフードの浸透などを背景に、安易な選択がされがちな現況には、何がしかの対策を講じる必要があると考えます。

そこで提案ですが、本県では既に幼児教育、親育ち支援を行っておりますので、これを拡張しまして、幼稚園、保育所の保護者を対象に、正しい食習慣について学ぶ機会を設けてはいかがでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

次に、スマートフォンアプリ高知家の開発についてお尋ねいたします。

先月、iPhone 6が発売されました。その人気はすさまじく、3日間で1,000万台を売り上げたそうです。このことに象徴されるように、今日では老いも若きもスマートフォンを持つのが当たり前の時代となりました。行きたいお店、知りたいあの人、仕事のスケジュール、何でもすぐに調べることができます。

片や本県では、高知家ブランドを掲げて、県内外にプロモーションを行い、イベントを数多く実施しています。そのブランドは、県内はもちろんのこと、今や県外でも一定浸透しつつあるとの調査報告がなされております。せっかく有名になったのだから、何か上手な活用方法はないかと思案したところ、スマートフォンで高知家アプリを開発してはどうかと思うに至りました。

この高知家アプリを使って提供されますのは、高知県に関するさまざまな情報やサービスであります。スマートフォンは、その携帯性がもたらす情報へのアクセシビリティの高さ、プッシュ通知機能による確実な情報提供を初め、情報提供者、利用者、その相互に高いメリットをもたらします。提供される情報やサービスをガジェット化し、利用者が取捨選択する余地をつくれば、ユーザーにとって使いやすいアプリとして、より受け入れやすいものになるのではと思います。

どのような情報、サービスを提供するのかについて、幾つか例を挙げたいと思います。まず大きくは、在住地域と性別、年齢等をもとに、提供する情報とサービスを絞り込みます。

県外在住者に対しては、移住支援やよさこいなどの情報、あるいはイベントなどの情報を通知します。彼が来高した際には、位置情報を参考に訪問中の観光スポット、サイトに関する情報の提供を行います。例えば牧野植物園を訪れたならば、植物園公式サイトでの展示物の解説ペー

ジに誘導するなどの連携も考えられます。

県内在住の人々に対しては、行政情報の伝達、健康診断の勧め、流行病についての注意喚起、龍馬パスポート的な使い方、議会の中継、選挙においては投票へ行くよう促すなど、さまざまな利用法が考えられます。

基本的な部分を除き、これらの情報提供は利用者側に受信の判断を委ねるべきであります。ニュースサイトのRSSの読み込みは、高知家ブランドを活用したPR動画などの娯楽要素もあったほうがよいでしょう。さらに、豪雨や地震などの緊急時には、位置情報を参考に、最適化された災害情報や最寄りの避難先などを個別に伝達することが可能となります。

これは余談ですが、遅くとも2019年には誤差1センチ未満の国産GPSが利用可能になるそうですから、位置情報を使ったサービスの提供のあり方について、今から試行錯誤を重ねておくのもよいと思います。

以上、さらなる高知家ブランドの活用を目指して、スマートフォンアプリ高知家をつくってはいかがでしょうか、総務部長に御所見をお尋ねいたします。

次に、県道の整備についてお尋ねいたします。

県道384号北本町領石線の県道拡張工事がおかげさまで進みまして、快適に走れる区間が延伸されました。県道幅にゆとりがあって、自転車や歩行者と接触しそうなような、ひやっとするような経験をする機会は減ったように思います。ただ、心配なことには、一宮マルナカ周辺は、計画線が重要文化財の旧関川邸の敷地と干渉しているようにお聞きしております。この旧関川邸からマルナカ前までが渋滞の原因となっておりまして、地域の方々からは、拡張工事を進めていただきたい旨のお話をよくお聞きします。

2月定例会では、一般質問2問目で唐突に本

件について土木部長にお尋ねしてしまい、御迷惑をおかけしました。仕切り直しということで、土木部長には改めて御質問させていただきます。

県道384号北本町領石線の旧関川邸周辺は、今後どのような予定で県道整備が進められるでしょうか、土木部長にお尋ねいたします。

もう一つ、県道249号後免中島高知線についてお尋ねいたします。

私は384号と249号の利用者ですから、249号木屋橋周辺の交通事情もよく承知しております。狭い歩道ですれ違う自転車と歩行者、ハンドルを何度も切り返しながら交差点に進入する大型観光バス、昨今の交通量の増加など、これらの交通事故を誘発する要因に対して、可及的速やかに対策を講じる必要があると思います。

平成25年3月定例会、坂本茂雄県議の質問に対する尾崎知事の答弁には、4車線整備の必要性は高まっている、今後さらに交通の流れや新堀川の環境変化の推移を広く県民の皆様にお示しし、御意見を伺いたい、さらには、高知市のまちづくりの方向性を見きわめながら検討したいとの答弁がありました。

この答弁のとおり前向きに転がりつつあることを期待しながら、県道249号線木屋橋周辺の整備の現況、今後の予定について土木部長にお尋ねしたいと思います。

自転車利用者の交通マナー向上のための取り組みについてお尋ねいたします。

先般、坂本茂雄議員のほうからも質問がありましたので、一部重複する内容があるかもしれませんが、御了解、御了承いただきたいと思います。

自転車利用者による交通事故の件数は、近年減少傾向にあるとお聞きしております。しかし、スピードの出やすいロードバイクやクロスバイクの増加、高齢の利用者の増加などによって、車を運転する者としては、ひやっとさせられる

シーンがふえたように思います。

最近、特に自動車利用者を困惑させるのは、歩道を走行する自転車の交差点における挙動です。この場合の自転車利用者は、歩道を走行する限り歩行者用信号機のある交差点では、歩行者用信号機に従わなくてはなりません。しかし、幾ばくかの自転車利用者は、信号無視を行い交差点内への進入を行います。

この信号無視の原因について考えた場合、自転車利用者によっては、意図的な信号無視以外のケースがあるように思われます。例えば自転車利用者が、道路交通法施行令第2条に示された対面する信号機に従うこととの定めについて十分に認知または理解をしていない場合は、歩道走行中の彼が、交差点において歩行者用信号機が赤信号にもかかわらず、車道上において対面する信号機が青信号であることに従って交差点に進入することが想定されます。これは交通マナーへの理解が不徹底ゆえに引き起こされる違反であります。

ほかにも、スマホのながら運転、無灯火、2人乗り、信号無視など、枚挙にいとまがないわけであります。しかし、違反は違反、軽挙妄動を慎ませるべく、交通マナー向上のための取り組みを講じていかななくてはなりません。

平成24年9月の黒岩議員の質問に対する県警本部長の答弁にあるように、県警が中心となって関係機関の協力のもと、さまざまな啓発事業を実施していることは重々承知しております。しかし一方で、平成24年の警察庁の自転車安全教育に係る意識等に関するアンケート調査の結果からは、50歳から59歳で43.3%、60歳から74歳で50%程度、75歳以上で80%の人々が、自転車に関する交通安全教育をきちんと受けたことがないとの回答を得ています。

そこで、従来の啓発事業に加えて、自転車購入者を対象とした教習実施、啓発資料配布につ

いての販売店への協力要請、自動車等免許更新時に自転車交通マナー講習を行うなどの新たな対策を講じてはいかがか、警察本部長にお尋ねいたします。

認知症対策についてお尋ねいたします。

高齢者の増加とともに、認知症患者の数は増加の一途をたどっています。先般の明神県議の質問でも取り上げられました。認知症高齢者が家族介護者の目を離れたすきをつけて外に出ていってしまい、行方不明になってしまうことがあります。発見がおくれれば、脱水症状や凍死、時には交通事故に巻き込まれてしまうこともあります。

2007年12月に愛知県大府市で起きた認知症高齢者の列車轢死事故では、JR東海側は損害賠償を求め、1審、2審ともに遺族側に支払いを命じる判決を下しております。いずれの例にしましても、日々介護してきた家族にとっては、やりきれないものがあるでしょう。このような不幸の連鎖が続くことのないように、対策はしっかりと講じていかななくてはなりません。

認知症には、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症つまり脳梗塞などの脳血管障害、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症の4種類があり、日本人の認知症患者の約5割はアルツハイマー型に該当するとのことであります。

認知症を根本的に治療する方法は確立されていませんが、アルツハイマー型の場合、初期の段階でアリセプトを処方することで、症状の進行を抑制することができます。たとえ他の認知症タイプであったとしても、アルツハイマー型を含めてでありますけれども、初期段階から家族など周りの者が適切な接し方をとること、本人に適切な生活習慣を維持させるなどの対策が求められます。

さて、そうすると、認知症の早期発見というものが重要になってくるわけでありますが、そ

うは問屋が卸さないと立ち塞がりますのが、本人の自覚症状の問題です。家族が検診を受けるよう勧めても、本人は至って健康なつもりですから、頑として検診を受けようとしなない、そういったケースが間々あるようにお聞きしております。

ここで御提案申し上げます。現在高知県では、40歳代、50歳代の働き盛りの県民一人一人にがん検診の重要性や検診日程を知らせる手紙を送付しておりますが、認知症対策でも同様に、特定の年齢層の県民に対して認知症検診の重要性や検診日程を知らせる手紙を送付してはいかがでしょうか。この取り組みにより、一定の年齢になれば、誰もが当たり前前に認知症検診を受けるものだという雰囲気醸成することができれば、受診率の向上、早期発見数の増加につながると期待されます。そして認知症患者の早期発見は、進行の抑制、家族の負担の軽減、介護費用の抑制等に結びつくはずと考えます。

以上まとめまして、認知症の早期発見のための認知症検診の重要性、検診日程を知らせる機会を設けてはいかがでしょうか、地域福祉部長にお尋ねいたします。

優秀な人材の確保に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

人口減、特に少子化の問題点として、世間一般では、経済規模の縮小、社会保障の負担の増大、地域コミュニティーの崩壊等が挙げられることが多いように思います。しかし、ほかにも見過ごされがちな根幹にかかわる問題があるように思われます。具体には、問題を解決していくために必要とされる優秀な行政人材をどのようにして確保するかという問題であります。

高知県の行政職員の質と量のある一定程度に保っていくことは、これからますます困難になっていくと思われます。例えば、不安定な経済状況を背景として、安定した雇用先として公務員

職を選ぶ、公務員ならば何でもよいという風潮が見受けられます。教員になった理由が、仕事として安定しているからと、はばかりなく言う知人がいます。また、平成23年2月の予算委員会の桑名県議の質問でも触れられましたが、新採の警察官が早々に、しかも大量にやめていくという事態も生じています。

もう一つ議論されるべきは、どのような人材を求めるかという点であります。暗記をしっかりとやってきた学力の高い人材なのか、コミュニケーション能力の高い人材なのか、応用力、課題解決能力の高い人材なのか、情熱と志にあふれる人材なのか、あるいはその全てなのかと問われれば、従事するであろう職務内容によっても異なってくると思われます。しかし、求められる条件に通底するものがあるとするれば、それは吉田松陰先生の言葉、諸君、狂いたまえの精神ではないでしょうか。何をやるにしても、誰を動かすにしても、情熱や志、そして行動力がなければ始まりません。

具体の人材確保の方法についてお話をさせていただくと、現在の職員の選考方法は、試験区分によって多少異なりはしますけれども、大まかには第1次試験と第2次試験の2段階方式となっております。第1次試験では、教養試験、専門試験を通じて学力についての評価を行い、成績上位の一定数を2次試験の受験資格者とします。第2次試験では、論文試験、適性検査、口述試験を通じて、本人の適性や熱意について評価を行い、最終合格者を決定します。

ここで私の提案ですが、第1次試験と第2次試験の順番を入れかえる、あるいは第1次試験の結果によってふるい落としをせず、第2次試験の結果を加えた総合評価方式にすることを提案いたします。面接が先んじれば、受験に要する時間と労力は大きくふえることが予想されます。しかし、多少なりとコストをかけても、

高知のために全身全霊をかけて頑張りたい、そういう人材を一人でも多く確保すべきと考えます。

職員採用試験における選考方法の見直しについて人事委員長に御所見をお尋ねいたします。

エネルギー植林についてお尋ねいたします。

森田政調会長からもお話がありました。本県の林業が大きな転換点を迎えようとしております。高知おおとよ製材工場の稼働や国産材の取引価格の上昇基調、県下工務店に好評の木の住まいづくり事業の後押しによる県産材の利用拡大等、風向きの良いお話を耳にします。中でも、個人的に注目しております木質バイオマス発電については、苦労もひとしおでありますけれども、それ以上の果実を本県にもたらしてくれるのではないかと大変期待をしております。

以前に、木を余すことなく利用するカスケード利用の重要性について質問させていただきました。建築材として使われる真っすぐな木だけでなく、それ以外の癖のある材や枝葉が、発電の燃料として有効活用できる環境が整いつつあります。今まで不要とされてきたものが付加価値を持つようになる、価値観の転換とも言える出来事であり、これを可能にした規制の力というものはすごいものだと思感した次第であります。

私は、都市から中山間への所得移転の方法として、この木質バイオマス発電初め、木材の熱利用、電気利用の対価ほど適当なものはないように感じるわけであり。他の再生可能エネルギーの将来がどうであれ、人口減に伴う木材の建築材としての需要の先細りが明らかである以上、木質バイオマスの枠組みは政治的に維持されるべきと考えます。この前提に従って、安定的かつ低廉な燃料材の供給体制の構築に向けた長期の取り組みに、今から着手しなければならないと考えます。

再植林する木の種類は、本当に針葉樹でよいのか。広葉樹は切り株から出た芽を剪定する作業を要しますが、それを除けば自然更新に任せることができます。針葉樹と広葉樹、どちらのほうがかつ総コストで見た場合に安上がりなのでしょう。鹿などの食害に遭いにくい樹種があるのかもしれませんが。斜面によっては、どちらの樹種の生育に向いているのでしょうか。広葉樹の単位体積当たりの発熱量は、針葉樹の2倍に達するものも存在します。成長速度はどうでしょうか。

こういったもろもろのことを踏まえ、燃料材としての利用を前提とした再植林、エネルギー植林について調査研究を始めてはいかがでしょうか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

以上、私の1問でございます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

偉人伝を学ぶことの重要性についてお尋ねがございました。

偉人の伝記には、その人物の生き方や人生観、多様な物の見方や考え方などが織り込まれておりまして、時には、読む者に生きる勇気や知恵などを与え、また時には、人間としていかに生きるべきなのか、そのモデルを示してくれるものと考えております。

特に子供たちの成長の過程におきまして、偉業をなし遂げた人物の生き方に出会い、こういう人生を歩みたい、こういう大人になりたいという夢や志を持ち、将来の自分に思いをはせることは貴重な経験であります。よりよい人格形成の糧となるものと考えております。本県も、坂本龍馬や牧野富太郎、寺田寅彦など、多くの偉人を輩出しておりまして、ぜひ子供たちにはそういった人物の生き方についても触れてほしいと考えております。

個人的エピソードとあわせてということですので、私の経験に照らしまして、少し掘り下げて偉人伝からの学びについて、個人的な体験をお話しさせていただきたいと思いますが、私の場合には、3つのステージがあったというふうに思っております。

ステージの第1は、小中学生のときでありまして、いわゆる子供の伝記全集とか、ああいう伝記をたくさん読みました。大人の言葉で言わせていただければ、伝記を読んだりするを通じて、人間はどれだけ大きなことができるようになるものかという形で視座を広げることができたと、そのように考えておりますし、あわせて、子供のころはどう過ごすべきなのかということも学べ、さらに言えば、そもそも人間としてどうあるべきか、正直であれとか、信義をたつとべとか、道徳の基本の基本に触れるよい機会になったと、そのように思います。

ステージの第2としては、中高生時代があったと思います。「竜馬がゆく」でありますとか、伝記ではないかもしれませんが、三国志でありますとか、そういうものを読む、そういうことを通じて、今度は、人間はどのようにして事をなし遂げたのかということについて学ぶ。例えば、時代の流れ、天の配剤ということもございまして、人々との出会い、そして人と協調して事をなし遂げるとはどういうことかとか、そういうことを物語の中から学ばせていただけてきたように思います。

そして、ステージの3段階目として言えば、より大人になったときであります、偉人伝、これをより客観視できるようになる、そうしようと努めた時期もあろうかと思っております。偉人と言われる人にも、強きも弱きもあり、何といたしまして人でありまして、また一つの時代のコンテクストの中で事をなしたのだということであらうかと思っております。天の配剤をどう生かすの

か、そしてまた強きを伸ばし弱点を補う、また、人と人との出会いがそれらをどう形づくっていくか、いろんなことをいかに客観視するか、そういうことを心がけてきたように思っております。こうして多くのことを学ばせていただいております。

いずれにしても、この学び方は人それぞれであらうかと、そのように思いますが、いろいろと物を考えるよい機会になるのが偉人伝であらうかと。題材が人であるだけに、ある意味、身近な題材で物を考え始める、よききっかけになるものではないかと、そのように思います。多くの子供たちに偉人伝を学んでもらいたいと、そのように思っております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、偉人の伝記の積極的活用と、そのために必要な図書館の環境整備をしてはどうかとお尋ねがありました。

まず、偉人の伝記は、児童生徒が生きることの意味や意義について考える上で価値ある教材となるものと考えており、小中学校では、国語科や社会科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学習で活用されております。

例えば、本県が独自に作成した道徳教育用郷土資料集「ふるさとの志」では、坂本龍馬や岩崎弥太郎などの話を取り上げております。国が作成した「私たちの道徳」においては、ヘレン・ケラーや二宮金次郎、野口英世などが掲載されております。道徳教育においては、このような偉人の伝記を通して、主人公の生き方に共感したり、自分自身の体験と重ねて自分を見詰め直し、生き方を考える授業を行っております。

さらに、国語科でも偉人の伝記を取り上げて、その人物の生い立ちや生き方、考え方などを読むことを通じて、偉業達成のもとにある努力や苦勞を知るなどの学習を行っております。

次に、学校図書館の環境整備につきましては、これまで図書の整備や支援員の配置などを通して、市町村教育委員会の取り組みを積極的に支援してまいりました。そうした中で、例えば本県が作成した小中学生を対象とした推薦図書リストでも、伊能忠敬やジョン万次郎など、地域や文化の発展に貢献した先人の伝記を紹介しており、これらの図書については、全ての小中学校に整備をされております。また、図書館支援員を活用しながら郷土の偉人などの伝記を紹介するコーナーを設けたり、授業の中で伝記などの図書を活用する場面をふやすなどの工夫も行われております。

一方、県立図書館では、偉人の伝記はもちろんのこと、多様な図書や雑誌などを収集、整理、保存し、調べ学習の支援などを行っております。

ただ、お話にもありました中では、偉人伝が図書館や学校図書室の中で、変色したり、奥に埋もれたりするような事例が多いということでございますので、改めまして、偉人の伝記の教育面での意義を関係者に喚起したいと思います。こうしたことによりまして、偉人が歩んだ人生や人としての生き方のモデルに出会う機会をさらに充実し、本県の児童生徒に自分の将来の目標や志が育まれるように努めてまいります。

次に、シカゴ大学ヘックマン教授が唱える非認知能力の開発に関する調査研究を行ってはどうかとお尋ねがございました。

ヘックマン教授が唱える非認知能力、例えば、自制心や意欲、努力、忍耐力などの育成は、人格形成の基礎となる幼児期の教育において、大変重要な観点の一つであると考えております。現在、本県の幼児教育におきましても、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、日々の遊びや生活を通して、そうした力を育んでいるところでございます。

しかしながら、議員のお話にございました非

認知能力を伸ばすことに重きを置いた保育や教育の具体的な方法論は、十分には確立をされておられません。また、発達異なる幼児一人一人の意欲や忍耐力などの内面をはかるためには、教育の観点からだけでなく、心理学など多様な分野からの分析や測定方法など、さまざまな検討が必要になってくるともお聞きをしております。

こうしたことから、県独自で調査研究に取り組むには、やや荷が重た過ぎるように思いますが、大変興味深いテーマでございますので、国において非認知能力の開発に関する調査研究が行われますよう、機会を捉えて提案をしていきたいというふうに思います。

最後に、幼稚園や保育所の保護者を対象に、正しい食習慣について学ぶ機会を設けてはどうかとお尋ねがございました。

子供のころからの健康的な生活習慣の定着を図ることは、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るために大切であると考えております。特に乳幼児期においては、保護者がバランスのとれた食事を子供に与え、食事を基本とした規則正しい生活リズムを確立させることが重要であると考えております。

そのため、教育委員会では、保護者の食に関する意識の向上に取り組んでおり、親の子育て力の向上を目指して実施している親育ち支援において、早寝早起きの大切さや朝食をしっかりとることの意味など、基本的な生活習慣の大切さなどについて、各園を訪問し、保護者に直接説明をしております。

話を聞かれた保護者には、半年以上経過した後アンケートを行っておりますが、平成25年度の調査結果では、95.8%の方から、子育てについて変化があったとの回答をいただき、そのうち35%の保護者が、子供の基本的な生活習慣に気をつけるようになったとの結果でござい

た。

さらに、幼稚園や保育所が保護者に対する食育指導を行う際に使用するパンフレットも作成し、参観日や親子料理教室、あるいは家庭環境に課題を抱える保護者からの相談や助言の場面で活用いただき、食事の大切さについての周知を図っているところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21で重点課題として位置づけられた、子供のころからの健康的な生活習慣の定着を目指し、知事部局や市町村、関係機関とも連携しながら、子供たちの正しい食習慣の確立が図られるよう取り組んでまいります。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) 高知家ブランドの活用を目指して、スマートフォンアプリをつくってはどうかのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、スマートフォンは、幅広い世代に急速に普及しております。そのため、ことし5月に再構築しました県のホームページにおきましても、スマートフォンへの対応を行い、見やすさや利便性の向上を図ったところでございます。さらに11月からは、県の広報紙さんSUN高知についても、民間事業者が自治体向けに開発したスマートフォンアプリを活用した広報紙の配信を行っていきたいと考えているところです。

御提案のございましたスマートフォンアプリ高知家につきましては、高知家のコンセプトが、地産外商、観光、移住にとどまらず、さまざまな分野に関連づけることができるものですので、議員が例示された利用方法を初め、本当に多様な活用の可能性があると考えられます。

一方で、スマートフォン利用者は、ニーズに合わせて便利なアプリを取捨選択する傾向があると思われまますので、目的や分野を絞り込み、

なるべくシンプルなつくりで情報をお伝えできるようにしていくことも求められるかと思えます。また、こうしたアプリの開発は日進月歩であり、すぐに機能が陳腐化する可能性がありますし、さらにはメンテナンス費用のことも考えなければなりません。

高知家ブランドを活用したアプリの開発につきましては、まずは観光や移住、防災など、個別の分野で高知家ブランドを活用していく視点から、関係部局と利便性や費用対効果などを検討してまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 県道の整備に関して、まず県道北本町領石線の関川邸周辺の今後の整備予定についてお尋ねがありました。

県道北本町領石線では、一宮地区において、歩行者、自転車の通行環境の改善と通学路の安全確保を目的に、昭和46年に都市計画決定され、現在、両側の自転車歩行者道等を拡幅する整備を行っています。

一宮ふれあいセンター前から一宮自動車学校付近までの延長約500メートルの区間については、平成20年度に事業に着手し、本年度完成する予定です。その区間に続く、一宮自動車学校付近から土佐神社までの延長約450メートルの区間については、平成24年度に事業に着手し、本年度から用地買収に入り、平成29年度の完成を目指しています。

議員のお話にありました関川邸につきましては、昭和49年に建築物が、平成4年に敷地が、国の重要文化財に指定されています。その関川邸の敷地の一部と建築物の一部が、先ほど申しました現在事業中の土佐神社までの区間の事業用地に含まれる状況となっています。

県としましては、昭和46年に都市計画決定されたルートに沿って市街地が形成されてきたこれまでの経緯を踏まえると、ルートの変更は困

難と考えており、重要文化財の重要性は十分に認識した上で、文化財への影響が最小となるように、敷地の一部のみ重要文化財の区域から除く変更について文化庁と協議を行いました、不調に終わり、見直しは立っておりません。

そのため、現時点で完成を予定している平成29年度には、関川邸部分の道路幅員は、ほぼ現状のままの暫定形とならざるを得ない状況となっており、少しでも利用しやすい幅員構成等について、地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。また、既存の道路を活用した歩行者や自転車の迂回の確保など、長期的な交通安全対策も検討してまいります。

次に、県道249号線木屋橋周辺の整備の現況と今後の予定についてお尋ねがありました。

議員御質問の区間は、都市計画道路はりまや町一宮線として、電車通りと産業道路を結び、南北交通の円滑化を図るため、平成12年度に事業化されました。

現在、はりまや橋小学校から北側の産業道路までは、平成23年3月に4車線化が完了し、供用しています。このことにより、小学校から電車通りまでの市道を含めて南北が接続されたことから、北側区間では12時間当たり1万台近くの交通量が観測され、一定の効果が発現していると考えます。

一方、小学校から南側の2車線区間は工事を中断しており、北側区間の完了以降、交通量や新堀川の環境変化の調査を継続して行っています。それぞれの結果につきましては、ホームページ等で県民の皆様にお示しし、御意見を伺っているところです。

今後、工事の再開を検討するに当たりましては、引き続き県民の皆様のお意見を伺うとともに、高知市のまちづくりの方向性を見きわめることとしています。

本年3月に策定された高知市都市計画マ

タープランでは、まちづくりの観点からの4車線化の必要性について、具体的な記載に至っていませんでした。県としましては、まちづくりの観点から、当該道路の4車線化の必要性について高知市に具体的に提示していただけるよう、積極的に支援していきます。

(警察本部長國枝治男君登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 自転車マナーの啓発についてお尋ねがありました。

まず、県内の自転車事故の発生状況について申し上げます。

本年1月から8月末までの間、事故件数319、死者5、負傷者309、去年同期と比較しますと、件数及び負傷者は減少し、死者は同数となっております。交通事故全体に占める自転車事故の割合は約17.9%となっております。

議員御指摘のとおり、自転車事故の発生件数は、交通事故全体の発生件数の減少に比例して年々減少傾向を示しており、その割合は過去5年間約18%前後で推移しているところであります。

県警察におきましては、幅広い年代の方が自転車を利用していることに鑑み、自転車を利用する全ての方が、交通ルールやマナーについての十分な知識を得られる機会を確保することが必要であると認識しており、各種取り組みを行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、関係機関の協力のもと、さまざまな啓発活動を行っており、特に交通安全教育に関しましては、自転車を利用する機会の多い児童生徒の皆さんを中心に、プロスタントマンが実際にあった自転車事故を再現するスケアードストレート方式による交通安全教室、県警察が作成した交通安全教材トラフィックセーフティーニュースを県教育委員会に提供し、学校教育現場において交通安全教育に活用していただく取り組みなどを行っているところ

であります。

なお、トラフィックセーフティニュースにつきましては、県警のホームページにも掲載し、幅広く県民の方が交通ルールを学んでいただけるようにもしているところであります。

議員から御提案いただきました1点目の自転車を購入された方に対する啓発等に関してですが、警察署においては、交通安全教室などで、自転車販売店の方に参加いただく取り組みを行っているところであります。今後も、協力いただける販売店の拡大や啓発資料の配布の要請など、御提案いただきましたことを参考にしつつ、推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の免許更新時等の自転車マナー講習の御提案に関してですが、免許更新時の講習につきましては、限られた時間内に自動車の運転に関し既に多くのことが盛り込まれており、その講習内容等につきまして、実施要領により規定されていますことから、講習時間を割いての安全講習といったものはなかなか困難な状況にあります。

そこで現在、運転免許センターにおいては、講習を修了された方々に声かけを行い、自転車シミュレーターを体験していただき、正しい通行方法を学んでいただいているところであります。この自転車シミュレーターは、中村警察署にも設置しており、どなたでも御自由に体験していただくようにしているところであります。

今後も、これらの取り組みを継続的に実施するとともに、御提案いただきました各種施策を参考にしつつ、新たな施策も検討し、より効果的な自転車利用者のマナー向上に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 認知症の早期発見のために、特定の年齢層の県民に対し、認知

症検診を受診できる体制を整え、検診の重要性、検診日程を知らせる機会を設けてはどうかとお尋ねがありました。

認知症の効果的な治療には、その初期の段階で発見し、早期の受診、診断につなげることが不可欠であり、本人の生活はもちろんのこと、重症化した後の御家族の精神・肉体的な負担のことを考えますと、こうした取り組みを強化することが何よりも重要だと認識しております。

一方で、認知症の診断は、その初期の段階ほど難しく、高度な検査機器と熟練した技術を要する検査が必要とされるなど、専門の医療機関での受診が不可欠だと言われております。

このため県では、認知症専門医の養成とあわせて、専門医療相談を行う認知症疾患医療センターを県下の保健医療圏域ごとに設置いたしますとともに、高知県もの忘れ・認知症相談医、通称オレンジドクター制度を創設し、認知症の早期の発見とその後の適切な対応につながる体制を整備してまいりました。また、今年度からは、地域住民の相談などから認知症の疑いのある高齢者を早期に把握し、関係機関が連携して早期の受診を促す、地域における支援体制の構築に向けましたモデル事業の実施などにも取り組んでいるところであります。

議員から御提案のありました認知症の早期発見のための認知症検診につきましては、先進的な取り組みを行っている自治体におきまして、認知症になるリスクの高い軽度認知機能障害の疑いのある方を、検査機器使用により早期に発見し、その後の発症予防につなげるといった試みも始まっているとお聞きいたしますので、検診のあり方なども含めまして検討を深めてまいりたいと考えております。

あわせて、認知症の疑いのある方の早期受診の重要性につきましては、これまで以上に、県民の皆様への普及啓発に努めてまいりたいと

考えております。

(人事委員長秋元厚志君登壇)

○人事委員長(秋元厚志君) 職員採用試験において、適性や熱意を評価するために面接を先んじて行うなど、選考方法を見直してはどうかのお尋ねがございました。

本県は、課題解決の先進県を目指してさまざまな取り組みを進めていますことから、議員のお話にもありましたように、職員の採用においては、高知県をよりよくするために知恵を絞り、汗をかく、そういう熱い思いと行動力を持った人材を見きわめていくことが重要と考えています。

こうしたことから、社会人などを主な対象といたします上級試験、行政・TOSAにおきまして、熱意や意欲を直接確認したいと考えまして、第1次試験段階での面接の実施を検討した経緯がございます。ただ、受験者全員の面接となりますと、お話にもございましたように、第2次試験において一定限られた人数を面接していくのに比べまして、多大の人員と時間が必要でございまして、日程面や体制面での制約から、物理的に困難であるとの判断に至ったところでございます。そのため、面接にかえまして、第1次試験段階から意欲や資質を見きわめることを目的に論文試験を実施しますとともに、第2次試験におきましても、できるだけ多くの受験者を面接できますよう、第1次試験の合格者数の拡大を図ってきたところでございます。

また、同様の考えのもとに、高卒者を対象とする初級試験や警察官採用試験におきましても、第1次試験段階で論文試験を導入いたしまして、単に択一式の試験のみで機械的にふるい分けるのではなく、意欲や資質に関する出題を行い、慎重に審査を行っているところでございます。

なお、昨年度、人事委員会が実施いたしました試験全ての応募者数は2,114名でございま

て、その中から623名の第1次試験合格者に対しまして、延べ44日間の面接を実施しております。全員を面接するとなりますと、その3倍以上の日程が必要となりますし、合格発表まで相当の期日を要しますことから、受験者の皆様の就職活動にも支障が生じかねないと考えております。

以上のことから、率直に申し上げまして、御提案の方式を導入するのは困難と考えておりますけれども、御趣旨につきましては同じ思いでございますので、今後とも、意欲あふれる優秀な人材の確保に向けまして、これによしということではなくて、各任命権者の御意見をお伺いしますなど現行の選考方法の検証を行いますとともに、他団体における先進的な事例なども参考にしつつ、採用試験のあり方を研究、検討してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) エネルギー植林の調査研究についてのお尋ねがございました。

エネルギー植林に関しましては、例えば、北海道では柳などバイオマス資源としての造林木の研究も行われておりますし、海外では成長の早いユーカリを植林している事例もあるようですが、高知県の地形や気候への適合性、生態系への影響などといった課題がございます。したがって、当面は資源量が豊富な杉、ヒノキなどをカスケード利用していくことが、建築用材の生産からバイオマス活用に至る木材産業全体の活性化を図っていく上で、有効だと考えています。

また、かつて薪炭林やパルプ用材として活用していた広葉樹も、お話にもありましたように、再造林の費用が不要であることから、資源の有効活用という面で、再び循環利用していくことも必要であろうと思います。

木材は、植えてから伐採するまで少なくとも

数十年を要するものですから、現時点で収穫時の得失を見きわめることは難しいと考えていますが、一方で木材は、将来にわたって重要な資源であることは間違いございません。

そこで、お話にもありましたようなエネルギー植林や、例えば花粉の少ない品種、あるいは治山治水に適した樹種の研究など、長期的な視点に立って適地適木の観点から、本県にとって何が有利であるかを研究していくことは大切なことだと考えますので、今後、国の研究機関等にも相談しながら、森林整備のあり方について研究してまいりたいと考えています。

○6番（西内隆純君） それぞれ大変御丁寧な答弁ありがとうございました。

知事のほうから、県知事尾崎正直さんというよりも人間尾崎正直さんというような、非常に心温まるといいますか、思いのこもった、自身の偉人から学んだお話をお聞きしたように思いました。大変うれしく思いました。

ぜひ、しっかりこれを教材として活用していただきたいわけであります。教育長の答弁にもありましたように、現行で取り組んでおるということは重々承知をしておりますけれども、私が総務委員会で訪問した一部の学校にはなるんですけれども、どちらも図書館に行ったら、古い偉人伝でございますので、茶色いカバーの本が図書館の一番奥深くに置かれていると、ほとんどの、どこの訪問先でもそのようになっていたのは事実でございます。

ぜひ実態なんかも調べてもらって、また小中学校ということで、市町村の教育委員会の管轄ということもございますから、そこら辺は本の更新部分に関する予算措置などでちょっと誘導するような形で、ぜひこの偉人伝の活用に道をつけていただきたいなというふうに思います。その点についてちょっと考え方、教育長には御答弁をひとつお願いしたいと思えます。

それから、県道のことで、関川邸の前が非常に厳しい状況にあるという土木部長のお話をいただきました。

やはり考えなくてはいけないのは、これから一宮の工業団地が奥にできるということであります。そのままインターに流れる車が多いわけでありますので、関川邸の前を通る大型車両が多くなるんだろうというふうに思われます。その対処として、今の歩道をいかに拡幅していくか、できる範囲でやっていくことも必要であろうとは思いますが、並行して例えば、必ずしも関川邸の前を通らなくても通勤通学、市内に行ける人に対しては、迂回できるような南北の強化というものもお願いしたい。

例えば、一宮駅のほうの線とか、そういった部分についても手を足していただきたい。あるいは病院が奥にありますけれども、高知大学医学部のほうの道も南北でしっかり考えていくというような、バイパスのほうについても、ぜひちょっとアイデアをめぐらしていただきたいと思えます。これ、土木部長、もし御答弁いただけるようでしたら、お願いいたします。

以上で2問、お願いいたします。

○教育長（田村壮児君） 先ほども申しましたように、偉人伝を教育面で活用するという事は、大変意義が大きいというふうに思っております。改めまして、そういったことについて、学校図書支援員もございますし、学校図書の担当教員もおりますので、そういった会合の場等を通じて、活用することについての意義について、なお訴えていきたいというふうに思っております。

○土木部長（奥谷正君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、今回、関川邸の前は、暫定形ということで完成をさせる予定でございますけれども、長期的な観点から、既存道路などを活用した迂回の方法ですし、先ほど議員の

ほうからも御提案ございました南北のバイパスとか、こういう幅広い観点から、やはり交通安全対策というものはしっかりと検討していきたいと思っておりますので、そのような方向で検討をこれからも続けてまいりたいと思っております。

○6番（西内隆純君） 御答弁それぞれありがとうございました。

きょうも吉田松陰先生の話の冒頭にさせていただいて、質問させていただいたわけでありませう。これ以外にも、各予算委員会、一般質問においては、再三にわたって文化、伝統をテーマに質問させていただいたわけでありませうけれども、今回の偉人伝の話も含めまして、やはり私は祖先の知恵に学ぶことが大切であると。しかし、最も酌み取っていただきたいことは、こういうかくも慌ただしくて、目の前のことで手いっぱいになりがちな今日において見過ごされがちなこと、先人のおかげさまで今の我々の繁栄があるということを、ぜひこの偉人伝等から、あるいは歴史文化から学んでいただきたいということを思うわけでありませう。

これを真摯に受け入れれば、松陰先生の、諸君、狂いたまえという、この言葉もまた違って聞こえてくるはずでございます。また、私たちは次の世代のため、自分のことだけでなく周りのため、世のため、人のために頑張っていかななくてはいけないという、人の広がり、輪というものが広がっていくと。そういう人が一人一人周りにふえることによって、この高知県もよくなっていくのであろうというふう思うわけでありませう。

皆様それぞれ、いろいろな難しい行政課題、今のルールがこうなっている、ああなっているというところがあるかもしれませんが、ぜひ狂っていただいて、一つ一つ正すべきは正す、変えていくべきは変えていくという意気込みで頑張っていただければと思っております。我々も、

しっかり議会として責務を果たし、お手伝いをさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一切の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩



午後1時再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番弘田兼一君。

（7番弘田兼一君登壇）

○7番（弘田兼一君） 自民党の弘田です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

傍聴席に、室戸市と東洋町からわざわざ私の質問を傍聴するために来てくれました。ありがとうございます。私が、傍聴席の椅子に向かってしゃべるのが寂しいだろうというふうなことで、来てくれたと思います。ありがたいと思っております。気持ちを込めて質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

朝日新聞の2件の報道撤回が、さまざまなメディアで物議を醸しています。

1件目は、東京電力福島第一原発所長として事故対応に当たった吉田昌郎氏が政府事故調査・検証委員会の聞き取りに答えた聴取結果、いわゆる吉田調書に関する記事の撤回です。

朝日は5月20日付朝刊で、「所長命令に違反原発撤退」、「福島第一所員の9割」との見出しをとり、「第一原発にいた所員の9割にあたる約650

人が吉田氏の待機命令に違反し、10キロ南の福島第二原発へ撤退していた」と書いています。吉田調書では、所長の命令に違反して撤退したとの認識は一切示されていません。また、吉田所長が菅元首相の言動や現場介入を強く批判していることも書いていません。

デジタル版の記事では、「吉田自身も含め69人が福島第一原発にとどまったのは、所員らが所長の命令に反して福島第二原発に行ってしまった結果に過ぎない」、また、吉田所長が、「菅直人氏や原子力安全委員長の班目春樹氏を「おっさん」呼ばわりしたりして、怒りをぶちまけながら話をする場面もある」としています。何だか、菅元首相や当時の官邸の行動を擁護したいのではないか、吉田所長や所員の事故対応をおとしめたいのではないかと感じてしまいます。

私は、吉田所長を初め所員の皆様は、みずからの命も顧みず困難に耐え、原発事故収束に向け全力を尽くした英雄であると思っています。朝日の記事に恣意的なものを感じるのは、私だけではないと思います。

2件目は、自称、元山口県労務報国会下関支部動員部長吉田清治氏のいわゆる慰安婦に関する証言の取り消しです。

インターネットで検索すれば、吉田清治とは、太平洋戦争中における日本軍の慰安婦として、みずからが濟州島などで朝鮮人女性を軍の命令で強制連行したと告白証言を行った日本側唯一の証言者との記述があります。分類は文筆家となっており、「私の戦争犯罪」などの著書があります。この本は、昭和58年に出版され、いわゆる従軍慰安婦の発端になったと言われています。朝日は、昭和57年以来、16回吉田清治の証言を記事にしてきました。平成3年5月22日には、吉田の「木剣振るい無理やり動員」発言が紹介され、同年10月10日には、慰安婦には人妻が多く、しがみつくと子供を引き剥がして連行したと

いう吉田証言を掲載しています。

こういった記事を読めば、読者はどのように感じるのでしょうか。一般の人は、日本人として恥ずかしい思い、悲しい思い、贖罪の意識を持つのが普通ではないでしょうか。

吉田証言は平成元年濟州新聞で、濟州島での慰安婦狩りは事実無根であり、吉田清治の主張は虚偽と報道されています。また、平成4年秦郁彦氏による濟州島の現地調査でも、島民から慰安婦狩りはなかったとの証言もあります。濟州新聞の記者から、何の目的でこんな作り話を書くのでしょうかと聞かれ、答えに窮したとのことでもあります。吉田清治の著書を刊行した出版社は、あれは小説ですよと言っているし、本人による証言否定もあります。

吉田清治は、平成8年、週刊新潮のインタビューに次のように答えています。「まあ、本に真実を書いても何の利益もない。関係者に迷惑をかけてはまずいから、カムフラージュした部分もある。事実を隠し、自分の主張をまぜて書くなんていうことは、新聞だってやっていることじゃありませんか。ちぐはぐな部分があってもしょうがない」と語り、みずからの証言が創作を含むものであると発言をしています。

朝日は平成9年に、吉田の著述を裏づける証言は出ておらず、真偽は確認できないとの記事を掲載しましたが、訂正記事は出していません。訂正記事を出し、吉田証言を取り消したのは、ことしの8月5日です。17年たっています。この間、吉田証言は、日韓関係を険悪化させ、教科書を書きかえさせ、国連に報告書までつくらせ、十分に日本の国柄をおとしめ、日本人の名誉を傷つけてきました。

朝日の報道で感じることは、朝日は日本の国柄を破壊したいのではないか、日本人の美しい心を否定したいのではないかということです。社是実現のためには、大事な文言を切り捨て、

都合のいい言葉を選び、事実をねじ曲げても構わない、世論は私たちがつくっているのだというマスコミ人のおごりを感じてしまいます。

言論の自由は守らないといけません。しかし、間違っただけや、うそを言い続けてはいけません。物事を正確に報道するのが新聞の役割です。社是のため、事実をねじ曲げての報道は許されません。間違えば、すぐに訂正するのは当たり前です。

ここで、知事にお伺いをいたします。この2つの朝日の記事は、大きな新聞社といえども正確でない恣意的な報道をすることがあるとの教訓を我々に与えましたが、このような報道に対し我々がどのように向かい合うべきなのか、また今後の新聞報道のあり方についてどう考えているのか、御所見をお伺いいたします。

また、この件については、国際社会の中の日本の評価を随分おとしめたと思いますが、どのように回復すべきか、御所見をお伺いいたします。

この朝日の吉田証言取り消しの表明を受け、高校教科書記述訂正の動きが出てきました。慰安婦問題の一番の肝の部分、日本軍の命令により強制連行があったか否かということだと私は思います。

拓殖大学客員教授の藤岡信勝教授は、吉田証言は慰安婦問題の根幹、文科相は訂正勧告すべきと訴えています。教育長の御所見をお願いいたします。

これまで、朝日が広めてきた日本軍による慰安婦の強制連行説への異議は、大臣が言えば更迭、一般的には公の場で言うてはいけないことのように取り扱われてきました。その理由の一つは、近代日本史、昭和の時代について、学校では教えていないことにあると思います。当時の日本を取り巻く世界の状況はどうであったか、列強と言われた国々はどのように動いたのか、

日本は何を考へ行動したのかなど、近代日本史の正確な情報や日本の成り立ちについてきちんと学ぶことは、日本人として大切なことです。私は、日本史については必修科目にすべきだと思います。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

県下の高校で日本史を選択している生徒はどのくらいいるのか、日本史を必修科目にする必要を感じないのか、また日本の近代史、昭和の時代についての教材などの現状はどうなっているのか、近代史に充てる授業時間は十分確保されているのか、お伺いをいたします。

次に、新聞を授業で活用するN I E活動の記事が9月12日の高知新聞に載っていました。「四万十市中学校 教育長指摘後 教材変更」という見出しの記事です。私は、児童生徒たちが地域社会のことや国の状況を学ぶために新聞を教材として使うことは、悪いことではないと思います。しかし一方で、ある思想を持った教師などが児童生徒を洗脳するために、N I E活動を悪用しかねないとの指摘もあります。

四十数年も前の話になりますが、私は室戸中学校の生徒でした。ある教師から、共産主義がいかによろしいものであるかという授業を受け、強烈な違和感を覚えた記憶があります。今思えば、その教師は御自身の思想を広めるため、授業を悪用したのだと私は思っています。

記事によると、「平和・人権」担当教諭の推薦で琉球新報が選ばれた」とあります。私は、高知新聞も琉球新報も、朝日新聞と同様に、非常にリベラル色の強いメディアだと感じています。記事を読んで、この教諭はN I Eを悪用しているのではないかと疑いを持つのは、私だけではないと思います。

繰り返しになりますが、N I E活動は悪いことではないと思っていますし、進めたらいいとも思います。しかし、授業で取り上げる新聞の

種類については十分な配慮が必要です。偏ったものではなく幅広く取り上げ、中立性を確保すべきです。そういった意味で、今回の四万十市教育長の指摘は、全く正しい指摘だと私は思っています。

そこで、教育長にお伺いをいたします。これまで、NIE活動でどのような内容の授業が行われているのか、どのような新聞が活用されているのか、NIE活動の中立性をいかに確保してきたのか、また確保していくのかをお伺いいたします。

政治家は公約を掲げ、選挙を戦います。働く場所をつくるということは、私の重要な公約の一つです。今回つくったリーフレットでは、地域資源を活用した雇用の場を守り育てるとしています。この公約にこだわって質問をいたします。

雇用の場を守るという意味では、高岡大敷組合の再開や富士鍛工の工場移転では、知事を初め、県の担当部には大変お世話になり、御礼を申し上げます。

高岡大敷組合は昨年の10月末、急潮により大変な被害をこうむりました。既存の制度では再開のめどが立たず、存亡の危機に陥りましたが、県の新たな制度創設のおかげで再開のめどが立ちました。天気の状態にもよりますが、10月の初旬までには大敷網を設置し、漁再開ができると聞いております。

また、この9月から、高岡大敷組合は高岡大敷株式会社として新たなスタートを切りました。私は昨年の12月議会で、大敷組合は、税制上のメリットや補助制度が受けられるような法人化を進めるべきではないかとの質問をいたしました。大敷組合は、法人化することによって、若者にとって魅力ある職場とすることができ、雇用の場を守ることにつながると考えています。

県下の大敷組合の法人化の進捗状況と、今後

どのように進めていくおつもりか、水産振興部長にお伺いをいたします。

また、現在、室戸市羽根町の工業用地で、富士鍛工株式会社室戸工場の新築工事が進められています。このことは富士鍛工の南海トラフ地震対策、BCPとして、吉良川工場を高台に移すということでスタートしました。

当初、県と市は室戸市内の数カ所を紹介していたものの、企業ニーズに対応できる工業用地が見つかっていなかったため、私は何としても室戸市で事業を続けてもらいたいとの思いから、当時の商工労働部長のところに行き、今室戸市が高台用地を全力で探している、室戸市が諦めるまでほかの地域は紹介しないでほしいと話をしました。幸い室戸市は適地を見つけ、困難な状況を乗り越え、県、市、関係者が協力をし、工業用地をつくったわけです。室戸市は、約50人の雇用の場を守りました。

中小にかかわらず、企業はそれぞれの地域に根差した活動を行っていますし、地域の存続にも大きく寄与しています。特に過疎地では、企業移転が小中学校の廃校や集落の消滅につながります。BCP、事業の拡大、高速道路がないなど、さまざまな企業移転の要素があります。企業が移転や事業拡大を考える場合、まずはその地域でということ優先すべきと私は思います。

県にも、移転や拡大についてさまざまな相談があると思いますが、どのような考えを持って相談に答えているのか、また支援をされているのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

また、過疎地で企業が生き続けていくためには、都会近郊の企業と比べると大きな不利益が生じます。経営者と話をすると、輸送に係るコストが高い、道路網などインフラが整っていないなどなど、さまざまな理由で便利のよい場所にかわりたいとの話をよく聞きます。

過疎地においては、地域社会や地域の企業を守るという意味においても、計画的な道路整備が必要と考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

次に、地域資源を活用した雇用の場づくりについてお伺いをいたします。

今、室戸で備長炭を焼く新型窯の研究開発が進んでいます。去年は、経済産業省の補助金を得て、基本となる窯をつくりました。そして備長炭が焼けるか否かの実験をし、製品の品質が確保できること、また製造過程の大幅な時間短縮が可能になりました。(現物を示す) この、私が手に持っている炭が、新型窯で焼いた備長炭です。(現物を打ち鳴らす) 備長炭独特の金属音がすると思います。この新型窯は、備長炭だけではなく黒炭とかいろんなタイプの炭を焼くことができる、すぐれものの性能を持っている窯だということです。

ことしは、特許取得と新型窯完成に向けた取り組みを進めています。そのメンバーは、室戸市木炭振興会の森本会長、京大名誉教授の石原先生、室戸市商工会の尾崎さん、私も少しかかわっています。私がこのプロジェクトにかかわりを持つことになったのは、森本会長や石原先生の新型窯による製炭業に対する強い熱意を感じたからです。

森本会長からは、大幅に機械化が進むこと、その結果、3Kと言われている作業が大幅に改善されること、現状では山の木は半分捨てられていること、新型窯では100%利用できること。石原先生からは、炭素材としての大きな可能性、半導体、研磨剤、薬、放射性物質の吸着剤など多くの用途が考えられることをお聞きしました。

私が思ったことは、捨てられた山に人の手が入り山が生き返ること、20年サイクルで木を計画的に切り出すことにより、永遠に原材料を確

保できること、何よりも、若者の働く場所をつくることできるということです。私は、この新型窯の取り組みに、過疎地でも地域資源の有効利用で、みずから雇用の場を生み出すことができると大きな可能性を感じています。

しかし、実際に事業を進めようとなると、現実には厳しいものがあります。国などから補助金をもらっても、補助率は2分の1です。残りは個人負担となり、大きな予算は組めません。できることは限られています。

私は、この事業の進め方を考えているとき、地産起業という言葉が頭に浮かんできました。室戸市や東洋町のようなインフラ整備のおくれている条件不利地への企業誘致は、非常にハードルが高く、職種も限られています。雇用の場の確保は地産起業で行う、地域にある資源を生かして起業することに重点を移していくべきと考えています。しかし、過疎地には人材もノウハウも少なく、資金力も乏しいのが現実です。起業するまでには長い道のりと困難が伴います。

過疎地域の資源を生かした起業に対する指導や十分な支援が必要だと思いますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

また、新型窯では特許の取得を目指しています。ロイヤルティーでもうけようというのではありません。新型窯で炭を焼くためには、十分な知識と技術が必要です。特許取得は、品質を落とさないために、技術を習得した者のみ使うことを許可するということが目的です。新型窯の普及により、製炭業の大きな発展が見込めるし、多くの若者の働く場所をつくることができます。

京大名誉教授石原先生は、製炭業に革命が起こると言っています。

私は、若者が知識や技術を習得し、新型窯での起業を助けるための備長炭の学校をつくりたいと考えています。その学校では、知識と技術

だけでなく、製炭業で独立するまで指導と助言を行うこととします。備長炭の学校の卒業者が、県内各地で製炭業を起業していく。私は、夢物語ではなく、実現可能だと思っていますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

地域の森林を活用した地産起業では、有力なものにバイオマス発電があります。現在県内では、幡多地域と中央地域で具体的な動きがあります。

私は、林業関係者から東部ではバイオマス発電のための材を十分供給できないと聞いていたので、諦めていました。しかし、バイオマス発電事業の関係者から、芸東地域と徳島の南部地域で、人工林だけでなく自然林も活用することで十分な量を確保できること、バイオマス発電の排熱を利用したペレット工場との併設で十分ペイできるし、金融機関の協力も得ることができるという構想をお聞きいたしました。

雇用の場をつくるという観点からも、大きな効果があります。バイオマス発電の規模にもよりますが、燃料としての木材購入費が約5億円だそうです。机上の計算ですが、1人当たりの給料を500万円として、割り戻すと100人に給料を支払うことができます。燃料の木材を供給することで、100人規模の雇用を生み出すことができます。

事業用の適地はありました。しかし、この構想はストップしています。四国電力によると、新たに発電施設をつくるためには送電線の容量が不足しており、整備のためには約10億円かかるということです。東部でのバイオマス発電は、10億円が加わると事業としてはペイしません。送電線の問題をクリアすれば、構想の実現に向け進めていくことができます。

私は、過疎地の生き残りのため、また地域資源を活用した雇用の場を創出するためには、送電線などのインフラに公金を投入することは可

だと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、雇用の場の確保という点から見ても、過疎地域での公共事業は大変重要なものです。民主党政権時代、コンクリートから人へのキャッチコピーのもと、公共事業の予算は減り続けました。その結果、芸東地域では、建設業協会室戸支部の加盟業者数は19と最盛期の約半分となりました。残った業者も、生き残るために従業員を減らし、地域の集落活動まで支障を来すようになってきました。

知事の進める南海トラフ地震対策の抜本強化や、安倍内閣の国土強靱化などの取り組みで、公共事業の事業量も増加しましたが、入札の不調、不落が目立っています。企業の体力が落ち、仕事が出ても受けることができないことが主な原因であります。

8月の台風では、県下各地で大きな災害が発生し、今議会で提案されたインフラ施設の災害復旧関連事業の補正予算は125億円を超えるものとなっています。12月になれば、災害復旧事業の入札が始まると思います。

それぞれの地域の業者が無理なく応札できるような配慮と、国、県、市町村で発注の時期が重ならないような調整が必要と考えますが、どのような状況か、土木部長にお伺いいたします。

東部地域でも、雇用の場の創出や農家の所得向上に寄与している施設もあります。室戸市吉良川町にあるキラメッセです。キラメッセは、地域振興の核として中心的な役割を果たすようになってきました。

新しい事業としては、2年前から本格的にインターネットでの通信販売を始めました。ことしから、徐々に売り上げが伸びてきたとのことです。有楽町の交通会館にある、むらからまちから館へは、地域のお年寄りなどがつくった野菜を取りまとめて出荷しています。出荷額

は月200万円を超えたとお聞きいたしました。社長は、キラメッセ全体の売り上げを5億円にしたいと意気込んでいますし、地域の雇用に貢献したい、農家の収入を上げたいということを基本に事業を進めています。

2年ほど前に、キラメッセの次の事業展開として、加工場をつくり、売れ筋であるジェラートをほかの施設へ出荷することなどのお話を聞き、私も加工場実現に向けたアドバイスをさせて頂いていただきました。

ことし、室戸市が県に産業振興推進総合支援事業費補助金を申請し、交付決定されたと聞いておりますので、もうすぐ加工場の建設が始まると思います。私も、自分がかかわった事業は、その経過が気になります。この加工場の件では、6月の補助金審査会で事業採択とならず、事務作業におくれが生じているとのことをお聞きいたしました。

経過の確認をさせてもらった結果は、審査アドバイザーからの、この直販所がビジネスとして成り立っていくための意見、例えば、「事業計画の収支の伸びに対して、新たに雇用する職員数が多過ぎるのではないか。農産物について、マーケットインの視点で考えることが重要なので、出てきたものを売るのではなく、売れる農産物を生産してもらうよう検討すべきではないか」などの意見に対応するため、一旦保留とし、市として再検討することになったというものでした。

この経過を通じて感じることは、県と市町村は同じ立場の自治体ではありますが、補助事業が絡むと上下関係ができてしまうのではないかとことです。市町村は申請をする立場ですから、意見を絶対条件と捉え、何とかハードルをクリアしようと苦慮する、そういったことが起こってしまったのではないかと感じます。

県と市町村の双方の立場から、生産者を中心

とした地域の活性だけでなく、ビジネスとしても成り立ち、事業が拡大していくよう、地域の取り組みを後押しする必要があると考えますが、今後、県と市町村のさらなる連携に向け、どのように取り組んでいくのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

人口の減少と働く場所の減少は相関関係にあります。県は、「高知家で暮らす。」ということで移住に大変力を入れ、それに伴い移住者実績も上がってきたとお聞きをしています。しかし、気になる情報があります。全国的な傾向ということですが、移住者が夢破れて、もとの住所に帰るケースが多くなったということです。その理由は、希望した仕事につけなかった、医療機関がなかったなどが多いそうです。

高知県への移住者はふえてきておりますが、そのような懸念はないのか、しっかりとした生活ができているのか、また地域へ溶け込むため、県はどのようなフォローをされているのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

地域で暮らす上で、医療機関の有無は大きな問題となります。ことしの6月末、室戸市で唯一の救急病院が、看護師不足のため救急病院から外れ、夜間の外来診療も中止となりました。一番近い夜間救急医療機関は田野病院となり、室戸市の中心部から30分ほどかかります。室戸市も、医師確保や看護師確保のために、さまざまな事業や医療機関への助成を検討しているようではありますが、過疎地の医師不足、看護師不足は深刻なものがあります。

医師や看護師確保のために、県は市町村に対してどのような助言を行っているのか、また支援をしているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

交流人口の増は、地域に活力を生み出し、雇用の確保につながります。来年の4月29日に、高知県東部地域博覧会、高知家・まるごと東部

博が開催されます。同日、室戸ジオパークの拠点施設、室戸世界ジオパークセンターがオープンし、博覧会のメイン会場の一つとして利用されます。

この拠点施設の建設には、知事を初め関係部局の皆様、補助制度の創設や施設の建設に向け多くのアドバイスをいただいたことに感謝を申し上げます。私は、昨年の「楽しまん！はた博」と同様に多くの人に訪れてもらい、博覧会の成功とジオパークセンターの繁栄を願っております。

ジオパークセンターは、博覧会が終わっても、ジオの理念をお伝えする拠点施設として多くの人に訪れてもらわなければなりません。

ジオパークとは、地質のみならず、地域の人、産業、歴史や文化など、地域に係る全てのものを含めたものです。ジオの観光客のみならず、文化や歴史を学ぶために県下の小・中・高等学校の児童生徒やお遍路さんに訪れてもらいたいと考えています。

拠点施設には、地質に関するコーナーだけでなく、海洋研究開発機構や海洋堂とコラボしたコーナー、空海のコーナーなどを設けます。もちろん地場産品の販売コーナーもあります。グラウンドには大きな駐車場もできます。児童生徒には、地球のダイナミックな動きや、室戸の歴史、文化を学ぶ場として、必ず訪れてほしいと思っています。また、室戸は、空海が悟りを開いた地であります。拠点施設の前を、年間10万人のお遍路さんが通るそうです。拠点施設に立ち寄り、空海コーナーへ行けば、新たな発見があるはずです。

そこで、観光振興部長にお伺いいたします。来年開催される東部博で、ジオパークセンターをメイン会場の一つとして、どのような位置づけをされているのか、どのように活用されるのかをお伺いいたします。また博覧会終了後も、

室戸ジオパークの拠点施設として東部観光の重要な施設となりますが、どのような支援を行う予定なのか、あわせてお伺いをいたします。

また、東部博では、東洋町でのサーフィンや室戸でのトライアスロンといったスポーツイベントの開催で、博覧会を盛り上げることが計画されています。これまで室戸市でのイベントは、市役所が中心的役割を果たしてきました。今回のトライアスロンは、民の力を結集して、オール室戸で行う大会にしようと頑張っています。

私は、室戸ジオパークトライアスロンを世界中から選手が集まる大きな大会にしたいと考えています。

大会成功のためには、県のさらなる御指導と御支援が必要と考えますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

また、このようなスポーツ大会の開催は確実に交流人口の増につながります。スポーツに関して私が一番うれしかったことは、室戸高校の女子硬式野球部が初勝利を上げたことです。平成23年のちょうど今ごろ、室戸高校の存続に危機感を持つおんちゃんとおばちゃんたちが集まって、室戸高校に女子硬式野球部をつくる会の活動を始めました。私も、そのおんちゃんの一人であります。

私は、室戸を女子野球のメッカにしたいと思っていますが、最初のころは周りの人も、女子野球、何それという感じでした。平成25年4月に4人の選手が入学し、同好会ができ、ことし3人が加わり、部に昇格し、随分地域にも浸透してきました。私たちが取り組みを始めて4年、チームができてから2年目の初勝利です。球場に駆けつけた地元の応援団も大喜びしたことは、言うまでもありません。

高校女子硬式野球のルールは非常におおらかで、プロの練習への参加や、他校の生徒との合同チームで試合出場などができます。過疎地の

大人数で行うスポーツのよい事例になるのではないかと思います。

この女子野球の取り組みのように、地域と学校の部活動の一体化によって、過疎地でも多くの選手が必要なスポーツの活動が可能になると思いますが、教育長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 弘田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新聞報道に対し我々がどのように向かい合い、そのあり方についてどう考えているか、また国際社会の信頼をどのように回復すべきかとのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをさせていただきます。

今回のように、一旦報道された情報は、国内のみならず国際社会に対しても大きな影響を与える場合があります。さらに、そのことにより一度できてしまった固定観念を変えていくには、多大な労力を要します。

県政の取り組みなどを、新聞報道を通じて発信する私たち行政の側も、こうした報道による影響を十分認識した上で、情報を記者の方々に正確に伝えていくことが重要であると考えております。

また、報道する側においても、その影響力の大きさを意識し、正確に報道するための細心の注意を払っていただいているものと思いますが、その点を徹底していただく必要があると思います。

その上で、万が一誤報があった場合には、県としても正していくことは無論であります。報道する側においても迅速な責任ある対応をお願いしたいと考えております。

今回の誤報記事の取り消しを機に、朝日新聞社では、社外の有識者で構成する第三者委員会を新たに立ち上げるとお聞きをしております。

こうした場を通じて徹底した検証を行うとともに、国際社会に対しては、これまでの報道記事が事実でなかったことをしっかりと徹底して伝えていただきたいと考えておるところであります。

次に、送電線などのインフラ整備に公金を投入することができないかとのお尋ねがありました。

本県は、豊富な森林資源や全国トップクラスの日照時間などの優位な自然条件に恵まれておりまして、これらの資源を生かした再生可能エネルギーの導入を進めることは、産業振興の観点からも重要であると考えております。

そのため、産業振興計画に連動する形で新エネルギービジョンを策定し、官民協働により太陽光発電事業を行うこうち型地域還流再エネ事業や、木質バイオマス発電などの取り組みを進めているところでございます。

しかしながら、電力需要の少ない中山間地域を多く抱える本県では、電力会社の送電線が脆弱であることから接続可能量に限界があり、これまでも一部の地域では、議員から御指摘のありました送電線の容量不足の問題から発電施設の導入を断念するケースがあり、国に対して、送電線の整備等について早急に道筋を示すよう政策提言を行ってきたところであります。

それに加えて、固定価格買取制度の開始以降、急速に太陽光発電の導入が進んだことで、電力会社管内の全体の電力の需要と供給のバランスが崩れ、安定供給に支障が出るおそれが出てきましたことから、四国電力を含む4つの電力会社において、再生可能エネルギーの買い取り契約の申し込みに対する回答を一時保留する事態となっておりますし、沖縄電力においても、申込量が接続可能量を既に超過している状況でございます。

このように、電力会社の送電線への接続問題

が全国的に顕在化しましたことを受けまして、国の総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会のもとに専門家によるワーキンググループを設置し、電力会社の接続可能量の検証や拡大方策などについて集中的に審議を行い、対応策を整理することとなっていると承知をいたしております。

こうした接続問題は、今後の再生可能エネルギーの最大限の導入に大きな制約となりますことから、盛り上がりを見せている普及拡大の機運に水を差さないよう、国においては、公金投入も選択肢として検討を進め、速やかに拡大方策を示していただく必要があるものと考えております。

その上で、国の責任において、送電線などのインフラ整備はもとより、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた政策を着実に進めることが求められております。県といたしましても、引き続き国に対し政策提言してまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、慰安婦問題についての朝日新聞の報道撤回に関連し、拓殖大学の教授が文部科学大臣は教科書の訂正勧告をすべきと訴えていることについての所見はどうかとのお尋ねがございました。

教科書検定は、国の責任において実施されるものでありますが、慰安婦問題に関する吉田証言について、下村文部科学大臣は8月15日の記者会見において、「民間では、吉田証言というのは相当問題だということは、随分前から指摘されていたことでありますし、そういうようなことは教科書でも当然前提として、書かれていない」と述べるとともに、「現時点においては、既に検定合格した現行の教科書における慰安婦に関する記述の訂正を発行者に求めることは考え

ていない」という考え方を示されております。また、「これから申請される図書の検定については、教科用図書検定調査審議会において、先般改正した新しい検定基準に基づき、専門的、学術的な審議を行った上で、記述の適否を判断されることとなりますが、今後、さらに新しい事実が判明したり、新しい政府見解が出されたりした場合には、そうした状況も踏まえて教科書検定が行われる」との考え方も述べておられ、全体として妥当な御所見ではないかと受けとめております。

次に、高等学校での日本史の選択状況や必修科目とする必要性、また近代史、昭和の時代についての教材や近代史に充てる授業時間の確保についてお尋ねがございました。あわせてお答えをいたします。

まず、高等学校での日本史の選択状況につきましては、高等学校学習指導要領では、世界史を必修とし、日本史は選択科目とされており、近現代史に絞って学習する日本史Aと、通史を学ぶ日本史Bが設置をされております。

本県の県立高等学校において、平成26年度卒業予定者のうち、日本史Aを履修する生徒の割合は30.4%、日本史Bを履修する生徒の割合は25.4%で、日本史自体を履修する生徒は全体の52.5%となっております。また、日本史を選択していない生徒においても、必修となっている世界史の授業の中で、世界の歴史を日本の歴史との関連の中で構造的に捉えさせる授業を実施しております。

国際化や経済のグローバル化が急速に進展する中、国民としての自覚を持ち、国際社会の中で主体的に生きていける人材を育てるためにも、高校生が自国の歴史の学習を深めることは大切であると考えており、平成27年度より、本県では全ての高等学校において、日本史を学習したい生徒が選択できるように、教育課程の編成の

見直しを行いました。また国においても、今後日本史を必修とすることについて議論をしていくとの報道もなされておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、近代史、昭和の時代についての教材の現状につきまして、例えば教科書では、世界恐慌の影響と軍部の台頭による戦時体制の確立、その後の戦局の推移、戦時下の暮らしや戦後のライフスタイル、流行など国民生活の変化、冷戦下の世界の動向と民主国家としての再生やその後の経済的発展などについて、諸資料を活用して歴史を考察できる内容となっております。

授業時間につきましては、近現代史に絞って学習を行う日本史Aでは、基本的に週2時間、年間70時間、通史を学ぶ日本史Bでは、基本的に週4時間、年間140時間の授業が行われております。こうした中で、日本史Aでは、そのほとんどの授業時間を近現代史に充てており、日本史Bにつきましても、平成21年度の学習指導要領の改訂に伴い、近現代の学習を一層重視した教育活動を実施することが示されております。

教育委員会といたしましても、各校において、このことを踏まえた適切な指導が行われるように周知も行っており、必要な授業時間の確保はなされているものと考えております。

次に、学校におけるN I E活動の授業の内容や、どのような新聞が活用されているか、またN I E活動の中立性の確保についてのお尋ねがございました。

学校の教育活動の中で新聞を活用する取り組みであるN I E活動は、教室での学びと実社会をつなげ、児童生徒の多様な考え方や広い視野を育むとともに、言語活動を豊かにして思考力や表現力を培っていく上で有効なツールであります。現在、国語を初めとして、社会科や理科、道徳や総合的な学習の時間など、学校教育全般を通じて取り組みが進められております。

授業の内容につきまして、国語科では、同じ出来事を取り扱った複数の新聞記事を読み比べて、記事の内容の共通点や書き手の意図について考えたり、表現の違いについて評価をしたりする学習。社会科では、新聞などのマスメディアと国民生活とのかかわりを調べ、情報を有効に活用することが大切であることを学んだり、日常的に新聞に親しみ、必要な情報を取り出し、整理したりする学習。総合的な学習の時間では、学校生活や地域社会の出来事、人々の暮らしなどについて取材したことを新聞としてまとめて広く伝える学習など、小・中・高等学校の発達段階に応じた学習が行われております。

現在、授業で使われている新聞については、地元紙や中央紙などが多く取り扱われておりますが、学習内容に応じて、県外の地方紙なども組み合わせて活用されていると認識しております。

また、新聞には、さまざまな立場からの主張が掲載されておりますので、N I E活動においては教育の中立性の確保の観点から、偏った新聞の読み方にならないような配慮が必要でございます。このため、児童生徒が幅広い視野や考え方が持てるように、指導者がN I E活動の趣旨をしっかりと理解して、複数の新聞を読み比べるなど偏りのない公正な指導の工夫や配慮を行っていくことが肝要であると考えております。

各市町村教育委員会においても、こういった観点を十分に御理解いただき、N I E活動に取り組んでいただいているものと受けとめておりますが、県教育委員会といたしましても、さまざまな機会を捉えて、なお一層、教育の中立性の確保を含め、N I E活動の趣旨の徹底を図ってまいります。

最後に、過疎地域における地域と一体となった学校の運動部活動についてお尋ねがございました。

生徒数の減少に伴い、過疎地域の小規模な学校の運動部活動においては、多くの選手が必要な団体競技の活動が難しくなっており、卓球やバドミントンなど、少人数でも活動が可能な競技が多くなってきております。また、指導者の確保が難しいといった現状もございます。

このような状況のもと、運動部活動を活性化させていくためには、学校の枠組みの中だけの取り組みではなく、総合型地域スポーツクラブや近隣の学校などと連携することで、必要な選手数や指導者を確保していくという視点が重要になってくると考えております。

また、お話にありました室戸高校硬式女子野球部の取り組みは、野球をやりたいという生徒の願いと、その願いをかなえてあげたいという地域の思いをもとに、地域と学校がともにアイデアを出し合い、新たな連携のあり方を生み出したものであり、県内で同じような課題を抱えている学校のモデル的な事例になるものとも考えております。

県教育委員会では今後、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、今年度中にスポーツ推進プロジェクト実施計画の策定を予定しておりますので、その中で、過疎地域の学校における地域との具体的な連携の進め方などについても検討してまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 大敷組合の法人化の進捗状況と今後の進め方についてお尋ねがありました。

本県で大型定置網漁業の免許を持つ24経営体のうち、17の経営体が法人格のない大敷組合でしたが、議員からお話のありましたとおり高岡大敷組合が本年度、県が法人化を支援するために新たに創設をしました沿岸漁業経営体法人化支援事業の活用をいただき、法人に移行いたしました。

法人化は、資金の内部留保や調達が容易になること、意思決定が迅速に行えること、出資者の責任が有限責任となることなどのメリットがありますことから、経営の安定化に貢献するものと考えております。しかしながら多くの大敷組合は、漁村全体で営む、いわゆる村張りとして長年にわたり大型定置網漁業を運営してきたことから、いまだに法人化には関心が低い状況にあります。

今後は、身近な例として、今回の高岡大敷株式会社との取り組みや他県の先進事例などを説明する研修会の開催などを通じて、法人化への関心を高めるとともに、法人化に取り組もうとする大敷組合には個別に支援に入るなど積極的に取り組みを進めてまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 雇用の場を守り育てる観点から、県内企業の移転や事業拡大への対応に関するお尋ねがありました。

企業が移転や事業拡大による増設を計画する際には、従業員の雇用の継続やその確保を第一に、現在操業している地域で優先的に適地を探されていることがほとんどであり、そうした企業の思いに精いっぱいお応えするため、地元市町村と十分連携の上、適地の紹介などの支援を行っております。

一方、事業所周辺の宅地化の進行による操業環境の変化や、事業拡大に必要な規模の土地が現在操業しているところでは確保できないといったやむを得ない事情で、同一市町村内で事業を展開することが困難な場合もございます。そうした際にも企業の意向を十分お聞きし、可能な限り現地での操業が継続されますようお願いもしながら、できるだけ近隣にある適地を紹介し、地域での雇用が継続されるよう取り組んでいるところです。

県といたしましては、市町村との連携を一層

密にしなが、日ごろから企業の事業活動に関する情報の収集に努めますとともに、きめ細かなアフターフォローを通じて、それぞれの地域にある企業が地域に根差し、さらなる成長につながっていくよう支援してまいりたいと考えています。

次に、地域資源を生かした起業に関してお尋ねがありました。

議員からお話のありました土佐備長炭は、昨年、高知県の伝統的特産品として認定させていただいたところであり、近年、生産量が大きく伸びるとともに新たな雇用も発生させるなど、産業おこしや地域雇用への貢献といった面で、大きな可能性がある品目だと期待をしているところ です。

産業振興計画の取り組みが進む中で、同様に地域資源を生かしたさまざまなプランが県内で進められておりますが、新たな事業展開に際しましては、多くの事業者が人材不足や資金不足といった課題に直面する場合も多いと認識しています。

こうした事業者の課題に対応し、県内で生まれるプランをしっかりと事業化に結びつけていくために、ビジネスプランの策定支援制度の創設や事業者の資金ニーズに対応した県融資制度の拡充など、施策を充実してまいりました。特に本年度は、県産業振興センターにもものづくり地産地消・外商センターを設置し、ビジネスプランの策定から試作開発、製品改良、販売促進までを一貫してサポートする体制を強化してきたところでございます。

新たな事業展開を行う場合には、人材不足や資金不足のほかにも、当初想定していなかった課題も出てまいりますことから、特に経営基盤の脆弱な事業者に対しましては、より手厚いサポートを行っていくことが必要であると考えています。このため、ものづくり地産地消・外商

センターでは、事業者の方がものづくりのさまざまな段階で直面する課題にしっかりと対応できますよう、大幅な体制強化を行った上で事業者ごとの専任担当者制を設け、積極的なサポートを行っていくこととしています。

国、その他の支援制度やこれまで充実してきた施策を御紹介しながら、熱意を持って地域資源を生かして起業に取り組む事業者の方々にしっかりと寄り添い、資金繰りや償還計画なども含めた総合的なビジネスサポートに取り組んでまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 過疎地域においては、地域社会や企業を守るという意味においても、計画的な道路整備が必要ではないかとお尋ねがありました。

本県の過疎地域においては、公共交通サービスが十分でなく、移動手段を自動車に頼らざるを得ない状況となっております。一方で本県の道路の整備状況は、高規格道路網が不十分であることはもとより、一般道路においても、特に過疎地域を中心に、すれ違いのできない道路が多く残っているなど大きく立ちおけています。

そのため、まずは他県とつながり、県民の皆様の生活や産業を支える上で必要不可欠な社会基盤である四国8の字ネットワークと、その効果を地域へ波及させる国道や主要な県道による幹線道路ネットワークの整備を、計画的かつ早急に進めることが重要であると考えています。

また、過疎地域における道路の整備においては、費用便益比といった経済効率性に過度にとらわれることなく、住民生活や企業活動の実態、地域ごとの振興策といった地域の実情を踏まえて、必要性や緊急性の高い箇所について、1.5車線の道路整備などを用い、計画的な整備となるよう取り組んでまいります。

次に、今回の災害復旧工事に伴う発注時期の

調整についてお尋ねがありました。

この8月に県下各地で発生した災害に対しては、その復旧が急がれるところであり、円滑な事業執行が必要であると認識しております。このため、災害関連業務の優先的かつ迅速な施行や管内市町村の災害関連業務にも留意した発注時期や工期設定などについて配慮するよう、各土木事務所に8月21日付で指示を行いました。

また、市町村でも多くの災害関連工事が想定されることから、災害査定後、速やかに市町村と発注見通しについての情報共有を行いながら、発注時期ができるだけ集中しないよう取り組んでまいります。

こうした取り組みに加え、複数箇所の一括発注、十分な工期の確保、開札時期の分散化などにより、建設業者が受注しやすい環境づくりに努め、工事の円滑な受発注と早期の災害復旧を目指してまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 備長炭の学校の創設についてのお尋ねがございました。

本県で生産されています備長炭は、1回の製炭が20日程度で比較的短期間で確実に収入が得られることなどから、中山間地域における所得の向上を図る上で重要な産業だと考えています。

しかしながら、備長炭の製造工程は機械化されておらず、重労働であるとともに長年の経験と感覚に依存した作業であることなどから、新規就労者の参入、育成の障害となっています。このため県では、平成22年度から、特用林産業の新規就業者の確保、育成を図るため、特用林産の生産技術や知識を習得する2年間の実践研修への支援を実施してまいりました。

これまでに特用林産の研修を修了された6名のうち、備長炭の生産技術を学ばれた方は5名であり、引き続き室戸市や東洋町で備長炭の生産に携わっておられます。また、新たに5名の

方が室戸市、東洋町の生産者のもとで実践研修に励んでおられるところでございます。

こうした取り組みの成果もございまして、平成25年度の備長炭の生産量は、全国第1位の和歌山県と肩を並べるところまで伸びてまいりました。

議員からお話のありました備長炭の学校の創設につきましては、これまで実施してまいりました生産者のもとで生産技術を習得する実践研修が、より効果的であると考えていますが、現在創設を検討しています林業学校において、備長炭に関する基礎知識、チェーンソーを初めとする原木生産に必要な基礎的技術の習得、将来自立していく際に必要な経営・管理手法、これらを習得することができるようなカリキュラムを設けることも検討し、現在の実践研修とあわせて、ひとり立ちできるまでの備長炭の担い手の育成に向け、効果的な方法を今後検討してまいりたいと考えています。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 産業振興推進総合支援事業費補助金に関する県と市町村との連携についてお尋ねがありました。

この補助金では、申請のありました事業が本県の産業振興につながり、地域の経済を支えるビジネスとして持続、発展していけるよう事業審査会を設置しまして、審査アドバイザーによる専門的な見地からの事業計画の審査や、よりよい事業にするためのアドバイスを行っております。

お話のありましたキラメッセの事業につきましては、地域の農産物を加工・販売することで室戸市全体の活性化につなげていく、大変に意義のある取り組みであると考えておりますが、この事業を成功させ、地域の雇用の創出を図っていくためには、事業者の皆様の意欲、熱意に加えまして、議員御指摘のありましたように、

ビジネスとして成り立ち、発展していけるよう、しっかりとしたビジネスプランに基づく事業展開が重要となります。

このため6月の審査会では、事業計画の根幹となります来客数について精査を行う必要があることや、マーケットインの視点を持つ必要があることを、審査アドバイザーより助言をさせていただきましたところ、休日、平日ごとの集客状況を詳細に分析した収支予測や、売れ筋の販売品目を供給するための体制づくりなどが盛り込まれました、より実効性の高い事業計画が新たに策定をされました。この間、県の地域本部の職員も、策定作業に協力をさせていただいたと承知をしております。

こうした補助金の申請作業を通じた事業計画の策定を、県職員と市町村の職員が目線を合わせて事業の到達目標を共有し、ともに汗をかきながら行うといったことで、県と市町村の職員、お互いの信頼感が一層深まるものと思います。今後とも、市町村と共同して取り組むさまざまな場面で、こうした姿勢を徹底することによりまして、市町村とのさらなる連携強化に努めてまいります。

次に、移住者がもとの居住地に帰るケースについての懸念はないか、また地域へ溶け込むために県はどのようなフォローをしているのかとのお尋ねがありました。

移住された方にその地域で住み続けていただくためには、あらかじめ丁寧に情報を提供することや、移住後もそれぞれの地域で気軽に相談できるような体制を整えることが重要だと考えています。

このため、県や市町村の移住相談窓口では、仕事や住まいをきちんと確保することの重要性のほか、地域の学校や医療機関の情報、さらには田舎ならではの生活習慣や伝統行事があることなどを、御相談をいただいた段階で十分お伝

えするよう努めております。また昨年度からは、移住した方が地域に安心して住み続けられますよう、全ての市町村に移住相談員を配置することや、移住後の身近な相談役となる地域移住サポーターの育成、普及を進めることを新たな施策として追加したところでございます。

そうした中、県や市町村の窓口を通じて県内に移住されたほとんどの方は、地域に溶け込んでいただいているものと思っておりますが、市町村や民間の移住支援団体に対して移住後の転出事例を照会いたしましたところ、少数ではありますが、仕事が見つからない、借家の所有者とのトラブルがあった、地域の行事に参加せず、なじめなかったといったような理由で転出されている方がいらっしゃいました。やはり入り口段階の情報提供と移住後のフォローが重要であるということを再認識したところでございます。

そのため、本議会に移住・交流コンシェルジュの体制強化に係る補正予算を提案させていただきましたほか、市町村には継続して移住相談窓口の充実を促しますなど事前の情報提供がしっかりできる体制を整えてまいります。あわせて、移住後のフォローとしまして、移住者同士、あるいは移住者と地域住民とのネットワークづくりを目的とした交流イベントの開催や、市町村に協力をいただいて、これまで9つの市や町で34人の方に就任をいただいております地域移住サポーターの増員など、移住後のフォロー体制の充実に取り組んでいるところでございます。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 医師や看護師確保のために、県は市町村に対してどのような助言や支援を行っているのかとのお尋ねがありました。

医療従事者の確保は県全体の重要課題であり、医師については、医師養成と確保のかなめ

である高知大学と連携を密にして地域枠や奨学金制度を充実させるとともに、若手医師のキャリア形成を支援する仕組みを強化することで、医学部学生や研修医などの若手医師が高知県で医療に従事したいと思っていただけるよう、環境整備に努めてきました。

同時に、医療機関の特徴を明確化し、研修環境や勤務環境を整えるなど、医療機関が若手医師に対する魅力を向上させることが重要になりますので、官民を問わず中核的な医療機関や地元医師会との意見交換を強化するとともに、医療機関が所在する市町村にも、医療機関へのサポートの重要性をアドバイスしてきました。また、県内医療機関への赴任を希望する医師がいれば、その情報を提供するなど、適宜、医療機関や市町村と連携して医師確保に取り組んできました。

看護職員の確保については、市町村に対しては県の取り組み周知などの協力を依頼するとともに、市町村から看護師確保に関する御相談があれば、看護職員の無料職業紹介事業、ナースバンクを行っている高知県ナースセンターの紹介などの助言を行っています。

なお、議員から御指摘のあった室戸病院における看護師不足につきましては、同病院に出向いて現状をお聞きし、ナースバンクへの求人登録を助言するとともに、看護体制の見直しや勤務環境の改善への取り組みを支援する就業環境改善相談支援アドバイザーの派遣事業も紹介してきました。また、ナースセンターに対しては、求職登録をしている県東部に在住の看護師などへの就業意思の確認や、その他の人材発掘を依頼してきましたが、残念ながら、現時点では新たな就業につながっていないとお聞きしています。

医療従事者の確保の困難性について市町村からお話をお聞きする中で、例えば室戸市からは、

県の奨学金制度への上積み支援や医療機関への支援などについて検討することをお聞きしていますので、引き続き市町村に対する必要な助言を行いますとともに、市町村と共同した人材の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

(観光振興部長久保博道君登壇)

○観光振興部長(久保博道君) まず、仮称室戸世界ジオパークセンターを東部博でどのように位置づけ、活用するのか、また博覧会終了後の支援についてもお尋ねがありました。

東部博では、室戸・東洋ブロック、中芸ブロック、安芸・芸西ブロック、それぞれにパビリオンを設置しまして、3つのエリアごとの観光情報はもとより、東部地域全体、また高知県全域の観光情報を発信することで、お客様に東部の各エリアを周遊していただくとともに、県内各地へ誘客していく取り組みを進めてまいります。

特に室戸・東洋ブロックのパビリオンとなるジオパークセンターは、ダイナミックな地球の動きが実感できるジオシアターゾーンやジオパークに育まれた大地のさまざまな恵みを紹介するゾーンを配置して、臨場感ある映像や展示、また地域の特産物などでジオパーク全体の魅力を発信できる施設として、現在整備をされております。

あわせて、専門のガイドが常駐することで、室戸を見る、遊ぶ、食べるといったさまざまなジオツアーにお客様をいざなう機能も有する施設となる予定です。

さらに、この地球の息吹を感じるジオパークの地で悟りを開いたと言われる空海や、お遍路に関する貴重な資料を展示するなど、室戸の魅力が全て楽しめ、国内外から幅広い観光客の誘客が期待できる東部地域の観光拠点としてジオパークセンターを位置づけております。

このようなコンテンツを持つジオパークセンターの完成によりまして、これまでの西方面か

ら入ってくる観光に加えて、今後は徳島県を通過して東方面からの観光客の流れも大いに期待できると考えております。

こうしたことから、東部博開催中はもとより、博覧会終了後においても、官民の関係団体と連携しながら、ジオパークセンターを東部地域の観光拠点として積極的に広報や旅行会社へのセールス活動を行い、滞在時間の延長や宿泊客の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、室戸ジオパークで開催されるトライアスロンへの支援についてのお尋ねがありました。

このトライアスロンは、東部博のスポーツイベントの目玉として、東部地域で初めて開催されるトライアスロン大会です。

この大会の魅力は、まず何と云っても、高低差250メートルの海岸段丘や潮風が香り、奇岩を楽しめる海沿いの道など、室戸ジオパークならではのダイナミックな地球の営みを体感できるコースで競われるということです。さらに、参加される選手や応援の皆様を初め、住民や関係者による手づくりの交流会も予定されており、室戸特産品のキンメダイを初めとする新鮮な魚やナガレコ、ハマアザミなどが堪能できる、まさに東部博のコンセプトである「高知県東部の人のおもてなしとジオの恵みにであう旅」を十分に体感していただけることも、この大会の大きな魅力だと考えております。

また、この大会の開催に向けては、ジオパークの魅力を生かしていく視点で、地域の住民の方々が一体となり取り組まれているところです。こうした取り組みが地域資源を生かした観光商品づくりとして地域に根づくことも、このトライアスロン大会の大きな目的の一つであり、そのためにも、大会を継続していくことが重要になると考えます。

そのようなことから、第1回目となる来年5月の大会の成功が何よりも求められており、県

といたしましても、世界ジオパークの知名度を生かして、まずは県内外から多くの皆様に参加していただけるよう、関係団体と一緒に、効果的なプロモーションや旅行会社へのセールス活動を行うとともに、継続した大会運営のためのスポンサーの獲得に向けたサポートなど、積極的に支援を行ってまいります。

○7番（弘田兼一君） それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

時間もありませんので、一つだけお願いをして——今回質問をつくったり、いろんな相談事に応じていくときに、部局間のはざまの仕事が結構あったというふうな気がします。今でも県は、部局連携してやっておられると思いますし、一生懸命されておると思うんですが、さらに一層部局間が連携をとって、事業の進捗に当たっていただけるようお願いをいたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩



午後2時40分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番樋口秀洋君。

（18番樋口秀洋君登壇）

○18番（樋口秀洋君） 政治に当たる者は、誰もが豊かで暮らしやすい、そして安全なふるさとと国づくりを目指します。

国は経済的に豊かになったが、地方の疲弊はとめようがなく、皮肉にも政治が過疎を課題にするたび、地方は廃れ限界集落へと縮みました。

そして多くの地域と集落は消滅していったのです。放置すれば国家の衰退につながるこの大課題に、国は地方創生と銘打って今回は本気で取り組む決意です。石破茂担当大臣がメディアに、「国は本気です。今回失敗すると国が滅びます」と答えたように、人口動態などからして、国と地方、そして過疎地の広域的な再生は最後のチャンスではないでしょうか。

知事は本議会の提案説明で、中山間に若者が定住してこそ真の創生と言われました。そのとおりです。しかし、地域の創生と再生は、県議会のたった数回の質疑で解決できるものではありません。これまで、県も市町村も相当の対策を打ってきたと言えます。特に県の対策が、きめ細かく、緻密で、前向きで、新機軸を打ち出したことは、国への政策提案や地域対策から理解できます。

しかし、地域の衰退はとまりません。私は平成24年2月県議会で、過疎地を守るため、県が地域のトリアージをすべきではないかと質問すると、知事はできない旨を答えました。

限られた予算と人的資源の中で、過疎地の全ては生き残れないし、みずから汗を流さない地域は衰退しても仕方がないが、私の政治哲学です。私は1市1村の地域代表であっても、県議会議員として発言できる部分でトリアージ、地区の選別をしてきました。もちろん、反発者もいます。しかし、選定された地区では、地区民の力が大なるものの、予算の集中効果もあって、衰退のスピードにブレーキがかかっています。

国は重ねて、ばらまきはしないと。やる気のある、発想のすぐれた地域は国が守る。しかし、みずからの知恵と汗を出さない地域は守らないとの、当然の決意なのです。これは、県から国への要望システムの中で、国は、地方が独自の判断で行政トリアージすることを求めているとは思わないか、お聞きしたい。

私も以前、高知新聞記者だったとき、過疎対策チームで取材しました。25年も前ですが、今でも基本的な状況は変わりません。地域の特異性を生かす努力とセンス、それを支える地域性と人物がいてこそ、衰退は減速することができるのです。誰もがオリンピック選手にはなれません。基本的な条件が必要なのです。全てが生き残れないことは、行政にかかわる者なら、わかっているはずで。

軍事用語のスターリング理論、極論すると、100機と50機の戦闘機が戦うと、戦力比は2対1ではない、10対1ほどになるというものです。過疎も同様です。

県は大川村で、地域の生き残りにチャレンジします。人口最小の村に絞ったところが、私に言わせれば、既に県の行政トリアージではないでしょうか。大川村は、過疎対策が叫ばれるたび、県などが重点投資で支援をしました。これまで過疎対策に32億円以上を投じましたが、人口は当時の758人から367人に半減しました。

それより、過疎地域でみずからが生活のため汗を流し実績を上げる、例えば県東部では芸西村、馬路村などを、サバイバルするため支援すべきです。集落単位では、私の安芸市なら入河内などがみずからの力で生きて、地域の中心核になろうとしています。県西部には、それ以上に必死で地域づくりをする地域、集落が多数あります。

少なくとも、このようにみずから頑張る地域に、国と県が優先的に予算を投じて、そこを中心核にしてこそ、地域は創生できるのではないのでしょうか。国のばらまき型はしないとの決意は、ここにあると思うが、知事はどうか、お聞きしたい。

しかし、実際は市町村によって、地域活性化への能力に大きな差があります。納得する政策を国が求めても、その対応力には大きな落差が

あります。行政、議会、住民の能力とセンスの優劣は数年で修正できません。

国も、平準化するばらまきを否定するなら、責任を持って過疎地が納得する具体的な逆提案をすべきです。知事もそう思わないか、お聞きしたい。

さて、知事は、中山間の若者定住こそ地域創生と言われたが、市町村の中心部でさえ、若者が住めなくなっています。話は簡単です。働く場がないからです。過疎ピラミッドの中で、まず中心部の人口が保たれなければ、周辺の中山間の若者の定着は困難です。これは遠心力理論です。国の経済もその仕組みです。

国は、地方創生など叫ばなくても、企業などの地方分散を一層優遇、または制度化、義務化すれば、少なくとも若者の地方定住は相当に解決します。

わかり切ったことですが、働く場があれば、子育て、人口問題も相当に解決します。誰もがわかっている国機関の出先、会社、工場の地方分散、この点を知事は、地方創生の機会を捉えて、なお一層国に訴えるべきではないでしょうか。

続いて関連です。一方で、例えば安芸市では、企業誘致に関心がなく、県や私が働きかけても、この10年ほど、有利な県の工業団地づくりにのりませんでした。その後、南国市、高知市、香南市などが次々と県と連携で団地造成をして、追い抜かれました。そのような安芸市でも、平成26年度から企業誘致に前向きになりました。このように心機一転でやる気のある地域は、地方創生を機会にやはり優遇すべきです。

これまで県内では、地方の均衡ある発展がされなかったケースもあった。今後、地方創生に欠かせない企業誘致について、商工労働部長の意気込みをお聞きしたい。

次です。数年前、韓国を訪れたとき、地方の

歴史博物館を見学していると、2階からおりてきた若い韓国人ペアににらみつけられました。案内人に事情を聞くと、2階は外国人に見せないと言われました。無理を頼んで上がると、戦前の日本軍の残虐行為や慰安婦などが、多数のパネルで展示されていたのです。韓国の案内人が、「この写真を見てどう思いますか」と聞きました。中には、中国戦線の写真も少なくありません。そこで抗議の意味もあって、私は「写真が真実を伝えているとは思えない」と答えました。案内人は「ふん」と言って、その後は白けました。

しかし、日本の雑誌などでは中国戦線と表現された展示写真が、日本で意識的に歪曲されたキャプションだったら、私は間違いを言ったこととなります。国家の権力が動いた場合、メディアが間違った場合、何が本当か、本当に真実かは、実に難しいものです。

日本の隣国で、最も友好的であるべき韓国との外交関係が、今、冷えて冷えています。その一つの理由が、旧日本軍の従軍慰安婦問題でした。これらがために、韓国では堂々と日本大使館の前に、またアメリカでも従軍慰安婦像が建てられ、日本軍の、いや日本政府の、いや日本人の残虐さが世界にアピールされ、悲しい思いでいっぱいです。

この世界的に日本のイメージを落としている従軍慰安婦問題は、日本の国家、つまり軍が、権力によって、韓国の若い女性を従軍慰安婦にしたという新聞記事がスタートでした。当時から記事の真偽をめぐる多くの意見と解釈があったが、真実として世界に広まりました。

そして、記事はことしの8月に訂正されたのです。掲載した新聞社は、要するに、軍による連行は間違いだったというのです。訂正されるまで30年も、従軍慰安婦問題は何だったのでしょいか。どれだけの日本人を苦しめ、どれだけ日

本という国の信用を落とし、どれだけ多くの人々に無念の思いを強いたのでしょうか。

新聞記事を受けた政府見解をめぐって、以前には高知県議会でも議会質問があり、知事答弁までありました。15年以上も前ですが、架空の記事で県議会が貴重な時間を割き、架空の上に質疑を交わしたことを、知事はどう思うのか。

また、県ではこの新聞を、職員の教養と資料収集のため、44部、年間160万円で購読している。間違いの記事で国益を失い、世界で信用を失墜しただけでなく、県職員も間違った考えをずっと持たされていたはずです。

県幹部や県職員に大きなマイナスの影響を及ぼしても、教養の資料になると思うのか。また、日本が国際的批判される理由のないことを、知事は県民に表明すべきではないでしょうか。

だからといって、新聞の購読をやめよというわけではありません。私も新聞記者をしていたので、間違いの特ダネを書いた編集局のシステムと新聞社の気持ちが少々はわかります。しかし、これだけ多くの間違いや問題のある特ダネを飛ばす新聞社は、病根が相当に深いと思います。私たちマスコミ志望の大学生にとってまさに憧れの新聞社でしたので、残念です。

また警察本部、また県教育委員会も、この新聞を教養資料として購読しています。平成27年度は何部で、年間購読料は幾らを予算化するのか。

また、その記事から多くの警察官や教員たちも、日本が国家の権力で残虐行為を行ったと思っていたのではないのでしょうか。そこらの意識の捉え方と、学校で教員たちが、この間違った記事を参考に日本の戦前の政策を批判教育したことはないのか、またあれば、どのように訂正するのか。

さらに、今後このような新聞は教養資料としてふさわしいと思うのか、警察本部長と教育長

の感想をお聞きます。

私は7年前の県議会で、観光客の誘致などに、高知県をテーマにした映画制作を提案しました。その後、「県庁おもてなし課」が制作され、ちょっとしたヒット作となりました。宿毛市を舞台にした「パーマネント野ばら」も評価されました。高知県に眠るすばらしい素材に、メジャーや独立系などの制作側が目につけないのなら、県や県民がみずからの力と資金で、本県のすばらしさをスクリーンで訴えることもすべきではないかと思うのです。

その素材の一つ、46年前に映画化されてヒットした「孤島の太陽」、宿毛市の沖の島で献身的な活動をした保健婦を取り上げた名作だった。この人間愛の物語を、私は平成19年2月県議会で、県がリーダーをとってリメイクをと訴えたのですが、リスクが大きいとはねられました。しかし今、時代はささやかに美しく生きる姿が再評価されるようになりました。国も地方創生を打ち出した。地方の創生は、何も経済の活性化だけではありません。地方で、過疎地で、ささやかながらも人間らしく生きる人々がふえなければ、地方の再生はあり得ないと思うのです。

遠い昔に見た「孤島の太陽」、保健婦の荒木初子さんの献身的でいちずな姿が、私にはいまだに強く印象に残っています。それらの思いもあって、私は40年も前にプロダイバーの国家資格を取り沖の島に頻繁に訪れました。当時から、柏島から大堂海岸、そして沖の島に胸を躍らせながらも、荒木保健婦の生きざまをもう一度日本中の若者に知ってもらいたいと思ってきたのです。

ただ、宿毛市の名もない理容店主が戦犯という理不尽な罪で絞首刑になる「私は貝になりたい」が、SMA Pの人気スター中居正広さんの主演で再制作されましたが、見事にこけました。

それでも、時代の流れと宿毛の美しい海岸、そして優しい日本人の感性に訴えれば、ヒットすると思うのです。また、前作にはなかった荒木さんのせつない恋愛ストーリーも、追加できると思います。

イタリアのナポリの沖にカプリ島という世界的な観光地があります。沖の島の家々も白壁と青い屋根になれば、世界的な観光地のようになります。それだけ魅力があると言いたいのです。この映画の再制作のポイントは、荒木保健婦の爽やかな生き方だけでなく、たおやかで心洗われる足摺宇和海国立公園の自然描写です。

県内では、荒木保健婦の顕彰像の建立運動も広がろうとしています。県の重要政策、日本一の長寿県構想にも沿い、高知家の美しい風景と人情も投影され、観光政策の一つとなるのです。

私は平成19年の質問でこう訴えました、「映画が伝える高知県のイメージで、観光客誘致、移住者受け入れ、ひいては医師確保などに明るい材料となる」。知事はこの提案をどのように思うか、お聞きしたい。

高知県を代表するキャラクターは坂本龍馬です。4年前のNHKドラマ、龍馬伝に合わせて、県はイラスト化、日本の夜明けを彩った本県の歴史群像のキャラクターシリーズでした。しかし、龍馬伝のピークも、その後も、フィーバーしません。公式キャラクターが全滅状態の中で、土産業者が開発したグロキャラのカツオ人間、1人だけが元気です。なぜ、龍馬キャラは人気伸びなかったのか。まず、イラストが優等生過ぎます。何ひとつ欠点がなく個性もない模範生です。2年前には、東京方面に走る高速バスにラッピングされ走る広告塔となったが、パワーのない雑然とした構図となって不評でした。

一方で、熊本県のくまモンは、経済効果が何と1,500億円、民間キャラのふなっしーも、軽く

100億円は超すと言われています。大ブレイクです。100点満点のキャラクターがなぜ全滅か。要は、抱きしめたいほどかわいくなかったからです。善戦するカツオ人間も、げてものだが、かわいいから一定のファンがいるのです。

20年ほど前から東京秋葉原で始まったクールな国のかわいいキャラは、世界を席卷する勢いです。外国人観光客1,000万人をクリアした原動力は、やはり日本のアニメを含む、かわいい文化です。

本県のキャラも真面目な龍馬君から、思い切ってクールか、かわいい龍馬君に変えてはどうでしょうか。知事にお聞きします。

高齢化率が全国ナンバー2の本県は、多数の課題を抱え、その一つは、お年寄りが移動する足の確保です。海から山の奥まで公共交通の及ばない県内では、地域の足、産業の足として、車は欠かせません。ところが、高齢者の運転は体力や反射能力の衰退で危険度が上がり、70歳以上の事故は年間4,000件にも達しています。対策として、運転免許証の返納や公共交通利用券の発行など、行政と県民が事故減少策に取り組んできました。しかし、利便性だけでなく、生活のため運転せざるを得ないお年寄りも多いのです。特に1次産業に携わるお年寄りは、免許証の返納は、即生活ができなくなります。

そこで、少しでも安全な運転をしてもらうため、いわゆる安全運転支援システムを優遇すべきではないでしょうか。これらを装備したお年寄りの車に減税措置をして装着を推進し、先端技術を高齢者の交通事故の減少に生かせないでしょうか。

実際、車は勝手に追突寸前でとまります。中央線からのみ出しも注意してくれます。夜間は、車が前方の視認困難な人間を感知してくれます。最も安価で効果的なシステムは、追突防止です。県内で70歳以上の追突事故は年間380件

もあり、相当な安全対策になります。

世界のモータリゼーションは完全自動運転に向かい、世界のメーカーが技術を競っています。10年もしないうちに、県内を完全自動ドライブの車が走るでしょう。技術革新の恩恵を県民の利便性と交通事故防止に生かすためにも、この減税を高齢化率全国2位の本県ですれば、全国に広がり、また国の減税措置を推進します。

減税の提案をすると、県はすぐに、県収入は減らせないとガードしますが、県民の安全と利便性、特に命を守る意義も重要です。政治判断を求めて副知事にお聞きします。

また、警察の交通事故対策の最重点は高齢者です。このように最先端技術を推進して運転能力の劣った高齢者の運転を支援する政策を、警察本部長はどのように思うのか、お聞きしたい。

ただ減税はノーと言うだけでなく、一方で収入増も考えるべきです。かつて県財政が危機に瀕した十数年ほど前、県も県議会も次々と増収策を提案しました。その一つがネーミングライツ。愛媛県では2件で年収6,000万円ですが、本県は増収したのでしょうか。使用料など単なる値上げでなく、努力による収入増はどれだけアップしたか、総務部長にお聞きします。

本県のハウス野菜の機能性をセールスポイントにしたかどうかという質問は、今回で4回目になります。

最近、消費者庁が機能性表示の緩和をするようになり、第2次機能性合戦が始まろうとしています。加工食品への表示が緩和されると、必ず原料の野菜などにも、機能性をアピールする産地が出てくるはずで、そのような状況ですので、平成7年の9月県議会質問が今でも生きています。

その一部を一字一句違わず、県への抗議の意味も込めて繰り返します。「機能食品というのは健康機能を売り物にする食品のことです。単な

るジュースに植物繊維を入れただけで健康ダイエットジュースとなり、徳島の製菓会社では売り上げをゼロから翌年一気に300億円にまで伸ばしました。それがきっかけとなり、全国のメーカーが機能食品の販売に着目し、その後、食品業界は大人から赤ちゃんまでを対象にした機能食品戦争に突入しております。しかし、これらは加工食品でありまして、それ自体が食品と言える農作物の機能性を付加価値として販売戦略に大きく組み込んでいる県はほとんど聞きません。本県では、低迷する園芸市場の改善策のワンポイントリリーフとして、そのような検討はされたことがあるのか。また、可能性を求めて県が分析を行い、さらには機能部分の改良に着目した対処は考えておられるのか、「例えば、安芸市では古くから「ナスは血圧を下げる」などと言われており、実際に血圧降下の薬効成分が含まれていることが証明されています。このように、たとえ微細な機能性であっても、セールス次第では低迷するナス消費の改善に一助となると確信するところであります」、「このような事例を挙げても、市場価格をつり上げるには、時代を先取りするセールスポイント、つまり高齢化社会における健康志向の販売戦略が必要になってきているのではないのでしょうか」でした。

これに対する当時の農林水産部長答弁の要約は、重要な課題ですので関係者と協議するでした。改めて、約20年前と全く同様の質問に、今回は知事からの大局的答弁を求めます。

また、5年前の2月議会でも、野菜に求められる次なるテーマは機能性になると、重ねて質問。さらに2年前の質問には農業振興部長から、機能性については健康志向で消費者の関心も高い。今後は研究結果などを注視しながら販売促進に生かしたいとの答弁があったが、いまだにメインエンジンがかかっていません。食物の機能性が注目され始めた20年前ごろから、一気に

健康ブームが高まり、機能性、つまり、いわば薬効性の大小で、加工食品はもちろん、野菜まで注目され始めました。その健康ブームと大手加工メーカーなどのメディアを使った派手なPRの大河に、本県産のショウガが乗ったのでした。ショウガブームは、県が積極的に機能性をPRしたのではありません。

私は当初から、ナスのポリフェノールに注目しました。アンチエイジング効果が世界の医学誌で注目されていたからです。この機能性とカロリーほぼゼロのダイエット効果で、ナス農家の所得を伸ばしてほしかったのです。

牧野植物園ではこの11年間、累計で4億円の巨費を使い、県内で所得を生む薬草を世界に求めてきましたが、県民所得には、大きな貢献はしていません。機能性の高い多くの野菜が、県内で日々大量に栽培されながら、いまだに消費者にその機能性が十分PRされないまま、プレミアムなしで出荷されています。

機能性は、先に国が注目しましたが、26年度までの新需要創造支援事業が、本県ではマイナーな碁石茶だけでした。県内の農業所得を上げようとするれば、まずメジャーな農産物でチャレンジすべきです。全国の市場占有率が高いメジャーな農産物の機能性売り出しに、県はいまだに関心が低いと言われても仕方ありません。

ただ、大変おくれればせながら、県では、26年度から3年間にわたって県産農産物機能性成分評価の分析を始めました。平成7年から指摘しているのに19年後に、これから3年もかけて分析するとは、余りにもものんびりした話ではないでしょうか。

また、ナスやピーマンの分析項目を挙げていますが、その結果、どのように農家の所得のアップにつなげるのか。

さらに、努力して健康に育てた野菜は高い機能性を持ちます。そこで、独自の生産をする農

家グループが少ない負担で機能性検査ができるように支援して、頑張る農家を県が評価すべきではないでしょうか。

多くの県産野菜も同様ですが、おいしい、安全の2点は全国トップレベルです。しかし、消費者は当然と言います。

この先は、一段と機能性が勝負になると思います。それに備えるべきだと考え、19年前にタイムトラベルしたリバイバルの質問でした。

以上、農業振興部長にお聞きしたい。

また、売る側の立場から機能性への注目度について、産業振興推進部長にお聞きしたい。

施設園芸で世界トップのオランダを見習って、県では大型ハウスを本県に広げようとしています。しかし、多くのハウス農家は、地域の特性に合ったハウスを求めます。私は26年2月県議会で、本県のハウスはミニオランダ型と言おうか、もっと小さい規模の大型ハウスが本県向きだと要望しました。具体的な県答弁はありませんでした。県は無関心だったのか、もしくは予算の自信がなかったのです。

しかし、数カ月後、偶然だと思うんですが、知事がハウス地帯を行脚して農家の声を聞いた途端、慌てて、いわゆる中型のミニオランダ型を、9月補正に1億8,000万円も組みました。知事の力はさすがだと思います。ただ、補正の次世代施設園芸モデル事業費補助金は、イメージこそ私の提案に近いのですが、運営の対象がJAや農業生産法人限定ですので、私の求める優秀個人農家は対象外です。

2月県議会の繰り返しですが、日本一が並ぶ県東部のハウス農家の多くは、強烈な個性と自負心でハウス園芸を発展させてきました。個人園芸のハウス哲学が、全国屈指の園芸地帯をキープしてきたのです。この50年以上ものハウスの生産文化を、簡単に変えることはできません。その意味から狭義のミニオランダ型、つまり現

在の優良農家の資金力と人員構成でも対応できる3反程度、3,000平方メートルほどで環境制御もでき、台風に強い高度化ハウスを支援するほうが現実的であり、このタイプを支援すべきではないか。

また、巨大台風が常襲の本県では、簡単にオランダ型や県の次世代ハウスにのれません。多くの農家は、現在のハウスで生産力を上げ販売単価をアップする政策と、同時に将来を見据えての個人で対応できる狭義のミニオランダ型ハウスを求めているのです。オランダ型や県の次世代ハウスの推進は将来の園芸像にとって大きな意味がありますが、私が言いたいのは、災害が続く中、厳しい経営のハウス農家が、今どうやって飯を食うかであります。

私のイメージするミニオランダ型の整備と、また現在90%を占めるAPハウスでの増収とコストダウンに、県はどのような具体策を考えているのか、農業振興部長にお聞きしたい。

近い将来に心配される南海トラフ地震、知事は、想定外をも想定する真摯な姿勢で、迫りくる最大の危機に全力対応しようとしています。県の対策は、L1ベースで実現可能な対策、L2ベースで避難場所の確保などです。しかし、想定外を想定するというなら、誰もが具体的に想定していない、巨大台風時の南海トラフ地震も想定しなければなりません。

確率が極めて低いため笑われそうですが、巨大台風と重なる南海トラフ地震がL3になります。過去の宝永地震が10月、安政地震が11月、昭和の南海地震が12月なので、季節的な確率では、想定外を想定したケースです。このL3地震を想定すれば、昭和51年の巨大台風に、当時の高知市長の「市民の皆さん、自分の命は自分で守ってください」との必死のアピールが再度想定されます。あり得ないではなく、それでも最大限の対策を打つのが、県や私たち県議会の

義務なのです。

私は12年前から、県議会で地震時の愛媛県の伊方原発の危険性を3回も指摘しました。想定外を想定した指摘だったので、県答弁は、あり得ないの連続でした。東北大地震の後、24年2月議会で、やっと県は危険性を認めたのです。

この8月の大型台風、多くの河川が危険ラインを超し、また氾濫しました。こんなときに南海トラフ地震で揺れ、津波が発生するとどうなるのでしょうか。津波は一気に高くなり、海岸沿いの津波避難タワーは、最大津波高プラス2から4メートルの設計基準が役立たなくなります。避難場所は、うねりに加速された津波が猛烈に駆け上がります。その暴風雨で避難道路が崩れ、あふれる泥水で逃げられなくなるのです。

このような究極の事態こそ、想定外の想定ではないでしょうか。極めて確率は低いですが、もしダブル発生すれば打つ手がない事態に対して、今後、知事はどのように手を打つのか、お聞きしたい。

津波関連です。海岸線に建つ県立安芸高と県立安芸中、16メートルの巨大津波で全壊するおそれが高い。24年9月県議会で指摘すると、県答弁は、適地があれば移転を検討したいでした。それから2年、県が具体的にいった移転対策を示してほしい。

また、保護者側は敏感です。県立安芸中は志願者数が伸びず、ほぼ毎年定員割れです。それは、1、過去の評価、2、自由度が低い、3、個性のない県立中学など、3つの大きな原因がありますが、最近追加されたトップ級の原因は、保護者が、海沿いの中学は津波が心配というものです。

同時に、県立安芸中高の保護者からも、県教委の具体的な動きが見えないため、津波に対する不安の声が日々高まっています。これらの声にどのように説明をしたのか。

これら海沿いの県内の県立高校や県立中学に対して、県は授業中やクラブ活動の生徒たちの安全確保に責任が持てるのか、教育長にお聞きします。

次です。県立あき総合病院の新築効果で、病院周辺には患者さんがふえました。旧病院のときから、院外の民間薬局地帯へ行くには危険な県道を渡るため、人身事故も起きていました。私は平成21年と平成22年の県議会で、病院隣接地に県がテナントを貸せば、患者さんは県道を渡らず安全で、民間薬局も大歓迎、県ももうかると、一石三鳥効果を連続要望したが、県答弁は、できないでした。ただ、私の指摘どおり、最近、国は病院敷地内での民間薬局の設置に前向きです。私の目は正しかったと思います。

患者さんは、最大の通行量、日量5,000台の県道を渡って対面の4店舗が並ぶ民間薬局地帯へ行きます。失意した患者さんや、やっと横断するお年寄りが危険な目に遭う話は日常的です。県道の構造上に問題があります。病院側には2メートル歩道があるが、対面の薬局地帯側には歩道がない。誰もが車道を歩き、危険です。

病院新築で歩行者増が予測されていた危険な県道を、いつまで歩道なしにしておくのか、土木部長にお聞きします。

せめてもの安全対策は、横断歩道です。電柱を挟んで北側案は、1、右に電柱があって迫りくる車やバイクが見えない。2、渡った地点にスペースがほとんどない。3、そのスペースに車がとまると、歩行者は車道に立つため危険。4、雨の日は傘の患者さんが車道にあふれ、混雑するとの問題があった。一方、南側案は、1、電柱が左なので、右側から来る車や病院駐車場から出る車の視認は完璧。2、左の車が電柱の死角になるが、100メートル先から見える。3、渡った地点にスペースがあり、雨の日でもより安全。4、病院の中央駐車場への出入り口から

4メートル離れ、県内のケースからも危険な位置ではないでした。

警察は、病院出口の脇道での導線が、北側案のほうが南側案より5メートルほど近いと言います。しかし、100台を収容する中央駐車場からは、逆に10メートルほど離れているため、歩いて買って駐車場に帰る患者には、かえって危険です。

警察は、導線から5メートル離れると市民は横断歩道を渡らない、と安芸市民の交通モラルを卑下するような表現を何度もしました。警察本部長は、この市民の交通モラルを卑下した説明をどう思うのか。

今回私は、どちらがより安全か、よりベターなのかを、安全性の観点のみから指摘していません。再度の調査では、横断歩道は電柱から7メートル間隔が必要と説明された。まず、法的根拠をお聞きしたい。

北側案は7メートル間隔でも、右からの車の多くが視認できず危険です。ただ、7メートル案をとると、南側案では駐車場の出口と重なるため、これで南側案を潰すことができます。再度の調査日、安全性を十分検証せず、比較検討表もないまま、警察官は北側案にしますと強引に説明した。この調査と、その後の警察本部との打ち合わせで、私が、北側案は横断歩道の先に車がとまったら、横断者が車道にたたずむ。危険ではないかと指摘すると、反論ができないルーズさでした。

何よりも、私はこの県道を20年以上、ほぼ毎日、何回も走っています。何が危険か20年以上の蓄積があります。延べ数時間しか現場を見ない警察に、地域の交通事情がわかるわけでしょうか。わからないから、先ほど述べた論理性のない判断をするのです。

なぜ長々と、私が横断歩道のような小さな問題をとり上げるかということ、1つは、人命にか

かわること。また、10年も前から危険性を指摘しているのに、県土木事務所も、公営企業局も対応せず、危険な横断が続き、このままでは交通死亡事故が心配されること。さらに、安全性を検証しないまま、安全比較対比も作成せず、数時間見ただけで位置を決める警察の安全センスに驚いたからです。このように簡単に安全対策が決まっているとしたら、ぞっとします。

警察がこだわる北側案で見通し不足の交通事故が起きた場合、強引に横断歩道の場所を決めたことに警察本部長は責任を感じないのか、お聞きします。

また、中央駐車場に信号機が必要と思われるが、どうか、お聞きしたい。

そして、あき病院関連です。全国的な看護師不足のしわ寄せが、地方の病院に及んでいます。

私はことしの2月県議会で、県立安芸高に看護学科の設置をと求めました。県答弁は消極的でした。それなら、せつかくの大型病院が完成したので、あき総合病院に隣接して看護学校を設置できないか。

重ねての要望は、深刻な看護師不足です。県東部の医療関係者からの切実な声とともに、また、多くの東部県民から、子供たちに看護師の国家資格を取らせたいとの声が上がっているからです。

県は、時代を読み間違え、看護師は過剰になるとして、平成21年、県立総合看護学校を廃校にしました。いわば廃校を東部で復活するのですから、ややこしい理屈は要りません。

県の社会的責任として、逼迫する需要に、供給体制を組む努力する考えがあるのか、健康政策部長にお聞きします。

2点目は、回復期リハビリの要望です。脳疾患や老化による大きな手術は、高知市内で執刀されます。その後も、高知市内で回復期リハビリを行う東部県民は多数います。東部の中核病

院のあき総合病院に求められます。

3点目は、待ち時間です。どの病院も、指定時間の1時間待ちは常識ですが、患者がふえたため、2時間待ちも少なくありません。ここらを、もう少し合理的な予約時間の設定ができないか。

4点目は、旧館解体時に砂じん防止対策をせず、周辺から、家がざらざらする、吐き気がするなど苦情が出ました。調査すると、建築基準法で決められている工事監理者が連続5日も不在でした。県は、発注者として管理をしていたのか。

5点目です。解体時に多量のアスベストが出ました。ナイロン袋に入れてロッカーにしまっていたましたが、施錠されていません。どこからでも侵入できます。県は管理していたのか、いずれも公営企業局長にお聞きしたい。

8月の台風で、県内の河川では大きな被害が出ました。山の崩壊や林道工事などにより、河川土砂の堆積が目立っていました。県によると、県内では81カ所が、堆積土砂が危険ラインと思われ、10河川が氾濫危険水位を超過しました。

県東部では、安芸市の二級河川安芸川と伊尾木川など、100年に一度という増水で危険水位を超過しました。砂利の堆積が水位をさらに上げたとわれ、砂利掘削が急がれます。その計画と、捨て場はどのように確保するのか、お聞きしたい。

さて、たまたま安芸市では、市内の一部の降雨量が少なく、豪雨のたびに氾濫した江の川がもちました。安芸市では3つの主要河川が運よくクリアして、被害がほとんどなかったのです。

また、今回氾濫した河川は注目されるが、安芸市の江の川のように豪雨のたびにあふれるものの、今回は氾濫しなかった河川の整備はどうするのか。土木部長は台風前の私と安芸市長の要望に、改修への調査費をつけると話したが、

この江の川が氾濫すると、市街地の数百戸が浸水するため、早急な対策が求められます。

私は以前から、高齢者が、特別養護老人ホームなど豪華な老人施設で手厚い介護がされているが、行政と入居者の負担を考えると、コスト削減できないかと訴えてきました。本県では入居待ちが3,000人にも上っています。現在でさえ部屋不足なのに、団塊の世代が入居する20年後を考えれば、パンクは必至です。

国は在宅介護に中心軸を移しています。しかし、現実問題として、今後は遠隔地介護、老老介護、認知症同士の介護、生活苦介護など、さまざまな社会現象から、在宅介護できないケースが急増、深刻な問題となって、国はまたふらふらと施設介護に戻ると思います。

問題は、施設整備と人的パワーの確保です。私は10年以上前から、厚生労働省への中央要望や県議会などで、コストの安い、いわゆる簡易型老人ホームができないかと訴えてきました。県民の声は、「狭くて簡素でいい。より安く、より多い入居者を」なのです。国は、ベッド不足から特養の相部屋を協議中ですが、同時に簡素化もすべきです。

26年2月県議会でも、安価な老人ホーム群を国に提案せよと提案しました。知事は、低所得の高齢者が多い本県に参考になると答弁してくれました。その答弁をこれからどのように具体化するのか、知事にお聞きしたい。

一方のマンパワー。家族にも行政にも負担減するには、1人当たりの高コストを抜本的に見直さなければなりません。同時に、介護職員の常時不足は、給与が低い現在の制度に問題があるのか、経営能力に問題があるのか、検証が必要です。国は、27年度から1万円の報酬アップを目指しますが、民間会社並みの経営分析がされるべきと思わないでしょうか。

ただ若い資格職員がふえても戦力になりませ

ん。さらに、法的欠員を、介護の派遣職員と派遣パートが穴埋めして、数は合うが、介護力が低下するという現実をどう思うのか、現場はパートのベテランおばさんたちが支えているようです。ここを優遇すべきではないでしょうか。

職員確保と処遇向上には、合理的なコストパフォーマンスが求められます。もしコストを10%落とすとした場合、地域福祉部長はどのような経営手腕を見せるのか、以上をお聞きしたい。

移住対策も、高齢者問題にかかわってきます。

私は、年老いても安心な高知県をもっとアピールできないかと思います。県が示す定年後移住の支援策は、趣味の紹介ぐらいで、関東圏や北海道と比べると、PRと取り組みがいま一つではないでしょうか。

これらの移住希望者は、雑誌などでは100万人と言われ、団塊の世代の定年で市場も増大傾向です。特に公務員や上場企業の定年組は、生活資金があるものの、2点の心配事があるようです。1つは、病気や介護へのサービスだが、これはどの県でもそれなりに対応はあります。2つ目が、葬式とお墓、そして永代供養のサービスです。そこまで面倒を見る県はないようです。この辺がしっかりと支援できれば、県が希望するところの小金持ちお年寄りが本県に移住してくれると思うのです。

私は以前から、移住政策はイギリスのベバリッジ報告を模して、職場から墓場までのバックが必要と、委員会などで発言してきました。極度に進んだ核家族化によって、またひとり暮らしの人口増で、全国には葬式とお墓と永代供養が心配と悩むお年寄りが何百万人もいます。県が支援する婚活も、異性との話し方講座まで開く本県ですから、なりふり構わない姿勢は移住政策にも必要です。また、移住者だけでなく、葬式と墓守は県民の需要も相当あります。NPO

などの手法を使えば、若い移住者の職場づくりにもなります。

このように職場から墓場までを、安心して移住できる高知県をパックにして売り出す気はないか、知事にお聞きします。

さて、国は在宅介護にベクトルを向けていますが、社会問題となっている高齢者同士の老老介護の多くは、老人施設が必要です。しかし、それ以上に深刻化するのが、認知症同士の夫婦がお互いに家庭で介護する姿です。

認知症と見られる高齢者は、本県だけでも3万5,000人で、子供たちなど家族と離れて暮らす認知症夫婦は、相当数が推定されます。また、まだら認知という認知症に極めて近い、または認知症予備群が3万人と推定されます。

老夫婦同士の老老介護は、意識が十分あって、社会生活ができる高齢の夫婦間介護で、多くは体力に問題があります。しかし、それ以上に社会的対応が必要なのが、認知症の夫婦や認知症の独居老人をどのように家庭介護するかです。

私も、認知症同士と思われる家庭を訪問したことがあります。すさまじい光景でした。介護度が低く、まだら認知症だったら施設入所もできず、自分が何をしているのかわからないまま、お互いの介護をしなければなりません。こんな家庭内介護では、基本的人権などありません。

今後、認知症同士の夫婦の実態調査が必要と思うが、また急増する認知症介護の対策を地域福祉部長にお聞きします。

以上で私の第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 樋口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方創生に関して、国がばらまき型をしないというのは、地方が独自の判断で行政トリアージすることを求めているとは思わないか、

また、国のばらまき型はしないとの決意は、みずから頑張る地域に国と県が優先的に予算を投じて、そこを中心核にしてこそ地方は創生できるというところにあると思うが、どうかのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

国におきましては、先月12日のまち・ひと・しごと創生本部におきまして、効果の高い政策を集中的に実施する、ばらまき型の投資などの手法はとらないことを基本姿勢の一つとして掲げた基本方針を決定いたしました。

また、地方6団体が求めている自由に使える交付金に関して、石破地方創生担当大臣が、やる気がある自治体なら、自由に使えるお金があることを否定しない。一方で、自由なお金は、ばらまきではないかということにもなりかねない。地域が何を考え、何を実現しようとしているかに力点が置かれるべきと述べられたとの報道もあります。

こうしたことから、国は、地方創生に効果のある施策であるということの大前提として、意欲のある地域を支援するという方向感ではないかと受けとめており、私も決してこの方向感を否定するものではありません。

他方、かといって、意欲のない地域を行政の支援の対象としないという結論が導かれるとも考えておりません。

高齢化、過疎化の進展により、衰退の一途をたどっている地域においても、福祉のネットワークによる支えは必要であります。また、移住者など外部から力を呼び込むことで、意欲を含め活力がよみがえってくる地域も多くあります。

全国で真っ先に人口減少、高齢化が進んだ本県において、こうした極めて厳しい状況に陥った地域が多いのも事実であり、こうした地域の本来持てるものを生かしてこそ、より大きな地方創生につながっていくのだとも思っております。

す。こうしたことを考えれば、こうしたことを何とかしようとするのが公助というものだと思っております。

次に、国は平準化するばらまきを否定するならば、責任を持って過疎地が納得する具体的な逆提案をすべきではないかとお尋ねがありました。

国では、国と地方が総力を挙げた地方創生の指針となる長期ビジョンと総合戦略の策定を年内に予定しており、この計画は、これからの政策の具体的な方向性を示そうとするもので、議員からお話がありました国からの逆提案にも当たるのではないかと考えております。

国においては、真の地方創生を実現するためには、これはばらまきだ、ばらまきではないといった議論をされており、重要なことだと思いますが、それにとどまらず、地方の創生に対し実効性が上がる政策なのかどうか、その本質の部分にこだわって、骨太な政策を打ち出していきたいと考えております。あわせて、私どもといたしましても、これまでもそうでありましたが、受け身の姿勢ではなく積極的に政策提言をしてまいりたいと、そのように考えております。

次に、国の機関、会社、工場の地方分散について、地方創生の機会を捉えて、なお一層国に訴えるべきではないかとお尋ねがございました。

お話にありました国の機関や企業の地方分散が行われれば、それに伴い、地方への人口流入や若者の地域への定住が進むなど、地方の活性化や人口減少対策にもつながると考えております。

石破大臣も、国の機関の地方移転を考えることは、十分価値のあることではないかと発言されております。

私自身も、全国知事会の次世代育成支援対策

プロジェクトチームのリーダーとして、地方で子育て環境に恵まれた家庭を築く若者を増加させることを3本の柱の一つとして掲げ、企業の地方移転・分散を促進する税制優遇措置など具体的な内容を盛り込んだ少子化対策の提言を取りまとめ、安倍総理を初め、担当大臣、政府・与党の関係者などに対して要請してきたところでございます。真の地方創生が実現できるよう、議員のお話にあった点も踏まえまして、政策提言を行っていきたいと考えています。

次に、過去、架空の記事で県議会が貴重な時間を割き、架空の上に質疑を交わしたことについてどう思うのかとお尋ねがございました。

当時は、その時点での状況を踏まえ、議論が行われたものと思いますが、一旦報道された情報は、御指摘の点を含め、多方面に多大な影響を与えるものであり、報道機関の皆様には正確に報道するため、細心の注意を払っていただきたいと思います。そして、万一誤報があった場合には、速やかに訂正するなど責任ある対応をしていただきたいと思います。

次に、間違いの記事が県幹部や県職員に大きなマイナスの影響を与えても、教養の資料になると思うのか、また、国際的に批判される理由のないことを県民に、私が表明すべきではないかとお尋ねがございました。

県では、業務に必要なさまざまな情報を得るために、地元紙を初めとして複数の新聞を購読しています。職員は、その情報を精査、収集した上で、個人の教養の向上というよりは、むしろ業務の中に生かしているものでございます。

今回の朝日新聞の誤報が、日本全体にマイナスの影響を与えたことは、誰もが感じていることだと思いますし、私もまた残念であります。朝日新聞社において、徹底した検証を行っていただきますとともに、国際社会に対して、これまでの新聞記事が事実でなかったことをしっかり

と説明し、理解を得る努力をしていただきたいと考えています。

次に、映画「孤島の太陽」をリメイクする提案について、どのように思うかとお尋ねがございました。

昨年公開されました「県庁おもてなし課」のように、高知県を舞台とした映画は、観光面における誘客効果のみならず、移住や地産外商など、さまざまな分野で大きな効果をもたらすものと考えております。ことしは、34年ぶりにリメイクされる映画「平成・土佐の一本釣り」や四万十市を舞台にした「あらうんど四万十〜カーニカーラン〜」が制作をされており、こうした作品の公開にも期待をしているところでございます。

映画「孤島の太陽」、これは宿毛市沖の島を舞台に、島民のために献身的に活動された保健師さんの物語であり人間関係が希薄と言われる現代において、人と人とのつながりやきずなの大切さなどをテーマにした心に響く作品だと考えているところであり、リメイクされれば高知県のPRになることはもちろんのこと、地方のすばらしさを改めて感じてもらえるのではないかと考えております。

他方、映画制作には多額の資金が必要ですし、作品内容のよしあしだけでは必ずしもヒットするとは限らないなど、リスクの高いビジネスとなっております。このため、最近ではリスクの分散と映画のヒットに向けて、映画配給会社やテレビ局、広告代理店、商社など複数の会社が資金を集め、それぞれの会社が協力しながら制作、上映するという方法が主流となっております。

民間でさえそうであります。映画制作のノウハウを持たない本県が主導的に映画制作にかかわることには、相当慎重にならざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

ただ、映画には、さまざまな効果も期待できますので、今回御提案のあったリメイクに限らず、県や高知県観光コンベンション協会が取り組んでいる映画やテレビのロケ誘致活動の中で、高知を題材としていただけるよう、お願いを引き続きしてまいりたいと考えております。

次に、高知県観光キャラクターについてのお尋ねがございました。

龍馬さんのキャラクターにつきましては、大河ドラマ龍馬伝に合わせて、平成22年1月から開催いたしました土佐・龍馬であい博に向けて、全国から募集し決定したもので、博覧会はもとより、市町村や各種団体のPRや企業の商品等にも活用していただくことも念頭に、幅広い年代から親しまれ、汎用性が高いデザインとしたところでございます。

このキャラクターは、龍馬博の期間中はもとより、現在でも旅行商品のパンフレットや土産物のパッケージなどに、年間50件程度活用され、またキャラクターの着ぐるみは、県外を含め約60のイベントで使用されるなど、県内外で親しみを持って迎えられていると考えております。このため、派手さはありませんが、引き続き今の龍馬さんに御活躍していただきたいとおるところでございます。

次に、野菜の機能性についてのお尋ねがございました。

野菜などの食品が持つ機能性成分を表示し販売戦略に活用することは、県産食品の販路拡大や売り上げの向上につなげる重要な取り組みの一つであると考えております。

これまで県では、農業団体と連携し、県産野菜が持つ機能性成分を表示したリーフレットの活用による販売促進に取り組んでまいりましたが、薬事法などに抵触するおそれがあるとの指摘もありまして、平成18年ごろからは、消費者ニーズに合わせた簡単でおいしいレシピなどを

中心としたPRに取り組んでおります。

ただ、現在、国においては、平成27年3月をめどに、新たな機能性表示の制度化に向けた作業が進められております。そのため先般、四国地方産業競争力協議会における健康食品等の機能性表示に関するプロジェクトリーダー県として、特に食経験が十分にあり安全性のリスクの低い農林水産物などの生鮮食品については、加工食品と区分した上で加工食品よりも緩和した制度となるよう、関係省庁に対し提言を行ったところであります。

県といたしましては、こうした国の動きも踏まえ、本年度から、県産野菜の機能性成分やその特徴を販売戦略に生かすといった視点で、主要15品目についての詳細な分析調査を始めておりますし、高知大学と連携した成人病の予防効果が期待される成分の研究も行っております。

今後は、こうした研究の成果も見ながら県産野菜の機能性を活用した有利販売につなげていければと考えております。

次に、台風災害と地震災害が同時に発生するといった想定外の想定事態に対して、今後どのように手を打つのかのお尋ねがございました。

想定外を想定するという事は、危機管理を行うときの心構えとして、ある一つのシナリオに備えてそれだけでよしとするのではなく、常にその他のリスクにも追加的に備えていくという考え方を持ち続けようということであり、事前の備えや災害時の対応を行う際に、非常に重要な姿勢であると思っております。

本県では、過去、台風による大きな被害も繰り返し発生しており、台風災害と地震災害が同時に発生するといった複合的な巨大災害も、可能性としては、もちろんあり得ることだと思っております。

現実には、今回の台風第12号の激しい雨により

土砂災害警戒情報の発表が相次ぎ、市町村で次々と避難勧告などが出されているさなかの8月3日10時12分に、ニューギニア付近で大きな地震が発生をし、本県への津波も想定されたことから、土砂災害や水害などの台風への対応に加え、水門閉鎖など津波への対応も迫られたとの経験もございました。

実際には、地震発生後1時間ほどたった時点で、幸いにも津波の心配がないことが確認をされましたが、その段階までは、控えとして備えていた人員をもって対処する準備を進めていたところでございました。

災害対応を進める上では、まず、さまざまな事象やリスクを想定し、その想定どおりにはいかなかった場合の備えも含め、余裕を持った対策を徹底して考えていくべきだと思います。

ソフト対策としては、釜石の奇跡に見られるような2度逃げ、3度逃げといった柔軟な避難行動を行う備えを進めていくことが考えられ、あわせてハード対策としては、それを可能とするような備えをしておく。例えば、避難場所が危なくなったら、この尾根に逃げよう、この先はこうしようといったことを考えておく、あらかじめ備えをしておくということが大事であると思います。

また、そうした対策を行っても、それでよしとするのではなく、不断の見直しを続ける。この点も重要だと考えております。2点を常に意識しながら、必要な対策をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

安価な簡易型老人ホーム群についてのお尋ねがございました。

本年2月議会において、議員から御提案のありました団塊の世代に対応する安価な簡易型老人ホーム群につきましては、高齢者向けの住まいの確保対策を検討する際に、低所得の高齢者が多い本県にとりまして、参考になる視点だと

の答弁を行ったところであります。

今回の介護保険制度の見直しに伴い、特別養護老人ホームの入所要件が原則、要介護3以上に限定されることや、今後ひとり暮らしの高齢者が急増していくことなどへの対応といたしまして、現在、低所得の方を対象に、医療・介護や日常の生活支援などのサービスを利用しながら、地域で安心して生活を送ることのできる集合住宅的な高齢者の住まいのあり方について、県内の関心のある市町村を交えての具体的な検討を進めているところでございます。

その際には、建設などに伴う市町村の財政負担をできるだけ低く抑え、低廉な家賃で提供するといった視点や、介護や日常の生活支援サービスなどをいかに確保していくのかといったことなどに留意して、具体的な試算なども行っているところでございます。

現在、市町村では第6期の介護保険事業計画の策定に取りかかっているところでもあり、できるだけ早い時期にプランとしての取りまとめを行い、高齢者の住まいの確保対策として、県の支援計画にも盛り込んでまいりたいと考えております。

最後に、お墓などの心配をしなくても済むことを売りにした移住の取り組みについてお尋ねがございました。

長年、都市部において活躍され、さまざまな分野のスキルやノウハウを有しているシニア層の方々は、産業や地域の活性化に取り組む本県にとりまして大きな戦力になっていただけてと考えております。また、こうした方々の中にはアクティブシニア層と言われる、リタイア後も地域や社会へ貢献したいと望んでおられる方々が大勢いらっしゃいます。

このため、県としましては、こうした方々のニーズを踏まえ、住まいの確保から、県内の企業のほか、あったかふれあいセンター、集落活

動センターなどでの活躍の場を御紹介しますとともに、将来的な介護や医療の提供に至るまで幅広く受け入れ環境を整えていこうとしております。こうしたことをアピールすることで、アクティブシニア層を呼び込みたいと考えております。

こうした受け入れ環境を整えるに当たって、元気なうちに本県に移住された方が将来的に介護保険等のサービスが必要になった場合、市町村の財政負担の問題がありますので、従前住んでいた自治体の被保険者となる住所地特例について、国に政策提言を行っておりますし、今回の地方創生の動きに関する政策提言の中にも、そのことを盛り込むこととしております。

お話のありました墓地のニーズは、既に移住された方々の具体的な声を広くお伺いしてきた中では、事例はございませんでした。また、県内で移住支援活動に取り組む高知家移住促進プロジェクトの構成団体、民間の方々ではありますが、こういう方々や幾つかの市町村にも改めてお聞きしてみたところ、現時点では、そうした問い合わせはないとのことでしたが、先見の明がある御指摘かもしれないと、そういう思いでありまして、墓地等への対応につきまして、今後各相談窓口でもしっかり対応できるよう、まずは情報収集に努めてまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 地方創生に関連しまして、企業誘致について、今後の意気込みを聞くとのことのお尋ねがございました。

県はこれまで、産業振興や雇用創出のため、企業誘致に全力で取り組みますとともに、その受け皿となる団地開発を積極的に進めてまいりました。

企業誘致は、地域経済への波及や雇用創出な

どの点においてその効果が大きいことから、全国の多くの自治体が取り組み、地域間の競争はますます厳しくなってきました。

そうした中で、これまで県では、企業誘致における支援制度を全国トップクラスに引き上げますとともに、団地開発においても、市町村との共同開発といった手法を導入するなど施策の抜本強化を図ることなどによりまして、新たな企業誘致や事業の拡大による工場の増設など、具体的な成果があらわれているところです。

また、幾つかの市町村においては、企業誘致による雇用効果や若年層の定住対策などのために企業誘致を進めるとして、新たに独自の支援制度を創設する動きも出てきております。

県としましては、国の地方創生の取り組みを企業の地方進出の大きなチャンスと捉えており期待しておりますので、企業誘致に積極的に取り組む市町村とともに汗をかいて、新たな団地開発や企業ニーズに合った効果的な支援制度の検討など施策の充実を図りながら、今後とも積極的に企業誘致を進めてまいります。

(警察本部長 國枝治男君登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 本年8月に記事の訂正を行った新聞に関し、新聞の活用等についてお尋ねがありました。

県警察においては、現在県費において6紙購読しておりますが、お尋ねの新聞についても、平成26年度、県警察として1部購読し、県費として約3万7,000円の年間購読料を見込んでいます。平成27年度につきましては、今後予算編成を行うので、未定であります。

なお、県警察としては、このほかに、職員からの会費等を財源とする一般財団法人高知県警察義会の文化体育・職場環境向上助成金により、所属単位で複数の新聞を購読していると承知しております。

職員の意識については、個々人の受けとめ方

の問題と考えますが、従来から県警察といたしましては、特定の一紙に限定することなく、各紙の論調等を参考にしているところであります。これは警察の組織や職務の性格上、厳正中立な職務執行と施策の実施が求められており、また同時に、本年の県警察運営指針サブタイトルに県民と価値観を共有すると掲げているように、広く県民各層の視点に立った警察運営が求められているからであります。

教養資料という面にとどまらず、今後とも、新聞はもちろん、テレビ、ラジオ、インターネット等、あらゆる報道についてバランスよく情報収集等に努め、警察運営に生かしてまいりたいと考えております。

高齢者の交通事故防止対策上、追突防止装置等の安全運転支援システムを装備した車両の運転を支援することについてお尋ねがありました。

議員が御指摘になられたような安全運転支援システムにつきましては、自動車そのものによる安全性向上への取り組みとして開発、実用化されており、交通事故防止の効果が期待されているものと承知しております。

他方、県外ではありますが、追突防止装置を装備した自動車の試乗において、参加者と同乗していた販売店員が重軽傷を負う衝突事故が発生したことも承知しているところであります。これらを考え合わせますと、現状においては、ドライバーの方々に、安全運転支援システムを過信することなく安全運転に努めていただくことが、交通事故防止のために最重要と考えるところであります。

議員から御指摘いただきましたように、本県におきましては、高齢者の交通事故防止対策は極めて重要な課題でありますので、県警察といたしましては、今後のこれら先端技術の進展と普及を見据えつつ、関係機関、団体等とともに、各種交通安全施策を行ってまいりたいと考えて

おります。

県立あき総合病院東側の県道への横断歩道の設置などに関し、お尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

議員御指摘の横断歩道につきましては、現在、関係機関や地域住民の方々との間で、その設置場所も含めて、新設に向けた協議を継続中と承知しております。

同所における横断歩道の必要性は十分に認められますことから、今後、横断歩道を利用される皆様の安全性、利便性などを総合的に判断し、できる限り早期に新設したいと考えております。

議員の御質問にありました電柱から7メートル間隔が必要というのは、法的根拠に基づくものではなく、現地において右側の視認性が十二分に確保できる場所を選定し、実測した数値であります。今後、7メートルの間隔が十分か否かも含め、さらに調査を重ねてまいります。

また、御質問の駐車場出口への信号機の設置につきましては、現地の状況、利用者の方々の要望等を踏まえ、適切に対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、横断歩道や信号機の設置などの交通規制に当たっては、地域住民の方々の声に真摯に耳を傾け、利用される方々の安全性、利便性などを総合的に判断してまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、本年8月に記事の訂正を行った新聞の、教育委員会における平成27年度の購読部数と購読料についてお尋ねがございました。

お話にありました朝日新聞の年間購読ですが、平成27年度につきましては、今後予算編成を行いますので未定ですが、平成26年度の県立学校を含む教育委員会における購読部数は36部、購

読料は133万6,176円となっております。

次に、従軍慰安婦についての新聞記事に関して、教員の意識の捉え方とともに、間違った記事を参考に、日本の戦前の政策を批判的に教育したことはないのか、今後、このような新聞は教養資料としてふさわしいと思うのかとのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

誤った新聞報道によって、影響を受けた教員がいるのではないかとの点につきましては、個人としての教員の考えに立ち入るのは控えたいと思いますが、児童生徒を指導する教員という立場においては、真偽の定かでない記事に左右されることなく、あくまで学習指導要領と教科書の内容に沿って指導を行うことが必要ですし、そういった形で指導が行われているものと考えております。

こうした新聞が教養資料としてふさわしいのかのお尋ねですが、県教育委員会事務局や県立学校におきましては、知事部局と同様に、業務に必要な情報を幅広く収集するため、複数の新聞を購読しており、こうした必要性は今後とも変わらないものと思います。

次に、県立安芸中・高等学校の移転に関して、一連のお尋ねがありました。

まず、平成24年9月県議会で、適地があれば移転を検討したいと答弁して以降、県はどのような具体的な対策を行ってきたのか、また津波に対する保護者の不安の声に対し、どのような説明をしてきたのか、さらに海沿いの県立高等学校や県立中学校に対して、生徒たちの安全確保に責任が持てるのかのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

県立学校の南海トラフ地震対策については、津波による大きな被害が想定される学校では、学校再開までの期間が長期化することも想定さ

れますので、できれば浸水予想区域外への移転が望ましいと考えております。

そうしたことから、安芸中・高等学校につきましては、平成24年9月県議会で、前中澤教育長が、高台への移転を検討したいとお答えをしております。これまで安芸市教育委員会に御相談するとともに、可能性のある土地には直接足を運ぶなどして適地を探してまいりましたが、学校の移転には広い面積を備え、通学にも支障のない土地が必要であることなどから、現時点で、移転可能な土地が見つかっておりません。

現在、パブリックコメントを実施しております県立高等学校再編振興計画の案におきましては、海沿いにあり、津波による大きな被害が想定される学校については、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転やそのための統合の可能性も含め、対応を検討するとしており、その前期実施計画案の中でも、安芸中・高等学校については、南海トラフ地震への対応のため、適地への移転を検討するという考えをお示ししております。

今後、策定を予定しております平成31年度からの後期実施計画の中に具体策を盛り込むことができるよう、引き続き移転できる場所を探してまいります。

一方で、安芸中・高等学校については、校舎の耐震性が低く、耐震化を急ぐ必要がございますので、順次、耐震工事を行っております。特に、海に近い南校舎については、地震の揺れだけではなく、津波の波力にも耐えられる強固な4階建ての建物に改築するようになっています。

地震発生時には、生徒は、海岸線に並行して建つ3つの校舎のうち、安芸市から地域住民の津波避難ビルとして指定されています一番北の校舎の3階以上の階に避難することで、安全を確保することとしております。

保護者の皆様には、PTA総会などを通じて、こうした高台移転の検討や避難訓練といった津波避難対策についての説明を行っております。

安芸中・高等学校以外の海沿いにある県立学校におきましても、先ほど申しましたとおり、再編振興計画案で適地への移転等を検討することとしており、前期実施計画の案では、高知南中・高等学校と須崎高等学校に関し、統合による移転を計画しております。

また、移転を予定していない学校、あるいは移転までの間において、地震や津波の発生時に生徒の命を守るため、平成27年度末の完了を目指して耐震化を進める一方、学校防災マニュアルに基づく避難訓練や高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を実施しております。こうしたことにより、授業中や部活動中など、どのような場面であっても生徒たちがみずからの確に判断し、津波等から迅速に避難することができるよう取り組んでいるところでございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 安全運転支援システムなどを装備したお年寄りの車に減税措置をして、装着を推進し、先端技術を高齢者の交通事故の減少に生かすことはできないか、お尋ねがございました。

安全運転支援システムについては、自動車メーカーにおいて、既にさまざまな技術が開発、実用化され、普及し始めているところでございまして、今後、その技術レベルの高度化及びさらなる普及が進むものと思われま。

乗用車用に各社が開発した安全運転支援システムについては、その機能も多種多様であり、税を減免するとした場合に、基準とする機能をどのレベルに設定するかという問題もありますが、何よりも大型のバス、トラックに衝突被害を軽減するブレーキシステムの装着が義務化される動き、また、乗用車につきましても義務化

に向けて本格的な動きも出ており、今後、こうした技術の普及の状況などを見きわめながら判断していきたいと考えております。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) ネーミングライツによる増収と努力による歳入増の状況についてのお尋ねがございました。

本県では、国の三位一体の改革に伴う財政危機を受けまして、平成16年9月に財政危機への対応指針を策定して以降、県税収入の確保、県有財産の処分促進と有効活用、有料広告の導入といった、さらなる自主財源の確保に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

具体的に申し上げますと、まず、県税収入の確保につきましては、徴収率の向上に積極的に取り組んでまいりました結果、平成16年度の94.9%から平成25年度には97.4%へと、徴収率は向上してきております。

また、税収以外の自主財源の確保につきましては、県有の遊休財産の処分に計画的に取り組んでまいりました結果、平成16年度から平成25年度までの累計で約80億円の売却収入を確保しております。

さらに、さんSUN高知や県ホームページへの広告掲載など、有料広告の導入も積極的に進めてまいりました結果、平成16年度から平成25年度までの広告収入額は累計で約3,000万円となっております。

加えまして、新たな自主財源確保のための取り組みといたしまして、平成20年度にふるさと寄附金制度を創設いたしました結果、平成25年度末までに累計で約9,000万円の寄附金収入の確保につながっております。

いわゆるネーミングライツにつきましては、平成19年度に庁内のワーキンググループを設置し、検討を重ねた上で、県立春野運動公園の命名権の売却先を公募いたしましたものの、企業

からの応募には至らなかったところであります。

これまでも、さまざまな取り組みを進めてきておりますが、財政力の弱い本県にとりましては、さらなる自主財源の確保は引き続き重要な課題でありますことから、今後も自主財源の確保のための取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、野菜の機能性に関しまして、ナスやピーマンなどの分析結果をどのように農家の所得アップにつなげるのかのお尋ねがございました。

野菜の機能性成分の評価につきましては、本年度から、農業技術センターで高知大学と連携のもと研究をスタートさせたところがございます。

この取り組みは、ナスやショウガ、シシトウなどの主要野菜15品目について、例えば品種や作型、栽培方法、出荷時の包装などの違いにより、ビタミンCやポリフェノール、アミノ酸などの機能性成分にどのような違いが出るのかについて詳細に分析、評価し、県産野菜の特徴や優位性を明らかにした上で、その結果を流通・販売戦略に活用しようとするものでございます。

次に、農家に対する機能性検査の支援についてのお尋ねがございました。

県内には、トマトやメロンなどで水分をコントロールする栽培方法や化学肥料や化学農薬を使わない有機栽培の手法などで、こだわりを持った農作物を栽培されている農家のグループがおられます。そこで生産された農作物が、機能性の面で優位性があるとすれば、販売上、大きな強みとなりますので、県といたしましても、そうした農家グループの方の支援をしていきたいと考えております。

そのため、御要望があれば、農業振興センターにおいて、生産者の皆様から栽培方法などをお

聞きした上で、機能性成分が高まる可能性がある」と判断したものについては、農業技術センターの研究課題の中で、現地調査や成分分析などの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、消費者にとって、今後は機能性が重要となってくるが、それに備えるべきではないかとのお尋ねがございました。

消費者が野菜を購入する際には、機能性は重要なポイントになると考えております。しかしながら、全国で栽培されている一般的な野菜については、機能性の面で、本県産の優位性を示すことがなかなか難しいことや、表示についての法令上の制約があることから、これまで販売促進に活用できていない面がございました。

現在、国においては、新たな機能性表示制度の制定に向けた作業が進められておりますので、野菜などの機能性を生産者が表示しやすい制度となるよう、関係省庁に対して政策提言を行ったところでございます。

今後は、その動きも注視しながら、今年度から実施しております15品目についての機能性成分の研究成果や、産学官連携会議の中で得られる最新情報などを生かして、県産野菜の機能性を、消費者の皆さんにわかりやすく伝えていくための表示やPRの方法を検討してまいります。その上で本県産の野菜を選んでいただけるよう、農業団体とも連携して取り組んでまいります。

次に、樋口議員のイメージされる30アールほどのミニオランダ型ハウスの整備と、既存型ハウスでの増収とコストダウンについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

今回補正予算に計上しました次世代施設園芸モデル事業では、整備するハウスの面積は、県内平均約25アールの2倍のおおむね50アール以上、対象者は農業生産法人などを想定しております。

こうした要件を設けましたのは、ハウスの面積を拡大することで、雇用就農を含めた新たな雇用の創出、コスト削減による経営の効率化が見込まれますことや、法人経営とすることで、就業者の社会保障制度の充実や経営管理の高度化が図られ、将来にわたり安定した生産が確保される持続的な農業経営が見込まれることによるものでございます。意欲のある担い手をこうした経営体として育成することで、本県の施設園芸のモデルにしていきたいと考えております。

議員御指摘の一定の機能を持った30アール程度のハウスを整備したいという方に対しては、県のレンタルハウス整備事業や国の強い農業づくり交付金で、積極的に支援していきたくと考えております。

次に、既存型ハウスでの増収対策につきましては、炭酸ガス施用の現場実証で、5%から37%の増収効果が確認されたことから、その成果を早期に普及するため、炭酸ガス発生装置などの環境制御機器の導入支援の予算を、今回の補正予算に計上したところでございます。加えて、きめ細かな技術指導を行う体制を整備しまして、ハード、ソフト両面から増収に取り組んでまいります。

また、コスト削減の観点からは、生産コストの約3割を占めております重油代を削減するため、国の事業を有効に活用しまして、ヒートポンプなどの省エネ機器の導入を積極的に支援してまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 売る側の立場から、機能性への注目度についてのお尋ねがございました。

消費者の健康志向の高まりにより、現在、食品の機能性を表示できる制度の一つとして国に認められている特定保健用食品の市場規模は約6,300億円になっております。また、特定保健用

食品以外のいわゆる健康食品の市場規模は約1兆2,000億円とも言われるまでに拡大をしております。

いずれも多少の波はありますが、基本的には、市場は拡大基調にあると言われておりますので、売る側の立場からも機能性への注目度は高まっていくものと考えておりますし、地産外商を担当する私どもも注目をしております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） あき総合病院東側の県道への歩道整備についてお尋ねがありました。

お話のありました県道は、主要地方道安芸物部線で、道路幅員の狭隘な区間が連続しており、人家も連檐していることから、抜本的な改良として、安芸川沿いにバイパスを整備した路線であります。現在、あき総合病院の整備に合わせて、病院側の歩道の拡幅工事を行っており、本年度中の完成を目指しております。

一方、病院の対面側は、歩道がない状態となっておりますが、病院側の歩道の拡幅工事が完成しますと、歩行者の安全性等も向上しますので、完成供用後の利用状況を注視して、歩行者や自転車の通行に支障がある場合には、必要な交通安全対策を検討していきたいと考えております。

次に、河川砂利の掘削計画と、砂利の捨て場の確保についてお尋ねがありました。

今回の台風第12号及び第11号では、安芸川や伊尾木川を初めとする県内の河川において、異常な土砂の堆積が多数発生し、緊急度の特に高いところから、順次、県の単独事業により河床掘削を実施しています。しかし、限られた予算の中でそれら全ての箇所を実施するのは困難ですので、今議会に緊急を要する箇所の対策に必要な予算案を提出しています。残りの対策が必要な箇所についても、次年度以降順次実施してまいります。

河床掘削など建設現場から発生する土砂の処

分に関しては、県の運用基準に基づき、まず現場近傍での利用を行い、次に他の公共工事で活用し、それでも利活用ができない場合は、有用残土として売却することとしています。これらの対応ができない場合は、法令に抵触せず、適正に処分できる処分場へ搬出することとなります。

こうした考え方にに基づき、例えば今回、安芸川で実施した掘削については、その水系内で発生したおよそ5,000立方メートルの掘削土を、安芸川の高水敷に仮置きした後、その一部を近隣の災害復旧工事において、大型土のうや盛り土に活用しています。残る仮置き土砂についても、他の公共工事への有効活用などを検討しています。

次に、安芸市の江の川のような豪雨のたびにあふれるものの、今回の豪雨では氾濫しなかった河川の整備はどうするのかとお尋ねがありました。

河川の整備については、今回の豪雨による氾濫だけでなく、これまでの浸水被害の発生状況、流域内の人口や資産状況などを総合的に勘案し、優先度の高い河川から進めることとしています。

新規の事業化や事業再開に当たっては、河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する必要があり、順次、調査検討を行っています。

議員のお話にありました江の川を含む安芸川水系については、南海トラフ地震、津波に対する堤防等の対策を含めた、河川整備基本方針の策定作業を進めているところです。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） あき総合病院に隣接して看護学校を設置できないか、また、県の社会的責任として、逼迫する看護師需要に供給体制を組む努力をする考えがあるのかとお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお

答えます。

本県の人口当たりの看護職員数は全国1位であり、人口当たりの看護師等養成施設の養成定員も全国7位と多いことに加え、来年春の開校に向け、2校が看護師養成施設の設置を国に指定申請中であることから、県立の看護師養成施設を新設することは、今のところ考えていません。

しかしながら、看護職員の約8割が中央保健医療圏に集中しており、安芸及び高幡保健医療圏では、人口当たりの看護職員数が全国平均並みか下回っているなど地域偏在が認められる中で、議員から御指摘がありましたように、医療関係者からも切実な声をお聞きしており、郡部における看護職員の確保は重要な課題であると認識しています。

このため、主に以下の3点に取り組んでいるところです。

まず1点目は、郡部の医療機関への就業を促進するため、各養成施設の協力を得て、看護師等養成奨学金の貸与を受けた看護学生との面談による進路相談を行うほか、県内医療機関の就職説明会に郡部の医療機関も積極的に参加していただくよう働きかけてきました。

2点目は、看護職員の離職を防止するため、看護管理者経験者などを県内医療機関へアドバイザーとして派遣することにより、勤務環境の改善への取り組みを支援しています。

3点目は、復職支援策として、結婚、出産などにより現場を離れている看護職員の再就業を支援するための現場研修などに取り組んでいます。また、先ほど弘田議員の御質問にもお答えしましたように、市町村とも連携を図ってまいりたいと考えています。

あわせて、本年度は、看護職員の確保など看護に係る政策課題と対策を検討するため、県内医療機関の看護管理者や看護協会、医師会など

の関係団体等で構成する高知県の看護を考える検討委員会を設置して、議論を進めていただいておりますので、その議論も踏まえまして、地域偏在の是正など、本県の地域医療に必要な看護職員の確保対策の充実に図ってまいります。

(公営企業局長岡林美津夫君登壇)

○公営企業局長(岡林美津夫君) 県立あき総合病院に関するお尋ねのうち、まず、回復期リハビリテーションの実施についてお答えいたします。

県東部地域の急性期医療を担う中核病院として、本年4月に新しくなりましたあき総合病院でございますが、救急患者の受け入れ状況は、平成22年度の年間801件から本年度は1,500件余りに、また手術件数でも、平成22年度の年間340件から本年度は770件余りと、いずれも大幅にふえる見通しとなっております、急性期病院としての機能を着実に発揮してきております。

リハビリテーションに関しましては、急性期医療への対応の進展に伴いまして、まずは、あき総合病院で手術を受け入院をされている患者さんを中心に急性期のリハビリテーションを実施し、その後の回復期につきましては、地域のほかの医療機関におつなぎをしている状況でございます。

お尋ねの高知市内など、ほかの病院で手術をされた後に、回復期におけるリハビリテーションが必要な外来患者さんにつきましては、あき総合病院の急性期リハビリテーションの状況や地域の他の医療機関の状況も踏まえまして、受け入れ可能な範囲で対応をしております。

次に、診療時の待ち時間についてのお尋ねがありました。

現在、外来診療につきましては、診療科により違いもございますが、30分の枠に3人から5人の予約枠を入れ、当日の状況に応じて、予約のない患者さんをその間に組み入れていく形で

診療を行っております。

診療時間に関しましては、新規の患者さんに予想外の時間を要したり、入院患者さんの急変により病棟から呼び出しがかかる場合などもあり、そうした結果、待ち時間が長くなってしまいう実態もございます。

本年7月に実施しました患者満足度調査では、待ち時間の状況が、昨年の旧病院と比較しますと、2時間を超えるようなケースは減少しておりますものの、全体的には待ち時間がやや増加傾向となっております。これは、新たな医療システムが導入され、その運用の習熟に時間を要していることも一つの要因ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、診療待ち時間の縮減対策も含めまして、患者さんからの御意見、御提案を反映しながら、地域住民に信頼され、愛される病院の実現に向けまして、今後とも運営全般について、さらなる改善に努めてまいります。

次に、旧館の解体工事の施工監理と解体工事で撤去したアスベストの管理についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えさせていただきます。

解体工事の施工に当たりましては、発注者としての監督職員である県職員と、議員のお話にありました設計業者に委託しております工事監理者により施工監理を行い、一方、請負業者側としましても現場代理人による責任施工を行っており、この3者が相互に協議、確認をしながら複層的に現場監理を行う体制となっております。こうした体制をとっておりますことから、工事監理者が不在となる期間がありましても、工事の施工や現場監理に支障が生じることはないものと考えております。

しかしながら、解体に伴う砂ぼこりの苦情がありましたことは、請負業者に対する近隣の住

民の方々に迷惑がかからない万全の対策をとる指示が徹底できていなかったことであり、反省すべき点であると考えております。

撤去しましたアスベストにつきましては、キャビネットに保管しており、施錠については、国が定める石綿含有廃棄物等処理マニュアルでは求められておりませんが、現場への他の工事業者の出入りも多いことなどから、安全管理をより徹底するため、5月末から7月に処分が完了するまでの間、施錠を行ったものでございます。

引き続き外構工事など仕上げの工事を現在行っておりますので、近隣の住民の方々には御迷惑や心配をおかけすることのないよう、工事の監理、監督を徹底してまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、介護施設における経営分析の必要性についてのお尋ねがありました。

高齢者の介護施設の多くを運営する社会福祉法人は、補助金や税制上の優遇措置を受けており、経営の透明性を確保するためにも、客観的な指標などを用いた経営分析による効率的な経営に努め、住民の皆様からの信頼を得る必要があるものと考えております。

他方、社会福祉法人の会計処理につきましては、国が定める会計基準により行うこととされ、平成23年には、法人の経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開にも資する新たな会計基準が制定されております。

新会計基準は、来年4月から全ての社会福祉法人で適用されることとなりますので、県といたしましても、この新会計基準などを活用した経営分析の必要性を関係者に対して周知してまいりたいと考えております。

次に、介護力が低下することへの認識と、介護現場を支えるパートタイム職員の処遇についてのお尋ねがありました。

介護の現場では、低賃金や体力面でのきつさ、あるいはやりがい、達成感などといったことを理由に仕事をやめたいという人が多く、こうしたことが他の産業に比べて離職率が高くなる要因だと言われています。

このため、職員の離職による介護力の低下防止に向けまして、まずは、常日ごろから職員のスキルアップを図ることによりそのやる気を高め、職場への定着率を高める取り組みが重要だと考え、県では、福祉研修センターにおいて、ケア技術の向上研修などを初めとする多様な専門研修を開催するなど、その取り組みを充実強化してきたところです。

今後とも、施設や事業所の皆様には、職員を積極的に研修に派遣していただくこととあわせて、技能の向上を給与の面などで評価していただければ、介護力の向上と離職防止の両面からの効果が発揮されるものと考えています。

離職率が高くなるもう一つの大きな要因となります賃金の問題につきましては、介護報酬による処遇改善加算などにより、一定の改善が図られてはおりますものの、まだまだ厳しい状況にあるものと認識をいたしております。具体的には、国の実態調査の結果を見ますと、平成24年度の県内介護労働者の所定内賃金は21万3,000円と、全産業平均との差は約4万円ですが、職員の約4割を占め、50歳代以降の女性が最も多いパートに代表されます非正規雇用は、さらに4万円余り低くなっております。こうしたことから、国に対しましては、これまでも処遇改善加算の継続、拡充や賃金アップにつながる職員のキャリアパスの確立などを提言してきたところです。

特に、現在の処遇改善加算につきましては、経過的な取り扱いとなっており、今回の介護報酬の改定において、非正規雇用なども含めました職員の賃金向上に確実に結びつけるためには、

介護報酬の基本部分に組み込んだ上で、恒久的な制度として確立していただくことが必要だと考えています。

次に、コストを10%落とさなければならなくなったときどのような経営手腕を見せるのかとのお尋ねがありました。

高齢者の介護施設の経営は、収入の面から見ますと、介護報酬がその大半を占めており、3年ごとの報酬単価の改定いかんによりまして、その経営が大きく左右されることとなります。

例えば平成22年度調査で、収支差率がプラス12%であった介護老人福祉施設が、平成24年の報酬改定の翌年度には収支差率が4.5ポイント低下するなど、公的保険の性格上、収入漏れのおそれはないものの、一方で、サービスの差別化に基づく収入の増加を見込みにくい構造となっています。

このため、おのずと支出面での削減や合理化を通じた経営の効率化が求められるわけですが、その方策として、まずは一般的な管理費の一律カットや、物品調達などの際における入札や一括発注による経費の節減、あるいは長期債務の有利な条件での借りかえによる金利負担の軽減などが考えられます。

次に、人件費の面では、給与体系の中にキャリアパスを評価する仕組みを導入することなどによりまして、職員のやる気を促す給与システムに切りかえ、全体としての人件費コストを圧縮するとともに、役職員の報酬や管理職の給与の一律カットとポスト削減などが考えられます。

最後に、認知症同士の夫婦の実態調査の必要性についての所見と、今後急増することが見込まれます認知症への対策についてのお尋ねがありました。

今後の高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者の増加はもちろんのこと、それとあわせて、認知症同士の夫婦が同居するケースがふえると

いったことも十分考えられます。

現在県では、認知症の夫婦が同居するケースの実態について把握したものはございませんが、市町村では、要介護認定や介護保険事業計画策定のためのニーズ調査の結果などにより、一定の条件のもとでの、その対象世帯の把握は可能ではないかと考えております。一方で、認知症はその原因により症状がさまざまであり、生活上の困り事もおのずと異なってまいりますことから、その実態調査の必要性については、対象世帯の把握を含めて市町村とも検討してまいります。

次に、今後の認知症への対策ですが、認知症の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、介護する家族が孤立し問題を抱え込んでしまわないような、地域社会全体で見守り、支え合う仕組みが必要になってまいります。

このため、今年度から、早期の発見と必要な医療・介護サービスなどの適切な提供が可能となる、地域の見守り体制を構築するためのモデル事業に取り組んでいるところです。

あわせて、認知症に関する正しい知識の普及啓発につながる認知症サポーターの養成を初め、介護で苦勞されている御家族の集い活動の支援などにも取り組んでおります。

また、御自宅での生活が難しくなった認知症の方々への対策といたしましては、認知症高齢者グループホームの整備を積極的に支援してまいりました結果、これまでに県下で149の事業所が開設され、総定員も2,300人へと増加してきております。

県といたしましては、今後の認知症の高齢者数の動向なども踏まえ、第6期介護保険事業支援計画の策定作業の中で、医療と介護サービスの連携体制の構築はもちろんのこと、グループホームなどの施設整備や日ごろからの予防対策

なども含めまして、認知症の人と家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを目指してまいります。

○18番（樋口秀洋君） 中にはあっさりした答弁と思う部分もありましたが、ポイントをついた、すばらしい答弁もあったと思います。

知事には、ぜひとも地方創生、これは逆に言えば、高知県のチャンスですから、力いっぱい頑張ってもらいたいと思っておりますし、この数年間の高知県の国に対する活動からすれば、国も、この高知県の知恵をかしてもらいたいと思っている部分もありますので、県民の期待は大きいと思っております。

時間も1分しかないので、再質問いろいろしたいんですが、ちょっと大きなことを言ったら長い時間になりますので、小さいことを言えば、国が運転支援システムを義務化しようとしているのに、国から来た本部長がシステムを過信することなくと言ったんですけれど、これはあくまで支援システムです。だから運転者、ドライバーも、これを全面信用しているドライバー余りいないと思っておりますよ。しかし、万一のときは支援があればいいと思っております。答弁は要りません。私がここで言っているんです。

それから2つ目、県道の話、こちら側の県道が幾らきれいになっても、向こう側が全く車道だったら、危険という指摘ですから、幾ら手前の病院側の県道がきれいになっても、病院の患者さん、本当によろよろ行っている人がいるんですよ。そういうことも考えて、何とか事故を一件でも少なくしてあげようというような思いがあったら、このような答弁は余り出てこないと思うんですけれどね、まあとにかく県民に真摯に優しく当たってほしいと思っております。

以上です。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対

する質疑並びに一般質問を終結いたします。



決算特別委員会の設置

○議長（浜田英宏君） 日程第3、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。平成25年度の決算を審査するため、この際、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第22号から第24号まで及び報第1号から報第22号まで、以上25件の議案を付託の上、この審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、第22号から第24号まで及び報第1号から報第22号まで、以上25件の議案を付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、1番金子繁昌君、2番加藤漠君、6番西内隆純君、8番明神健夫君、20番土森正典君、25番横山浩一君、30番池脇純一君、34番田村輝雄君、39番塚地佐智さん、以上の諸君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を決算特別委員に選任することに決しました。



議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている議案のうち、第1号から第21号まで及び第25号並びに諮第1号、以上23件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末298ページに掲載〕



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末302ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3日から10月13日までの11日間は委員会審査等のため本会議を休会し、10月14日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

10月14日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時26分散会

平成26年10月14日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 金子繁昌君
- 2番 加藤 漠君
- 3番 川井喜久博君
- 4番 坂本孝幸君
- 5番 西内 健君
- 6番 西内隆純君
- 7番 弘田兼一君
- 8番 明神健夫君
- 9番 依光晃一郎君
- 10番 梶原大介君
- 11番 桑名龍吾君
- 12番 佐竹紀夫君
- 13番 中面 哲君
- 14番 三石文隆君
- 15番 森田英二君
- 16番 武石利彦君
- 17番 浜田英宏君
- 18番 樋口秀洋君
- 19番 溝渕健夫君
- 20番 土森正典君
- 21番 西森潮三君
- 24番 ふあ一ま一土居君
- 25番 横山浩一君
- 26番 上田周五君
- 27番 中内桂郎君
- 28番 西森雅和君
- 29番 黒岩正好君
- 30番 池脇純一君
- 31番 高橋 徹君
- 33番 坂本茂雄君
- 34番 田村輝雄君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君
- 37番 吉良富彦君
- 38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎正直君
- 副 知 事 岩城孝章君
- 総務部長 小谷 敦君
- 危機管理部長 野々村 毅君
- 健康政策部長 山本 治君
- 地域福祉部長 井奥和男君
- 文化生活部長 岡崎順子君
- 産業振興
推進部長 中澤一真君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷正文君
- 商工労働部長 原田 悟君
- 観光振興部長 久保博道君
- 農業振興部長 味元 毅君
- 林業振興・
環境部長 大野靖紀君
- 水産振興部長 松尾晋次君
- 土木部長 奥谷 正君
- 会計管理者 大原充雄君
- 公営企業局長 岡林美津夫君
- 教育委員長 小島一久君
- 教 育 長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会
事務局長 福島寛隆君
- 公安委員長 島田京子君
- 警察本部長 國枝治男君
- 代表監査委員 朝日満夫君
- 監査委員
局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成26年10月14日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 3 号 平成26年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成26年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 5 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県地方薬事審議会条例等の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例議案

- 第 12 号 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 13 号 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 14 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第 15 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
 - 第 16 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 17 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
 - 第 18 号 高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案
 - 第 19 号 県有財産（情報処理機器）の取得に関する議案
 - 第 20 号 新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の締結に関する議案
 - 第 21 号 新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の締結に関する議案
 - 第 25 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 諮第 1 号 退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問
- 第 2
- 議発第 2 号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案
- 追加
- 議発第 3 号 浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書議案
 - 議発第 4 号 「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根

絶に向けた総合的な対策の強化を
求める意見書議案

議発第5号 産後ケア体制の支援強化を求める
意見書議案

議発第6号 社会福祉法人に対する税制上の優
遇措置の継続を求める意見書議案

議発第7号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び
適切な労災認定に向けた取り組み
の推進を求める意見書議案

議発第8号 奨学金制度の充実を求める意見書
議案

議発第9号 米価下落から稲作農家の経営を守
ることを求める意見書議案

議発第10号 軽油引取税の免税措置の堅持を求
める意見書議案

議発第11号 自然エネルギー導入促進のため、
送電網整備など積極的対策を求め
る意見書議案

議発第12号 文化・伝統について学ぶ機会の一
層の充実を求める意見書議案

議発第13号 「慰安婦問題」について適切な対応
を求める意見書議案

議発第14号 2015年10月の消費税率10%への再
引き上げ中止を求める意見書議案

議発第15号 カジノ賭博の合法化に反対する意
見書議案

追加 継続審査の件



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

さきに設置されました決算特別委員会から、
委員長に土森正典君、副委員長に加藤漠君をそ
れぞれ互選した旨の通知がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があ
り、一覧表としてお手元にお配りいたしてあり
ますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、人事委員会から職員の給与等に関する
報告及び勧告があり、その写しをお手元にお配
りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末339ページ〕
に掲載



委員 長 報 告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第21号まで及び第25号
並びに諮第1号、以上23件の議案を一括議題と
いたします。

これより常任委員長の報告を求めます。
危機管理文化厚生委員長川井喜久博君。

（危機管理文化厚生委員長川井喜久博君登
壇）

○危機管理文化厚生委員長（川井喜久博君） 危
機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件につ
いて、その審査の経過並びに結果を御報告いた
します。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎
重に審査いたしました結果、第1号議案、第2
号議案、第7号議案から第13号議案、第25号議
案、以上10件については全会一致をもって、い
ずれも可決すべきものと決しました。

また、第18号議案については、採決の結果、

賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

最初に、健康政策部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業について、執行部から、中山間地域の訪問看護サービスを充実するため、訪問看護ステーション連絡協議会に補助を行う事業であるが、7月までの訪問実績が当初の見込みを大きく上回ったため、1,600万円余りの増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、最寄りの訪問看護ステーションが訪問できない、あるいは近くにない場合は、基幹ステーションの役割が重要になってくるが、基幹ステーションは安芸地区に1カ所、中央地区に2カ所、高幡地区に1カ所、幡多地区に1カ所と県内に5カ所しかないが、これで十分対応できるのかとの質疑がありました。執行部からは、現状では基幹ステーションから訪問看護利用者の居宅へ直接行っているケースはそれほど多くないと聞いているが、今後は今の基幹ステーションだけでは十分に対応できないケースが出てくることも考えられるので、地区内での複数体制がとれないか、訪問看護ステーション連絡協議会とも相談しながら進めていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、福祉人材センター運営委託料について、執行部から、福祉人材センターは高知県社会福祉協議会内に設置され、職業紹介や就職相談会の開催などによる就業支援を行っているが、福祉人材の確保は厳しい状況が続いているため、緊急雇用創出臨時特例基金を活用し、求職、求人掘り起こしの強化を図るものである。また、

事務費は、介護専門支援員の就業状況などについてあわせて調査するものであるとの説明がありました。

委員から、県内の介護福祉士の就業率はどのぐらいかとの質疑がありました。執行部からは、県内の介護福祉士の資格取得者は9,900人ほどいるが、実際の就業者数は把握できていない。今回、就業状況の調査を行い、その結果を活用し、就業を促していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、介護施設は全体として離職率が高いと言われており、国や県もいろんな施策を行って人材を確保しようとしているが、介護人材を呼び込んだ成功例はないかとの質疑がありました。執行部からは、正確に把握はできていないが、規模の大きな施設などでは職場の状況に応じた弾力的な職員配備を行うことにより、うまく運営ができていない施設があるとも聞いているとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、坂本龍馬記念館整備事業費について、執行部から、坂本龍馬記念館リニューアル基本構想を踏まえ、新館及び既存館の整備に向けた測量等委託料と平成27年度にかけて実施する建物の基本設計などに係る予算の債務負担行為を計上しているとの説明がありました。

委員から、新館建設中に既存館を閉館し、改修する計画だが、観光客への影響が大きいのではないかとの質疑がありました。執行部からは、観光面でのインパクトを考え、明治維新150年に当たる平成30年に新館と既存館をセットでオープンできるように計画している。また、観光客への影響を小さくするため、龍馬の生誕月である11月や夏休みの8月は閉館しないよう、12月から7月の間に工期を設定しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、出先機関等調査の際の県道から記念館へのアクセス道を大型観光バスが通れるぐらいに拡幅してはどうかとの意見について、どのような検討がされたのかとの質疑がありました。執行部からは、高知市が所管している場所なので、今後、高知市と桂浜全体の振興策を検討する中で協議を行いたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、新館は現在の駐車場に建設される計画となっているが、新館建設による駐車場不足が懸念され、周辺の土地の活用も含めて考えていく必要があるのではないかと質疑がありました。執行部からは、駐車場についても高知市と協議していきたい、また、これまでもバスを利用した輸送対策などの実績があるので検討していきたいとの答弁がありました。

次に、第18号「高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学との吸収合併に関する議案」について、執行部から、両大学が合併しようとする場合の総務大臣及び文部科学大臣の認可事項である定款変更などについて説明がありました。

委員から、変更後の定款では、高知短期大学が本則でなく附則に記載されており、違和感を覚える。学生が在学中の間は短期大学を本則に記載すべきではないかと質疑がありました。執行部からは、本則に3つの大学を入れた定款で国に打診したが、将来的に廃止が決まっている短期大学は附則に記載するよう指導があり、短期大学は附則に記載せざるを得ないとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

公営企業局から、土佐町における小水力発電所の建設計画について、この発電所は地蔵寺川支流の北郷谷川の落差を利用して発電を行うもので、総事業費は17億7,400万円を見込んでいる。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、初めの20年間は固定価格で売電を行い、45年間で投資額を回収する予定であるとの説明がありました。

委員から、富山県の小水力発電所では、10年間で投資額を回収するとのことだが、45年間は長過ぎるのではないかと質問がありました。執行部からは、富山県の小水力発電所は既存の水路を利用しており、水路を新設する発電所よりも低コストで建設されているため、短期間で投資額を回収できるものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、建設費以外にもメンテナンス費用や機器更新などに係る費用が生じると思うが、そういった費用まで計算されているのかとの質問がありました。執行部からは、修繕費として毎年340万円を計上し、不用額が生じた場合は積み立てておき、機器更新の費用に充てていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 商工農林水産委員長上田周五君。

（商工農林水産委員長上田周五君登壇）

○商工農林水産委員長（上田周五君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第1号議案、第3号議案、第4号議案、第17号議案、以上4件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、ものづくり地産地消・外商推進事業費

補助金について、執行部から、県内外に需要のある機械や設備を県内企業が開発、製造していきけるように助成を行うもので、長期間を要する製品開発や改良ニーズに、よりタイムリーに対応するために債務負担行為の増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、補助の対象となる企業の試験研究の能力を県はどのように把握しているのか、また県も企業に積極的にかわり、有機的に事業効果が上がるような体制づくりをしてもらいたいが、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、県内企業の試験研究の能力については、まだ弱い部分があるので、ものづくり地産地消・外商センターがアイデアを掘り起こし、試験及び研究については工業技術センターが中心となり、高知工科大学などと連携しながら取り組んでいくとの答弁がありました。

別の委員から、防災関連製品も含めた県外への販路拡大にどのように取り組んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、ものづくり地産地消・外商センターが、瀬戸内・九州・近畿地方などの市町村を訪問し、高知県の商品を紹介するなど、企業とものづくり地産地消・外商センターが連携しながら進めているとの答弁がありました。

次に、紙産業技術センター設備整備事業費等について、執行部から、紙産業における技術開発力の向上を図るため、紙産業技術センターに製品開発等に必要となる機械設備を整備するものであるとの説明がありました。

委員から、産業技術力の向上や販路拡大につながることを大いに期待しているが、高知県で培われてきた紙産業の伝統を今後どのように生かしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、今年度から立ち上げた高知県紙産業の在り方検討会において、伝統ある紙産業の優位

性や土佐和紙の伝統的な位置づけについて議論し、整理したものを情報発信し、ブランド化を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、攻めの農業実践緊急対策事業費補助金について、執行部から、台風12号により被災した日高村のトマト集出荷施設を国の制度と県単事業の追加支援により早期に復旧するものであるとの説明がありました。

委員から、今回はトマトの出荷時期に間に合うよう迅速に対応しているが、今後、災害が周期的に発生することも予想される。被害を防ぐため、どのような対応を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、設備据えつけ箇所1メートルのかさ上げや土のうの常備などにより安全性を高め、今後予想される災害に備えたいとの答弁がありました。

次に、経営体育成支援事業費補助金について、執行部から、今回の台風による被害が国の激甚災害に指定されたことに伴い、農業用ハウスの再建や修繕への助成として、国の経営体育成支援事業が実施された。この事業を活用するため、増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、申請手続が煩雑で、申請期間も短く制度を利用しにくいといった被災農家の声を聞いたとの指摘がありました。さらに、この制度に限らず、一般の農家に対して有利な制度の情報が周知されていないケースが多く見受けられる。市町村への周知だけで終わらせるのではなく、さらに一歩踏み込んで、情報が農家まで伝えられるシステムを考えるべきである。今、次世代施設園芸が注目されているが、これまで高知の園芸を支えてきた既存型のハウス農家にも一層の支援をしてもらいたいとの要請がありました。

次に、果樹試験場災害復旧事業費について、執行部から、今回の台風等により発生した果樹試験場内の土砂崩れや石垣崩壊の復旧工事のための増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、復旧工事の一部に原形復旧を超える部分が見受けられるとの指摘がありました。こうしたことから、改めて資料の再提出を求めましたが、その説明が十分ではなかったため、委員会室での審査を一時中断し、果樹試験場の現地踏査を行いました。その結果、事業の必要性は一定認められたものの、説明資料に示された工事区分が正確でないことが判明しました。今回、執行部の一連の対応により、委員会の円滑な審査に支障を来したことは問題であり、事前の資料提出や正確な事業説明など、委員会への対応を改善するとともに、事業の執行に当たっては再度の現地調査を行い、事業内容を精査するよう強く要請しました。執行部からは、今回のことは説明責任を果たす姿勢が不十分であり反省している。予算議案の提出に当たっては、内容を審査するに十分な資料を準備し、説明責任をしっかりと果たした上で、適正な予算執行に努めていくとの表明がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、小規模林業推進事業費について、執行部から、小規模な林業活動を実践している県内約1,500名の方々に、木材増産の一翼を担ってもらうため、仮称高知県小規模林業推進協議会を設置し、小規模林業の推進に取り組むためのものであるとの説明がありました。

委員から、高知県小規模林業推進協議会に対しては、後継者育成やスキルアップ、安全対策のための研修や講習を行うなど、県の林業推進のために活動をしてもらいたいとの要請がありました。

次に、県産材加工力強化事業費補助金について、執行部から、県内製材業者の加工力強化のため、製材関連施設の新設や更新に対して行う県単補助であり、今回、台風被害を受けた業者の事業再開を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、既存事業者への支援は重要であり、県内の製材事業者が100カ所を切った状態にある中で、中山間対策の目玉となるべく後継者を育てるなど、事業者の意欲を高める施策を考えてもらいたいとの要請がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、活餌供給機能強化事業費補助金について、執行部から、黒潮町佐賀のカツオ一本釣り漁業用の活餌供給事業について、漁協を軸とした新たな供給体制の構築と活餌供給価格の引き下げによる水揚げの促進を図るものであり、活餌供給事業の円滑な継続と11月からの下りカツオ漁に間に合わせるため、増額補正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、水揚げ量の増加とあわせて、船に積み込む用品を全て地元で調達することになれば、大きな経済波及効果があると思われる。町と連携して事業を進めてもらいたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長三石文隆君。

（産業振興土木委員長三石文隆君登壇）

○産業振興土木委員長（三石文隆君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第14号議案、以上3件については全会

一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち移住促進事業費について、執行部から、本年度8月末までの移住相談件数が昨年同期の約2.2倍になるなど、大幅に増加しているため、県の移住相談窓口である移住・交流コンシェルジュを現在の6名から9名に増員するなど、移住促進策の取り組みを強化するものであるとの説明がありました。

委員から、北海道では、仕事や医療・子育て支援制度など、全ての市町村の情報が一目でわかる冊子を作成している。こうしたツールを充実させることは、移住・交流コンシェルジュの活動を手助けするとともに、移住を検討する人に対するアプローチにも役立つと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、現在、北海道の事例を参考に作業を進めており、今月末をめどに各市町村の情報をホームページに載せたいとの答弁がありました。

別の委員から、マスコミとの関係について、ゆすはらグルメまつりを例に、県が産業振興にどう取り組むかという視点で報道機関にも一緒に盛り上げてもらうことが必要だと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、テレビや新聞など報道各社においても、産業振興や人口減少、少子化への対応に非常に関心を持ってもらっている。報道機関に対しては、各イベント等の主催者も情報提供を行っているが、今後はそれぞれの地域本部を通じて取材依頼や情報提供を行っていくとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、観光振興推進事業費について、執行部から、8月の台風豪雨により宿泊等のキャンセルが相次ぐなど、本県観光に大きな影響があったため、観光客の落ち込み対策としての緊急誘客事業に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、400万人観光達成のために補正予算可決後の年内残り2カ月半でどのような決意をもって取り組むのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、予算を伴わない施策については、よさこい祭りの開催決定前後からマスコミや旅行会社に対し本県の状況を集中的に情報発信している。また、既存の予算では、県内の旅館、ホテル等と一緒にキャンペーンを打つなどしている。さらに、今回の補正予算で情報発信を強化することで400万人観光の確保に取り組むとの答弁がありました。

別の委員から、落ち込みの挽回だけではなく、上乘せする方向で観光振興部と県内のマスコミが一心同体となって県勢浮揚のため建設的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、マスコミの報道のあり方について、浸水や道路の通行どめだけでなく、通行どめ解除の報道も速やかに行うよう働きかけるべきだと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、NHK及び民放各社に冠水の解消や通行制限の解除なども報道してほしい旨の要望をしており、今後も速やかに対応していただけるようお願いしていくとの答弁がありました。

次に、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、足摺海洋館管理運営費について、執行部から、耐震性能の基準値を満たしていない足摺海洋館の今後のあり方について、ことし2月に検討委員会を立ち上げて検討を進めてきた。その最終取りまとめに基づく基本計画

策定のための経費であるとの説明がありました。

委員から、中途半端な水族館にしてほしくないと心配する声もあるので、竜串地域全体で検討する中で、海洋館の前の海水浴場のPRや海のギャラリーなどとの連携など、しっかりしたコンセプトを掲げた上で進めてほしいとの意見がありました。

別の委員から、展示物によって人が来るか来ないかは決まってくるので、あり方検討委員会を出されたさまざまな意見を集約し、他県にないものを展示するなど、差別化の検討が大切であると思うが、どのように考えているかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、あり方検討委員会においても、足摺海洋館でしか見られないものを展示したり、他県にはない自然の海との一体感を強調したり企画展を次々に行うことなどが示されており、今後は基本計画検討委員会の中で運営も含めて検討していくとの答弁がありました。

委員から、運営面でも物販やレストランは絶対に必要であり、隣接するレスト竜串に遠慮することのないように取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、河川調査費について、執行部から、浸水被害の原因分析を現地調査に基づき行い、有効な治水対策を検討する経費であるとの説明がありました。

委員から、多くの浸水被害が発生した日高村日下川やいの町宇治川では既に対策協議会を立ち上げ、県管理の四万十町吉見川でも準備中であるとの知事答弁があったと思う。高知市の調査によると、今回の豪雨で久万川や紅水川の流域を中心に520戸を超える家屋が浸水しており、近年にない被害が発生している。この被害を教訓に、県と市がこれまで以上に連携し、抜本的

な治水対策に取り組むべきで、そのためには河川を管理している県が主導して吉見川で準備中である協議会のような組織を立ち上げ、しっかり対応すべきだと思うがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、協議会の設置については、今後の対策の検討や迅速な対策の実施についても有効であることから、県主導で早速検討するとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

とさでん交通株式会社への対応について、執行部から、事業再生計画の進捗管理を行うモニタリングの実施、利用者目線に立った利用促進、増収策を検討する協議会の設立、国への政策提言や市町村との連携等について報告がありました。

委員から、バス路線の改廃について、具体的にどのような手法で県民や利用者の声を反映してきたのかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、観月坂の新規路線については、地元説明会等は実施していないが、具体的な利用者の声は会社にも日々寄せられていると聞いている。また、例えば日高村の岩目地線は地元の協議において廃止が決定されるなど、それぞれの市町村にも意見が上がってきている。今後、新たに設立する協議会の中で、利用者の声の吸い上げ方も含めて検討したいとの答弁がありました。

委員から、そうした対応では県民の声やこれまでの当委員会での意見が十分に反映されていないと思うがどうかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、新規路線については、これまでの2社のすみ分けによる弊害をなくし、利用者の利便性を図るという観点で設置したものであり、今後とも県民の声を十分聞いていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県が新会社に対して県民の声をしっかり伝えないと従前と同じ結果になるのではないかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、県民の声をどういった形で施策に反映していくかを新会社とも協議している。県民ニーズを拾う仕組みについては事業者とともにしっかり構築していくとの答弁がありました。

別の委員から、新会社の役員体制については、旧会社の役員は経営責任を明確にするため、土電の新経営陣を除いて原則退任と聞いていたが、なぜ新会社の執行役員に入っているのかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、元の役職である取締役を退任することで経営責任を明確にした上で、新会社の執行体制を見直した際に、事業の継続性などを重視し、会社の意思決定や経営に参画しない執行役員として起用したものであるとの報告を受けているとの答弁がありました。

委員から、会社の意思決定や経営に参画しない役職とはいえ、同じ人物が会社に残ることは釈然としないがどうかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、これまでの取引先との関係や今後の運行の安全・安心にはどうしても欠かせない人材であるとの報告を受けているとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

市街化調整区域における開発許可の規制緩和について、執行部から、南海トラフ地震から県民の命を守ることや県外からの移住促進を目的として開発許可の規制緩和を検討しているとの報告がありました。

委員から、南海トラフ地震が発生すれば、高知市で約14万人、県全体で約50万人が一斉に家を失うとの想定もあるので、県民の命、財産を守るという視点で、もっと超越して規制緩和をするべきではないかとの質問がありました。こ

れに対して、執行部からは、規制緩和を行った他県の事例では、規制がゼロというところはないが、規制の考え方についてさらに全国の事例を勉強していくとの答弁がありました。

委員から、高知県全体で事前にいかに罹災者を減らすかという視点に立って、土木部だけでなく、庁議等でも話し合ってもらいたいと思うがどうかとの質問がありました。これに対して、執行部からは、規制緩和を行うなど事前対策を十分に講じることは、災害が起こってから罹災者を助けるよりも圧倒的に費用がかからないとの議論もあるので、関係部署とのブレインストーミングや庁議メンバーでの検討にも広げていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 総務委員長明神健夫君。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第6号議案、第11号議案、第16号議案、第19号議案から第21号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

また、第15号議案については、継続審査を求める旨の申し出があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

また、諮第1号議案については賛成多数をもって、棄却すべき旨答申すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、教育委員会についてであります。

第15号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることにより、条例の一部改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、認定こども園の職員配置を国基準よりも厚くしてきた市町村や都道府県があるが、高知県では議論をしたのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、幼保連携型認定こども園の職員配置については、国の子ども・子育て会議においても十分議論をされており、現行基準を踏襲するものの、手厚く配置している施設には公定価格において加算により配慮をするようになるとの答弁がありました。

委員から、県の基準で職員配置を手厚く定めたほうが、国の意向も反映できるし子育て日本一の高知県のやるべきことだと思ふとの意見がありました。

次に、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、学習問題作成委託料について、執行部から、小中学校の国語における思考力、表現力の育成を図るため、学習問題の作成を委託するものであるとの説明がありました。

委員から、今までの学力向上のための取り組みをどう評価しているのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、国語、数学の教材シートを活用することで児童生徒の学習時間が延び、国語や算数・数学のA問題において確実な学力改善が図られてきたとの答弁がありました。

別の委員から、子供たちには大きな差はない。教える側の力量の向上に力を入れないと、根本的な解決にはならない。今回作成する学習問題をどのように使い、検証していくのが非常に

重要であると思うがどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、授業改善シートを用いた授業計画をつくり授業を行う、その効果などについて教職員や指導主事から評価や意見をもらい、授業力を上げていく。さらに、来年度は教職員の研修を考えているとの答弁がありました。

次に、高等学校費について、執行部から、グローバル教育検討推進委員会を設置し、英語教育プログラムの作成やICTを活用した教育環境の充実に努め、県全体のグローバル教育の推進、発展につなげていきたいとの説明がありました。

委員から、グローバル教育については、県独自で進めるということだが、今後、国の指定を目指していくのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、スーパーグローバルハイスクールについては平成27年度の国の概算要求において、新たに100校の予算が要望されており、来年度の指定に向けてしっかり準備を進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、グローバル教育をどこまで広げていく考えなのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、自分で考え行動できることがグローバル人材の育成の大きな柱だと考えており、各高等学校においてしっかり学んでいくべきと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、日本が発展をしていくには、優秀なグローバル人材が必要であり、大学教育の国際化が進んでいるが、高知県にはそうした流れにつなげていく学校がないため、グローバル教育に取り組んでいくことは非常に重要である。しっかり計画を立てて、次につながるようにすべきとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」

のうち、施設整備費について、執行部から、耐震基準を満たしていない高知警察署の移転候補地として、北向かいのJA電算センターの土地及び建物の鑑定や移転補償調査をする経費であるとの説明がありました。

委員から、南海トラフ地震において、新庁舎の1階が浸水のおそれがあるということだが、発災後直ちに救助・治安維持活動ができるのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、警察庁舎が遠隔地にあると高知市中心部において発災直後の警察活動の展開が難しいため、中心部に位置したほうがよいと考えた。浸水時には車両等が通行できないため、警察活動が制約を受けることは事実であるが、配備しているボートなども活用して警察活動を行っていくとの答弁がありました。

別の委員から、高知市内において浸水後の水の引き方に時間差が生じる。高知署の周辺では長期間水が引かないため、水が早く引く地域における警察活動ができないおそれがあるが、対策をどう考えているのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、発災時には新庁舎の1階は浸水するが、車両は警察本部に移動して活用できるようにする。また、ボート11艇を活用した活動と警察本部に高知署の捜査・交通部門等の分署的な事務所の設置を計画しており、高知署管内の県民の利便性と浸水時の防犯も考えた両面の活動ができるよう考えているとの答弁がありました。

別の委員から、現在、県内で活動しているヘリコプターが4機あるが、高知市内にはヘリポートが少ないため、新築後の高知署にヘリポートを設置してはどうかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、ヘリポートについては現在具体的な計画はないが、今後検討したいとの答弁がありました。

次に、諮問についてであります。

総務部から、諮第1号「退職手当支給制限処分に対する異議申立てに関する諮問」について、酒気帯び運転により懲戒免職処分となった県職員に対して退職手当の支給制限処分を行ったところ、県知事に対して同処分の取り消しを求める異議申し立てがあり、地方自治法の規定により県議会へ諮問を行うものである。本件は極めて重大な非違行為であり、県民を挙げて飲酒運転撲滅に取り組んでいる中、退職手当の全部を支給しない処分が相当であり、本件異議申し立てを棄却したいとの説明がありました。

質疑に入る前に、委員から、参考人招致を求める申し出があり、採決の結果、賛成少数で否決され、参考人招致は行わないことといたしました。

委員から、公務員の飲酒運転に対する社会的な批判は大きく、真摯に受けとめるべきであるが、退職手当に生活保障的な性格もあることに鑑みて、全額不支給の処分については今後議論の余地があるのではないかとの意見がありました。

別の委員から、条例に基づいて退職手当の不支給を判断していくことは当然である。再び飲酒運転を起こさないため、また職員の人生を守るためにも、原則不支給であることを再度徹底する必要があるとの意見がありました。これに対して、執行部からは、職員に対しては原則不支給の運用方針は通知している。具体的な事例を示しながら、飲酒運転は極めて悪質な非違行為であるということを徹底してきたにもかかわらず、今回の事案が起こった。二度と飲酒運転を起こさないよう、再度徹底したいとの答弁がありました。

別の委員から、異議申立人の飲酒運転という行為は許されるものではないが、退職手当の全額不支給処分は別に考える必要がある。条例の規定にある退職手当の支給制限及び返納・給付

等に関する7項目について、本事案の場合どう検討し、説明しているのかとの質疑がありました。これに対して、執行部からは、加重または軽減をしんしゃくする7つの項目を検討した結果、飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中で、職員の模範となるべき立場の者がこういう行為をした責任は重い。飲酒運転は死亡事故等を招きかねない反社会性が強い違反行為であり、その上、物損事故を起こしており、責任は極めて重大である。非違行為に至った経過についても、車でスナックに行つて運転代行業者を呼ぼうともせず、そのまま運転したという極めて悪質な行為と言わざるを得ない。また、上司及び同僚に担当業務の説明を行つて、以後の業務に支障を及ぼさないよう配慮したということであるが、当然かつ通常の範囲内の対応であり、これをもって処分の軽減を検討する事情とまでは言えない。異議申立人は、経済的に困窮する、年齢的に再就職が困難という理由で今回の処分は苛酷であると主張しているが、これらは条例に定められたしんしゃくすべき事情に当たらない。以上のことから、一部を支給しない処分とする理由はないと判断しているとの答弁がありました。

別の委員から、個人的な事情については同情するが、そのことは最初からわかっていたことで、わかっている飲酒運転をした以上、処分に当たつてのしんしゃくに値しないとの意見がありました。

別の委員から、飲酒運転は罪悪である、公務員は法令、条例を厳守しなければならず、それを犯した者は厳罰に処せられる。それを周知徹底してきた中で、今回処置を決めたものであるとの意見がありました。

また、別の委員から、諮問の趣旨を踏まえると、今回の県の対応に恣意は見受けられず、条例との整合性がある結論であり、県の見解と対応案に異議はないとの意見がありました。

審査の結果、本異議申し立ては賛成多数をもって、これを棄却すべきであると答申すべきものと決定いたしました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よつて、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よつて、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第14号議案まで、第16号議案、第17号議案、第19号議案から第21号議案まで及び第25号議案、以上19件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よつて、以上19件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、諮第1号議案を採決いたします。

委員長報告は棄却すべき旨答申することあります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり棄却すべき旨答申することに決しました。

————— ❦❦❦ —————

議員派遣に関する件、採決(議発第2号)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末304ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) 日程第2、議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ❦❦❦ —————

議案の上程、採決(議発第3号—議発第11号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第11号 巻末306～325ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書議案」から議発第11号「自然エネルギー導入促進のため、送電網整備など積極的対策を求める意見書議案」まで、以上9件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりまし

た議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「浸水被害等災害対策の抜本的強化を求める意見書議案」から議発第11号「自然エネルギー導入促進のため、送電網整備など積極的対策を求める意見書議案」まで、以上9件を一括採決いたします。

以上9件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上9件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第12号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第12号 巻末328ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第12号「文化・伝統について学ぶ機会の一層の充実を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第12号「文化・伝統について学ぶ機会の一層の充実を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、提出者の説明、質疑、討論、採決（議発第13号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第13号 巻末330ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第13号「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

2 番加藤漠君。

(2 番加藤漠君登壇)

○2 番(加藤漠君) ただいま議題となりました議案第13号「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書議案」について、自由民主党を代表して提出者の説明を行います。

ことしの8月5日、朝日新聞が慰安婦問題について報道記事が虚偽であったことを認め、謝罪をいたしました。朝日新聞が初めてこの件を報道したのは、昭和57年9月であり、32年が経過しての訂正となりました。

このことによって、朝日新聞がこれまで報道し続けた、若い韓国人女性を無理やり人さらいのように強制連行して慰安婦にした、こういう吉田清治氏の発言が虚偽だということ、そして女子挺身隊として工場などで働いていた女性をあたかも慰安婦であるとして報道していたことの誤りを認めました。

現在、この慰安婦問題は日本と韓国との間で最大の懸案事項となっております。また、日韓での問題にとどまらず、日本に対して事実と異なる誤ったイメージが世界中に広がっています。

最近では、アメリカにおいて、カリフォルニア州グレンデール市の公園に慰安婦の像が設置されたことは記憶に新しいところです。こういった慰安婦の像や石碑はアメリカや韓国を中心に数カ所にわたって設置され、そこには、20万人以上の女性が日本軍に誘拐された、性奴隷にされたという説明文が書かれております。

さらに、国連人権委員会からは、日本政府が奴隷狩りのように女性を慰安婦として連行したとの報告がされており、またアメリカやヨーロッパなどでは、日本政府に対して謝罪や賠償を求める決議がされております。

これら以外にも、慰安婦問題に性奴隷という言葉を用意的に絡めて、あたかも日本が性犯罪国家のようにみなされているのが現状であります。日本の名誉を不当におとしめる活動が行われている現状、これはかつてない深刻な事態であります。

今回、提出させていただきました本意見書は、このような状態を受けて、慰安婦問題、特に世界に広まっている日本に対する誤った認識、言われなき非難に対して政府に毅然とした対応を求めるものであります。

なぜこのような誤ったイメージが広がっているのか。その大きな根拠は、平成5年、当時の河野洋平内閣官房長官が発表した河野談話であります。河野談話は、慰安婦問題についての調査結果がまとめられたもので、元慰安婦の方々に対するおわびと反省の気持ち、そして同じ過ちを繰り返さないという決意を表明しています。

談話の中では、慰安婦の募集についても触れております。軍が慰安婦の募集について直接関与があったことは記載をしておりますが、その文章には強制連行があったということは全く書かれておりません。

しかし、河野元官房長官は談話を発表した直後の記者会見で、強制連行の事実があったという認識でいいのか、こういう記者からの質問に対して、そういう事実があった、結構ですと応じてしまっています。この記者会見での発言と河野談話が合わさることで、日本政府が軍による強制連行を認めているという、事実と異なる誤ったイメージが広がっているのであります。

しかし、この河野談話については、衆議院予算委員会において、当時の責任者であった石原信雄元官房副長官がその過程について発言をされました。これを受けて、ことしの6月に政府の検討チームによって作成過程に関する報告書が取りまとめられました。

この報告書によると、談話作成時に、日本と韓国の間で文章の調整を行っていたこと、元慰安婦とされた女性への聞き取り調査では、聞き取り後の裏づけ調査を行わなかったことなどが明記をされております。

さらに、日韓両政府が、文言の調整があった事実を非公開にすることとしたことも明らかにされております。つまり、今回の検討によって、河野談話は日韓両政府の合作であり、最終的には、日本政府が韓国政府の要望に対して譲歩に譲歩を重ねた、いわば政治的なすり合わせの産物であったということが改めて明らかになったのであります。

また、特に問題となっている軍による強制連行に関しては、裏づける資料は発見されていないと明確に記載がされております。このことは、河野氏自身も認めております。客観的な資料はなく、当時16人の元韓国人慰安婦の証言を聞いて、その証言が強制の決め手になったという趣旨の発言をされております。

さらに、平成19年には、政府によって強制連行を行ったことを示すような資料は見当たらなかったという内容の答弁書を改めて閣議決定をしております。

こうしたこれまでの経緯を踏まえれば、世界中で広められているような軍による強制連行の存在を裏づける資料はこれまでも一貫して出てきていないということであり、これはまさに揺るぎのない事実であります。

確かに、過去の悲惨な戦争の時代にあって、多くの女性が慰安婦制度のもとで筆舌に尽くしがたい大変な御苦勞をなされたことについては、その悲しい現実に心が痛みます。深甚な思いをさせたいと、そのように思っております。当然、現在の我々の価値観からすれば、慰安婦制度自体は到底認められるべきものではなく、女性の人権侵害は断じて許されるものではありません。

しかしその一方で、冒頭から申し上げましたように、事実と異なる言われなき非難に対しては断固として対応をしていかななくてはなりません。

まして、この大きな原因となっている河野談話について、新たな検証結果が出てきた以上、事実に基づいて日本の名誉を取り戻すべく行動を起こしていくことは当然だと考えております。

そのため、本意見書では、まず新たに明らかになった政府の検証結果等を踏まえて、未来志向の新たな談話を発表することといたしました。さらには、日本国民の知る権利に答えるべく、正しい歴史認識を周知するための政府公報を推進するとともに、将来の日本を担う子供たちの教科書がきちんとした史実に基づいて作成されることを政府及び関係機関に強く求めるものであります。

同僚議員の皆様方の御賛同を心からお願い申し上げます。本意見書の提案説明といたします。よろしく願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

39番塚地佐智さん。

(39番塚地佐智君登壇)

○39番(塚地佐智君) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となっています議発第13号「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書議案」について質疑を行います。

本意見書案は、1993年8月に政府が出した慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話、いわゆる河野談話の見直しを求めるものです。見直しの論拠として、さきも述べられた2点が示されています。

その第1は、朝日新聞が本問題の根幹をなす慰安婦報道について根拠とした証言が虚偽であったことを認めたからだとしています。これは全くの事実をゆがめるものです。朝日新聞が

訂正したのは吉田証言ですが、当時から研究者の間でもその信憑性が疑われており、官房副長官として河野談話の作成に直接かかわった石原信雄氏自身も、「吉田証言をベースにして韓国側と議論したということは私にはありません」、「繰り返し申しますが、河野談話の作成の過程で吉田証言を直接論拠にして強制性を認定したのではない」とテレビ番組に出演し、証言をしています。河野談話の作成の際に、吉田氏からヒアリングを行っていますが、吉見義明さん、秦郁彦さんなど吉田証言を否定する研究者の意見も聞いており、当時既に吉田証言は否定的に扱われています。

この10月3日の衆院予算委員会では、菅官房長官は、「吉田清治氏の証言は、客観的事実と照らしてつじつまが合わなかった、他の証言者の証言と比較して信用性が低かったところから河野談話に反映されなかった」、安倍首相も「官房長官が答弁したとおり」と明確に答弁しています。

提案者は、この菅官房長官と安倍首相の答弁を否定するものです。否定した根拠をお示しくください。

見直しの論拠の2点目は、今お話しになったとおり、河野談話作成過程等に関する検討チームが公表した「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」にあるとしています。それは「調査を踏まえた事実関係をゆがめることのない範囲で、韓国政府の意向・要望について受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で」調整したとして、調整された内容だという指摘です。また、韓国人元慰安婦の証言の裏づけをとっていないという点だと受けとめました。

しかし、この文面をよく読んでいただくとわかるとおり、日本側は調査を踏まえた事実関係をゆがめることのない範囲と明言しており、日

本側はその点を譲らず、自主的に行ったとの見方を確認し、検討報告書もその内容が妥当なものであると判断したと結論づけています。

河野談話に先立ち政府は、1992年7月6日、公文書を含む関係資料の調査に基づき、当時の加藤紘一官房長官が、「慰安所の設置、慰安婦の募集に当たる者の取締り、慰安施設の築造・増強、慰安所の経営・監督、慰安所・慰安婦の衛生管理、慰安所関係者への身分証明書等の発給等につき、政府の関与があったことが認められ（中略）従軍慰安婦として筆舌に尽くし難い辛苦をなめられた全ての方々に対し、改めて衷心よりお詫びと反省の気持ちを申し上げます」と表明をいたしました。

また、慰安所の経営、監督にかかわる公文書には、慰安所規定も含まれており、慰安所における慰安婦の生活が自由のない強制的なもの、強制使役であったことも明らかにしています。

提案者は、この慰安所について軍が全面的に関与したこと、慰安婦の生活に自由がなかったことが確認された事実はお認めになるのか、お伺いをいたします。

この調査では、募集については強制性を示す当時の政府の公文書、命令書を見つけることができていません。それは不思議でも何でもありません。拉致や誘拐などの行為は当時の国内法や国際法でも明白な犯罪行為であり、それを命令する公文書など発行するはずがないからです。たとえ当時存在していたとしても、そのような証拠をそのままにしておくことは考えられません。ゆえに、募集の強制性の最終的な判断を下すため、政府として直接に元慰安婦からの聞き取り調査を行ったわけです。

談話作成に直接かかわった石原元官房副長官は、「ヒヤリングの結果は、どう考えても、これは作り話じゃない、本人がその意に反して慰安婦とされたことは間違いないということになり

ましたので、そういうことを念頭において、あの「河野談話」になったわけです」と聞き取り調査による信憑性を強調しています。

河野談話は、募集の強制性について、本人の意思に反してと規定をしています。狭義の強制連行だけでなく、甘言やだまし、脅迫や人身売買などによって慰安婦とされた場合全体を指しているのです。

日本の司法は、2004年12月の東京高裁判決を初め、元慰安婦の訴えに基づく8つの裁判で、35人の原告全員に本人の意図に反した強制性があったことを事実認定をしています。裁判記録で確認できるものだけでも35人のうち26人が10代の未成年だったことも明らかとなっています。

日本の司法における事実認定は、強制性の明白な証拠ではないとの認識か、お伺いをいたします。

証言に裏づけ資料がないとの指摘ですが、河野談話の作成過程を今回再検討した菅官房長官は、河野談話を継承するという政府の立場は変わらないと発表いたしました。この政府の見解が誤りだとお考えか、お伺いをいたします。

検証報告書も述べているように、慰安婦問題が国際化したのは1991年に韓国の元慰安婦が名乗り出て、その苛酷な人権じゅうりんの実態を告発したことにあります。その後、韓国、フィリピン、インドネシア、東ティモールなど、各国の被害者が次々と名乗り出たのです。

慰安婦問題の国際世論化は朝日新聞報道に端を発したのではなく、何より当事者の告発であったことは国連を含め世界の常識です。その日本軍慰安婦問題の本質は何か。それは、女性たちがどんな形で来たにせよ、それが仮に本人の意思で来たにせよ、強制で連れてこられたにせよ、一たび日本軍慰安所に入れば、自由のない生活を強いられ強制的に兵士の性の相手をさせられた、性奴隷的状态とされたことです。そこが世

界から厳しく批判をされているのです。

米国下院、オランダ下院、カナダ下院、欧州議会、韓国国会、台湾立法院、フィリピン下院外交委員会と、7つの国、地域の議会から抗議や勧告の決議が上げられていますが、そのいずれもが問題にしているのは強制使役の実態であり、募集の過程の狭い意味での強制連行の有無ではありません。

提出者は、慰安婦問題の核心をどのように考えておられるのか、人さらいのような強制連行以外は問題ではないというお考えか、お伺いをいたします。

今、求められるのは、政府も継承するとした河野談話に基づく誠実な対応です。河野談話は、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と宣言をしています。

過ちは過ちとして、しっかりと向き合うことが人の道であり、そうしてこそ女性の人権を尊重する諸外国の真の友好を築くことができるのではないかと、お伺いをいたしまして私の質疑いたします。(拍手)

○議長（浜田英宏君） 2番加藤漢君。

（2番加藤漢君登壇）

○2番（加藤漢君） 塚地議員の御質問にお答えをいたします。

まず、朝日新聞が訂正した吉田証言と河野談話の関連性についてお尋ねがありました。

慰安婦問題が日本と韓国の間で懸案となってきたのは、御指摘のとおり、1990年代ごろからであります。1991年12月6日に韓国の元慰安婦3名が東京地裁に提訴いたしましたこと、そして慰安所の設置や募集について軍の関与を示す公文書が発見されたことなどによって、慰安婦につ

いて日韓双方の関心が高まってまいりました。

朝日新聞は、これら慰安婦に関する報道の中心となって、今回虚偽を認めて訂正した記事を含めて日韓双方に大きな影響を与えてまいりました。

こうした一連の経緯の中で河野談話が作成されるに至ったのであって、作成の経緯という意味においては朝日新聞の吉田証言の虚偽報道と河野談話の関連性は大きいものと考えております。

一方で、塚地議員が御指摘のとおり、河野談話の内容については、政府が吉田清治氏からの聞き取り調査を行っておりますが、河野談話自体にその証言は反映されておられません。したがって、河野談話それ自体の内容という点については、今回の朝日新聞による虚偽報道との関連性はないものと考えております。

慰安所についての軍の関与、また慰安婦の生活に関する認識についてお尋ねがありました。

議員が御指摘のとおり、河野官房長官の前任者である加藤官房長官は、記者会見で、慰安所の設置や経営、監督、衛生管理などについて政府の関与を認めております。このことは、河野談話においても同様に旧日本軍が直接あるいは間接的に関与したとされております。また、慰安所における生活については、外出の時間や場所を制限されていたところもあったことが政府資料からも確認されており、戦地においては軍の管理下で軍とともに行動させられるなど、強制的な状況のもと、痛ましいものであったと認識をいたしております。

司法による事実認定は、強制性の明白な根拠ではないとの認識かとお尋ねがありました。

議員から御指摘のあった戦時中の責任を問う裁判の判決では、慰安婦とされた過程に強制性があったことの実事認定が行われております。このことは、戦後補償をめぐる裁判については、

日韓請求権協定や日華平和条約等によって既に解決をされており、最終的に棄却されることが明らかな裁判であるという認識のもと、被告側の日本政府が事実関係について反論を行っていないことによるものであります。

これらの裁判において、朝日新聞が今回虚偽報道であったことを認めた吉田清治氏が事実の証人として法廷で証言をしていることが根拠になっている事例もあります。また、いずれの裁判においても、原告らの申し立ては棄却をされております。わかりやすく言えば、片方が車の事故を起こして、もう片方が何も言わなければ車の事故が起こったことが事実になるわけです。つまり、いわば国の冷静な対応の結果であります。

したがって、直ちにこの裁判の判決が歴史的な証拠につながるものではないと認識をいたしております。

また、河野談話においても御指摘のとおり、慰安婦募集の強制性については記載があり、いかなる経緯であったとしても、全体として個人の意思に反して行われたことが多かったという趣旨で強制性があったと理解をしております。

河野談話を継承するという政府の立場についてお尋ねがありました。

提案説明でも申し上げましたとおり、河野談話の文章は軍による強制連行を認めておりません。また、強制連行の裏づけとなる資料がないことは改めて閣議決定もされております。そのため、本意見書では、今回政府によって検証された報告書の内容等を踏まえて、未来志向の新たな談話の発表を提案しています。

この提案は、事実とは違う、いわれなき中傷によって不当におとしめられた先人の名誉を回復すること、現在、そして未来に生きる日本人の誇りを守ること、さらには世界の平和と繁栄に寄与していた戦後日本のたゆまぬ努力や人権

を重んじる姿勢を内外に発信することが必要であるとの考えから、政府に対して提言をするものであります。来年は、終戦70年、日韓基本条約締結から50年の節目となります。来年に向けて、安倍政権のもと、新たな談話が発表されることを強く期待するところであります。

慰安婦問題の核心をどのように考えているのか、人さらいのような強制連行以外は問題ではないという考えなのかとお尋ねがありました。

先ほども申し上げましたが、慰安婦の方々が当時の社会情勢の中で極めてつらく苦しい状況に置かれていたことについては、心が痛みますし、深甚な思いをはせたいと思っております。

また、これまでの歴史の中では多くの戦争があつて、日本だけにかかわらず、世界中にも女性の人権が侵害されてきた時代がありました。そして今もなお紛争時には女性の人権侵害が存在しており、こうしたことは絶対に認めてはなりません。

我々は、人権侵害のない社会を目指していくことが大切であり、そのことに向かって全力を尽くしていかなくてはならないものと考えております。そうした前提に立った上で、例えば塚地議員がおっしゃったアメリカ議会下院での決議等の内容にも事実と異なった表現が含まれておりますし、日本国内においても、高等学校の教科書の中にも不適切な誤った記述がされている事例もあります。事実と異なるいわれなき中傷や間違った情報に対してはしっかりとした対応をしていかなくてはならないものと考えております。

したがって、慰安婦問題の核心は、事実が事実として認め、正すべきを正すということだと思っております。

最後に、過ちは過ちとしてしっかりと向き合うことが人の道であり、そうしたことこそ諸外国の真の友好を築くことができるのではないかと

とお尋ねがありました。

おっしゃるとおりだと思っております。過ちは過ちとして、事実であれば謝罪すべきであります。それと同時に、これまでも繰り返して申し上げましたとおり、事実と異なるものに対しては、これは断固として、正しいことは正しいと主張をしていかなければならないものと考えております。

また、日本国として、そういう態度で諸外国と接していくことが、あるべき姿だと考えております。もしかなうことであれば、諸外国においても同じ姿勢であつてほしいと心から願っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ること御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番中根佐知さん。

(36番中根佐知君登壇)

○36番(中根佐知君) 私は、日本共産党を代表しまして、議題となっています議発第13号「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

質疑を通しまして、意見書が理由として挙げる河野談話作成過程の問題は存在しないこと、朝日新聞の報道した吉田証言の取り消しも河野談話に全く反映していないことが明らかになりました。

同意見書は事実を無視したもので、議決に付

す要件を欠いています。

政府は、河野談話の継承を国内外に約束をしました。河野談話は慰安婦問題の過ちを認め、謝罪し、二度と繰り返さない決意、人の尊厳を大切にする日本人の、日本の人権感覚を世界に示したもので、日本と日本人の信頼を高める明らかに大きな一歩を踏み出したものです。その誠実な実行こそが求められています。

ところが、政権党である自民党の外交・経済連携本部国際情報検討委員会は、9月19日、朝日新聞の吉田証言取り消しを根拠に、性的虐待は否定されたと河野談話の否定を決議しました。同意見書議案も、この同じ流れに沿ったものです。政府が継承を世界に約束しながら、国内で否定の運動を政権党がするという、こうした二枚舌的対応こそが、日本は多くの国益を失うとともに国民の尊厳は不当におとしめられ続けていると、こういう事態を生んでいるということを厳しく指摘しておきます。

同意見書は、慰安婦問題の本質、何を国際世論が問題にしているのかを全く理解していないことから提出をされたものです。女性たちがどんな形で慰安所に来たにせよ、それが仮に本人の意思であっても強制であっても、一たび日本軍慰安所に入れば自由のない生活を強いられ、強制的に兵士の性の相手をさせられた、性奴隷状態とされた甚だしい女性への人権侵害、これを先ほどの答弁でもお認めになりましたが、その事実が慰安婦問題です。

問題の本質を理解していない典型例は、安倍首相らがアメリカの新聞に出した、慰安婦は公娼制度と同じで問題はないとする意見広告です。19世紀半ばから公娼制度は人身売買、奴隷制度とする認識が大きく広がっています。イギリスは、19世紀末に公娼制度を廃止しました。アメリカの多くの州にはそもそも存在していません。ですから、公娼制度だから問題ないという意見

広告が怒りを呼び、2007年のアメリカ下院決議になりました。

女性を性の道具として扱うことをさきの大戦で組織的に実施したのは日本とドイツだけです。日本では、設置計画の立案、場所や必要人数の算定、業者の選定、依頼、資金あっせん、女性集め、女性の輸送、慰安所の管理、建物・資材・物資全ての提供など、それを軍の管理下または直接実施によって進められています。

一般の公娼制度のように管理の対象としたというのではなくて、国の意思として政策的に推進しました。だからこそ、厳しく世界が批判をしているわけです。

戦前、大日本国憲法のもとの日本でも、工場で働くのだとだましたり、借金漬けで逃れられないようにして国外移送するということが、人身売買として犯罪行為とされていました。1932年、軍の依頼で上海の海軍指定慰安所のために、女給、女中とだまして慰安婦を集めて移送しようとした業者が検挙され、有罪になっています。

ところが、取り締まるべき政府が、中国との全面的な戦争に突入する中で、「現地における実情に鑑みるとときには必要やむを得ざるもの」、内務省の警保局がこう言っているのですが、こういう黙認する通達を出しています。さらに、人数を指定して女性集めを指示する文書も出ています。政府に犯罪行為の認識があったために、その中でわざわざ、「どこまでも経営者の自発的希望に基づくよう取り運ぶように」と指示をしています。

また、当時の日本は、人身売買を取り締まる4つの国際条約のうち3つに加盟しており、その一つは、未成年者は本人の承諾があるなしにかかわらず、売春に従事させることは全面的に禁止するものでした。しかし、多くの慰安婦は10代の少女であったことが、被害者の証言だけでなく公文書でも明白です。人さらいのような

強制連行がなければ問題がないとする見解は、歴史を偽装するものです。

さらに、戦前の日本は公娼制度を当然視していたというのは、先人を冒瀆するものでもあります。女性の人権という発想がなかった男性だけの県会においても、事実上の奴隷制度の認識が広がっていました。公娼制度を廃止した県は14、廃止決議を上げた県も20を超えています。高知県会もその一つです。1937年の鹿児島県会の決議は、「公娼制度は人身売買と自由拘束の2大罪悪を内容とする事実上の奴隷制度なり」と厳しく批判をしています。

この先人たちの認識に比べても、余りにもおくれた女性への人権意識に基づいた意見書案となっています。

人さらいのような強制連行がないから問題ない、性奴隷ではないという主張は、女性の人権についての歴史の動きを直視しない、国際的に全く通用しない主張であることを重ねて指摘しておきます。

最後に、この問題は現在も続く人身売買や性差別に連なっている今日的問題であることを指摘しないわけにはいきません。都議会の女性差別やじの問題を本会議でも指摘しましたが、日本は、アメリカ国務省が発表している世界186カ国また地域の人身売買報告書で、人身売買撤廃のための最低基準を満たしていないとG7の中で最低の評価をされ、世界経済フォーラムが発表するジェンダーギャップ指数は136カ国中105位に低迷しています。

国連女性差別撤廃委員会からは、改善に取り組む姿勢のなさを繰り返し批判されています。女性差別、女性の人権侵害の歴史に正しく向き合っていないことの反映です。慰安婦問題に正しく向き合い、河野談話を誠実に実行することは、女性差別、女性の人権侵害を克服し、男女がともに輝く社会をつくる前提であり、世界に

通用する国際感覚の土台です。

その上に立つてこそ、高知県も進めている韓国や中国、オランダとの国際交流もさらに発展していくと確信しています。

日本で初めて女性の参政権を実現したこの高知で、同意見書案を可決することに高知県連合婦人会を初め19の女性団体から抗議の声明が出されました。本意見書の撤回を求めるとともに、女性の人権、女性の尊厳を回復する課題であり、被害女性たちの高齢化の中で解決は待ったなしの状況だとしています。全く同感です。

歴史の歯車を過去に回し、県議会の先輩をも冒瀆し、汚点を残すことになる本意見書は、採択すべきではありません。心から訴えて、反対討論といたします。同僚議員の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第13号「慰安婦問題」について適切な対応を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第14号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第14号 巻末332ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第14号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

35番岡本和也君。

（35番岡本和也君登壇）

○35番（岡本和也君） 私は、日本共産党を代表して、議発第14号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

4月に消費税が3%増税され、個人消費や住宅建設が大幅に落ち込んだ後、7月になっても景気の低迷が続いています。勤労者世帯の実収入のマイナスは連続11カ月、実質賃金のマイナスは連続14カ月と経済の6割を支える家計が冷え込んでいるからです。

そうした実態を反映し、先日発表された日本世論調査会の調査では、再増税に反対する声は72%に上っています。県民の暮らしの実態は深刻です。稲作農家では、「天候不順の影響で収量は例年の3割減になった」、「円高や消費税増税による肥料、農薬などの資材や燃料の高騰で収益

は大幅に減少した」、さらに「米価の暴落により新しくした農機具のローンが払えない」、「今度農機具が故障したら修理や買いかえる資金がないので稲作をやめる」。園芸農家も消費税増税、円高による影響は同様です。

高知県の経済を今まで支えてきた基幹産業の現場でも大変な事態になっています。

県経済にとって深刻なのは、倒産件数もそうですが、休業、廃業がその5ないし6倍の規模に広がっていることです。先月、四万十市の老舗スーパーが倒産し、3店舗が営業をやめました。そこで働いていた労働者の今からの暮らしのことを考えると本当に心が痛みます。

消費税は社会保障のためと言いながら、本年度、社会保障の充実に使われた予算は5,000億円しかなく、社会保障の相次ぐ負担増が県民を苦しめています。介護保険料も増加したのに十分なサービスが受けられない、年金の支給が減った、国保税の負担が大変厳しいなどの悲痛の声が上がっています。今後も、病床数の削減、介護サービスの切り捨てなどのメニューがめじろ押しです。

財政再建のためと言いながら、巨額の黒字をため込む大企業には復興増税の前倒し廃止など、今年度は1.5兆円、来年度はさらに3兆円もの減税を実施しようとしています。暮らしと経済に大打撃を与え、増税の根拠も総崩れとなっている消費税10%への増税は、きっぱりと中止するべきものです。

日本共産党は、消費税の増税なしに社会保障を立て直す道を提案しています。

第1は、税金は応能負担の原則に立った税制改革を行い、社会保障の財源を確保することです。富裕層と大企業への優遇税制を改めて、応分の負担を求めることです。日本の法人税率は高いというのは本当でしょうか。表面税率では課税ベースが違うために真の税負担は評価でき

ません。財務省が作成した企業負担の国際比較によると、日本の法人税負担の対GDP比は3.2%です。韓国3.5%やシンガポール3.9%よりも低く、中国3.2%と同じ水準です。しかも、法人税の引き下げ競争は国民負担の増大を招くとOECDなどでも弊害が議論になっています。

現在、韓国では、法人税減税を撤回し、野党からさらなる増税案が出されて、議論が続いています。中国やシンガポールも企業の社会保障負担をふやす方向になっています。日本はアジアのリーダーとして引き下げ競争をやめようという提案をすることが必要です。

また、所得税の負担率が、所得が1億円を超えると逆に低下する逆立ち税制を是正すべきです。

極端な格差拡大は成長を妨げる、IMF、OECD、アメリカ格付会社スタンダード&プアーズが次々と警告するレポートを発表しています。税のゆがみを正して、社会保障の充実とあわせて所得再配分機能を強化することは、経済の6割を占める内需を温め、経済の再生、税収増に結びつき、さらに将来の経済成長を支える世界の流れとも沿った、最も確かな道です。

第2は、大企業に眠っている内部留保285兆円の一部を活用して、大幅賃上げと安定した雇用を実現し、景気を回復させて税収をふやす道です。

日本の現状は、1998年から2010年の間に大企業の内部留保は177兆円増加していますが、非正規雇用の拡大などで民間給与は29兆円減少、経済の成長もとまり、GDPも減少し、結果として税収も9.1兆円減少する悪循環に陥りました。この悪循環を賃上げと安定した雇用で好循環に変えようという提案です。

昨年のG20首脳宣言も、強固で持続的で均衡ある発展にとって、質の高い雇用を通じた成長や非正規雇いを減少させることをうたっています。

その方向と一致する提案です。また、この9月、ILOとOECD、世界銀行がまとめたG20の雇用に関する報告書は、G20の多くの国々で労働生産性の伸びに賃金の上昇が追いつかず、それぞれの国内で賃金や所得の不平等が拡大していると指摘しています。日本の場合、1992年を100として2009年の時点で労働生産性は15ポイント以上の増加の一方で、賃金は10ポイントも低下しています。この点でも、道理ある提案となっています。

その中でも、政府の決断で実施できるのは最低賃金の大幅な引き上げです。アメリカは、最低賃金引き上げを経済対策として取り組んでいます。中小企業支援8,800億円とセットで取り組み、2006年比で41%も引き上げました。これにより、540万人が賃上げとなり、消費も拡大し、当初は心配したアメリカ経済界、中小企業団体も、経済効果があるとわかって次の段階で2006年比で96.1%に進もうとしています。

日本は同年比で15.9%の引き上げにとどまり、支援策も30億円にとどまっています。抜本的な対策に進むことは、特に中小企業の多い地方経済の再生に極めて有効です。

知事会が、少子化非常事態宣言を出すことや子供の貧困率は過去最悪を記録するなど、今、日本の社会のあり方が問われています。こうした問題にも正面から応える内容となっており、大いに国民的な議論を進めていきたいと考えます。

以上のこともあわせ、政策的な立場は違ったとしても、県民の暮らしと営業の実態を直視すれば、消費税増税の環境にはないことが明らかではないでしょうか。附則第18条に基づき、再増税の中止を求める意見書を可決することは、県民の声を政府に届けるという県議会の責務を果たすことだと確信するものであります。

以上申し上げ、議員各位の賛同も求めて「2015

年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書議案」への賛成討論にかえさせていただきます。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第14号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第15号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第15号 巻末334ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第15号「カジノ賭博の合法化に反対する意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

38番米田稔君。

(38番米田稔君登壇)

○38番(米田稔君) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議発第15号「カジノ賭博の合法化に反対する意見書議案」に賛成する立場から討論を行います。

法律が禁じるカジノ賭博を合法化するカジノ解禁推進法——特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案の行方が臨時国会の焦点の一つに浮上をしています。安倍首相は、1日の参議院本会議で、観光振興、地域振興、産業振興に資するとして、改めてカジノ解禁に前のめりの姿勢を示し、菅官房長官も3日の会見で、今国会で成立させるべく全力で取り組んでいると述べました。

しかし、モラルや人間社会を崩壊させる政治は許されません。賭博は多数の負ける人を犠牲にし、一部の者がもうけを掴もうとするものです。目先の利益さえ見込めるなら、多くの人の苦しみなど度外視するというのでは、まともな政治、社会とは言えません。

日本でカジノ賭博は犯罪です。刑法は、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する」、「賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する」など定め、カジノ行為やカジノ開設等を厳格に禁じています。

なぜ刑法は賭博を禁止しているのか。最高裁判決では、賭博行為は、勤労など正当な原因によらず、単なる偶然の事情によって財物を手に

する思いがけない幸運を得ようと相争うことは、国民を怠け者の浪費家にし、健康で文化的な社会の基礎になる勤労の美風を害するばかりか、副次的な犯罪を誘発し、国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあるとし、そして賭博行為は社会の風俗を害する行為として処罰することとされていると規定しているのであります。

カジノ推進派の方は、弊害が出ることは認めながら、ギャンブル依存症などのさまざまな対策をとる等と言っています。しかし、幾ら対策をとっても、依存症や犯罪などを含め、日本社会への弊害を防止することができないことは明らかではありませんか。

いろいろ対策をとっても防止できないからこそ、法律、刑法でカジノ賭博そのものを禁止しているのであります。日本で最初に賭博の禁止令が出されたのが689年、持統天皇の双六禁止令と言われています。社会を荒廃させる賭博は認められないということを1,000年以上にわたり取り組んできたわけです。

長い歴史的な経過やさまざまな事件を踏まえての法体系であること、賭博行為を禁止した刑法の重みを受けとめ、カジノ賭博の合法化はきっぱりやめるべきであります。

しかし今日、日本では、競馬、競輪など6種類の公営賭博が実施され、遊技という欺瞞的な扱いでパチンコ、パチスロという実質的な賭博行為があふれ返っています。その結果、日本は世界でも突出したギャンブル依存症大国となっています。

厚生労働省研究班の調査で、日本の成人の4.8%、男性8.8%、女性1.8%、推計536万人にギャンブル依存症の疑いがあることが明らかにされました。ギャンブル依存症は、ギャンブルへの衝動が抑制できず、経済的、社会的、精神的問題が生じているにもかかわらず、やめることが

できない病気です。世界保健機関は、精神疾患と定義しており、世界的にその対策と治療、回復のための社会基盤づくりが課題になっています。

研究班は、同じ方法で行われた比較可能な諸外国の調査結果もあわせて公表しました。アメリカ1.58%、フランス1.24%、韓国0.8%などとなっており、日本の高さが際立っています。一方、対策は軽視され、医療機関を受診する依存症患者は年間わずか500人であり、大多数の患者と家族、周辺の人たちは適切な救済を受けられず、苦しみ続けています。

さらにカジノをつくり、ギャンブル依存症患者を拡大、多重債務問題再燃の危険を増大させることは決して許されるものではありません。また、暴力団などの反社会的勢力の跳梁ばっこの舞台を提供する結果を招く可能性も高いものであり、認められません。

カジノ推進派は、高規格施設であり、厳格な規制のもと、優良顧客だけを集めるから依存症患者はふえない、さまざまな社会的問題を起こすことはないと主張します。しかし現在、国会に提出されているカジノ法案に、そのための具体的な方策は何も書かれていません。そもそも、そんな規制や対策など、できるはずがないからです。

厳格な対策をとっているというシンガポールは、開業後4年でカジノ入場禁止者は20万人を超え、自己破産も1.5倍に急増しています。

カジノ推進の名目に成長戦略の目玉、経済の活性化が掲げられていますが、韓国、米国等ではカジノ設置自治体の人口が減少したり、また多額の損失をこうむったという調査結果も出ています。何より、賭博場はものづくりでも純粋なサービス業でもありません。経済対策、成長戦略というなら、少なくとも、新たな付加価値を生み出し、人々の暮らしを豊かにするもので

なくてはなりません。しかし、カジノは人の金を巻き上げるだけで、何の価値も生み出しません。これが経済対策などと言えるでしょうか。

また、外国人観光を口実に、外国人から金を巻き上げていいのか、そのどこがおもてなしと言えるのか、これも問われていると思います。

カジノは多くの負ける人たちから収奪して利益を得るものであり、ギャンブル依存症や多重債務問題を初め、家族を含め多くの人々の生活や人生を破壊しています。そのような多くの人々の犠牲の上に成り立つ観光及び地域経済の振興や財政の改善など、本来あるべき観光、地域経済の振興、財政の改善とは全く無縁であり、また長期的に持続可能なものではありません。

本県のように、1次産業にしても観光にしても、地域の資源に光を当て、県民参加で進めている産業振興、持続可能な社会づくりやアメリカなどで成果を上げている中小業者支援と一体となった思い切った最低賃金の引き上げなど、まともな人間らしい経済対策にこそ力を注ぐべきです。

カジノ解禁を推し進めているのはパチンコ、パチスロ機器メーカーとかPFI関連業者や箱物施設に係る大手ゼネコンです。特定業界の目先の利益のために日本社会をゆがめるカジノ解禁を許すべきではありません。

今、日本弁護士連合会が反対の意見書を決議、全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会が設置されるなど、カジノ賭博合法化に対して国民の不安と反対の声が広がっています。

今月初めに実施した朝日新聞の全国世論調査では、カジノ解禁法案に賛成が30%、反対は2倍近くの59%となっています。国民多数の声を踏みにじりカジノ賭博合法化に突き進むことは、決して許されるものではありません。カジノ解禁推進法案はきっぱり廃案にすべきであります。

以上、カジノ賭博合法化に反対する意見を述

べ、議発第15号の賛成討論といたします。同僚各位の御賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第15号「カジノ賭博の合法化に反対する意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末337ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長

から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（浜田英宏君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（浜田英宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会には、台風第12号及び第11号による被害への迅速な対応を図るための補正予算を初めとして、高知県税条例の一部を改正する条例議案など当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これら提出された議案のほか、今回の豪雨災害を踏まえた防災対策や10月1日に設立されましたときでん交通株式会社の事業再生に向けた取り組みなどについても熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に對しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

日増しに秋の深まりを感じる季節となりました。どうか皆様方におかれましては、健康に御留意をされまして、県勢発展のために引き続き御尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 平成26年9月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成26年度の一般会計補正予算を初め、高知県税条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございます。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、台風被害やとさでん交通への対応、さらには産業振興や地方創生に関して多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言などを十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて今後の県政運営に努めてまいります。

一連の台風被害に対しましては、県民の皆様にも一日も早く日常の生活を取り戻していただけるよう全力で取り組んでまいります。また、新会社としてスタートしましたときでん交通株式会社に関しましては、県民の皆様にとって利用しやすい、そして利用しやすいがゆえに将来にわたって持続可能な公共交通の実現に向け、関係市町村や事業者などと連携を図りながら、その責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

さらには、国の地方創生に向けた動きに呼応しながら、地域地域の若者が誇りと志を持って働ける高知県となりますよう、産業振興計画や南海トラフ地震対策などを強力に推進してまいります。議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

これから少しずつ秋が深まってまいります。議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、今後とも一層の御活躍をされますことをお祈り申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございます。



○議長（浜田英宏君） これをもちまして、平成
26年9月高知県議会定例会を閉会いたします。
午後0時7分閉会